

確定給付企業年金に関する数理実務基準
確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス

最終改定 2026年 2月18日

公益社団法人 日本年金数理人会

公益社団法人日本年金数理人会は、確定給付企業年金制度の年金財政運営における年金数理業務の重要性に鑑み、会員が、専門的職能人としての技術及び注意をもって、確定給付企業年金の数理計算業務及び法令に定める確認業務を適切に遂行するために、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」および「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」を制定する。

確定給付企業年金に関する数理実務基準

制定	2002年 8月26日
全文改定	2017年12月20日
改定	2019年 7月22日
改定	2020年 6月22日
改定	2021年 9月17日
改定	2021年12月20日
改定	2022年10月24日
改定	2025年 2月19日
改定	2026年 2月18日

公益社団法人 日本年金数理人会

本実務基準は、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあっては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべき次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）の会員が遵守すべきものである。

- ・ 事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務
- ・ 確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）は次の通り。

- ◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和7年6月20日法律第74号）
- ◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和7年5月1日政令第101号）
- ◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：令和7年10月1日厚生労働省令第95号）
- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）
- ◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）
- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：令和元年12月27日厚生労働省告示第211号）

- ◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和7年10月15日年発1015第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)
- ◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：令和7年10月15日年企発1015第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)
- ◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)
- ◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）
- ◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号、最終改正：令和7年12月3日年企発第1203第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)
- ◇確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和3年9月27日年企発第0927第3号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知)

確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本実務基準の改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本実務基準への影響を考慮するべきである。

1. 目的

本実務基準の目的は、会員が遵守すべき実務基準を設けることによって、本専門業務によって提供される情報を、その利用者が信頼しうるものとなることを目指すことである。

そのため、本実務基準は、事業主等、その他の関係者が参照できるように、一般に公開する。

2. 行動規範との関係

本実務基準は、会員が本専門業務を行う場合において、本会が定める行動規範で会員が適切な実務基準に従って業務を遂行しなければならないとされている実務基準に該当する。

3. 優先順位

確定給付企業年金法令等と本実務基準が矛盾する場合は、確定給付企業年金法令等が優先する。また、その他の法令通知と本実務基準が矛盾する場合も、その他の法令通知が優先する。

（注）例えば、確定給付企業年金法令等に改正があり、当該改正を織り込むための本実務基準の改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正の内容が優先する。

4. 専門能力

会員は、本専門業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、それを引き受ける専門能力を有していると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。

この専門能力には、最新の確定給付企業年金法令等、それに関連するその他の法令、通知、並びに、本会が公表する「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の理解が含まれる。

5. 責任の所在

適正な年金数理に基づいて、確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算を行うことの最終的な責任は事業主等にあるが、本専門業務を行うにあたり、本専門業務を行う責任は会員にある。

6. 関連資料の入手

会員は、必要に応じて関連する資料（例えば、対象となる確定給付企業年金規約、確定給付企業年金規約で引用する諸規程、並びに、勘定科目の中で本専門業務によって得られる情報（責任準備金、及び、同増減）以外の諸数値が含まれる。財政悪化リスク相当額を算定する場合は、「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」第2条に定める区分ごとの資産の額、ないし、リスク算定用資産構成割合が含まれる。また、制度変更を考慮する場合は、当該制度変更を確認するための資料が含まれる。）を原則として事業主等から入手する。その内容について疑問がある場合には、原則として事業主等に確認する。

（注）例えば、会員が所属する法人等が管理する資料を本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該資料を管理する法人等を事業主等に含める。

7. 個人データの入手

会員は、本専門業務において用いる個人データを、原則として事業主等から入手する。

会員は、個人データによっては、本専門業務によって得られる情報の信頼度が著しく低下する恐れがあることを踏まえ、必要となる個人データの内容について事業主等に分かりやすく説明する。

会員は、入手した個人データについて疑問がある場合には、原則として事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。

個人データの信頼性に重大な疑問がある場合には、報告書にその旨を記載する。

本専門業務で使用した個人データは、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。

（注）例えば、会員が所属する法人等が管理する個人データを基にして作成した個人データを本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該個人データを管理する法人等を事業主等に含める。

8. 基礎率の確定

会員は、必要に応じて「9. 基礎率に関する助言」に掲げる助言を行ったうえで、本専門業務において用いる基礎率を確定することを事業主等に求める。事業主等が確定した基礎率について疑問がある場合には事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。

事業主等が確定した基礎率が、適正な年金数理に基づいていないと判断される場合には、会員は、事業主等に対し注意を喚起し、報告書にその旨を記載する。

本専門業務で使用した基礎率は、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。

(注) 基礎率には、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、昇給指数、給付の額の再評価及び額の改定に用いる指標の予測、一時金選択率、並びに、新規加入の見込みが含まれる。

9. 基礎率に関する助言

会員は、本専門業務において用いる基礎率を事業主等が確定することに資するために、必要に応じて次を行う。

- ① 基礎率の特性、その相互の関係、及び、その変動による確定給付企業年金制度への影響について助言する。
- ② 適正な年金数理に基づく判断される基礎率を提示する。会員が提示すべき基礎率を作成するにあたって、過去に採用された方法が適正であるかどうかは環境の変化によって変化する可能性があるため、必要に応じて方法の見直しを事業主等に提示する。そのため、会員は、本専門業務に関連する環境の変化の把握、及び、最新の研究成果や調査報告等の情報の取得に努める。
- ③ リスク分担型企業年金に関し、決定した基礎率が給付額へ影響する可能性について助言する。

10. 財政方式その他の確定

会員は、本専門業務で用いる財政方式その他の事業主等が確定すべき事項（以下「財政方式等」という。）を事業主等が確定するにあたって、適正な年金数理に基づく判断される財政方式等の選択肢についての助言を必要に応じて行ったうえで、本専門業務で用いる財政方式等を確定することを事業主等に求める。事業主等が確定した財政方式等について疑問がある場合には事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。

事業主等が確定した財政方式等が、適正な年金数理に基づいていないと判断される場合には、会員は、事業主等に対し注意を喚起し、報告書にその旨を記載する。

本専門業務で用いた財政方式等を、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。また、財政方式等の適用にあたって、重要な事項について報告書に記載する。

(注) 財政方式等には、財政方式のほか、資産評価方法、別途積立金、財政悪化リスク相当額、特別掛金、リスク対応掛金、確定給付企業年金法施行規則第47条に定める特例掛金、リスク分担型企業年金掛金、許容繰越不足金、非継続基準の積立不足に伴う特例掛金、及び、積立上限額を超える場合の掛金の控除額のそれぞれの取り扱いが含まれる。

11. 給付の設計に関する助言

会員は、本専門業務にかかわる給付の設計を事業主等が確定することに資するために、必要に応じて、給付の設計の特性により生じる確定給付企業年金制度への影響について助言する。

12. 近似、省略など

会員は、近似、省略などに基づく算定を行う場合には、その妥当性を考慮する。

近似、省略などに関して重要な事項がある場合には、会員は、その内容を報告書に記載する。

事業主等が、近似、省略などに基づく算定を行う場合には、会員は、依頼に応じて、その方法の特性について助言する。

13. 報告

①事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務

会員は、本専門業務によって得られた情報を、計算基準日、及び、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するものとともに、報告書に記載して報告する。必要がある場合は自己の名前及び定款第5条第1項に定める区分を記載する。その際、対象とした確定給付企業年金、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するもの、及び、その他の重要な事項のうち、事業主等からの依頼に基づくものについて、必要に応じてその旨を記載する。

これらの事業主等からの依頼の内容に基づくことにより、本専門業務によって適正な年金数理に基づく情報が得られないおそれがあると判断される場合には、会員は、報告書にその旨を記載する。

「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」において本会が適正な年金数理に基づいていると考えたとされている取扱いから逸脱する取扱いを採用する場合には、その事実及び根拠を報告書に記載する。

②本専門業務のうち、確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

会員（確定給付企業年金法施行規則第116条の2第2項に定める「年金数理人名簿」に搭載されている者に限る。）は、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」（以下、「厚生労働大臣に提出する書類」という。）が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認した場合、その旨を記載し、記名した確認書により報告する。

会員は、適正な年金数理に基づいていると判断されない場合には、厚生労働大臣に提出する書類に、適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記することなくして、記名してはならない。

以上

確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス

制定	2002年 8月26日
全文改定	2017年12月20日
改定	2018年 2月21日
改定	2018年12月21日
改定	2019年 3月25日
改定	2019年 7月22日
改定	2020年 6月22日
改定	2021年 9月17日
改定	2021年12月20日
改定	2022年10月24日
改定	2024年 3月26日
改定	2025年 2月19日
改定	2026年 2月18日

公益社団法人 日本年金数理人会

本ガイダンスは、確定給付企業年金を実施する、又は、実施しようとする事業主（基金を設立して実施する場合にあっては基金。以下「事業主等」という。）からの依頼により、確定給付企業年金法の下で適正な年金数理に基づくべき次のいずれかの業務（以下「本専門業務」という。）を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料である。

- ・事業主等が行う確定給付企業年金法第96条第1項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務
- ・確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）は、確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知（以下「確定給付企業年金法令等」という。）、並びに、本ガイダンスに則って、合理的な判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金数理に基づいていると考える。

本ガイダンスの理解は、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、本専門業務を行うにあたって有すべき専門能力に含まれるとされている。

本ガイダンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。

◇確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号、最終改正：令和7年6月20日法律第74号）

◇確定給付企業年金法施行令（平成13年12月21日政令第424号、最終改正：令和7年5月1日政令第101号）

- ◇確定給付企業年金法施行規則（平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正：令和7年10月1日厚生労働省令第95号）
- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。）
- ◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年3月18日厚生労働省告示第99号、その後の改正を含む。）
- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正：令和元年12月27日厚生労働省告示第211号）
- ◇確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和7年10月15日年発1015第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）
- ◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改正：令和7年10月15日年企発1015第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）
- ◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正：令和3年8月2日年発0802第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知）
- ◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年9月1日厚生労働省令第150号）
- ◇確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発第0901第2号、最終改正：令和7年12月3日年企発第1203第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）
- ◇確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（令和3年9月27日年企発第0927第3号、最終改正：令和4年1月21日年企発第0121第1号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知）

確定給付企業年金法令等が改正され、当該改正を織り込むための本ガイダンスの改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正による本ガイダンスへの影響を考慮するべきである。

目次

〔用語の略称等〕	1 0
第 1 節 基礎率	1 1
第 2 節 財政方式	2 5
第 3 節 掛金	2 7
第 4 節 財政検証	5 3
第 5 節 財政計算	8 8
第 6 節 その他の事項	9 5
第 7 節 年金数理人の確認	1 0 8
第 8 節 簡易な基準	1 1 0
補足事項 財政悪化リスク相当額	1 1 2
付録 1 確定給付企業年金に関する様式マニュアル	1 5 7
付録 2 平成29年1月改正後の財政運営にかかる数値例	2 0 3

[用語の略称等]

確定給付企業年金法令等に定められた用語の略称はそのまま使用する。

その他の用語は、以下のとおりとする。

- ・掛金適用日
財政計算に基づく掛金を適用する日をいう。
- ・簡易な基準
規則第5条2号に規定する簡易な基準をいう。
- ・弾力償却
規則第46条第1項第2号による特別掛金額の計算方法をいう。
- ・定率償却
規則第46条第1項第3号による特別掛金額の計算方法をいう。
- ・弾力拠出
規則第46条の2第1項第2号によるリスク対応掛金額の計算方法をいう。
- ・定率拠出
規則第46条の2第1項第3号によるリスク対応掛金額の計算方法をいう。
- ・年金換算利率
一時金と年金の間の換算に用いる利率をいう。
- ・給付区分特例
通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」第4-1に規定する給付区分ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分することをいう。
- ・区分運用
給付区分特例を実施している場合の資産の運用方法のうち、給付区分ごとに区分して資産を運用する方法をいう。
- ・一括運用
給付区分特例を実施している場合の資産の運用方法のうち、制度全体で資産を一括して運用する方法をいう。
- ・新基準
平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法令等の改正後の財政運営をいう。
- ・旧基準
平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法令等の改正前の財政運営をいう。
- ・閉鎖型
新規加入を停止し、給付の額の算定の基礎となる加入者期間（以下「給付額算定期間」という）の伸長を停止しない制度をいう。

- ・本数理実務ガイダンスにおける左記の「閉鎖型」には、新規加入を停止し、給付額算定期間の伸長を停止する制度（「凍結型」という）は含まれない。なお、当該「凍結型」には令第54条の5が含まれるが、同条の見出しには「閉鎖型」と記載されている点に留意すること。

第1節 基礎率

標準掛金および数理債務の算定に用いる基礎率は、規則第43条に基づき、以下に留意して設定する。

1. 基礎率の設定

(1) 基本的な考え方

基礎率は、実績および将来の見通しに基づいて定めるものとする。掛金計算、債務評価に必要と考えられる基礎率を織り込むこと。

将来の見通しを反映させる場合、掛金の低下する方向への補整は原則として行わないものとするが、過去の実績により算定された基礎率により算出された掛金が必要以上に高いと判断できる根拠が明示できる場合はこの限りではない。

(2) 各基礎率の相互関係について

各基礎率は相互の関係に充分留意して設定する。

2. 基礎率の見直し時期について

財政計算毎に定めることを原則とするが、前回の財政計算において定めた基礎率のうち、継続して用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることができる。

ただし、予定利率については下限予定利率を下回っていないこと。また、予定死亡率については全年齢で、規則第43条に定める範囲内に収まること。

〔基礎率を継続して用いることが適切である場合の例示〕

- ・ 予定利率の算定において、設定根拠となる、積立金の運用収益の長期の予測（以下「長期的期待収益率」という）やリスクに大幅な変化がない場合
- ・ 基礎率を見直した結果、変更前後で大幅な変化がない場合
- ・ 加入者数が少なく、基礎率を洗替えることが必ずしも信頼性のある基礎率算定に繋がらない場合であり、財政運営上、問題がないと考えられる場合

等

・ 簡易な基準を使用する場合は、予定利率、予定死亡率のみを使用する。ただし、指標を用いている場合は、指標の予測を基礎率として使用する。

（「第8節 簡易な基準」参照）

・ 「もっぱら各確定給付企業年金の実績及び予測（予定利率については積立金の運用収益の長期の予測）に基づき適正かつ合理的に定めるものであり、他制度掛金相当額を調整することを目的として基礎率の設定方法を変更することは認められない。」とされている。（「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」別紙「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」（以下、「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」とする。）番号10より）

・ 掛金率を上昇させる方向への将来の見通しを基礎率に設定する場合であっても、事業主等から提示された根拠に基づき、その妥当性を勘案しつつ、基礎率を設定すること。

・ 予定死亡率、予定利率は、基準死亡率、下限予定利率が変更になり、規則第43条に定める範囲内に収まらなくなっても次回財政再計算まで見直す必要はない。

第1節 基礎率

3. その他留意事項

(1) 予定利率

規則第43条に基づき事業主等が決定していることを確認すること。

- ・ 予定利率は、長期的期待収益率を上回らないことが原則となることに留意する。
- ・ 予定利率は、長期的期待収益率を大幅に下回る場合であっても、過剰な損金算入を防止する観点から定められる下限予定利率を下回らない場合は、保守的な評価を行っているものとして許容されることに留意する。

- ・ 予定利率は、長期的期待収益率に基づき合理的に定めるものであって、積立金の運用収益の短期の予測（以下「短期的期待収益率」という）や、積立状況に応じて定めることは適切ではないと考えられる。

長期的期待収益率は、年金資産が給付の支払に充てられるまでの期間等を考慮して設定すべきものと考えられるが、当該期間に対応する市場関係者間で共有される期待収益率が得られない場合がある。このとき、

- ・ 長期的に実現を目指す運用収益率の水準を設定し、その水準が合理的なものであり、その水準を実現するよう政策的資産構成割合を見直すなど将来にわたって適切に対応を行う場合に、当該水準を予定利率の設定の前提となる長期的期待収益率とすることは必ずしも否定されない。
- ・ 上記を採用するケースにおいて、短期的期待収益率が低下したとしても、年金積立金の運用は長期間にわたって行うものであることから、長期的観点からの判断として政策的資産構成割合を維持することは否定されず、また、この場合において、設定した長期的期待収益率や予定利率を必ずしも見直す必要はないと考えられる。すなわち、短期的期待収益率が一時的に予定利率を下回することは否定されず、短期的期待収益率の動向を直ちに長期的期待収益率に反映することや、短期的期待収益率を割引率として債務を評価し直すことなどは必ずしも求められない。

ただし、短期的期待収益率から、少なくとも5年ごとに行う次回の財政再計算など次に資産構成割合を見直すまでに年金資産が負債を下回ることが見込まれる場合は、財政上の健全性が確保されるとはいえないため、資産構成割合を見直す時期を早めるなど財政上の健全性が確保されるように対応することが望ましい。

以下のケースにおいては、その影響

第1節 基礎率

<ul style="list-style-type: none"> ・給付の区分に係わらず同一の予定利率を設定することが考えられる。ただし、資産が別々に管理・運用されている場合で資産構成に違いがある、又は、資産の運用方針に違いがあるなど合理的な理由があればそのような取扱いとはしないことも可能。 ・予定利率の設定については、財政計算時に長期的期待収益率に基づいて合理的に定める必要があり、以後の財政検証においてはその予定利率を用いるものである。従って、年金受給者の債務評価において、当該年金受給者の年金原資を積み立てた時点の利率を用いるものではない。 ・ただし、成熟度の上昇に従って政策的資産構成割合の見直しを予定している場合など、合理的な理由がある場合には、予定利率を年金支給開始年齢の前後で変えることも可能。またこの場合においても、 	<p>について事業主等に助言を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産構成のリスクが異常に大きく、財政運営上の支障が予想される場合 ・予定利率が直近の実勢利回り（直近の長期国債利回り等）を大幅に上回っている場合 <p>予定利率を設定する際に検討すべき事項として、事業主等に以下の助言を行うことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的期待収益率及び下限予定利率との整合性 ・設定した予定利率の年金財政への影響 ・適用後の決算時における利差損益の動向 ・長期的期待収益率とリスクとの整合性 ・その他、年金財政への影響が大きいと思われる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算で設定できる予定利率の下限は、年度単位で変更となるため、3月31日付で財政計算を行う場合は、旧年度の下限予定利率に基づくこととなる。新年度の下限予定利率を用いて財政計算を行いたい場合は計算基準日を4月1日付とすることが考えられるが、この場合において、3月31日付の人員データ・資産データをそのまま4月1日のものとみなしても支障がないと考えられる場合には、3月末データを用いて基準日のみ4月1日とし、新年度の予定利率を用いて財政計算を行うことが考えられる。 ・例えば退職金の移行部分と加入者拠出を伴う退職金の外枠部分等に異なる予定利率を適用する場合には、合理的な理由が必要。また、実際の運用資産を分別管理することまでは必要ないものの、形式上は分けられていることが必要と考えられる。
--	---

第1節 基礎率

支給開始年齢前後の予定利率はいずれも下限予定利率を下回ってはならない。

(2) 予定死亡率

使用する予定死亡率は、性別及び年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める基準死亡率を基に定める。

- ・死亡の実績及び予測に基づき、「加入者」、「加入者であった者又はその遺族（障害給付金の受給権者を除く）」及び「障害給付金の受給権者（加入者を除く）」の区分に応じ、規則第43条に規定の範囲内で定めた率を基準死亡率に乗じたものとする事ができる。

- ・財政上特段の支障がないと判断される場合には、男子、女子いずれか、あるいは男女の率を合理的に合成した予定死亡率を使用することができる。

(3) 予定脱退率

- ・予定脱退率は、原則として直近3年以上の加入者の脱退実績及び将来の見通しに基づいて算定する。

- ・予定脱退率は、例えば年齢別に定めることとし、全てのグループ区分・給付区分を合算して定める方法やグループ区分別・給付区分別に定める方法等が考えられる。

- ・基準死亡率の改正に伴う予定死亡率の見直しは、改正後基準死亡率の適用日以降を計算基準日とする財政計算から適用することを原則とする。ただし、適用日前に先行して予定死亡率に改正後基準死亡率を用いることも可。

- ・一定率を乗ずることにより、将来の死亡率の低下を見込むことができる。

- ・加入者について、過去3年間の実績により業務上の事故率が著しく高いこと等が実証された場合には、その実績及び将来の見通しに基づいて一定率を乗じて得た率とすることができる。

- ・基準死亡率が改正された場合などにおいて従前の死亡率に一定率を乗じた率と改正後の死亡率のいずれか低い方の率を用いる場合等、合理的な理由があれば必ずしも全年齢において同一の乗率を使用しなくとも良いと考えられる。

- ・令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行う場合は、死亡率を0を上回るように実績等に基づいて合理的に見込むこと。この場合にも規則第43条の定め留意すること。

- ・年金受給者になると予測される者が、男子に偏ると見込まれる場合、男子の死亡率を使用することができる。

- ・同一グループ区分・同一給付区分であっても、明らかに性質の異なる集団が共存している場合は、区別して、算定することができる。

- ・区別したことにより少数集団となる雇用形態の異なる集団については、合算して算定することができる。

第1節 基礎率

<p>[算定期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定脱退率は原則として直近3年以上の加入者の脱退実績に基づいて算定する。 ・ 異常年度の脱退実績の全てを使用しない等の処理をする場合等、必ずしも連続した期間を用いるとは限らない。 ・ 異常脱退の実績が把握できる場合は、当該脱退データのみ除外しても可。 <p>[除外データ等の抽出]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所脱退データについては、その恒常性又は異常性から判断して、算定基礎データより除外する等、必要に応じて行う。 ・ 再加入者の取扱いにおいても算定基礎データより除外する等適宜処理する。 ・ 過去に定年延長があり、あるいは現在定年延長中の場合、旧定年の脱退データの影響は排除する等、必要に応じて行う。 ・ 算定期間内に限った特殊要因は脱退データより除外する。 <p>[粗製脱退率の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡脱退者の取扱いは次のいずれかの方法により算定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内枠方式 死亡脱退者を含む脱退者の実績に基づいて算定した脱退率から予定死亡率を控除する方法。 予定死亡率を控除した結果が負となる年齢がある場合、その年齢における予定脱退率は0（ゼロ）とする。 ・ 外枠方式 死亡脱退者を除く脱退者の実績に基づいて算定した脱退率を予定脱退率とする方法。 ・ 年齢毎の母数が少数の場合、連続した複数の年齢による集団を作成し、粗製脱退率を求めることもできる。 <p>[補整脱退率の作成・粗製脱退率の補整方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計資料の偶発的な要素や変動を排除し、当該制度の脱退傾向を示す率として、凹凸の少ない滑らかな曲線となるように補整脱退率を作成することができる。 	<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害による脱退率を使用する場合も左記の考え方に準じる。 <p>(除外の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業所の全部又は一部が、希望退職者の募集を行った場合 ・ 恒常的ではない会社都合による退職・関連会社への転籍による脱退者 ・ 災害による離職者 <p>(除外方法の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者を除外する。 ・ 対象年度を除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外枠方式の場合には死亡脱退者を把握していること。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5歳幅毎の粗製脱退率等 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動平均法による粗製脱退率の補整 ・ グレヴィルの補整式による粗製脱退率の補整 ・ 一般化加法モデル (Generalized Additive Model: GAM) による補整脱退率の作成
---	---

第1節 基礎率

<ul style="list-style-type: none"> ・特異な年齢における脱退についても、年金財政の健全性を考慮し、補整を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・実績脱退率の水準、傾向、安定性又は将来の動向（見込み）等を考慮して、年金財政の健全性の観点から必要と認める場合は、脱退率の割（増）掛け等により補整することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢別に異なる率により割（増）掛けを行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・掛金率が低下する方向への割（増）掛けは原則として行わないこととする。 <p>[最終年齢までの予定脱退率の算定]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終年齢までの脱退率を実績に基づき算定できないときは、年金財政の健全性を考慮したうえ、使用できる実績値を基礎とし、これを補外法等により最終年齢まで延長した数値を予定脱退率とする。 <p>[異例処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3年以上の加入者の脱退実績が予定脱退率算定の基礎データとして不適当な場合。 →従前の予定脱退率を使用することができる。 年金財政の健全性より、従前の予定脱退率に割掛け等を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業所で実施している確定給付企業年金の一部事業所で、会社設立後の日が浅く使用すべき実績がない場合又は、火災等により過去の記録の入手が困難な場合。 →当該事業所を脱退率の算定基礎から除外することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・予定脱退率算定にあたっては、予定昇給指数、予定新規加入者、数理上の定年年齢等の他の諸要素を総合的に勘案、検討のうえ定め、年金財政の健全性、継続性を図る。 	<p>(特異な年齢における脱退の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の事業所で実施している確定給付企業年金の事業所毎に異なる定年年齢による定年事由の脱退 ・総合型確定給付企業年金における65歳以上の脱退 <p>(特異な年齢における補整方法の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗製脱退率を用いる <p>次に該当する場合には、割掛けの必要性を検討することが考えられる。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退実績が減少傾向にある場合 ・脱退実績が不安定な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・割（増）掛けの率は当該期間の脱退率の水準及び将来の見通し等を考慮して算定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・実績により算定した予定脱退率が、明らかに不適切であると判断される場合については、掛金率が低下する方向への割（増）掛けを行うことができる。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年延長を行ったとき [補外法等の具体例] ・使用できる実績値の傾向に基づいて延長する。 ・最終実績値をそのまま延長する。 ・0とする。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該期間において、連続的に人員整理等の特異な脱退があり、その対象者の区別がつかない場合
---	--

(4) 最終年齢

最終年齢は、年金支給開始年齢や定年年齢などを参考にして決定することが考えられる。定年制の有無を参考にする場合は、以下のような方法がある。

①定年制がある場合

ア)・定年前後の加入者の実態がないとき

- ・定年前の加入者数に比べて定年後の加入者数が少数であつてかつその実態が例外的事例として無視できるとき
→定年年齢を最終年齢とする。

イ)・定年前の加入者数に比べて定年後の加入者数が多数であるとき
・少数であつてもその実態が定常的なものとして無視できないとき

→定年後の加入者の実態を考慮して最終年齢を定める。

ウ)勤務延長制、再雇用制等については、その実態を考慮したうえ、前記ア), イ)に準じて取り扱う。

②定年制がない場合又は2以上の事業所で確定給付企業年金を実施していて各企業により定年制が異なる場合

ア)高齢における加入者数が多数であつて、実績に基づき脱退率を算定できるときは、財政の健全性を考慮したうえ、実績値を使用できる範囲で最終年齢を定める。

イ)高齢における加入者数が少数であつて、実績に基づき脱退率を算定できないときは、年金支給開始年齢を最終年齢とする。ただし、年金支給開始年齢を最終年齢とすることが財政上の観点から不相当と認められるときは、財政上安全と認められる年齢を最終年齢とする。

③最終年齢を超える現在加入者の取扱い

- ・最終年齢を超える現在加入者については、計算基準時点以降1年以内に全員脱退するものとして給付現価及び収入現価を算定する。

(例示)

- ・年金支給開始年齢
- ・脱退率が算定できる最終の年齢
- ・f_z方式

[f_z方式]

$$f_z = \frac{\sum_{x=z+1} l_x}{L_z} \text{ とし、}$$

$z + f_z$ を最終年齢とする。

(記号)

- ・z : 定年年齢
- ・l_x : x歳加入者数
- ・L_z : l_z 又は l_z ~ l_{z-A} の
の
平均値 (1 ≤ A ≤ 4)

(注意)

- ・主として実績値に規則性が認められない場合に使用する。
- ・f_zの算定上十分な実績値があるか留意する。
- ・f_zの端数は、財政上の安全を考慮して処理する。

- ・実績に基づき脱退率を算定できるときとは、十分な実績値があり、脱退率を算定することが意味をもつ場合。

(例示)

- ・総合型確定給付企業年金で、最終年齢を65歳とする。
- ・総合型確定給付企業年金以外の制度で、主力企業の定年年齢を最終年齢とする。
- ・総合型確定給付企業年金以外の制度で、各企業の定年年齢のうち、最高年齢を最終年齢とする。

第1節 基礎率

<p>(5) 昇給指数（予想昇給率）</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給指数（予想昇給率）は、給与（あるいはこれに類するもの）に関して定めるものである。 以下、将来の給与水準の変動を「ベア」と言う。また、ベアを見込まない場合の昇給指数（予想昇給率）を「静態的昇給指数」と言う。 <p>[ベアの反映]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給指数（予想昇給率）に将来のベアを反映させる場合には、事業主等から提示されたベアに関する将来の見通しを基礎に行うものとする。 なお、昇給指数（予想昇給率）に見込むベアの水準については、長期的視点に立ったものであることに留意すること。 ベアに起因する過去の昇給差損の発生状況が財政上軽視できないものと判断され、今後も同程度以上のベアの発生が見込まれる場合には、昇給指数（予想昇給率）にベアを見込むことが望ましい。ただし、当不足金について将来的に事後償却が可能であると事業主等が判断した場合には、この限りではない。 ベアを見込むことにより、これを見込まない場合に比して掛金率が低下する場合には、財政の健全性の見地より原則として見込まないこととする。 将来加入者に係る給付現価、給与現価を算出するに当たって使用する加入時給与及び加入後の昇給率にベアを見込む場合には、昇給指数（予想昇給率）でのベアの見込みと整合性を図りつつも財政の健全性に留意して行うこと。 ベアを見込んだ昇給指数（予想昇給率）を算定する方法としては、静態的昇給指数を予め算定しこれにベアを考慮する方法が考えられる。 <p>[昇給指数（予想昇給率）の変更時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給指数（予想昇給率）の見直しは、財政再計算、法改正による標準報酬の上下限額の改定時（基準給与に「標準報酬月額」を使用する場合）などに、財政の健全性に留意の上で適宜実施すること。 <p>[確定給付企業年金の給与に「企業型年金における拠出限度額を超える部分」が反映される場合の昇給指数の設定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金と企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、予定利率を上回るベアの見込みは、実施事業所における人事施策上の計画などの明確な根拠により短期間に限定して行う以外は不可。 また、負のベアの見込みは不可。 特に、給付設計が最終給与比例制の場合には留意が必要である。 ベアの見込みが明確な根拠によるものである場合にはこの限りではない。 <p>(例示) 静態的昇給指数を基礎に算定する方法</p> $B_x = B_{x-1} \times J_{x-1} \times (1 + \text{ベア率})$ <p>B_x: x 歳での昇給指数(予想昇給率) J_x: x 歳での静態的昇給指数による昇給率</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政再計算時に、従前のベアの見込みが将来の見通しに沿わない等の理由によりこれを変更することができる。 なお、ベアの見込みのみを変更することも可。 この場合、企業型年金の拠出限度
--	---

第1節 基礎率

定する企業型年金をいう。以下同様。)を併設している場合であって、超過部分(企業型年金の拠出限度額を超える部分をいう。以下同様。)が確定給付企業年金の給付額に反映される給付設計の場合には、昇給指数の算定に留意する。

(設計の例)

ポイント制の退職金制度において、全体の70%相当の「単年度ポイント×単価×0.7÷12」を確定給付企業年金のポイントに毎月累積し、残る「単年度ポイント×単価×0.3÷12」を企業型年金の事業主掛金として毎月拠出する。ただし、上記の事業主掛金が「55,000円－他制度掛金相当額」を上回るときは、事業主掛金は「55,000円－他制度掛金相当額」とし、当該上回る部分は確定給付企業年金の「単年度ポイント×単価×0.7÷12」へ加算したうえで、確定給付企業年金のポイントに累積する。

・確定給付企業年金の本来部分及び超過部分の給付水準を適切に反映するように昇給指数を算定する。

(例示)

①反復計算による方法

例として、給与A=確定給付企業年金の本来部分給与、給与B=超過部分給与とすると、各加入者の給与は給与A+給与Bとなり、この制度で財政再計算をした場合、反復計算は以下ようになる。

- a 給与A+給与Bに基づく仮の昇給指数・加入時給与等を算定
 - b aを基に他制度掛金相当額を算定
 - c bを基に各人の給与Bを再算定(B'とする)
 - a' 給与A+給与B'に基づく仮の昇給指数・加入時給与等を算定
 - b' a'を基に他制度掛金相当額を算定
 - c' b'をもとに各人の給与Bを再算定(B''とする)
 - a'' 給与A+給与B''に基づく仮の昇給指数・加入時給与等を算定
- …以下、収束するまで繰り返す

②反復計算によらない方法

(例1) 超過部分給与を織り込まない方法

計算基準日時点における本来部分給与のみに基づき昇給指数を算定する。

(例2) 本来部分と超過部分を合わせた給与に基づく方法

計算基準日時点における本来部分と超過部分を合わせた給与を使用して昇給指数を算定する。

[その他]

・昇給指数(予想昇給率)については、統計資料(基礎データ)から得られる年齢別粗平均給与に対して補整を施したもの(年齢別補整給与)を基礎に算定すること。
(静態的昇給指数についても同様。)

・昇給指数(予想昇給率)は、例えば年齢別・給付区分別に定めることとするが、異なる給付区分の加入者の対象が概ね一致しており、かつ当該給付区分が同一の基準給与によっているなどの場合には、年金財政への影響を考慮しつつ、異なる給付区分で同様の昇給指数

額(他制度掛金相当額)と確定給付企業年金の給与の関係が循環する。

・反復計算に用いるデータの入手可能性(超過部分とそれ以外の給与を分けて把握できるか)や、財政運営が不安定となる可能性(財政再計算ごとに昇給指数の変動に伴い標準掛金が大きく変動する可能性)等に十分留意する。

・給与に係る規程や実績から超過部分の金額が小さく昇給指数への影響が小さい場合は合理的な方法と考えられる。

・この場合、財政再計算の都度他制度掛金相当額の変更に伴う確定給付企業年金の給与の傾向が変化していくことに注意する。

(例示)

- ・最小自乗法による補整
- ・グレヴィルの補整式による方法

第1節 基礎率

(予想昇給率)を使用することも可。

(6)新規加入者の見込み

予定新規加入者を過去3年間以上の新規加入者の実績又は将来の見通しに基づき、予定加入年齢並びに加入者の総数及び給与総額に対する一定割合として定める方法が考えられる。

- ・新規加入者の見込みは、給付区分別に定める。

[将来の加入者の見込みの変更時期]

- ・新規加入者の見込みは、法第58条第1項に定める財政再計算時の他、必要であると判断される場合は見直すこと。

[除外データの抽出]

- ・算定の基礎となるデータのうち次の事象に該当するものについては、その事象の恒常性又は異常性を考慮の上、必要に応じて影響を排除すること。
 - ・増加又は減少する実施事業所に係るデータ
 - ・再加入者
 - ・企業の合併、規約型企業年金の統合、企業年金基金の合併等があった場合など

[異例処理]

- ・過去3年間以上の算定の基礎となるデータを得られない場合には、年金財政の健全性に配慮の上、従前の見込みを適宜補正することにより算定することができる。

○予定新規加入年齢

- ・過去3年間以上の新規加入者実績の単純平均により算定する方法、過去3年間以上の新規加入者の実績を次の算式により加重平均して得られる年齢により見込むなどの他、合理的な方法により算定することが考えられる。

$$\frac{\sum_{t=0,1,,x}^{(t)} (\sum B_x \cdot S_x)}{\sum_{t=0,1,,x}^{(t)} (\sum B_x \cdot N_x)} = \frac{(\sum_{t=0,1,,x}^{(t)} (\sum B_x)) \cdot S_y}{(\sum_{t=0,1,,x}^{(t)} (\sum B_x)) \cdot N_y}$$

B_x : 基準日の t 年前応当日の直前1年間における x 歳での新規加入者の給与

S_x : 基礎率に基づく給付現価率

(例示)

- ・対象加入者の範囲変更の場合
- ・規約型企業年金の統合、企業年金基金の合併等の場合

例えば、新規加入者数のデータが0件である場合は、実施事業所における給与規程や採用計画等を用いる方法により新規加入者の見込みを定めることが適切と考えられるが、必要に応じて同業他社や類似企業等で使用しているデータ、他の給付区分に基づくデータ、厚生年金被保険者データ等を用いることも考えられる。

(例示)

- ・年齢による加入制限がある場合の最低加入年齢
- ・過去3年間の年齢別新規加入者数の最も多い年齢 (モード年齢)

例えば、新規加入者の加入時給与の把握が困難な場合には、以下の様な合理的な手法により加入時給与を推計してもよい。

(例示)

- ・基準日時点で捉えられる該当者の給与実績および昇給指数 (予想昇給率) を用いて新規加入時の給与を推計する方法
- ・直近1年間の新規加入者の年齢

第1節 基礎率

N_x : 基礎率に基づく給与現価率

y : 平均年齢 (求めるべき年齢)

[将来の見通しの反映]

- ・将来において新規加入年齢が上昇 (低下) する明確な根拠がある場合は、財政の健全性に配慮の上で、将来の見通しを上述の方法により算定した年齢に反映することができるものとする。
- ・過去の状況から新規加入年齢の上昇傾向が顕著であり、これに起因する財政上の差損が軽視できないと判断される場合には、今後の見通しを勘案の上で財政の健全性の見地より必要に応じて将来の年齢の上昇を反映させることが望ましい。ただし、当不足金について将来的に事後償却が可能であると事業主等が判断した場合には、この限りではない。

○予定新規加入者数

[算定方法]

- ア) 予定新規加入者数は、前記により定めた予定加入年齢で加入した場合の予定加入者期間及び基準日における加入者総数に基づき、新規加入が毎年定常的に発生し、その結果として定常状態における加入者総数が将来見込まれる加入者総数と一致するなど合理的な方法により見込むことが考えられる。

$$LN = L \times \frac{1}{e^x}$$

L : 将来見込まれる加入者総数

e^x : 加入年齢 x 歳の平均加入者期間

(予定脱退率、予定死亡率及び最終年齢を用いて算出したもの)

- イ) ア)により算定した予定新規加入者数が、過去の実績又は将来の見通しに照らして著しく大きいと判断される場合には、経過措置的に基準日から一定の期間について見込みを適宜減少させることが考えられる。

なお、一定の期間については、将来の見通しに関する明確な根拠を得られる場合にはこれに基づく期間を、特に得られない場合には概ね次回再計算までの期間などにより設定することが考えられる。

[事業主等からの提示による場合]

- ・将来の加入者総数、あるいは新規加入者数などが、合理的な根拠を伴って、事業主等から提示がある場合には、予定新規加入者数を、事業主からの提示に基づいて見込むことが考えられる。

○予定新規加入者給与

[算定方法]

- ア) 予定新規加入者給与は、予定新規加入者数と同様に、定常状態における加入者の給与総額が将来見込まれる給与総額と一致するなど合理的な方法により見込むことが考えられる。

- イ) 上記ア)の方法の他、財政の健全性に配慮の上で、予定新規加入者の給与を過去の実績の単純平均、又は昇給指数 (予想昇給率) の算定の基礎とした補整給与として見込む方法を用いることも考えられ

別の平均給与を用いて新規加入時の給与を推計する方法

(例示)

- ・実施事業所における人事施策上の計画など。

- ・加入者総数に対する一定割合を見込むことにより予定新規加入者数を算定することも考えられる。

- ・加入者数の増加を見込むことが合理的である場合でも財政上の健全性に配慮すること。

- ・将来見込まれる加入者総数が合理的に見込めない場合には、基準日における加入者総数を用いることも考えられる。例えば、定年延長等で加入者範囲が変更になる場合、財政上の健全性に配慮のうえ、変更前の加入者範囲における加入者総数と基準日時点の加入者総数が一致するように予定新規加入者数を見込むことが考えられる。

- ・加入者の平均給与の額に対する一定割合を見込むことにより予定新規加入者給与を算定することも考えられる。

- ・将来見込まれる給与総額が合理的に見込めない場合には、基準日

第1節 基礎率

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給指数（予想昇給率）にベアを見込んでいる場合には、ア)による予定新規加入者給与の算定には静態的昇給指数を使用することが考えられる。 予定新規加入者給与を補整給与により見込む場合には、昇給指数（予想昇給率）の算定時から基準日までの賃金の変動を考慮して適宜補正することが考えられる。 <p>[事業主等からの提示による場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の新規加入者の給与が、合理的な根拠を伴って、事業主等から提示がある場合には、予定新規加入者給与を、事業主からの提示に基づいて見込むことが考えられる。 <p>(7) その他の給付に要する費用の通常の見込に基づく予想額の算定の基礎となる率</p> <p>① 指標の予測</p> <p>給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合にあっては、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を、当該指標に係る実績及び将来の見通しに基づいて事業主等が主体的に決定すること。</p>	<p>における給与総額を用いることも考えられる。例えば、定年延長等で加入者範囲が変更になる場合、財政上の健全性に配慮のうえ、変更前の加入者範囲における給与総額と基準日における給与総額が一致するように予定新規加入者給与を見込むことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば掛金の加重平均など、複数の集団において、ひとつ又は集団ごとの新規加入者の給与を使用している場合、これは、あくまで按分計算を前提にしているものであり、標準掛金算定における予定新規加入者給与として設定しているものではないため、初めて他制度掛金相当額を算定する財政再計算を行う場合には、改めて加入時給与を設定することになると考えられる。 <p>指標に規則第29条第2号（国債の利回り、有価証券指標等）、または同条第3号（積立金の運用利回りの実績）を選択した場合のその見通しの例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価時点での指標そのもの ・ 直近〇年間の平均 ・ 市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値 <p>等、将来の年金財政への影響を勘案した上で決定する。</p> <p>なお、指標に同条第4号を選択した場合も組み合わせを考慮した上で同様に決定し、同条第5号を選択した場合は上下限を考慮した上で同様に決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 額の改定に用いる指標が規則第24条の3に規定する下限予定利率を下回る場合であっても、一時金として支給する額については当該下限予定利率で算出した現価相当額が上限となる点に留意すること。
---	--

第1節 基礎率

<p>②一時金選択率 原則、老齢給付金を年金として給付することを前提に計算を行うが、一時金選択状況（一時金選択者・選択一時金額等）及びその見通しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること。</p> <p>③障害発生率 実績の使用が困難な場合は、公的年金の障害発生率等を適宜補正して使用する等、合理的に設定する。 ただし、障害給付金が老齢給付金および脱退一時金と原資ベースで水準が大きく異ならない等、財政に与える影響が少ないと見込まれる場合は、障害発生率を見込まないことも可とする。</p> <p>④上記以外の基礎率 給付内容などに応じ合理的に設定する。</p> <p>(8) 基準日が事業年度末日以外の場合について ・加入者数、加入者の給与等、上記(1)～(7)に掲げる基礎率以外の算定基礎は基準日における実績を用いること。 ・直前の財政検証における実績を基礎として、新規加入者、資格喪失者を反映した合理的な方法により推計したものをを用いることができる。 なお、資格取得・喪失者が少なく、年金財政上の影響が軽微であると判断できる場合には、直前の財政検証の加入者等を用いることができるものとする。 ただし、給与変更を伴う変更計算の場合には、新給与を反映させた算定基礎を用いること。</p> <p>(9) モデル基礎率を使用する場合 ・過去の実績がない場合など、脱退率、昇給指数等の基礎率の合理的な作成が困難な場合は、同業種他社、類似企業等で使用している基礎率、業種毎の統計資料から推定した基礎率、または、その基礎率に合理的な補正を行った基礎率等（以下、モデル基礎率）を使用することができる。 ・ただし、モデル基礎率使用の場合は、決算での損益の状況に留意</p>	<p>〔例示〕</p> <p>①財政計算に用いる予定利率で評価した年金現価が選択一時金を大幅に下回っている場合に使用 ②過去の一時金選択実績が多く、恒常的に選択益が出ている場合に使用</p> <p>・実績による率設定を否定するものではないが、通常はサンプル数が少なく、公的な統計等を参考にするのが妥当 ・令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行う場合は、障害発生率を0を上回るように実績等に基づいて合理的に見込む必要があり、見込まないことは不可。</p> <p>例： ・障害給付金を障害等級ごとに給付する場合に、等級ごとの障害発生率を使用 ・連生年金において、有遺族率（有配偶率、配偶者なし有子率）、配偶者の年齢、子の年齢を財政に反映</p> <p>・加入者については直前財政検証の加入者で当該基準日においても加入者である者は財政検証時の給与が継続したもの、新規加入者は加入日の給与が加入日以後継続したものとする等の方法により推定することができる。また、直前財政検証時以後加入資格を喪失した受給権者の給付額は直前財政検証時の給与が喪失日まで継続したものとして推定される額等合理的に算定される額とすることができる。</p>
---	---

第1節 基礎率

<p>するとともに、以降の財政計算時に実績に基づく基礎率の作成が可能か検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金の場合、基礎率と実績が乖離することに伴い、剰余が生じることになればその剰余を原資として給付の増額調整を行い、不足が生じることになればその不足を解消するよう給付の減額調整を行うことになる。基礎率の設定が、給付の調整率に直接影響してくるため、モデル基礎率の適切性を十分に検討し、給付への影響を事業主及び加入者等が正しく理解をし、その上で基礎率を決定することができるように十分な助言を行うこと。 <p>[モデル基礎率の使用方法的例示]</p> <p>①企業の設立後3年未満であり、脱退率作成上の統計量が少ない場合、あるいは実績を用いて作成した基礎率に一定の高い水準の信頼性が得られない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇給指数作成において自社内のモデル賃金テーブルを使用 ・同業種の雇用統計から作成したモデル脱退率、モデル昇給指数を使用 ・確定給付企業年金、または厚生年金基金を実施している同業種かつ同規模の団体に使用している脱退率そのものを使用 ・同規模の確定給付企業年金、または厚生年金基金を実施している複数の団体の実績に基づき算定した脱退率を使用 <p>②分社化した場合に、分社化後の基礎率が得られない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業内容が元の会社と類似する場合、元の会社の基礎率を使用 	<p>信頼性が得られない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者数が少なく、基礎率の母数とするには困難な場合 ・年齢や勤務期間に偏りがある集団 ・急激に人員構成が変化した等で統計に信頼性が得られない場合 <p>例示</p> <p>確定給付企業年金等を実施している団体のうち100名～300名の団体の実績を使用して合理的に算出した脱退率を加入者数が150名の団体に適用</p>
---	--

第2節 財政方式

法第57条に基づき、将来にわたり財政の均衡を保つことが可能な方式とし、年金財政の健全性に留意しつつ、給付制度内容、加入者の特性に応じて選択する。

1. 一般的な方式

(1) 加入年齢方式

特定年齢での標準加入者を設定して、標準加入者が収支相等する標準掛金を全加入者に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度において使用する財政方式。

(2) 予測単位積増方式

計算基準日から1年間の加入者期間の増加に基づき、見込まれる給付現価の増加を標準掛金とする方式。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織込むこと。

(3) 開放基金方式

現在および将来の加入者について、将来期間に対して収支相等する標準掛金を適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。この財政方式を採用する場合には、将来の加入者規模を一定とする将来加入者の追加加入を前提としているため、将来の加入者規模の安定性に留意すること。

(4) 総合保険料方式（閉鎖型）

現在の加入者および受給権者について、過去勤務債務まで含めて収支相等する掛金を標準掛金とする方式。なお、特別掛金は基本的にゼロとなる。将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。

2. その他の方式

計算の対象となる加入者数が少ない等、上記の方式を使用するのが困難な場合は、以下の方式を使用することもできる。

(1) 一時払積増方式

各加入者の1年間に増加する給付の現価を当該年度に拠出する方式。

(2) 個人平準方式

- ・(1)、(3)及び(4)の方式は、予測給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、一方、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛金を算定する。

- ・財政方式に加入年齢方式を採用していた制度が将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などに移行するにあたり、移行前の取扱いを継続しようとする場合には、財政上の健全性に配慮した上で引き続き加入年齢方式を使用することも考えられる。
この場合、例えば現存する加入者の加入年齢を基に予定新規加入年齢を設定する、または従前の予定新規加入年齢を継続して使用することなどが考えられる。

- ・発生給付評価方式と呼ばれる方式のひとつ。
- ・予測単位積増方式においては加入者や受給権者の計算基準日までの加入者期間に対応する通常予測給付現価を数理債務とする。

- ・将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて標準掛金及び特別掛金を設定する目的で、将来の加入者規模がゼロとなる前提で開放基金方式を用いることも考えられる。

第2節 財政方式

個々の加入者がそれぞれ給付に要する費用を掛金拠出期間にわたり平準的に積み立てる方式。給付増額部分は増額時点からの拠出期間で積立てる。

(3) 到達年齢方式

標準掛金を個人平準方式により算定し、給付増額時の過去勤務債務は別途設定する特別掛金で償却する方式。

(4) みなし加入年齢方式

個々の加入者について過去勤務期間を考慮して収支相等する標準掛金を設定し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。実際の加入年齢から過去勤務期間を控除した年齢をみなし加入年齢として設定する。

3. 財政方式の見直し

財政方式は予め選択した方式を継続して使用することを原則とする。ただし、次の場合等で財政方式を変更することが合理的であると判断されるときには、他の財政方式に変更することができる。

- ・制度の統合・分割、企業年金基金の合併・分割その他加入者の構成が大きく変動する場合
- ・経済情勢の変動に伴い、将来の加入者構成が変動する場合
- ・制度内容が変更され、現在使用している方式が不適切であると考えられる場合
- ・簡易な基準を使用することになった場合、または使用しないこととなった場合
- ・リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金になった場合
- ・リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金になった場合

第3節 掛金

<p>1. 掛金の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第45条第1項に規定する掛金 <ul style="list-style-type: none"> 標準掛金・・・規則第45条第2項に基づく掛金 補足掛金 <ul style="list-style-type: none"> 特別掛金・・・・・・規則第46条に基づく掛金 リスク対応掛金・・・規則第46条の2に基づく掛金 特例掛金・・・・・・規則第47条に基づく掛金 その他の掛金 <ul style="list-style-type: none"> 事務費掛金 ・規則第45条第1項に規定する掛金以外の掛金 <ul style="list-style-type: none"> 特例掛金・・・・・・法第87条、令第54条の4、規則第59条、第64条、第88条の2に基づく掛金 <p>2. 掛金の算定</p> <p>法第55条第4項に基づき、掛金を算定する場合は、以下によること。</p> <p>(1)算定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金の算定方式は、定率法（給与に比例して定める掛金）又は定額法（加入者数に比例して定める掛金）がある。 ・特別掛金、リスク対応掛金、特例掛金については、給与、加入者数によらない固定額による拠出も可能 <p>(2)端数処理</p> <p>端数を処理する場合は、財政運営上の評価精度が損なわれないよう留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率法であれば、原則、規約上掛金は、小数点以下第3位。 ・定額法であれば、原則、規約上掛金は、十円単位。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第45条第1項に定める掛金は、法第57条の基準に従って計算される掛金、及び、事務費掛金を指す。 ・規則第47条に基づく掛金は、継続基準・非継続基準の両者の観点があるものの、「次回の財政再計算までに発生する積立不足」に対応する掛金として、「法第57条の基準に従って計算される掛金」に含まれる。 ・定率給付において定率法により掛金を定める方法、定額給付において定額法により掛金を定める方法は、基礎率の予定と実績が乖離する場合に生じる差損益を抑制する傾向があり、特段の事情がない場合は当該方法を検討すること。 ・定率給付において定率法により掛金を定めるケースでは、給与の昇給の実績が予定と乖離する場合に生じる差損益を抑制する傾向がある。 ・定額給付において定率法により掛金を定めるケースでは、給与の昇給の実績が予定を上回る場合に財政の健全性が上昇する傾向がある。ただし、給与の昇給の実績が予定を下回る場合には財政の健全性が低下し得ることに留意すること。 ・定額法により掛金を定めるケースでは、加入者期間に対しより平準的に積立が行われる傾向があり、定率法と比較すると加入後の早期の掛金額が高く、積立金の水準が早期に上昇する傾向がある。 ・いずれの方法を採用する場合であっても、財政決算等で基礎率の予定と実績が乖離する場合に生じる差損益により財政上の健全性が低下することが確認される場合は、基礎率や掛金の算定方法を見直すことが望ましい。 <p>《例示》</p> <p>算出掛金が0.031276 のとき、 規約上掛金：0.031</p>
--	--

第3節 掛金

<p>程度の位で端数処理すること</p> <p>〔留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約上掛金は、原則、数理上掛金を四捨五入して算出する。ただし、年金財政の健全性に配慮して切り上げて算出することができる。 ・上記によらず、規約上標準掛金を据置くことも可。 <p>(3)標準掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第45条に基づき、将来期間にかかわる給付総額に充当するものとして計算し、年1回以上定期的に拠出するものとする。 ・財政計算時における過去勤務債務の額が負となった場合には、標準掛金に当該過去勤務債務の額を給与現価で除して算定された負の掛金を加えたものを標準掛金とすることができる。 <p>〔留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある財政計算において適用した負の掛金を、その後の財政再計算の際に継続して適用する必要はない。例えば、その後の財政再計算において「別途積立金控除後の年金資産」が「標準掛金引下げ前の数理債務」を下回らない範囲において、別途積立金の積増しや取崩しにより負の掛金の幅を変更することは可。 ・負の過去勤務債務を考慮して標準掛金を引き下げる場合において、引下げ後の標準掛金の水準は、開放型の総合保険料方式による掛金の水準を下限とすること。 <p>(4)特別掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条に基づき、標準掛金を補足する掛金として以下のとおり設定する。 <p>以下において、過去勤務債務の額は数理債務（次回の財政再計算時の積立不足の見込額を除く）から数理上資産額（別途積立金として留保する額及び承継事業所償却積立金を除く。）を控除した額とする。また、過去勤務債務の額の予定償却開始日は、原則、財政計算に基づく特別掛金の掛金適用日とし、予定償却開始日から予定償却期間の間で償却を行う。</p> <p>〔財政決算時の特別掛金収入現価について〕</p> <p>○「特別掛金収入現価」は以下より算定する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元利均等償却の場合 基準日における給与の額（注） × 規約上特別掛金率（額） × 残余償却年数に基づく現価率 <p>ただし、加入者数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで特別掛金を算定している場合は、算定時と同様の方法により特別掛金収入現価を算定する。</p>	<p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準掛金については、規約上掛金が、数理上掛金を四捨五入したものを下回することは不可 ・標準掛金収入現価は規約上掛金を使用して計算する。 ・負の掛金の端数処理は切り捨て (例) $-0.03751\cdots \rightarrow -0.037$ ・法第55条第1項では年1回以上の定期的な掛金拠出が求められており、法第55条第1項の規定を適用しない法第64条第1項による掛金控除に該当した場合を除き、標準掛金が零以下となることは適切ではないと考えられる。 ・「別途積立金控除後の年金資産」が「標準掛金引下げ前の数理債務」を下回る場合には、負の掛金の適用は適切ではないと考えられる。 ・財政方式が加入年齢方式の場合でも、過去勤務債務の額を除す際に使用する給与現価は、現在加入者に係る給与現価と将来加入者に係る給与現価を合算したものとする。 ・財政決算時の特別掛金収入現価は、規約上掛金を使用して掛金収入現価を計算する。 <p>(注) 基準日における給与の額あるいは加入者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算時に見込んだ増減率などの前提を変更することは不可。
---	---

第3節 掛金

- ・固定額で償却の場合
規約に定めた1事業年度の特別掛金の総額
× 残余償却年数に基づく現価率

- ・定率償却の場合
前年度末未償却過去勤務債務残高 (※)
× (1+i)
－ 前年度末未償却過去勤務債務残高
× 償却割合 × (1+i)^{0.5}
(i : 予定利率)

(※)前年度末基準において財政計算を行っている場合は、当該財政計算によって算定された未償却過去勤務債務残高とする。

定率償却について

- ・期中で掛金変更を行っている場合、あるいは当該事業年度が別の償却方法による償却を行っている場合においては、上記算式の控除部分の式に係わらず、理論的に見込める額を使用する。
- ・前年度末未償却過去勤務債務残高が当該事業年度の標準掛金の総額以下となると見込まれ、かつ当該事業年度において当該未償却過去勤務債務残高の全部を償却する場合は、上記算式に係わらず当該事業年度末の未償却過去勤務債務残高は0とする。
- ・上記算式により算定して結果がマイナスとなった場合は、未償却過去勤務債務残高は0とする。

- ・段階引上げ償却の場合

B : 基準日における給与の額あるいは加入者数
P(PSL) : 基準日の翌日に適用される規約上特別掛金率 (額)
ΔPt(PSL) : 基準日の翌日からt年後の規約上特別掛金率 (額) - (t-1)年後の規約上特別掛金率 (額)
N : 残余償却年数
a(x) : x年の確定年金現価率
v : 1/(1+予定利率)

$$\text{特別掛金収入現価 (=未償却過去勤務債務残高)} = B \times P(\text{PSL}) \times a(n) + \sum_t B \times \Delta P_t(\text{PSL}) \times a(n-t) \times v^t$$

[規則第46条第1項第1号について]

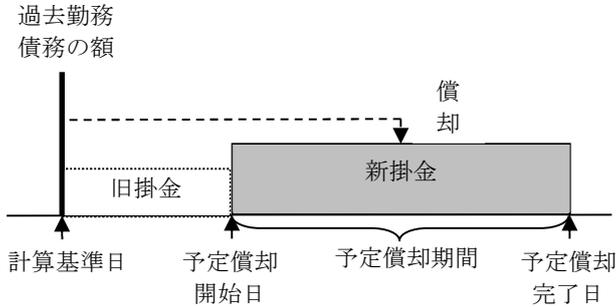
- ・「規約に定めた1事業年度の特別掛金の総額」および、それに対応する「残余償却年数に基づく現価率」を適宜変更して算定することも可。

(例えば、「規約に定めた1事業年度の特別掛金の総額」を「規約に定めた1回あたりの特別掛金の総額」とし、それに応じて「残余償却年数に基づく現価率」を定める等)

- ・この方式によると、定率償却開始時に先の償却スケジュールが決定される。

第3節 掛金

- ・特別掛金は、原則、加入者あたり定額あるいは給与の一定率で定めることとし、以下のいずれかの方法で設定する。
 - ①計算基準日の過去勤務債務の額に基づき、予定償却期間に応じた即時開始確定年金現価率を用いて設定する。
 - ②①の計算方法において、償却開始までの期間について財政計算前の特別掛金額による調整等を行って設定する。〔下図〕

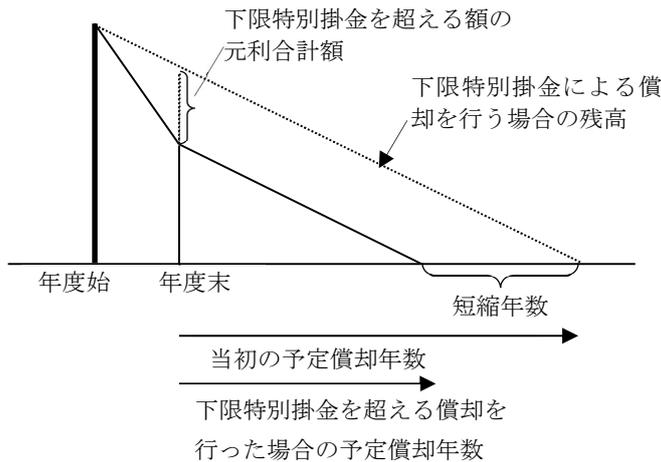


- ・固定額で償却する方式
加入者数、給与に比例させず、毎期の掛金を固定額とする場合の特別掛金額は、過去勤務債務の額を予定償却期間に応じた確定年金現価率で除した額とする。
特別掛金額は、年間の額あるいは各払込時期の額を決め、当該金額そのもの、または加入者数・給与に基づき設定する等、予め定めた合理的な方法によるものとする。

- ・事業所ごとに賦課する場合は、予め定めた合理的な方法によるものとする。

〔規則第46条第1項第2号について〕

弾力償却の場合の予定償却年数は以下による。
下限特別掛金額を超える償却を行った年度の年度末における予定償却年数は、下限特別掛金額による償却を行ったとした場合の過去勤務債務の額から、下限特別掛金額を超える額の元利合計を除いた額をもとに、年度末以降は下限特別掛金額による償却を行うとして算定する。



- ・実施事業所ごとに異なる特別掛金を設定している場合は、毎事業年度の特別掛金を（下限特別掛金以上、上限特別掛金以下の範囲内で）設定するにあたり、（同一給付区分内では）予定償却期間が全ての実施事業所で同一となるような特別掛金を適用すること。（ただし、編入時の特別掛金についてはこの限りではない。）
なお、下限特別掛金額を超える償却を行った年度の年度末（財政検証時）における予定償却期間は、全実施事業所合算の下限特別掛金額を超えた特別掛金額に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定償却期間の短縮を行うこととする。

- ・次のようなケースにおいて、弾力償却の上限特別掛金額を定める最短償却期間は、予定償却期間の「 $k-1$ 年」を基準とする。
計算基準日 : n 年3月31日
予定償却開始日 : $n+1$ 年4月1日
予定償却完了日 : $n+k$ 年4月1日

第3節 掛金

<p>○財政決算時の取扱い</p> <p>当該年度決算における過去勤務債務の残余償却年数は、前年度（制度実施時、変更時）の過去勤務債務の残余償却年数から経過期間を控除し、さらに、弾力償却を行ったことに伴い最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額に相当する期間を控除して得た期間（以下「短縮した残余償却年数」という。）とする。</p> <p>（例示）</p> $P(\text{PSL}) \times B \times a(n-t-\Delta) + \Delta P(\text{PSL})$ $= P(\text{PSL}) \times B \times a(n-t)$ <p>ただし、</p> <p>P(PSL) : 規約上特別掛金率（額）＝最長期に対応する規約上特別掛金率（額）</p> <p>$\Delta P(\text{PSL})$: 弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額</p> <p>B : 基準日における給与の額あるいは加入者数</p> <p>a(x) : x年の確定年金現価率</p> <p>n : 前年度予定償却年数</p> <p>t : 当年度経過年数</p> <p>Δ : 弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額に相当する期間</p> <p>n-t-Δ : 短縮した残余償却年数＝当年度決算時残余償却年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力償却を行った場合、その弾力償却を行った年度の翌年度における過去勤務債務の残余償却年数は、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）をベースとした、弾力償却によって短縮された年数となる。 ・翌年度に弾力償却を行うことが予め判明している場合、短縮した残余償却年数を以下の通り算出することも可。 $P(\text{PSL}) \times B \times a(n-t-\Delta-\Delta') + \Delta P(\text{PSL}) + \Delta P(\text{PSL})' \times a(t')$ $= P(\text{PSL}) \times B \times a(n-t)$ <p>ただし、</p> <p>P(PSL) : 規約上特別掛金率（額）＝最長期に対応する規約上特別掛金率（額）</p> <p>$\Delta P(\text{PSL})$: 弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額（下段のなお書きも参照のこと）</p> <p>$\Delta P(\text{PSL})'$: 翌年度に弾力償却を行うこととしたことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加する翌年度の掛金額</p> <p>B : 基準日における給与の額あるいは加入者数</p>	<p style="text-align: right;">(k > 1)</p> <p>なお、上限特別掛金額は「予定償却開始日からの期間」に基づいて算定することを原則とする。</p> <p>・実施事業所ごとに異なる特別掛金を設定して弾力償却を行った場合においても、「短縮した残余償却年数」は、全実施事業所合算の「$\Delta P(\text{PSL})$」に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定償却期間の短縮を行うこととする。</p> <p>例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度に弾力償却を行うことが予め判明している場合 <ul style="list-style-type: none"> 前年度予定償却年数：11年 最長期に対応する規約上特別掛金（年額）：10 当年度の特別掛金額（年額）：10 翌年度に弾力償却を行うことにより見込まれる特別掛金額（年額）：15 <p>とすると、</p> $P(\text{PSL}) = 10$ $\Delta P(\text{PSL}) = 0$ $\Delta = 0$ $\Delta P(\text{PSL})' = 15 - 10 = 5$ $n = 11$ <p>より、</p>
---	---

第3節 掛金

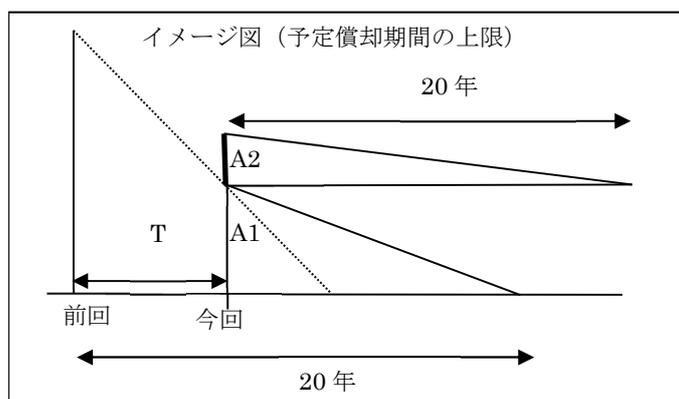
<p> $a(x)$: x年の確定年金現価率 n : 前年度予定償却年数 t : 当年度経過年数 t' : 翌年度の期間 (年) Δ : 弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率 (額) を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加した掛金額に相当する期間 (下段のなお書きも参照のこと) Δ' : 翌年度に弾力償却を行うこととしたことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率 (額) を適用したと仮定した場合の掛金額と比較し増加する翌年度の掛金額に相当する期間 $n-t-\Delta-\Delta'$: 短縮した残余償却年数=当年度決算時残余償却年数 </p> <p> ・なお、この方法を用いた場合、翌年度決算において短縮した残余償却年数を算出する際にはΔおよび$\Delta P(PSL)$における『最長期に対応する規約上特別掛金率 (額)』は『当年度決算において「翌年度に適用する特別掛金率 (額)」として当年度決算に織り込んだ特別掛金率 (額)』に読み替えるものとする。 </p> <p> [規則第46条第1項第3号について] </p> <p> ・定率償却の場合の特別掛金額は、財政計算時の過去勤務債務の額をもとに、予定利息および償却割合に基づき、財政計算時において予め設定する。 </p> <p> ・一括償却が可能かどうかは、事業年度末の過去勤務債務の額と翌事業年度の標準掛金の拠出見込額とを比較して判定する。 </p> <p> ・予定償却期間の算定方法 PSL_0 : 財政計算時の未償却過去勤務債務残高 PSL_t : 財政計算から t 年経過後の財政検証時の未償却過去勤務債務残高 i : 予定利率 R : 償却割合 </p> <p> としたとき、 $PSL_t = PSL_{t-1} \times (1+i) - PSL_{t-1} \times R \times (1+i)^{1/2}$ で順次計算した PSL_t が、 標準掛金率×財政計算時点の加入者数又は総給与 ×年間拠出回数 を初めて下回る t に対して、$t+1$ を予定償却期間とする。 </p>	<p> $10 \times a(11-1-\Delta-\Delta') + 0 + 5 \times a(1) = 10 \times a(11-1)$ から Δ' を算出し、 当年度決算時残余償却年数 $11-1-0-\Delta' (=0.5) = 9.5$ 年 </p> <p> ・その翌年度決算の場合 翌年度に実際に弾力償却を行うことにより拠出した特別掛金額 (年額) : 15 翌々年度に弾力償却を行うことにより見込まれる特別掛金額 (年額) : 15 </p> <p> とするとき、 $P(PSL) = 10$ $\Delta P(PSL) = 15-15=0$ $\Delta = 0$ $\Delta P(PSL)' = 15-10=5$ $n=9.5$ </p> <p> より $10 \times a(9.5-1-\Delta-\Delta') + 0 + 5 \times a(1) = 10 \times a(9.5-1)$ から Δ' を算出し、 翌年度決算時残余償却年数 $9.5-1-0-\Delta' (=0.5) = 8$ 年 </p> <p> ・予定償却開始日が計算基準日と異なる場合は、規則第46条第1項第1号を適用する場合の取扱いに準じる。 </p> <p> 例示 財政計算時の過去勤務債務の額 1000 償却割合30%(月払) 予定利率年3% 初年度特別掛金 $1000 \times 30\% / 12 = 25$ 翌年度末償却過去勤務債務 $= 1000 \times 1.03 - 300 \times 1.03^{0.5} = 726$ 次年度特別掛金 $726 \times 30\% / 12 = 18$ </p>
--	---

第3節 掛金

<p>[規則第46条第1項第4号について]</p> <p>特別掛金額を、過去勤務債務の額の償却開始後5年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。〈段階引上げ償却〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的であれば1年毎の他に、6月毎、1月毎、2年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 ・「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。 <p>○段階引上げ償却を実施する場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金収入現価が過去勤務債務の額を下回らないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・予定償却期間中の各期間における特別掛金率（額）を予め規約に定めていること。 ・規則第46条第1項第1号、第2号及び第4号による方法により特別掛金を算定する場合は、基準日以降の加入者数又は給与額の変動を見込んで算定することができる。 <p>[規則第46条第2項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第2項は「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合に適用する。「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合は、規則第46条第3項を適用する。 	<p>例：1年毎に引き上げるケース 現行特別掛金 8% 初回引上げ日 H24.4.1 H24.4.1 12% H25.4.1 16% H26.4.1 19% H27.4.1 22% H28.4.1 24% H29.4.1 25% (H29.4.1が引上げ可能な最終日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理上掛金率を四捨五入した結果、数理上掛金率を切り捨てた数値を規約上掛金率とした場合、端数処理の範囲で特別掛金収入現価が過去勤務債務の額を下回することは可。 ・加入者数の増加（又は減少）や給与の増加（又は減少）を見込むことも可。 ・財政の健全性に配慮して見込むこと。 ・将来の給与総額の変動については、財政決算における未償却過去勤務債務残高や減少事業所から一括徴収する掛金の算定においても同様に見込むことに配慮し、簡便な方法により見込むことも可。 <p>(例示) 平均的な率として合理的に算定された一定率を将来の給与総額の変動率として全期間に適用し、現価率に織込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の見込みは、財政計算時に適宜見直すこと。 ・規則第46条第2項及び第3項の適用にあたっての、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負か否かの判定においては、別途積立金積増金を反
---	--

第3節 掛金

- ・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。
- ・「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金を取崩す場合は取崩し後の額とする。
- ・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする。
- ・第2号に掲げる方式での予定償却期間の上限は、次のとおり。
「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」について、以下に定める年数 a から、前回財政計算から今回財政計算までの期間を控除した期間で償却とした場合の掛金額と、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」を20年で償却するとして計算された掛金額とを合算した額を特別掛金額として計算される期間を予定償却期間の上限とする。
a：最初に発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限を20年とし、以降、先発債務および後発債務のそれぞれの予定償却期間の上限を用いて設定される期間。ただし、実務的に算出が困難な場合は、前回財政計算での予定償却期間の上限を使用することも可



映することは不可。

- ・予定利率を変更して財政計算を行う際の「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、新しい予定利率を用いて算定した特別掛金収入現価とする。
- ・前回の財政計算で規則第46条第2項第3号を適用した場合（同条第1項第4号を適用した場合を除く）でも、今回の財政計算で同条第2項第2号を適用することは可。
- ・前回の財政計算で規則第46条第3項を適用した場合でも、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合は規則第46条第2項により左記取扱いが可能。

次の掛金が下限となる。

例示

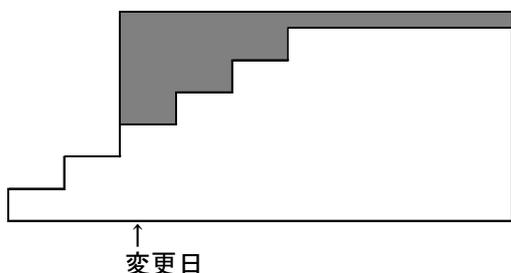
- ・前回の財政計算で初めて過去勤務債務の額が発生した場合
「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」：
A1
「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」：A2
前回財政計算から今回財政計算までの期間：T
とすると、
A1の予定償却期間を(20-T)年
A2の予定償却期間を20年として計算した
 $A1 / (20-T)$ 年確定年金現価率 + $A2 / 20$ 年確定年金現価率
また、このとき、
 $(A1 + A2) /$ 上記の掛金が、予定償却期間の上限に基づく確定年金現価率

第3節 掛金

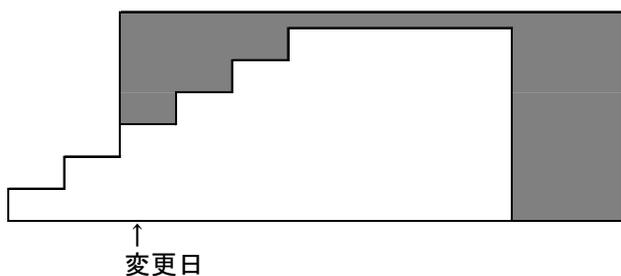
- ・第3号に掲げる方式での予定償却期間は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」について、規則第46条第1項の規定に基づき算定した特別掛金の額（当該特別掛金は前回の財政計算において計算した特別掛金を下回っていない場合に限る。）として計算されるものとなる。

- ・前回の財政計算において規則第46条第1項第4号（段階引上げ）を用いて特別掛金を算定した場合、第3号による特別掛金の算定としては下図のいずれのケースも可。

（ケース1）



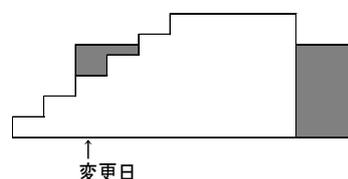
（ケース2）



- ・前回の財政計算において定めた予定償却完了日が、今回の財政計算の新掛金率適用日以前である場合は、括弧内の特別掛金の比較要件を適用する必要はない。
- ・括弧内の特別掛金の比較要件における「前回の財政計算において計算した特別掛金」は、「数理上特別掛金（数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金）」とし、当該比較要件においては、（変更前後とも）数理上特別掛金同士又は規約上特別掛金同士で比較を行うこと。
- ・前回の財政計算で規則第46条第2項第2号を適用した場合でも、今回の財政計算で同項第3号を適用することは可。

- ・前回の財政計算において規則第46条第1項第4号（段階引上げ）を用いて特別掛金を算定した場合は、段階引上げ完了後の特別掛金を下回ることはいかない。

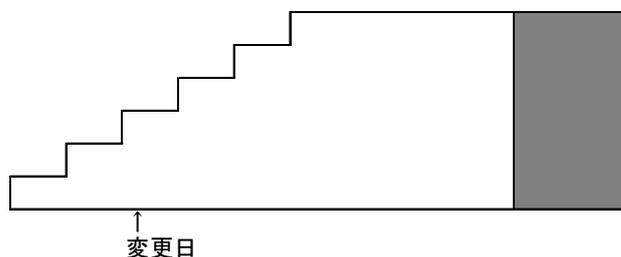
- ・下図のような設定は不可



（※）白塗り・・・先発分
黒塗り・・・後発分

第3節 掛金

(ケース3)



(※) 白塗り・・・先発分
黒塗り・・・後発分

[規則第46条第3項について]

- ・規則第46条第3項において、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回るとき」とは、[規則第46条第2項について]における「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合である。
- ・「前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間」は、今回の財政計算において定める予定償却開始日から前回の財政計算において定めた予定償却完了日までの期間とする。
- ・予定償却完了日の設定は以下の通りに行う。
 - 前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年以上の場合
予定償却開始日から3年以上かつ前回の財政計算において定めた予定償却完了日以前の任意の日
 - 前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年未満の場合
前回の財政計算において定めた予定償却完了日（償却期間不変で特別掛金の引下げは可だが、償却期間の短縮は不可。）
- ・「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」が0となるように別途積立金を取崩し、特別掛金を廃止することは可。
- ・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合、当該負の額の全部又は一部を別途積立金積増金で処理する取扱いも可。

[例示]

- ・負の額の全部を別途積立金積増金で処理し、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」＝「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」となることから財政計算の前後で特別掛金額・残余償却期間を不変とする取扱い。

- ・別途積立金の取り崩し（別途積立金として積み増すことが可能である額の充当を含む）により特別掛金を引下げる財政計算の場合も規則第46条第3項を適用する。
- ・特別掛金を引下げる場合、年金財政の健全性に留意して行うこと。特に回復計画を実施中の場合にあつては、回復計画策定当初における回復時期が延長されることがないように特別掛金を設定する必要がある。
- ・規則第46条第3項に該当する場合、予定償却完了日を前回の財政計算において定めた予定償却完了日より後にすることは不可。
- ・前回以前の財政計算において発生した過去勤務債務の償却期間について、償却開始後20年経過後の予定償却完了日まで延長することができるのは、規則第46条第2項に該当する場合のみ。
- ・当該負の額の一部を別途積立金積増金で処理し、残りの額を特別掛金の引下げに使用することもできる。

第3節 掛金

<p>今回の財政計算前の特別掛金率（額）及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例掛金収入現価 今回の財政計算前の特例掛金及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価 ・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」は今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を上限とする。 ・予定利率引き下げと同時に財政再計算、変更計算を行う場合の「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」は予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映してから、予定利率の変更による差額で算定する。 また、予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から控除する特例掛金収入現価は予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映した特例掛金及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価で算定する。 <p>〔規則第46条第6項について〕</p> <p>《前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合の取扱い》</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を見込む方法を継続する場合、前回の財政計算において計算した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る額は前回の財政計算において計算した額とする。 ・予定利率を引き下げた前回の財政計算（A）後の今回の財政計算については、以下が該当。 <ol style="list-style-type: none"> ①Aと計算基準日、制度変更日ともに同一の財政計算（申請書類等は別々に作成する。） ②制度変更日がAよりも後の財政計算 ③計算基準日がAよりも後の財政計算 ④制度変更日、計算基準日ともにAよりも後の財政計算 <p>《各償却方法共通・相互事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第1項各号に定める方法の変更は、掛金を減少させない場合に限り行うことができる。 ただし、定率償却から他の償却方法への変更の場合であって、定率償却の場合の予定償却期間以内の償却年数とするときはこの限りではない。なお、この比較に用いる定率償却の場合の予定償却期間は以下により算定すること。 <p style="margin-left: 40px;">PSL₀：前回の財政計算時の未償却過去勤務債務残高 PSL_t：前回の財政計算からt年経過後の財政検証時の未償却過去勤務債務残高</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映して」計算した数理債務を計算する際の標準掛金は、予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映して計算した標準掛金を使用する必要があることに注意すること。 ・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を見込む方法を継続しない場合、前回の財政計算において計算した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る残余償却期間が20年以上である場合は当該先発分の償却期間は20年を上限とする。 ・償却方法の変更は財政再計算に該当する。 ・「掛金を減少させない場合」の判定における「財政計算前の特別掛金」は、「数理上特別掛金（数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金）」とし、当該判定においては、（変更前後とも）数理上特別掛金同士又は規
--	---

第3節 掛金

i : 予定利率
 R : 償却割合
 としたとき、
 $PSL_t = PSL_{t-1} \times (1+i) - PSL_{t-1} \times R \times (1+i)^{1/2}$
 で順次計算した PSL_t が、
 標準掛金率×前回の財政計算時点の加入者数又は総給与
 ×年間拠出回数
 を初めて下回る t に対して、「 $t+1$ - 前回の財政計算から今回の
 財政再計算までの期間」を予定償却期間とする。

《給付区分を設けている場合の特別掛金の算定方法》

以下のいずれかの方法により資産額（第5章 財政計算「3. 財政計算用の積立金の額」に定める額。以下、本項において同様）を各給付区分に配分したうえで、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、給付区分ごとに特別掛金を設定することができる。

資産の配分方法	按分比の基準日
数理債務の比により按分	・直前の財政検証の基準日
「数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分	・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日

- ※「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。
- ※「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。

- ・過去勤務債務の額が零を下回る給付区分がある場合には、他の給付区分の過去勤務債務の額から当該下回る額を控除すること。
- ・控除される他の給付区分が複数ある場合は、合理的な方法により按分した額を各給付区分から控除すること。
- ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、特別掛金を算定する。

約上特別掛金同士で比較を行うこと。

- ・定率償却から他の償却方法への変更の場合で、掛金額が減少するときは、予定償却期間の算定根拠を申請書の備考欄に簡記すること。
- ・定率償却のまま償却割合を引下げ場合は、掛金額が減少していない旨を申請書の備考欄に簡記すること。

- ・全部または一部の実施事業所に係る受給権者の数理債務の額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額を制度全体の数理債務の額から控除した上で、左記の比により資産額を各給付区分に配分することもできる。

- ・給付区分ごとに特別掛金を算定するときは、異なる償却方法・予定償却期間・償却割合を設定することが可能。

- ・複数の給付区分を設けている場合、複数の給付区分を一つの給付区分として考え、(当該一つの)区分全体の債務・資産により算定した過去勤務債務の額に基づき、一つの特別掛金として設定することも可。(ただし、給付区分特例を実施している場合は、給付区分特例の区分を跨いで一つの特別掛金として設定することは不可。)

- ・制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を積み増すことは可。

(例示) 合理的な方法

採用した上記の「資産額を各給付区分に配分した方法」に準じて按分した額を各給付区分から控除する。

- ・複数の給付区分を一つの区分とみなして給付区分特例を実施している場合、当該(一つの区分とみなした)給付区分の資産額を、更に給付区分ごとに按分して、給付区分ごとの特別掛金を算定することができる。

第3節 掛金

《実施事業所ごとに異なる特別掛金の算定方法》

実施事業所ごとに異なる特別掛金を定める場合には以下の取扱いが可能であるが、事業所間の公平性及び財政全体への影響を考慮して、事業主等と相談の上、合理的に決定する。

①原則的取扱い

過去勤務債務の額について、次のア又はイの方法により、実施事業所ごとに配分した額に基づいて、実施事業所ごとに特別掛金を算定することができる。

ア. 過去勤務債務の額を按分する方法

過去勤務債務の額を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額を各実施事業所に係る過去勤務債務の額とする方法

イ. 過去勤務債務の額の変動分（後発債務分）を按分する方法

過去勤務債務の額から特別掛金収入現価の額（注）を控除した額を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額に、各実施事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額を各実施事業所に係る過去勤務債務の額とする方法

（注）直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における額とする。なお、当該財政計算の基準日における額とした場合には財政計算前の額とする。

・一部の実施事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合には、当該財政計算前の当該実施事業所の特別掛金収入現価に変更前後の数理債務の差額（差分額）を加算した額を、当該財政計算後の当該実施事業所の特別掛金収入現価とすることができる。

	按分比の基準	按分比の基準日
ア	加入者数	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日
	給与	
	数理債務	
イ	加入者数	同上
	給与	
	数理債務	
	数理債務 －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価	

※「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。

※「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛

・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに、特別掛金の算定及び給付区分別途積立金の積み増しを行うため、制度全体でみると「特別掛金収入現価の増加」と「別途積立金の積み増し」が同時に行われる場合がある。

・「過去勤務債務の額から特別掛金収入現価の額を控除した額」が負となる場合も当該按分方法を適用できる。

・差分額は、当該給付設計の変更に起因する額に限る。なお、当該給付設計の変更に起因しない計算基礎率の変更による額を含むことはできない。

・全部または一部の実施事業所に係る受給権者の数理債務の額を資産額から控除（先取り）する場合は、当該受給権者に係る数理債務の額を左表の数理債務から控除する。

第3節 掛金

<p>金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の給付区分では同一の償却方法とし、増加する実施事業所に係る当該増加時の特別掛金（編入時の特別掛金）を除き、予定償却期間・償却割合は同一とする。 ・編入時の特別掛金以外において、規則第46条第2項第2号により先発債務分特別掛金と後発債務分特別掛金をそれぞれ算定（後発債務分特別掛金の算定においては、予定償却完了日は同一とする。）したうえで両者を合算して特別掛金を設定する場合は、（最終的に）各実施事業所間で予定償却完了日を揃えること。この場合、予定償却完了日を揃えた後の全実施事業所合算の特別掛金額が、（後発債務の予定償却完了日を同一として算定した）予定償却完了日を揃える前の全実施事業所合算の特別掛金額と同一となるように、各実施事業所に共通の予定償却完了日を設定すること。なお、この場合、財政計算後の特別掛金が規則第46条第2項第2号の要件を満たすかどうかは、実施事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）の特別掛金額で判定する。 ・過去勤務債務の額が零を下回る実施事業所がある場合には、他の実施事業所の過去勤務債務の額から当該下回る額を控除すること。 なお、控除される他の実施事業所が複数ある場合は、合理的な方法により按分した額を各実施事業所の過去勤務債務の額から控除すること。 ・実施事業所が増加する場合は、当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額に基づいて、特別掛金を算定することができる。この場合、給付区分が同一の既存実施事業所と同一の償却方法とする必要があるが、予定償却期間・償却割合は別に設定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・編入時の特別掛金以外において、財政計算ごとに（後発債務分の）特別掛金を区分して設定する（例：第1特別掛金、第2特別掛金、第3特別掛金、・・・）ことができる。この場合、財政計算ごと（各財政計算時の後発債務分ごと）に予定償却期間・償却割合を別に設定できるが、同一財政計算時に設定する特別掛金の予定償却期間・償却割合は、各実施事業所で同一とすること。 ・編入時の特別掛金以外において、規則第46条第2項第3号又は規則第46条第3項により（各実施事業所の予定償却完了日を同一として）実施事業所ごとの特別掛金を算定する場合においても、財政計算後の特別掛金が規則同条同項（同号）の要件を満たすかどうかは、実施事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）で判定する。 ・制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を積み増すことは可。 <p>（例示）合理的な方法 採用した上記の「過去勤務債務の額について、実施事業所ごとに配分する方法」に準じて按分した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該実施事業所の過去勤務債務の額は、当該基準日における当該実施事業所に係る（数理債務）－（当該増加に伴い基金等が受換した資産）の額とする。なお、当該増加に伴い基金等が受換した資産については、当該財政計算の基準日時点で見込まれる額とする。 ・確定給付企業年金の実施、規約型企業年金の統合、基金合併、権利義務の承継（移転を行う事業主の全部が、承継を行う事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係る特別掛金に限る。）も同様の取扱いとなる。
--	--

第3節 掛金

<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所の増加時（編入時）における当該実施事業所の過去勤務債務の額の償却に係る特別掛金（編入時の特別掛金）については、次回以降の財政計算においても、その未償却分の償却に係る予定償却期間・償却割合を個別に設定して特別掛金を算定することができる。なお、当該予定償却期間・償却割合の設定にあたっては、規則第46条に準じること。 ・実施事業所が増加する場合において、財政計算を行う場合に該当しない場合については、制度全体の財政計算を行わず、当該実施事業所の過去勤務債務の額に係る特別掛金のみを算定することができる。 ・給付区分を設けており、前記「給付区分を設けている場合の特別掛金の算定方法」に基づいて各給付区分の過去勤務債務の額を算定している場合は、当該各給付区分の過去勤務債務の額をもとに、上記に準じて、実施事業所ごとの特別掛金を算定する。（ただし、給付区分特例を実施している場合は、下記②によるものとする。） ② 給付区分特例を実施している場合の取扱い 給付区分ごとに区分された資産額により、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、上記に準じて、実施事業所ごとの特別掛金を算定する。 ③ 承継事業所償却積立金を設けている場合の取扱い 承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金をとりくずし、特別掛金に充当する（特別掛金額から控除する）。 (5) リスク対応掛金 <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条の2に基づき、財政悪化リスク相当額に係る掛金として以下のとおり設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回以降の財政計算において、編入時の特別掛金（左記）とそれ以外の特別掛金（後発債務分）を合算して一つの特別掛金として設定することができる。なお、当該特別掛金の設定にあたっては、編入時における当該実施事業所の過去勤務債務の額のうち未償却分がある場合に限り、当該実施事業所の予定償却完了日が他の実施事業所の予定償却完了日と異なってもよい。（この場合、当該実施事業所の予定償却完了日は、規則第46条第2項第2号に準じて設定すること。） ・増加する実施事業所の過去勤務債務の額から特別掛金を算定し、制度全体の繰越不足金の解消はしない取扱い。なお、既存実施事業所に適用している特別掛金を増加する実施事業所に適用することも可。 ・別途積立金の積み増しは、特別掛金収入現価を増加させない範囲で可能であるが、当該積み増しの可否の判定は給付区分ごとに行うこと。 ・新たにリスク対応掛金を拠出するために行う財政再計算は、規則第50条第4号ホ「その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合」に該当する。 ・財政再計算の計算基準日が平成28年12月31日以前であっても、掛金適用日が平成29年1月1日以降であればリスク対応掛金を拠出することは可能。 ・リスク対応掛金の設定時期は、平成29年1月1日以後、はじめて到来する財政再計算時に限定せず、任
---	---

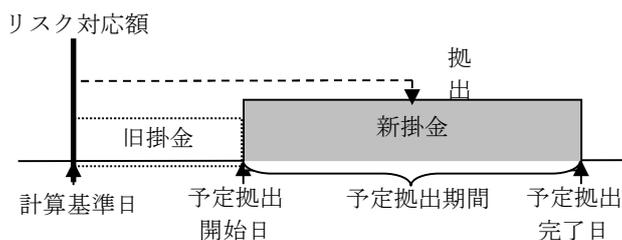
第3節 掛金

- ・リスク対応掛金の拠出方法については、特別掛金の償却方法と異なる方法を採用することが可能。
- ・「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」でなければならない。

- ・以下において、リスク対応額は財政悪化リスク相当額から対応前リスク充足額を控除した額（マイナス値は零）の範囲内において規約で定める。
- ・規則第46条の2第1項第1号、第2号及び第4号による方法によりリスク対応掛金を算定する場合は、計算基準日以降の加入者数又は給与額の変動を見込んで算定することができる。

[規則第46条の2第1項第1号について]

- ・リスク対応掛金は、リスク対応額を5年以上20年以内の範囲内で規約に定めた期間（「予定拠出期間」）で均等に拠出する。
- ・リスク対応掛金は、原則、加入者あたり定額あるいは給与の一定率で定めることとし、以下のいずれかの方法で設定する。
 - ①計算基準日のリスク対応額に基づき、予定拠出期間に応じた即時開始確定年金現価率を用いて設定する。
 - ②①の計算方法において、拠出開始までの期間について財政計算前の掛金額による調整等を行って設定する。〔下図〕



- ・固定額で拠出する方式
加入者数、給与に比例させず、毎期の掛金を固定額とする場合のリスク対応掛金額は、リスク対応額を予定拠出期間に応じた確定年金現価率で除した額とする。
リスク対応掛金額は、年間の額あるいは各払込時期の額を決め、当該金額そのもの、または加入者数・給与に基づき設定する等、予め定めた合理的な方法によるものとする。

[規則第46条の2第1項第2号について]

- ・弾力拠出の場合の予定拠出期間は以下による。

意の財政再計算時に設定することは可能。
・財政決算時は、規約上掛金を使用して掛金収入現価を計算する。

[例示]

特別掛金：定額償却
リスク対応掛金：定率拠出

・対応前リスク充足額＝積立金＋標準掛金収入現価＋特別掛金収入現価－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）

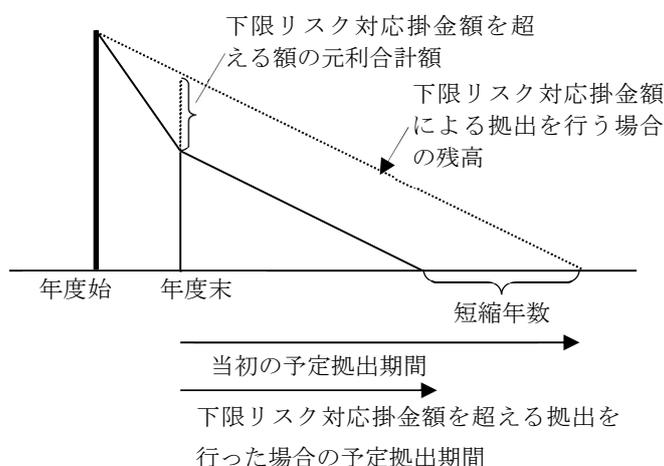
・リスク対応掛金は特別掛金と同様に、リスク対応額を年金現価率で除して算定するため、リスク対応掛金の拠出額は単純合計でリスク対応額を上回る場合も生じうる。
リスク対応額の上限額に基づきリスク対応掛金を設定した場合、リスク対応掛金の拠出額合計がリスク対応額の上限額を上回ることもあり得るが、考慮は不要。

・事業所ごとに拠出する場合は、予め定めた合理的な方法によるものとする。

・実施事業所ごとに異なるリスク

第3節 掛金

下限リスク対応掛金額を超える拠出を行った年度の年度末における予定拠出期間は、下限リスク対応掛金額による拠出を行ったとした場合のリスク対応掛金の現価から、下限リスク対応掛金額を超える額の元利合計を除いた額をもとに、年度末以降は下限リスク対応掛金額による拠出を行うとして算定する。



[規則第46条の2第1項第3号について]

- 定率拠出の場合のリスク対応掛金額は、財政計算時のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）をもとに、予定利息および拠出割合に基づき、財政計算時において予め設定する。
- 一括拠出が可能かどうかは、事業年度末のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）と翌事業年度の標準掛金の拠出見込額とを比較して判定する。

対応掛金を設定している場合は、毎事業年度のリスク対応掛金を（下限リスク対応掛金額以上、上限リスク対応掛金額以下の範囲内で）設定するにあたり、（同一給付区分内では）予定拠出期間が全ての実施事業所で同一となるようなリスク対応掛金を適用すること。（ただし、編入時のリスク対応掛金についてはこの限りではない。）

なお、下限リスク対応掛金額を超える拠出を行った年度の年度末（財政検証時）における予定拠出期間は、全実施事業所合算の下限リスク対応掛金額を超えたリスク対応掛金額に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定拠出期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定拠出期間の短縮を行うこととする。

- 次のようなケースにおいて、弾力拠出の上限リスク対応掛金額を定める最短拠出期間は、予定拠出期間の「 $k-1$ 年」を基準とする。
 計算基準日 : n 年3月31日
 予定拠出開始日 : $n+1$ 年4月1日
 予定拠出完了日 : $n+k$ 年4月1日
 ($k > 1$)

なお、上限リスク対応掛金額は「予定拠出開始日からの期間」に基づいて算定することを原則とする。

- 予定拠出開始日が計算基準日と異なる場合は、規則第46条の2第1項第1号を適用する場合の取扱いに準じる。

[例示]

財政計算時のリスク対応額（リスク対応掛金額として拠出した額を除く）1000
 拠出割合30%（月払）
 予定利率年3%
 初年度リスク対応掛金
 $= 1000 \times 30\% / 12$
 $= 25$

翌年度末リスク対応掛金収入現価
 $= 1000 \times 1.03 - 300 \times 1.03^{0.5}$
 $= 726$

第3節 掛金

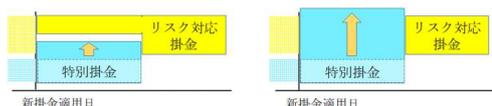
<p>・ 予定拠出期間の算定方法</p> <p>t : 財政計算時からの経過年数</p> <p>i : 予定利率</p> <p>R : 拠出割合</p> <p>としたとき、</p> <p>t年後の財政検証時リスク対応掛金収入現価</p> $= t-1\text{年後の財政検証時リスク対応掛金収入現価} \times (1+i)$ $- t-1\text{年後の財政検証時リスク対応掛金収入現価} \times R \times (1+i)^{1/2}$ <p>で順次計算したt年後の財政検証時リスク対応掛金収入現価が、標準掛金率×財政計算時点の加入者数又は総給与×年間拠出回数を初めて下回る t に対して、 t + 1 を予定拠出期間とする。</p>	<p>次年度リスク対応掛金</p> $= 726 \times 30\% / 12$ $= 18$ <p>・ 新たにリスク対応掛金を定率拠出で設定する場合、事業年度末のリスク対応額が翌事業年度の標準掛金の拠出見込額以下となる場合でも、特別掛金の予定償却期間の残存期間を超える予定拠出期間を規約で定めることにより、設定することは可能。</p> <p>[例示]</p> <p>翌事業年度の標準掛金の拠出見込額 : 40</p> <p>特別掛金の過去勤務債務残額 : 50 (予定償却期間の残存期間 : 1年)</p> <p>事業年度末のリスク対応額 : 30</p> <p>の場合、リスク対応掛金(月払)の予定拠出期間を1年1月と規約に定める。</p> <p>・ リスク対応掛金を定率拠出で設定している場合、事業年度末のリスク対応額が翌事業年度の標準掛金の拠出見込額以下となる場合でも、特別掛金の償却が完了する以前にリスク対応掛金を一括償却することは不可。</p> <p>[例示]</p> <p>翌事業年度の標準掛金の拠出見込額 : 40</p> <p>特別掛金(定率償却)の過去勤務債務残額 : 50</p> <p>事業年度末のリスク対応額 : 30</p> <p>の場合、リスク対応掛金を一括償却することは不可。</p> <p>[例示]</p> <p>翌事業年度の標準掛金の拠出見込額 : 40</p>
--	---

第3節 掛金

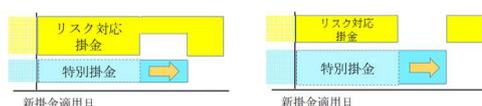
<p>[規則第46条の2第1項第4号について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応掛金額を、リスク対応額の拠出開始後5年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。＜段階引上げ拠出＞ ・定期的であれば1年毎の他に、6月毎、1月毎、2年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 ・「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。 <p>○段階引上げ拠出を実施する場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応掛金額の予想額の現価がリスク対応額を上回らないこと。 ・予定拠出期間中の各期間におけるリスク対応掛金率（額）を予め規約に定めていること。 <p>[規則第46条の2第2項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応掛金の変更については、規則第46条の2第2項各号に該当する場合のほか、同条第3項に該当する場合、同条第4項の制約を満たさない場合に限られる。 ・規則第46条の2第2項各号の複数に該当した場合は、いずれかのリスク対応掛金の変更方法から任意に選択することが可能。 ・リスク対応掛金の特別掛金への振り替え〔第1号〕 新たに過去勤務債務の額が発生する場合、「リスク対応掛金収入現価の減少≦過去勤務債務の額の増加」となる範囲内で、リスク対応掛金額を減少させることができる。 具体的には、拠出期間を維持したうえでリスク対応掛金額を減少させることが考えられる。 <p>[例示およびイメージ]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 残余拠出期間のリスク対応掛金額を一律に減少させる ② 特別掛金額が増加した拠出期間に対応するリスク対応掛金額から、当該特別掛金の増加額の全部又は一部を減少させる 	<p>特別掛金（定率償却）の過去勤務債務残額：30 事業年度末のリスク対応額：30の場合、特別掛金とリスク対応掛金を同時に一括償却することは不可。</p> <p>例：1年毎に引き上げるケース 現行リスク対応掛金 8% 初回引上げ日 H31.4.1 H31.4.1 12% H32.4.1 16% H33.4.1 19% H34.4.1 22% H35.4.1 24% H36.4.1 25% (H36.4.1が引上げ可能な最終日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理上掛金率を切り上げた数値を規約上掛金率とした場合、端数処理の範囲でリスク対応掛金額の予想額の現価がリスク対応額を上回ることは可。 ・リスク対応掛金の変更は、原則として認められず、規則第46条の2第2項各号に該当する場合のほか、同条第3項に該当する場合、同条第4項の制約を満たさない場合に限られる。同条第2項各号に掲げる特別な事情がある場合であっても、その変更内容には一定の合理性が求められることに留意が必要。 ・拠出期間を延長（短縮）させる取扱いは一定の合理性がないものと考えられる。 ・リスク対応掛金を定率拠出により設定しているケースについても、拠出期間を維持し、リスク対応掛金を減少（リスク対応掛金の拠出割合を減少）させることが考えられる。また、特別掛金が増加
--	--

第3節 掛金

<②のうち特別掛金償却期間不変（掛金増加）のケース>



<②のうち特別掛金償却期間延長（掛金不変）のケース>



なお、上記により途中でリスク対応掛金額が0となる期間が発生するケースにおいても、リスク対応掛金の残余拠出期間は規約変更前後で変わらない取扱いとする（掛金額が0の期間も拠出期間に含める）ことが考えられる。

- ・特別掛金の償却期間を延長する場合も、引き続き「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」を満たす必要がある。
- ・「過去勤務債務の増加額<現行リスク対応掛金収入現価」となり、リスク対応掛金の全てを特別掛金に振り替えることができない場合であって、特別掛金を最短償却としたとしても規則第46の2第4項の規定を満たすことができない場合は、リスク対応掛金を再設定することが考えられる。
- ・「過去勤務債務の増加額 \geq 現行リスク対応掛金収入現価」となる場合は、現行のリスク対応掛金は全て特別掛金に振り替え、拠出が終了したもものとして、新たにリスク対応掛金を設定することは可能と考えられる。
- ・リスク対応掛金の再計算〔第2号〕
規則第50条の場合（合併、分割、基金型から規約型への移行、規約型から基金型への移行、加入者数の著しい変動、加入者資格又は給付設計の変更、他の確定給付企業年金との権利義務の移転又は承継、その他著しい変動に限る）には、規則第46条の2第1項の各号に基づきリスク対応掛金額を計算することができる。

した各期について、特別掛金の増加額の範囲内で各期のリスク対応掛金を減少させることが考えられる。（いずれの場合も、特別掛金の償却方法が定率償却かそれ以外かによらない）

- ・後述の、第1リスク対応掛金と第2リスク対応掛金を設定している場合で、リスク対応掛金額を減少させるときは、第1リスク対応掛金と第2リスク対応掛金のいずれを先に減少させてもよい。

- ・再設定する場合は、新たに設定する場合と同様に取り扱うことが考えられる。

- ・過去勤務債務の額の予定償却期間の短縮、定率償却の場合の償却割合増加は除く。

- ・財政再計算を行い、当初設定していたリスク対応掛金額の予定拠出期間を延長してリスク対応掛金額を減少させることは可能。

- ・財政悪化リスク相当額の算定方法を変更する場合は、規則第50条第4号ホ「その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合」に該当する。

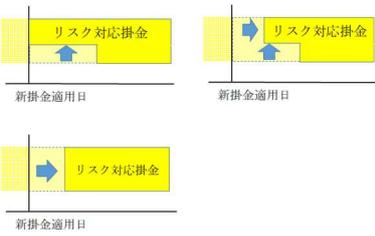
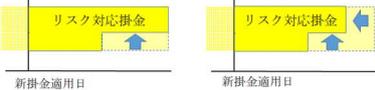
〔例示〕

- ・新たに特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する財政再計算を行う。
- ・特別算定方法により負債変動リスクを新たに見込む財政再計算を行う。

- ・リスク対応掛金を拠出完了し再

第3節 掛金

<ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応掛金額の加算〔第3号（法第58条第1項（少なくとも5年ごとに行う再計算）に基づく財政再計算）〕 財政悪化リスク相当額のうち財源が確保されていない部分（「財政悪化リスク相当額－対応後リスク充足額」）が、リスク対応掛金額を計算したとき（リスク対応掛金額を変更した場合にあっては、当該変更のうちの直前の変更をしたとき）における「財政悪化リスク相当額－（積立金＋標準掛金収入現価（変更後）＋特別掛金収入現価（変更後）＋リスク対応掛金収入現価（変更後）－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）」から増加する場合、増加した範囲内でリスク対応額を定め、変更前のリスク対応掛金額に加算することができる。 ・加算するリスク対応掛金額の拠出期間は、変更前のリスク対応掛金額とは別に規則第46条の2第1項の規定に基づいて算定する。 <p>〔規則第46条の2第3項について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応掛金の減額または拠出終了〔法第58条第1項（少なくとも5年ごとに行う再計算）に基づく財政再計算〕 対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合には、上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了しなければならない。 	<p>度設定する場合は、初めてリスク対応掛金を設定する場合と同じ手続きによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応後リスク充足額＝今回の財政計算における「積立金＋標準掛金収入現価（変更後）＋特別掛金収入現価（変更後）＋リスク対応掛金収入現価（変更前）－通常予測給付現価（マイナス値となる場合は零とする。）」 ・加算するリスク対応掛金額の予定拠出期間は、変更前のリスク対応掛金額の予定拠出期間・残余予定拠出期間とは別に定めること、又は、変更前のリスク対応掛金額の残余予定拠出期間（規則第46条の2を満たすものに限る）とあわせることは可能。 <p>〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前のリスク対応掛金額の予定拠出期間15年、残余予定拠出期間3年に対し、加算するリスク対応掛金額の予定拠出期間を10年とする。 ・変更前のリスク対応掛金額を第1リスク対応掛金額、加算するリスク対応掛金額を第2リスク対応掛金額とすることは可能。 ・第1リスク対応掛金と第2リスク対応掛金で、拠出方法（均等拠出、定率拠出等）を別に設定することは可能。 ・加算するリスク対応掛金額と変更前のリスク対応掛金額とを合算して新たなリスク対応掛金額を設定することは不可。 ・拠出期間を維持し、リスク対応掛金を一律に減少させること、および拠出期間を短縮しリスク対応掛金を維持することが考えられる。 ・拠出期間のうち最初の一定期間のリスク対応掛金の一部を減少させる取扱い、最初の一定期間のリスク対応掛金を全額減少させ、次の一定期間のリスク対応掛金の一部を減額させる取扱い、および最初の一定期間のリスク対応掛金を全額減少させる取扱いは、規則第46条の2第1項に定める算
---	---

<p>[規則第46条の2第4項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」でなければならない。 ・原則として以下のとおり取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> ①規則第46条第1項第2号（弾力償却）により特別掛金額を設定している場合は、「予定償却期間」を「下限特別掛金額の予定償却期間」とし、規則第46条の2第1項第2号（弾力拠出）によりリスク対応掛金額を設定している場合は、「予定拠出期間」を「最短期間」とする。 ②規則第46条第1項第3号（定率償却）により特別掛金額を設定している場合は、規約に定めのない場合には、「予定償却期間」を「過去勤務債務の額が当該事業年度の標準掛金額以下になると見込まれるまでの期間」とし、規則第46条の2第1項第3号（定率拠出）によりリスク対応掛金額を設定している場合は、規約に定めのない場合には、「予定拠出期間」を「リスク対応額が当該事業年度の標準掛金額以下となると見込まれるまでの期間」とする。 ③特別掛金額の予定償却期間が複数ある場合には、最も長い残存期間を用い、リスク対応掛金の予定拠出期間が複数ある場合には、最も短い残存期間を用いる。 ④リスク対応掛金額の拠出期間中に新たに特別掛金額の拠出を開始する場合又は特別掛金額の償却期間中に新たにリスク対応掛金額の拠出を開始する場合においても、特別掛金額の予定償却期間又はリスク対応掛金の予定拠出期間を変更して、「特別掛金額の予定償却期間の残存期間<リスク対応掛金額の予 	<p>定方法に沿った取り扱いとは言えないため、適切ではないと考えられる。</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・拠出期間のうち拠出完了日から遡って一定期間のみリスク対応掛金の一部を減少させる取扱い、および拠出完了日から遡って一定期間のリスク対応掛金を全額減少させ、次の一定期間のリスク対応掛金の一部を減額させる取扱いは、規則第46条の2第4項の規定の制約を満たすため等やむを得ない場合には可能と考えられる。  <ul style="list-style-type: none"> ・「特別掛金額の予定償却期間の残存期間=リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間」は不可。 ・リスク対応掛金額を拠出しない場合は、この制約はかからない。
---	--

第3節 掛金

<p>定拠出期間の残存期間」を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所ごとに異なるリスク対応掛金を定める場合には事業所間の公平性及び財政全体への影響を考慮して、事業主等と相談の上、合理的に決定する。 ・「リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間>特別掛金額の予定償却期間の残存期間」については、給付区分・事業所ごとに特別掛金を定めている場合には、給付区分・事業所ごとに満たせば良い。 ・実施事業所ごとにリスク対応掛金を拠出している実施事業所が事業所脱退した場合、かつ、確定給付企業年金制度全体では加入者数が著しく増減していない場合に、財政再計算を行わず、脱退した事業所分のリスク対応掛金を拠出しないように規約変更を行うことは可能。 ・実施事業所が増加する場合で規則第50条に該当しない場合については、増加する事業所に係るリスク対応掛金のみ算定することは可能。 ・実施事業所が減少した場合で規則第50条に該当しない場合については、減少した事業所のリスク対応掛金を零とすることは可能。 <p>(6) 規則第47条に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、基礎率によって見込むことができない短期的な積立不足の償却を目的に、事業主等からの資料等（一時的である旨の確認を含む）に基づき設定する。 ・「次回の財政再計算」とは、原則として法第58条第1項に規定する「少なくとも5年ごとに行う財政再計算」を指す。ただし、「少なくとも5年ごとに行う財政再計算」の前に規則第50条各号に基づく財政再計算が予定されている場合は、当該財政再計算が次回の財政再計算となる。 ・次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は、積立金の額（数理上資産額とし、別途積立金として留保する額の全部または一部及び承継事業所償却積立金を除くことが可能。）が責任準備金の額を下回ると予想される額の現価、または、積立金の額（純資産額）が最低積立基準額を下回ると予想される額の現価とする。 ・特例掛金は、加入者数の減少に配慮して設定する。（例えば一定額で償却） ・拠出の終了日は次回の財政再計算による新掛金適用予定日の前日とする。（当該積立不足の予想額は、次回の財政再計算による新掛金適用予定日を予定償却完了日とする期間で元利均等償却するものであり、積立不足が発生すると予測される期間で元利均等償却するわけではないことに留意すること。） ・拠出の終了日まで法第58条又は法第62条に基づく財政再計算を行う場合は、当該財政再計算時に特例掛金を設定し直すことができる。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに特例掛金を 	<p>[例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のように定めることは可。 <A事業所> 特別掛金3年/リスク対応掛金5年 <B事業所> 特別掛金6年/リスク対応掛金8年 <p>[例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の予算作成時に使用した年金資産等を合理的に補正したものにに基づき予想運用利回りが予定利率を下回る額（下回る年数分） ・加入者規模が著しく予定を下回る場合の掛金収入減少見込額（掛金を定率法あるいは定額法で定めている場合） ・脱退および昇給の実績が予定と著しく乖離する場合に見込まれる脱退差損および昇給差損の額（過去の実績から合理的に推計した額） <ul style="list-style-type: none"> ・予定利率を変更する場合等、積立不足の予想額の計算基礎が変更になる場合は見直す。
---	---

第3節 掛金

<p>算定する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・複数の給付区分を設けている場合の特例掛金の計上例<ul style="list-style-type: none">①一部の給付区分に計上②差損の発生区分に応じて計上 <p>(例えば、利差損の予想額を、「数理債務－特別掛金収入現価」の比でそれぞれ計上)</p>
--------------	--

第3節 掛金（リスク分担型企業年金）

<p>1. 掛金の区分</p> <p>リスク分担型企業年金掛金・・・規則第46条の3に基づく掛金 その他の掛金・・・事務費掛金</p> <p>2. 掛金の算定</p> <p>(1) リスク分担型企業年金掛金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条の3に基づき、リスク分担型企業年金の給付に要する費用に充てるための掛金として以下のとおり設定する。 <p>[規則第46条の3第1項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金を実施するとき又はリスク分担型企業年金を実施している場合であって給付の設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限り） <p>リスク分担型企業年金掛金額は、当該財政計算における標準掛金額＋当該財政計算における補足掛金額とする。</p> <p>[規則第46条の3第2項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合（第1項を除く） リスク分担型企業年金掛金額は、次のいずれかによる。 <ol style="list-style-type: none"> ①標準掛金額について再計算する ②再計算によって計画的に拠出することが適当である額として規約で定める額をリスク対応額とみなして均等拠出（規則第46条の2第1項第1号の方法）により計算した額を追加拠出する ③①②を組み合わせる <p>[規則第46条の3第3項について]</p> <p>規則第46条の3第3項の事由（基金の合併、実施事業所の増加、他の確定給付企業年金の権利義務の承継、中小企業退職金共済からの資産の引き渡し）により、リスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条の3第3項に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、前回財政計算における標準掛金額＋当該再計算における補足掛金額とする。 <p>(2) 規則第64条に基づく臨時拠出による特例掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金において、規則第64条に基づく特例掛金を拠出すると同時に掛金収入現価が変わらないようにリスク分担型企業年金掛金額を変更することをあらかじめ定めておくことにより、規則第64条に基づく特例掛金を拠出する場合にあつては、翌事業年度以降リスク分担型企業年金掛金を、その現価相当額が当該特例掛金額に相当する額の分減少するように変更することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金掛金額では、標準掛金・特別掛金・リスク対応掛金額を、定額と給与比例とに分けて算定することが可能。 ・掛金の額に係る規約の変更をしない場合には適用されない。 ・〔規則第46条の3第2項について〕は、給付設計を変更することなく、リスク分担型企業年金掛金を変更する場合に適用される。
---	---

第4節 財政検証

1. 継続基準の財政検証

【経過措置】

○新基準に基づく財政計算を行うまでの間は、改正前の責任準備金の算定方法に従うことに留意する。

(1)規則第53条第1項に定める責任準備金の算定方法

$$\begin{aligned} \text{責任準備金} \\ &= \text{給付現価} - \text{掛金収入現価} - \text{追加拠出可能額現価} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{ただし、給付現価} &= \text{通常予測給付現価} + \text{財政悪化リスク相当額} \\ &+ \text{特例掛金収入現価} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{掛金収入現価} \\ &= \text{標準掛金収入現価} + \text{補足掛金の予想額の現価} \\ &= \text{標準掛金収入現価} + \text{特別掛金収入現価} + \\ &\quad \text{リスク対応掛金収入現価} + \text{特例掛金収入現価} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{追加拠出可能額現価} \\ &= \text{Min (Max (財政悪化リスク相当額} + \text{別途積立金} \\ &\quad + \text{承継事業所償却積立金} - \text{リスク充足額}, 0), \text{財政悪化リスク相当額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{リスク充足額} \\ &= \text{Max (積立金} + \text{掛金収入現価 (特例掛金収入現価を除く)} \\ &\quad - \text{通常予測給付現価}, 0) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{数理債務} &= \text{通常予測給付現価} + \text{特例掛金収入現価} - \\ &\quad \text{標準掛金収入現価} \end{aligned}$$

上記算式中の「標準掛金収入現価」、「特別掛金収入現価」、「リスク対応掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」はいずれも規約上掛金にて算定する。

〔留意事項〕

①財政方式並びに規則第43条に定める基礎率及び財政悪化リスク相当額について

- ・前回財政計算において用いたものをそのまま使用する。(規則第53条第2項) 将来加入者を見込む財政方式の場合は、前回の財政計算において用いた方式に準じて算定する。(掛金算定上将来加入者を見込まない財政方式の場合は財政検証時も将来加入者を見込まない)

○給付区分特例を実施している場合であっても、継続基準の財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。

○特別掛金収入現価(規則第46条に定める過去勤務債務を償却するための掛金の収入現価)

○特例掛金収入現価(規則第47条に定める次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金の収入現価)

・前回の財政計算において、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合に発生する。

・算定にあたっては、前回財政計算時に見込んだ予想額の前提を使用する。

つまり、見込む場合は、当該予想額の現価
= 特例掛金収入現価

となるよう算定する。

・特例掛金収入現価は、規約上特例掛金率及び当該特例掛金の残余償却年数に基づく現価率を使用して算出する。

○リスク対応掛金収入現価(規則第46条の2に定める財政悪化リスク相当額に係る掛金の収入現価)

○積立金は、別途積立金を含む金額。

○前回財政計算において、予定新規加入者を見込む上で、将来の加入者規模を一定としていない場合、あるいは予定昇給指数に将来の賃金の変動を見込んでいる場合で、前回財政計算の基準日における加入者数及び平均給与の額に対する割合として見込んでいない場合は、前回財政計算において用いた算定方法の趣旨が損なわれない見込み方によること。

<p>・ 前回財政計算を旧基準で行っている場合においては、財政悪化リスク相当額をゼロとする。</p> <p>②追加拠出可能額現価の算定における別途積立金について</p> <p>・ 別途積立金は、前年度剰余金の処分、前年度不足金の処理、期中の別途積立金の積増し及び取崩しを行った後の別途積立金の額を記入する。</p> <p>③リスク充足額の算定における積立金の評価について</p> <p>・ 積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算する。(規則第63条第1項)</p> <p>④給付現価および収入現価の算定における先日付の制度変更等の織り込みかたについて</p> <p>・ 原則として、財政検証の(作業)時点において承認あるいは認可されている制度変更内容等は、財政検証に織り込む。</p> <p>・ ただし、申請中であってもその内容を織り込むこと、または、承認あるいは認可がなされていてもその内容を織り込まないことが合理的であると認められる場合には、原則に従わないことも可とする。</p>	<p>(例示)</p> <p>新規加入者の賃金の変動を見込んだ場合</p> <p>すなわち、当初、</p> <p style="padding-left: 40px;">1年後 2年後</p> <p>$Bx \rightarrow (1+\beta)Bx \rightarrow (1+\beta)^2 Bx$ →・・・</p> <p>Bx…将来加入者の給与見込額 β…計算上見込んだ賃金上昇の変動率(ベア率) と見込んでいたものが、1年後実績値にずれが生じ$(1+\beta)Bx$から$(1+\beta')$$Bx$となった場合、</p> <p style="padding-left: 40px;">1年後 2年後</p> <p>$(1+\beta')Bx \rightarrow (1+\beta')^2 Bx$ →・・・</p> <p>として、新たなスタート値のみを置き換え、ずれが生じた年度以降は、$(1+\beta)$で再度見込んでいくイメージである。</p> <p>→β'は、全加入者の平均給与の額の上昇分と一致させる方法の他、新規加入者の賃金実績の上昇分を勘案して決定する方法等もありうる。</p> <p>※当年度剰余金処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額であることを留意すること。</p> <p>※制度変更内容等を財政検証に織り込む場合、財政悪化リスク相当額も併せて当該制度変更等のものを反映する。</p> <p>(例示)</p> <p>・承認あるいは認可はなされていないが、基準日と変更日の間に財政検証日があり、計算処理の連続性の観点から財政検証に変更内容を織り込むことが好ましい場合</p>
--	---

第4節 財政検証

<p>(2)許容繰越不足金（規則第56条に規定する額） 許容繰越不足金は規則第56条第1号から第3号までに掲げる方法のうち事業主等であらかじめ定めた方法により算定する。</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>①許容繰越不足金の算定基準の変更要件 算定基準（※）については原則継続的に使用すること。 ただし、給付額の大幅な見直し、資産の評価方法の変更等、合理的な理由がある場合は算定方法を変更することができる。 ※規則第56条第1号から第3号までの適用基準、規則第56条第1号及び第2号に定める「規約に定める率」の数値</p> <p>②規則第56条第1号の「20年間の標準掛金額の予想額の現価」 財政検証の基準日において標準掛金の年額を合理的に算定し、当該額に20年の確定年金現価率（※）を乗じて算定することができる。 ※責任準備金の計算に使用した予定利率で算定したもの</p> <p>(3)積立金の額の評価 財政再計算の要否の判定において、積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算する（規則第63条第1項）。</p>	
<h3>2. 非継続基準の財政検証</h3>	
<p>(1) 最低保全給付</p>	
<p>○先日付の制度変更を財政検証の数理債務算定に織込む場合、原則として最低保全給付の算定にも織込むこととする。</p> <p>①規則第54条第1項についての適用基準</p>	<p>○給付区分特例を実施している場合であっても、非継続基準の財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。</p>
<p>○財政検証日において年金受給者又は受給待期脱退者である者</p> <p>(i)年金受給者 財政検証日において裁定済みの年金額</p> <p>(ii)受給待期脱退者 財政検証日現在の規約に基づく年金額</p>	<p>・財政検証日において加入者か受給者等かの区分は、給付区分（グループ区分）を採っている場合を含む）毎に取り扱う。</p>
<p>○財政検証日において加入者である者</p> <ul style="list-style-type: none">・最低保全給付は規則第54条第1項第1号に定める方法（以下「1号方法」という）、規則第54条第1項第2号に定める方法（以下「2号方法」という）、又は「これらに準ずる方法」によるものとし、あらかじめ規約に定める。・「これらに準ずる方法」とは上記「1号方法」及び「2号方法」を組み合わせた方法をいう。組み合わせるにあたっては、方法が異なることにより発生する最低積立基準額の乖離に十分留意すること。・最低保全給付の決定（各方法の選択及び「2号方法」における「加	

第4節 財政検証

<p>入者の年齢に応じて定めた率」の決定)は事業主等が主体的に行うものとする。</p> <p>ア.1号方法</p> <p>(ア)規則第54条第1項第1号に定める「加入者の資格を喪失する標準的な年齢」(以下「標準資格喪失年齢」という)について</p> <p>標準資格喪失年齢は、事業主等が決定することとなるが、年金数理人は、事業主等より意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妥当と判断される標準資格喪失年齢としては、次のようなものが考えられること。 <ul style="list-style-type: none"> a. 母体企業に定年制がある場合、その定年年齢。 なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去3ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年齢もしくは支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。 b. 次の算式で計算される年齢。 $60 + \left(\frac{\sum_{x=61}^{\omega} L_x}{L_{60}} \right)$ L_x：予定脱退率から得られるx歳の予定残存者数 c. 加入者資格の範囲を定年年齢前の一定年齢までとしている場合は、当該一定年齢 d. その他合理的な理由が存在する年齢。 ・標準資格喪失年齢は、給付区分ごとに決めることが出来る。なお、同一給付区分内での標準資格喪失年齢の複数使用は不可とする。 ・標準資格喪失年齢の変更は原則として次の場合に限り、変更にあたっては厚生労働省の承認または認可が必要となる。(規約変更を伴うため) <ul style="list-style-type: none"> ・定年年齢の変更を行った場合。 ・その他実績退職年齢が大幅に変動する等合理的な理由がある場合。 <p>(イ)規則第54条第1項第1号に定める「加入者が加入者の資格を取得した日から当該標準的な年齢に達するまでの加入者期間のうち当該事業年度の末日までの加入者期間にかかる分として定めた率」について</p> <p>当該率は、「当該事業年度末時点までの加入者期間に応じて定まる係数(※)／標準資格喪失年齢までの加入者期間に応じて定まる係数」とすることを原則とする。(当該事業年度末時点から標準資格喪失年齢までの据置乗率は加味されないことになる)</p> <p>※給付の額が退職事由により異なる場合は、自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母体企業の定年制が一定日(例えば定年到達後の年度末)に集約される場合であっても、割引計算、年金現価率等は満年齢のものを使用することも可。 <p>(例示)</p> <p>過去3年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる等</p> <p>(例示)</p> <p>再計算作業の際、過去の退職実績に大幅な変動が見受けられ、この実績に基づき標準資格喪失年齢を見直すことを事業主等が要請する場合</p>
---	---

第4節 財政検証

<p>(ウ)その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付額の算定に給与あるいはこれに類するものを使用する制度の最低保全給付算定にあたっては当該事業年度末時点で資格喪失したときに給付の算定基礎となるものを用いること。 ・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは、標準資格喪失年齢時点（基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点）で行うこと。 <p>イ. 2号方法</p> <p>(ア) 規則第54条第1項第2号に定める「加入者の年齢に応じて定めた率」について</p> <p>「加入者の年齢に応じて定めた率」の決定にあたって、年金数理人は事業主等から意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢に達した者について「1」となるような設定が適切であると考えられること ・残余財産の分配に使用することに配慮し、労使間（基金型の場合は代議員会）で十分検討のうえ、決定する必要があること ・率の設定方法によっては、年金と一時金の最低積立基準額に乖離が発生する可能性があること ・年金と一時金の最低積立基準額の乖離を無くす方法としては、一時金に割引現価率を乗ずる方法が考えられること（右記①参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「加入者の年齢に応じて定めた率」について、年金、一時金の受給資格に応じて異なる率を定めることも可 <p>(加入者の年齢に応じて定めた率の例示)</p> <p>①一時金を割引いた額を最低保全給付とする場合 年金は1、一時金は定年からの割引現価率（制度の据置乗率の逆数）</p> <p>②加入期間を基準とする方法 年金、一時金とも（基準日における年齢－加入年齢）／（最終年齢－加入年齢）と設定する。 X歳の率＝$(X - X_e) / (X_r - X_e)$ X：基準日における年齢 X_e：加入年齢 X_r：最終年齢</p> <p>③給与モデルを基準とする方法 年金、一時金とも予定昇給率（指数）を用いて設定する</p> $X\text{歳の率} = \frac{\sum_{y=X_e}^X b_y}{\sum_{y=X_e}^{X_r} b_y}$ <p>b_y：y歳の予定昇給率 または X歳の率＝B_x／B_{X_r} B_x：x歳の予定昇給指数</p> <p>④年齢群団別に設定する方法 年金、一時金とも 60歳：1 50歳以上60歳未満：0.9 40歳以上50歳未満：0.8 30歳以上40歳未満：0.7 20歳以上30歳未満：0.6</p> <p>⑤年齢で定まる関数で設定</p>
---	---

<p>(イ) その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることになる老齢給付金の額又は脱退一時金の額」算定にあたっては自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのものを用いること。 ・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは支給開始時点で選択一時金を選択するものとして行い、最低保全給付算定にあたっては「加入者の年齢に応じて定めた率」は、年金受給資格の場合の率を用いること。 ・再評価を行う場合、事業年度の末日において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。 <p>②規則第54条第2項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」について</p> <p>控除前の最低保全給付から当該控除できる額を控除して最低積立基準額を計算するのが原則であるが、財政検証において最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことも可とする。</p> <p>(2)最低積立基準額（法第60条第3項）</p> <p>①最低積立基準額の算定方法（一般事項）</p> <p>〔算定にあたっての各方法の留意事項〕</p> <p>ア. 1号方法</p> <p>最低保全給付を標準資格喪失年齢時点（年金の場合で規約上の支給開始年齢が標準資格喪失年齢よりも高い場合は規約上の支給開始年齢）で評価することを踏まえ、年金、一時金とも標準資格喪失年齢（年金の場合で規約上の支給開始年齢が標準資格喪失年齢よりも高い場合は規約上の支給開始年齢）から基準日時点の年齢まで割り</p>	<p>する方法</p> <p>最終年齢が60歳であれば $0.025 \times (x - 0.5)$で率を設定する。</p> <p>x：基準日の翌日における加入者の年齢</p> <p>⑥最低積立基準額の算定に用いる「給付の再評価に用いる指標の予測（再評価率）」を用いる方法（キャッシュバランスプランの場合） $1 / (1 + \text{再評価率})$ <small>規約上の支給開始年齢 - 現在年齢</small> を「加入者の年齢に応じて定めた率」とする旨規約に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。 ・再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算することも可とする。 ・「最低保全給付から控除できる額の現価」の算定方法は「(2)最低積立基準額-③-イ」参照。
--	---

第4節 財政検証

<p>引くこと。</p> <p>イ. 2号方法 最低保全給付を基準日時点（年金（選択一時金）の場合は支給開始時点）で評価することを踏まえ、一時金は割り引かず、年金（選択一時金）は支給開始時点より現時点まで割り引くこと。</p> <p>②最低積立基準額算定（詳細事項）</p> <p>○以下で使用する算式における記号の説明（共通）</p> <p>j : 「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号」に規定する予定利率 r : 標準支給開始年齢 s : 規約上の支給開始年齢 x : 計算基準日現在の年齢 τ : 標準資格喪失年齢</p> <p>ア. 1号方法</p> <p>[共通の記号]</p> <p>${}_n a_x^j$: 「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号及び第2号」に規定する予定利率、予定死亡率及び規約上の給付設計に基づいて計算されたn年据置終身年金現価率（*年確定年金現価率（$a_{* }^j$）の場合も同様に扱う） * : (規約による) 保証 [残余] 期間</p> <p>(i) 年金受給者</p> <p>最低保全給付 × $(a_{* }^j + {}_n a_x^j)$</p> <p>(ii) 受給待期脱退者</p>	<p>・「標準支給開始年齢」 標準支給開始年齢は次のように定義する。 標準支給開始年齢 = Max (標準資格喪失年齢、規約上の支給開始年齢)</p> <p>・加入者拠出に基づいて設計されている給付（例えば、支給率が加入者拠出金の額に基づいて設計されている場合等。以下、加入者拠出に基づく給付という。）を含む場合、加入者について、規約に定めている場合は例えば次の通りに行うことができる。</p> <p>①一時金受給資格者 最低積立基準額 < 加入者拠出に基づく給付金額のとき 最低保全給付 = 加入者拠出に基づく給付 = 最低積立基準額</p> <p>②年金受給資格者 最低積立基準額 < 加入者拠出に基づく給付の選択一時金額のとき 最低保全給付 = 加入者拠出に基づく給付、最低積立基準額 = 加入者拠出に基づく給付の選択一時金額</p> <p>・例えば給付設計が、通増年金等であれば、その要素を年金現価率に加味させる。</p>
--	---

<p>最低保全給付 × $(a_{* }^j + {}_x a_x^j)$</p> <p>(ii) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>最低保全給付 × $(a_{* }^j + {}_x a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 × $(v^{(s-x)} \times a_{* }^j + {}_{s+*-x} a_x^j)$</p> <p>(iii) 加入者のうち年金受給資格者</p> <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>最低保全給付 × $(a_{* }^j + {}_x a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 × $(v^{(s-x)} \times a_{* }^j + {}_{s+*-x} a_x^j)$</p> <p>(iv) 加入者のうち一時金受給資格者</p> <p>最低保全給付</p> <p>③ 最低積立基準額算定 (留意事項)</p> <p>ア. 給付の再評価又は額の改定を行う制度の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低積立基準額の算定における当該再評価および額の改定に用いる指標 (規則第55条第2項) は規約に定めるものとする。 ・ 最低積立基準額の算定にあたっては、規約に定めた指標により将来の再評価を織り込むこと。 ・ 1号方法の場合、標準資格喪失年齢時点 (基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点) において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。 <p>イ. 「最低保全給付から控除できる額の現価」 (以下「未認識額」という) の計算方法について</p> <p>「未認識額 = [給付改善時の最低積立基準額の差額 × {5 - (給付改善時から基準日までの年数)} / 5] の合計」により算定することを原則とする。</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去〇年間の平均値を用いる。 ・ 年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる (規則第28条第2項第2号ロにより額改定を行っている場合)。 ・ 再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後 (または再評価前) の累計額を用いて計算することも可とする。
---	---

第4節 財政検証

ただし、給付改善時の非継続基準の予定利率と基準日時点の予定利率の関係により必要に応じて調整(※)を行うこと。

(※) 給付改善時の最低積立基準額の差額に $\{(1+i)/(1+j)\}^{20}$ を乗ずる等(ただし、 i =給付改善時の非継続基準の予定利率、 j =基準日時点の非継続基準の予定利率)

(3) 積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法

・原則として以下の①の方法を用いるものであること。ただし、当分の間は、②の方法を用いることができる。

・①又は②の方法は、原則として継続して用いることが望ましいが、合併、分割などにより積立金、最低積立基準額が大幅に変動する場合など合理的な理由がある場合は、①又は②の方法を変更することができる。

・①又は②の方法を変更した場合、その変更理由と変更の妥当性について、所見を付記することが望ましい。

・給付区分特例を実施している場合には、特例掛金を設定するにあたり、制度全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。

① 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法 (規則第58条)

ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込額
(法第63条、規則第58条)

- ・ 財政検証の基準日が平成31年3月31日までの間は、平成30年6月22日付改正前の規則第58条及び第59条に基づく、①の方法を用いることも可。
- ・ 財政検証の基準日が平成30年6月22日より前であっても、掛金適用日が平成30年6月22日以降となる特例掛金の算定において、平成30年6月22日付改正後の規則第58条及び第59条に基づく、①の方法を用いることも可。

[合理的な理由の例示]

- ・ 積立金の額の評価方法を変更できる事象が生じたとき(第4節5(3)④参照)
- ・ 給付内容の大幅な変更
- ・ 最低保全給付にかかわる規約の大幅な変更
- ・ 平成30年6月22日付規則改正以後、初めて非継続基準に抵触したとき

- ・ 当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合でも、非継続基準の判定自体は当該財政再計算反映前の財政検証に基づき行うこと。判定自体に当該財政再計算を反映することは不可。(ただし、財政検証自体に当該財政計算を反映したときは、この限りではない。)

第4節 財政検証

<p>・以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額×{(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}ⁿ - 前年度最低積立基準額×{(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}ⁿ + 当年度最低積立基準額」(☆) (ただしn=20)</p> <p>【計算にあたっての留意事項】</p> <p>・前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率どおりの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：リストラ等による大量退職の補整～当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式(☆)に加える等の合理的な補整を行う)</p> <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として制度変更を伴う財政再計算を行った場合、当該財政再計算の適用時期に関わらず、当年度最低積立基準額および前年度最低積立基準額に当該財政再計算を反映する。 この場合の前年度最低積立基準額は、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 (例：当年度における制度変更前後の最低積立基準額比もしくは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の最低積立基準額をみなし計算し、算式(☆)に適用する)</p> <p>・翌事業年度の規則第54条第2項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」は、合理的に見込むものとする。合理的に見込むことが困難な場合や影響が軽微であると考えられる場合には、当該額を零とする(控除しない)取扱いも認められる。</p> <p>・当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額が負となる場合は、当該負の値とする。</p> <p>イ. 翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額の算定に係る留意事項</p> <p>・規則第58条における「翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額」は、翌事業年度における掛金見込額から給付見込額を減算し運用収益見込額(運用損失が見込まれる場合は負</p>	<p>・左式の翌年度予定利率は、適正な年金数理の観点から設定されるものであり、当年度予定利率や判明している①②のうち最も高い率を上回らないよう合理的に設定することが考えられる。</p> <p>①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率(=左式の当年度予定利率)</p> <p>②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</p> <p>・当年度と前年度で予定死亡率が異なる場合、単純に前年度最低積立基準額を使用すると、死亡率改定の影響で翌年度の見込みが過大又は過小になることがあることに留意する。</p> <p>例：翌事業年度の最低積立基準額に、「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」を見込む例示</p> <p>①算式(☆)において「当年度最低積立基準額」および「前年度最低積立基準額」を控除前のものを用いて算定した結果から、次のとおり計算した結果を控除する 当該事業年度の「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」×(4-給付改善時から基準日までの年数) / (5-給付改善時から基準日までの年数)</p> <p>②算式(☆)において「当年度最低積立基準額」および「前年度最低積立基準額」を控除後のものを用いて算定する</p> <p>・一度定めた算定方法は財政検証で継続的に用いることとし、合理</p>
---	--

第4節 財政検証

<p>値)を加算して算定する。翌事業年度における掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額は、合理的な方法で算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この際、積立金の増加(減少)見込の算定に用いる掛金見込額及び給付見込額は、最低積立基準額の増加(減少)見込の算定と不整合とならないよう見込む必要があると考えられる。 ・掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額以外による積立金の増加(減少)見込であっても、それが既に生じている又は確実に生じる場合には反映することができると考えられる。 <p>【翌事業年度の掛金見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌事業年度における掛金見込額については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。 ・当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合、当該財政再計算の適用時期に関わらず財政再計算後の掛金を基に「翌事業年度における掛金見込額」を算定することを原則とする。ただし、右記に例示する場合など合理的な理由がある場合は、財政再計算前の掛金を適用することができる。 	<p>的な理由なく変更してはならない。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経理からの受入金(業務経理から年金経理へ繰入れを行うことが確定している場合に限る) ・特例掛金の算定における当年度および翌年度最低積立基準額に財政再計算を反映する必要があることから、翌年度掛金についても財政再計算を反映するもの。 ・最低積立基準額に対する不足金のうち継続基準ベースで対応している(特別掛金、リスク対応掛金として掛金手当している)部分を考慮するもの。 ・財政再計算において、弾力償却を用いて特別掛金を算定する場合、翌々事業年度(変更初年度)に適用する予定の特別掛金を用いて「翌事業年度における掛金」を算定することができる。 ・財政再計算において、定率償却を用いて特別掛金を算定する場合、財政再計算後の過去勤務債務の額に財政再計算後の償却割合を乗じた額を用いて「翌事業年度における掛金」を算定することができる。 <p>【例】</p> <p>計算基準日時点の過去勤務債務の額</p> <p>財政再計算前：80、 財政再計算後：70</p> <p>償却割合</p> <p>財政再計算前：30%、 財政再計算後：50%</p> <p>翌事業年度の特別掛金の見込額：35 (=70×0.5)</p> <p>例：財政再計算後の掛金を適用しないことも合理的と考えられる例示①</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・翌事業年度に、積立金の額が零となることが見込まれる場合に拠出する掛金（規則第64条）を拠出するときは、当該掛金を翌事業年度の掛金に原則として含める。 ・翌事業年度の掛金には、以下のものは含めない。翌事業年度に以下の掛金を拠出し、当年度および翌年度最低積立基準額に法第82条の2第1項に定める企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映している場合は、以下①②の掛金を当事業年度末の積立金の額に加算する。 <ul style="list-style-type: none"> ①企業型年金への移行時の不足分に対する掛金（令第54条の4） ②実施事業所の減少に伴う掛金（規則第88条および第88条の2） ・翌事業年度に規則第59条に定める掛金（前事業年度末の積立不 	<p>財政再計算前の特別掛金が翌事業年度中に償却完了日を迎え、かつ、財政再計算の前後において標準掛金および特別掛金（掛金率（額）・償却期間）ともに変更がない場合には、財政再計算前の特別掛金（翌事業年度初から償却完了日までの期間に係る特別掛金）を適用して翌事業年度の掛金見込額を算定することも合理的と考えられる。</p> <p>例：財政再計算後の掛金を適用しないことも合理的と考えられる例示② 給付設計に変更が無い場合で、財政再計算を反映した場合の掛金見込額が実際に翌事業年度に適用となる掛金により算定される見込額より減少する場合は、実際に翌事業年度に適用される財政再計算前の掛金を用いて掛金見込額を算定することも合理的と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時拠出の起因となる給付が翌事業年度の給付として控除されるため、臨時拠出による掛金も、翌事業年度の掛金として加算するもの。 ・当該掛金を当事業年度末の積立金の額に加算し、翌事業年度の掛金には含まない取扱いとする場合には、翌事業年度の運用収益見込額の算定にあたって、当該掛金の拠出時期等を考慮し、当該掛金を当該事業年度末の積立金に含めるか、翌事業年度における掛金額に含めるかを検討すること。 ・当年度および翌年度最低積立基準額に企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映した場合は、企業型年金への移行後又は実施事業所減少後の掛金を翌事業年度掛金とし、企業型年金への移行時又は実施事業所減少時の一括拠出掛金は当事業年度末の積立金の額に加算するもの。 ・企業型年金への移行時の移換相当額（令第54条の2）は、当事業年度末の積立金の額から控除する。
---	--

第4節 財政検証

<p>足に対して拠出するもの)がある場合には、当事業年度末の積立金の額に加算し、翌事業年度の掛金には含めない。</p> <p>・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。</p> <p>【翌事業年度の給付見込額】</p> <p>・翌事業年度の給付見込額については、当該事業年度の給付額の実績に基づき適切に見込むことが原則であるが、当該事業年度の末日以降の直近の実績を反映することも妨げられない。</p> <p>・制度変更を織り込んで当事業年度末および翌事業年度末の最低積立基準額を算定する場合には、合理的な補整を行うことで、当該変更を翌事業年度の給付見込額に織り込むことが原則であるが、給付額に与える影響が軽微又は影響を合理的に見込めない場合には、補整を行わないことも妨げられない。</p> <p>【翌事業年度の運用収益見込額】</p> <p>・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、当該事業年度の運用利回りの実績等に基づき適切に見込むことが原則であるが、当該事業年度の末日以降の直近の実績を反映することも妨げられない。</p>	<p>・前事業年度末の積立不足に係る特例掛金の拠出が遅れているとみなせることから、当事業年度末の積立金の額に加算する取り扱いとするもの。</p> <p>例:「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <p>・翌事業年度の最低積立基準額の見込み額の算定方法と整合性を取ること。 ・翌事業年度の掛金見込額の算定方法と整合性を取ること。</p> <p>例:翌事業年度における給付見込額の算定方法の例示 ①当該事業年度における給付額と同額 ②当該事業年度における給付額×(当該事業年度末基準給与/前事業年度末基準給与) ③計算基準日以降のnヶ月の実績+(①又は②の算定結果)×(12-n)/12 ④回復計画における翌事業年度の給付額</p> <p>・運用損失が見込まれる場合は負債とする。</p> <p>例:運用利回りの設定の例示 ①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ③当該事業年度を含む直近5事業</p>
--	---

<p>ウ. 規則第58条についての留意事項</p> <p>○当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行ったときの留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該財政再計算の適用時期に関わらず、同条の計算においては、当該財政再計算を反映した最低積立基準額、当該財政再計算における積立金を用いて行うことに留意する。 ・なお、同条第1項第1号における積立比率が1.0以上となった場合は、同条同項第1号及び第2号に定める額（翌事業年度に拠 	<p>年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率</p> <p>④掛金の算定に用いた予定利率</p> <p>⑤①～④の方法に、当該事業年度の末日以降の直近の運用利回りの実績を反映したもの</p> <p>例：翌事業年度における運用収益見込額の算定方法の例示</p> <p>①当該事業年度末の積立金×運用利回りの見込</p> <p>(注) “翌事業年度の掛金額による積立金の増加による運用収益”と“翌事業年度の給付額による積立金の減少による運用収益(運用損失)”との差額が当該事業年度末の積立金に比べて小さく影響軽微と見込まれる場合など。</p> <p>②(当該事業年度末の積立金+(翌事業年度における掛金額-給付額)×1/2)×運用利回り</p> <p>(注) 翌事業年度の積立金の増減が平準的に発生する場合など。積立金の増減の発生に偏りがあると見込まれる場合には、必ずしも合理的と言えないことに注意する。</p> <p>(注) 令第54条の4、規則第59条、第88条および第88条の2に定める掛金を当該事業年度末の積立金に加算する場合であっても、翌事業年度の運用収益見込額の算定においては、当該事業年度末の積立金の額に含めず翌事業年度における掛金見込額に含める取扱いもできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政決算に財政再計算を反映していない場合、非継続基準の判定も財政再計算反映前の財政決算に基づき行うが、特例掛金の算定においては、特例掛金の拠出時期によらず、財政再計算を反映することに留意すること。 ・積立金の額が変動する財政再計算として、合併・分割・権利義務移転又は承継や確定拠出年金への移行等がある。 ・同条第2項(翌々事業年度に拠出
--	---

第4節 財政検証

<p>出する特例掛金額の下限及び上限)は0となることに留意する。</p> <p>○翌事業年度に特例掛金を拠出する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度最低積立基準額に企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映する場合は、企業型年金への移行時の一括拠出掛金(令第54条の4)又は実施事業所減少時の一括拠出掛金(規則第88条および第88条の2)を当事業年度末の積立金に加算し、企業型年金への移行時の移換相当額(令第54条の2)を積立金から控除して、規則第58条第1項第1号および第2号を適用すること。 <p>○翌々事業年度に特例掛金を拠出する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第58条第2項により同条第1項を準用する場合において積立不足が無いとき(※)は、同条第1項第1号の表中「積立金の額が最低積立基準額を下回る額」及び同条第1項第2号の「積立金の額が最低積立基準額を下回る額」は零と解釈し、同条第1項第1号及び第2号の規定により算出される額は零とする。 <p>(※)例えば、「積立金の額から(最低積立基準額の増加見込額+積立金の減少見込額)を控除した額>最低積立基準額」となる場合</p> <p>○特例掛金の拠出時期を変更する際の取扱いについて(翌々事業年度から翌事業年度へ変更する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・n年度に非継続基準に抵触し、n+2年度に特例掛金A(年額)を拠出することを規約に定めている確定給付企業年金が、n+1年度に非継続基準に抵触し、特例掛金の拠出時期を翌々事業年度から翌事業年度に変更する場合の特例掛金の拠出は次の通りとする。 n+1年度末の純資産額に特例掛金Aを加算して、n+1年度に非継続基準に抵触したことによる特例掛金B(年額)を算定し、n+2年度に特例掛金A+特例掛金Bを拠出することを規約に定め、これを拠出する。 <p>②積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法(確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が1.0以上となることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。 	<p>する場合の読み替え)において準用する同条第1項第1号における積立比率が1.0以上となった場合についても同様。</p> <p>・回復計画における掛金拠出期間は、最長で当該事業年度の翌事業年度の開始の日から8年間とすることも考えられる。 ただし、回復計画に基づく特例掛金の実際の拠出は翌々事業年度から行われるため、この場合、実際の拠出に基づく積立比率は翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に必ずしも1.0以上とならないことに留意す</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。 ・翌々事業年度以後の運用利回りについては、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ③当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率 ・この際、積立金の増加（減少）見込の算定に用いる掛金見込額及び給付見込額は、最低積立基準額の増加（減少）見込の算定と不整合とならないよう見込む必要があると考えられる。 ・掛金見込額、給付見込額及び運用収益見込額以外による積立金の増加（減少）見込であっても、それが既に生じている又は確実に生じる場合には反映することができると考えられる。 ・最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定利率については、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ・毎事業年度の掛金の額の見込額については、直近5事業年度における加入者数の実績を用いて、平準的に定められるもの又は前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。 	<p>る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復計画は、当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立比率を1.0以上とするものであり、法令の趣旨を踏まえると、実際の掛金拠出期間を考慮した場合でも翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立比率が1.0以上となることが望ましいと考えられる。 ・直近5事業年度の運用利回りの実績の平均について、DB発足から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること <ul style="list-style-type: none"> ①DB発足以降の期間における平均 ②厚生年金基金、適年から移行している場合、または、合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均（移行等により決算月を変更している場合や、厚生年金基金または適年として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合、適年の期間に係る時価資産算出が困難な場合等の場合には必要に応じて合理的に補整） <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経理からの受入金（業務経理から年金経理へ繰入れを行うことが確定している場合に限る） <ul style="list-style-type: none"> ・直近5事業年度における加入者数の実績を用いる場合、新規加入者数の見込みについて、以下の例示の取扱いは可。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5事業年度の人数平均（ただし、異常年度は除外可） ・過去5事業年度の新規加入率
---	--

<p>・計画が予定どおりに行かずに計画を修正する場合は、再度、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に回復する計画を作成する。</p> <p>・度々計画の修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるように工夫すること。</p> <p>・給付改善や再計算等により、計画の残余期間内に回復が見込まれる場合には、特例掛金の徴収を中止したり、掛金を引き下げたりすることができる。</p> <p>③積立不足に伴う掛金の抛出手法 ○規則第59条第1項の掛金の抛出時期に係る留意事項</p> <p>・非継続基準に抵触した場合に抛出する掛金の抛出時期として「翌事業年度」又は「翌々事業年度」のいずれかを、あらかじめ規約に定めること。</p> <p>・合理的な理由がない限り、規約に定めた抛出時期の変更は不可。</p> <p>○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚</p>	<p>（新規加入者数÷総加入者数）平均（ただし、異常年度は除外可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5事業年度の人数実績の最大と最小を除外した、3事業年度の人数平均 ・過去5事業年度の人数実績の中間年度（人数実績の大きな年度から数えて3番目の年度）の実績値 <p>・設立から5事業年度経過していない場合の新規加入者の見込みは、上記運用利回りの手法に準じて行うこと。</p> <p>（取扱い不可の例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「翌事業年度」と「翌々事業年度」の2事業年度にわたって掛金を抛出することは不可。 ・掛金の抛出時期を「翌事業年度または翌々事業年度」のように規定することは不可。 <p>・合理的な理由の例示は、前記「①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法」又は「②積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」の方法を変更することができる場合の[合理的な理由の例示]の他、以下の例示も該当する。</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月8日付規則改正以後平成30年6月22日付規則改正前の間において初めて非継続基準に抵触した際に抛出手期を変更した場合であっても、平成30年6月22日付規則改正以後初めて非継続基準に抵触したときに再度抛出手期を変更することは可。
--	---

第4節 財政検証

<p>生労働省令第13号) 附則第4条に定める「翌事業年度における掛金」</p> <ul style="list-style-type: none">・「翌事業年度における掛金」には、令第54条の4、規則第59条(附則第4条第2項を含む)及び規則第64条に定める掛金、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金は含まれない。・「翌事業年度における掛金」については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。 <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合は、当該財政再計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。</p> <p>○代行返上した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・厚生年金基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主等が選択することができる。この場合において、厚生年金基金を実施していた期間の事業年度末日の積立比率は、厚生年金基金の最低積立基準額および純資産額の双方から最低責任準備金を控除して計算したものとすること。 <p>○法第81条に定める基金から規約型企業年金へ移行した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主が選択することができる。 <p>3. 積立上限額</p> <p>(1) 積立上限額の算出</p> <p>積立上限額の算定における数理債務は規則第62条に基づき算出するが、以下に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none">・財政方式は、継続基準で採用している財政方式を用いる。・数理債務の計算に使用する標準掛金収入現価の標準掛金率は、継続基準で用いている規約上の標準掛金率を使用する。・数理債務の計算における通常予測給付現価には、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は含めない。・0.0%以下の下限予定利率を用いて計算した数理債務が発散する場合の積立上限額の取扱は以下の通りとする。	<p>例:「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示</p> <p>当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <p>・法第80条に定める規約型企業年金から基金へ移行した場合も同様な取扱いとする。</p> <p>※下限予定利率が0.0%以下の場合</p>
---	--

第4節 財政検証

【数理債務が $+\infty$ に発散する場合※】

積立上限額が、有限値である任意の積立金の額を上回ると解釈する。従って、「積立金の額が積立上限額を上回っている場合」には該当しない。

【数理債務が $-\infty$ に発散する場合※】

最低積立基準額が数理債務よりも大きくなるため、積立上限額は、最低積立基準額の1.5倍となる。

※数理債務が $+\infty$ ($-\infty$) に発散する場合の例

単年度の将来加入者についての数理債務が正值（負値）となる場合

(2) 積立上限額の算定が不要な場合

次の場合には、積立上限額の算定を要しない。

・数理上資産額 \leq MAX（数理債務（*）、最低積立基準額）
 $\times 1.5$

（*）原則として継続基準における数理債務

ただし、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合は、当該予想額は控除する。

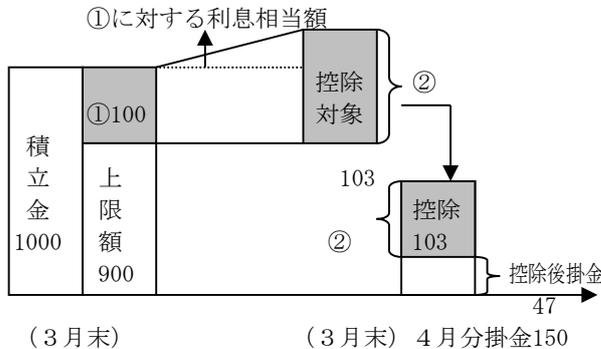
(3) 掛金の拠出制限

① 積立上限額を超える場合の掛金の控除方法（イメージ）

当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除する場合（3月末決算、月払いの場合）

ア. 規則第60条第1項第1号方法（前詰方式）

（ア）1回の掛金で、控除開始時点での上回った額（利息を含む）すべて控除できる場合



（イ）1回の掛金で、控除開始時点での上回った額（利息を含む）を

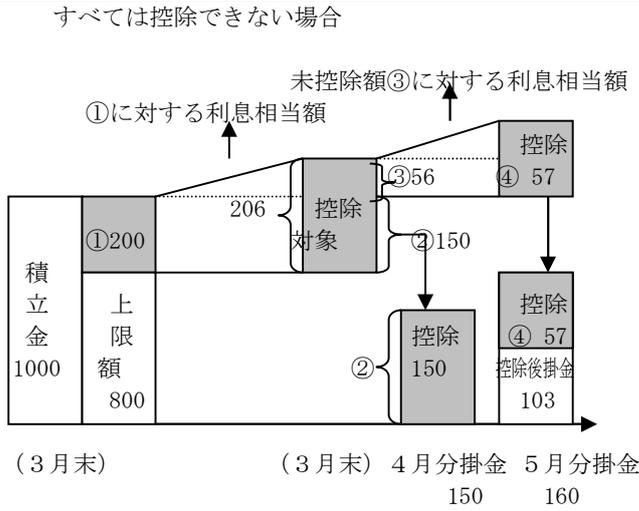
は、下限予定利率以上の2つの利率による結果から対数補間などの合理的な補正を行い、0.0%以下の下限予定利率を概算することも可。

（例0.1%と0.5%の結果から-0.1%の結果を対数補間により計算する。）

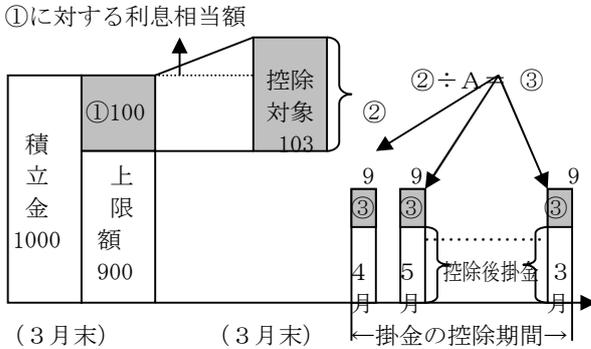
・下限予定利率が0.0%以下の場合、予定利率を下限予定利率以上のある率（0.1%等）として算定した数理債務とすることも可。（ただし、予定利率以外の基礎率及び規約上標準掛金率は、継続基準における数理債務の算定に用いているものと同じとすること。）

・利息相当額の計算に用いる利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率

第4節 財政検証



イ. 規則第60条第1項第2号方法（元利均等方式）



- ・翌々事業年度の末日までの期間において控除する。
このケースでは、当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金から控除するため、1年間の控除期間となる。
- ・毎月の掛金より控除するが、③ > (控除前の掛金) の場合は、控除前の掛金が控除額となる。

②控除対象掛金

- ・標準掛金、特別掛金、特例掛金、リスク対応掛金が対象となる。規則第88条に基づき拠出する一時的な掛金については控除の対象外とする。（権利義務の承継による受換金は掛金ではないことに留意すること）
- また、原則として掛金の控除は以下の順で優先して控除する。
 - (1) リスク対応掛金
 - (2) 特別掛金および特例掛金
 - (3) 標準掛金

③その他

- ・一度控除すると決定した額については、次年度の財政検証にかかわらず、控除は継続する。
- ・前詰方式・元利均等方式ともに、控除対象掛金を合理的に予測し、あらかじめ控除後の掛金を規約に定めることを原則とする。

(4) 給付区分特例を実施している場合

積立上限額に係る財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制

- ・1回の掛金で控除しきれない場合、2回目の掛金から控除するとき、未控除額③56に対して利息がかかる。4月分掛金150はすべて控除される。
- ・2回でも控除しきれない場合は、3回目以降の掛金から控除する。以下同様。

- ・控除対象②103を均等に掛金より控除する。
- ・A：下限予定利率、控除期間N、払込回数n回の確定年金現価率

第4節 財政検証

<p>度全体で行うこと。 また、掛金の控除は、以下のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付区分ごとに積立上限超過額（給付区分ごとの数理上資産額が給付区分ごとの積立上限額を超過した額）を算定し、当該積立上限超過額が零を上回る給付区分から掛金を控除する。 ・ また、零を上回る給付区分が複数ある場合は、当該積立上限超過額の比率により按分した額を控除対象として、控除対象給付区分ごとに控除する。 ・ 控除方法（前詰方式・元利均等方式）は、各給付区分ごとに選択することはできず、制度全体で共通の控除方法とする。 <p>4. データ基準日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算基準日時点の数理債務、最低積立基準額および積立上限額の基礎となる数理債務（以下、本項において「数理債務等」という。）の評価に用いる加入者等のデータ基準日（以下「データ基準日」という）については、原則として計算基準日と同日とする。 ・ ただし、データ基準日の数理債務等を調整することによって、事業年度の末日の数理債務等を適正に近似することが可能であり、当該手法を每期継続して使用することを前提に、事業年度の末日の概ね1年前までの一定日とすることができるものとする。 ・ この場合、データ基準日から事業年度の末日までの期間（以下、「調整期間」という。）における数理債務等の増減については、合理的な調整を行う必要がある。 ・ 一旦採用した調整方法は、原則として每期継続して使用する必要がある。ただし、調整期間中に発生した重要事項により、算出された数理債務等に反映されない額が大きいと予想される場合には、データ基準日または当該重要事項の調整方法について検討を行うものとする。 <p>(1) 合理的な調整方法</p> <p>① 事業年度末日前のデータ基準日で数理債務等を評価して事業年度末日まで調整する場合 調整期間中に発生する掛金額および給付支払額を用いて、次の算式に基づき、調整前の数理債務等の評価基準日で算定された数理債務等から事業年度末日の数理債務等を算出する。</p> <p>事業年度末日の数理債務等 $= \text{調整前の数理債務等} \times (1 + \text{予定利率}^{*1} \times (n^{*2} / 12))$ $+ \text{調整期間に対応する掛金額}^{*3*4}$ $- \text{調整期間に対応する給付支払額}^{*3}$</p> <p>*1：数理債務等の算定基礎となっている「予定利率」 *2：調整期間の月数 *3：原則、実額を基礎とするが、影響が軽微である場合は予測額とすることができる。また、合理的な付利を行うことができる。 *4：標準掛金額（積立上限額に抵触し、掛金額を控除している場合は、控除前の標準掛金額とする。）</p> <p>② データ基準日は事業年度末日前の一定日とするが、数理債務等の評価基準日は事業年度末日としている場合 既に数理債務等の評価が事業年度末日で行われているため、調整期間中に異動したデータのみに係る数理債務等を補正することにより調整を行う。</p> <p>事業年度末日の数理債務等 $= \text{データ基準日のデータによる事業年度末日の数理債務等}$</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除額はあくまで制度全体で算定し、その控除額を給付区分ごとに割り当てるものであることに注意。（給付区分ごとに算定した控除額を合算するのではない。） <p>○ データ基準日 計算対象となった加入者等のデータ基準日の他、調整前の数理債務等の評価基準日を含むものとする。</p> <p>○ 合理的な調整 合理的な調整には、データの補正の他、当年度の昇給の織込み等が含まれるので留意する必要がある。</p>
---	---

第4節 財政検証

± 異動データに係る数理債務等*

*:「異動データに係る数理債務等」の考え方

調整期間中の新規加入者に係る補正の影響が軽微であると考えられる場合は、退職者に係る異動データのみによって調整することができる。

また、退職者に係る数理債務等の額として給付支払額の実績を用いることができるものとする。

調整期間中に予定されている給付対象者等については事前に除外しておく方法も考えられる。

その他、調整期間中の異動データによる補正の影響が全体として軽微であると考えられる場合には、調整そのものを省略することもできるものとする。

[留意事項]

- ①事業年度末の支払備金については、データ基準日時点の支払備金より算定する予測額とすることができる。(数理債務等の調整方法と整合していることが必要な点に留意すること)
- ②最低積立基準額の計算の基礎となる最低保全給付に控除額(規則第54条第2項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」)がある場合は、データ基準日時点の控除額から調整期間に係る控除額の減少を按分等により算定し、計算に考慮すること。
- ③事業年度末の特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価については、データ基準日時点の特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価から調整期間に係る残余年数の減少分を計算に考慮すること。
- ④許容繰越不足金を算定する際、使用する標準掛金額はデータ基準日時点のものとするることができる。

(2) 調整方法の再検討

[調整方法の再検討が必要となるケース]

- ①調整期間中に20%以上の人員の大幅変動または権利義務の承継等、人員の変動を伴う財政再計算を実施した場合
- ②調整期間中に大幅なベースアップが行われる等計算基礎率と乖離する特殊な要因があり、調整期間中の差損益の発生が顕著となっていることが見込まれる場合
- ③その他年金数理人が必要と判断した場合

[ケース毎の調整方法の変更例]

[上記①の場合]

- a. 当該財政再計算の計算基準日以降を決算のデータ基準日とする。
- b. 特殊な要因による変動の場合は、データ基準日のデータに当該特殊要因のデータを加減する。

[上記②の場合]

- a. 調整期間に係る差損益により調整する。
- b. 財政検証のデータ基準日を、当該差損益の発生要因を除去できる日とする。

[共通]

財政検証のデータ基準日を、事業年度末日とする。

(3) 報告書の記載方法

報告書の記載については以下の例を参考に合理的に行うこと。

- ①加入者、受給権者等の区分はデータ基準日時点の属性により区分して記載することとし、加入者以外はデータ基準日の数値に利息を加味した数値(ただし、将来加入者はデータ基準日時点の数値)

(支払備金予測額の例示)

- ①データ基準日時点の支払備金と同額
- ②給付が見込まれる額を控除した額(上記(1)算式中「調整期間に対応する給付支払額」も合理的に調整する)

○ 継続性の原則よりも、事業年度末日の数理債務等をデータ基準日の数理債務等を調整することによってできるだけ近似することを優先する。

○調整期間に係る差損益
差損益の原因となる特定の事象およびその発生時期をもとに、データ基準日から決算日の間に発生する差損益を分離したもの。

第4節 財政検証

<p>を記載し、加入者については、給付現価（将来分）・標準掛金収入現価（給与現価は標準掛金収入現価より逆算）を調整して記載する。</p> <p>②加入者以外の対象の増減等を勘案し、加入者と加入者以外に配分する。</p> <p>5. 積立金の評価</p> <p>財政検証における積立金の額の評価は、時価による方法（規則第48条第1項第1号に定める方法）により行うこととし、財政再計算の要否判定における積立金の額の評価は、事業主等の選択により、時価による方法（規則第48条第1項第1号に定める方法）、数理的評価による方法（規則第48条第1項第2号に定める方法）、またはどちらか小さい額とする方法（規則第48条第1項第3号に定める方法）のいずれかの方法により行う。</p> <p>(1) 用語の定義</p> <p>○簿価 取得時の価格によって資産を評価した額</p> <p>○評価損益 固定資産の時価から簿価を控除した額</p> <p>○平滑化期間 数理的評価の算定において、時価の短期的な変動を平滑化する期間の年数をいう。なお、「当該事業年度を基準とする平滑化期間」とは平滑化期間に等しい当該事業年度を含む過去の一定期間をいう。この場合において、使用している資産の評価の方式を採用することとした事業年度初から当該事業年度末までの期間の年数が平滑化期間に満たないときには、「当該事業年度を基準とする平滑化期間」は当該期間を意味するものとする。</p> <p>○期中収支差 当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から運用損失及び運用コストを除く全ての支出合計を控除したもの（現金ベース）</p> <p>○期中収支元本平残 「Σ（各収入×期末までの日数－各支出×期末までの日数）／期中日数」により算定した額 （上記の各収入、各支出は期中収支差の収入、支出に対応）</p> <p>○運用コスト 当年度に係る運用報酬等（固有の信託報酬、固有の保険事務費、固有の共済事務費、投資顧問料、保護預り手数料、運用コンサルティング料）の額</p> <p>○時価ベース収益</p>	<p>「当該事業年度を基準とする平滑化期間」の具体的な取扱いは(3)－②参照</p> <p>評価の方式とは次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価方式 ・数理的評価方式 ・数理的評価額と時価のいずれか小さい額とする方式 <p>なお、数理的評価方式又は数理的評価額と時価のいずれか小さい額とする方式を用いる場合には、その方式（時価移動平均方式、収益差平滑化方式、評価損益平滑化方式のいずれか）</p>
---	---

第4節 財政検証

損益計算書上の運用収益－運用損失－運用報酬等

- 簿価ベース収益
時価ベース収益－評価損益の当年度の増減分
- キャピタルゲイン
簿価ベース収益のうち、資産取引に起因する損益の合計額
- 時価ベース利回り
下記式により算定した率
時価ベース収益 ÷ {前事業年度末の時価資産額＋期中収支
元本平残－前事業年度末未払運用コスト} × 365 (*)
／ (当該事業年度の期中日数)
(*) 閏年の場合は、366を使うことも可
- 時価との許容乖離幅
固定資産の財政運営上の評価額と時価の乖離幅に関し、その許容範囲を時価の一定割合として事業主等においてあらかじめ定めた率 (以下「許容乖離率」という。) を当該事業年度末における固定資産の時価に乗じた額

(2) 数理的評価方式

中長期的な観点から安定的なものと考えられる「基準収益」を設定し、それと短期的に大きく変動する可能性の高い時価ベース収益との差額について、一定の平滑化期間（5年以内）にわたって繰り延べて計上することにより、時価の短期的な変動を緩和しつつ、評価額を時価に連動させる方式である。基準収益の取り方により、次の3方式があり、いずれかを事業主等が選択する。

① 時価移動平均方式

- ・ 基準収益：インカムゲイン
(簿価ベース収益からキャピタルゲインを控除したもの。)
- ・ 平滑化対象収益：キャピタルゲイン (ロス) ＋ 評価損益の増減分

② 収益差平滑化方式

- ・ 基準収益：予定収益 (過去の時価ベース利回りの単純平均を基にして算出)
- ・ 平滑化対象収益：時価ベース収益と予定収益との差額

③ 評価損益平滑化方式

- ・ 基準収益：簿価ベース収益
- ・ 平滑化対象収益：評価損益の増減分

平滑化方式	基準収益	平滑化対象収益 (時価ベース収益－基準収益)
時価移動平均方式	(A)	(B) ＋ (C)
収益差平滑化方式	0	(A) ＋ (B) ＋ (C)
評価損益平滑化方式	予定収益	(A) ＋ (B) ＋ (C) － 予定収益
	(A) ＋ (B)	(C)

キャピタルゲインの具体的算定方法は(3)－③参照

・ 平滑化期間は5年以内の期間で、整数値で事業主等が定める。

・ インカムゲイン＝0とすることも可能。

・ 時価ベース利回りの単純平均とは、その単純平均値について、%表示で小数点以下第3桁目を四捨五入した数値とする。ただし、当該事業年度を基準とする平滑化期間が1の場合のように、平均をとる必要がない場合は、端数処理不要。

第4節 財政検証

<時価ベース収益の内訳>		
インカムゲイン (A)	キャピタルゲイン (ロス) (B)	評価損益の増減分 (C)

数理的評価額は下記ア～オの合計額となる。

- ア. 前事業年度末の数理的評価額から同事業年度末における運用コストの未払分を控除した額
- イ. 当事業年度の期中収支差
- ウ. 当事業年度の基準収益
- エ. 当事業年度を基準とする平滑化期間の各事業年度における時価ベース収益から基準収益を控除した額の合計額を平滑化期間(*)で除した額
- オ. 当事業年度末における運用コストの未払分

(3) 留意事項

①時価との乖離

- a. 固定資産の数理的評価額 > 固定資産(時価) × (1 + 許容乖離率) の場合
当該年度の固定資産の財政運営上の評価額は固定資産(時価) × (1 + 許容乖離率) とする。
ただし、財政運営上の積立金の評価方式を「数理的評価額と時価のいずれか小さい額」と定めている場合は時価とする。
- b. 固定資産の数理的評価額 < 固定資産(時価) × (1 - 許容乖離率) の場合
当該年度の固定資産の財政運営上の評価額は固定資産(時価) × (1 - 許容乖離率) とする。

②当該事業年度を基準とする平滑化期間

「当該事業年度を基準とする平滑化期間」とは、次の期間のことを意味し、収益差平滑化方式における基準収益計算時の「時価ベース利回り」の単純平均を算出する際の平均期間等に用いる。ただし、この期間は「平滑化期間」を上限とする。

- a. 他の企業年金制度等からの移行による場合
H10年4月1日以降の経過年数を上限として平滑化することができる。
なお、他の企業年金制度等の初回決算日が、H10年4月1日以降の場合は、他の企業年金制度等の初回決算の翌日以降の経過年数を上限として平滑化することができる。
- b. 他の企業年金制度等からの移行ではない場合
初回決算の翌日以降の経過年数
- c. 評価の方式を変更した場合
変更した年度末の翌日以降の経過年数
なお「時価そのもの」から「過去に遡って平滑化していたと見なした数理的評価額」への変更により評価の方式を変更した場合

(*) 使用している評価の方式を採用することとした事業年度初から当事業年度末までの期間の年数が事業主等があらかじめ定めた平滑化期間に満たない時でも、「事業主等があらかじめ定めた平滑化期間」を使用する。

・ 給付区分特例を実施している場合においても、許容乖離幅の判定は制度全体で行うこと。

・ 左記 a、b いずれの場合も、翌年度の数理的評価額を算出する際の「前事業年度末の数理的評価額」は、財政運営上の評価額ではなく、数理的評価額をそのまま使用する。

・ 許容乖離率は15%を上限として、整数値で事業主等が定める。

第4節 財政検証

<p>(*)は、評価の方式を変更した年度末の翌日以降の経過年数に、遡った期間を加えた期間とする。</p> <p>③キャピタルゲイン</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産種類ごとの以下のa～dの合計を「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とし、「キャピタルゲイン」は原則次の算式にて算定する。ただし、下記算式によるとインカムゲインがマイナスになる等合理的な結果が得られない場合は、インカムゲインを0とし、簿価ベース収益をキャピタルゲインとする等適宜合理的に算定すること。 $\frac{\text{簿価ベース収益} \times \text{運用コスト控除前のキャピタルゲイン}}{\text{運用コスト} + \text{簿価ベース収益}}$ <p>a. 生保一般勘定資産 運用コスト控除前のキャピタルゲイン=0とする。</p> <p>b. 年金信託（投資対象資産別合同運用口） ファンド毎に、ファンド全体の収益分配原資をインカムキャピタルに区分し、ファンド全体におけるキャピタルの割合を個々の事業主等への収益分配額に乗じたものをそのファンドから生じた「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする。</p> <p>ただし、解約損益（給付支払・解約等により生じた損益）は全額「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする。 具体的には、ファンド毎に以下の式で得られる額の合計とする。</p> $\begin{aligned} & [\text{当該ファンドからの収益受入金} - \text{解約損益}] \\ & \times \text{当該ファンド全体の} \{ \text{収益分配額} - \text{利息} \cdot \text{配当等} \} \\ & \div \text{当該ファンド全体の 収益分配額} \\ & + \text{解約損益} \end{aligned}$ <p>c. 生保特別勘定資産（第一特約） ファンド毎に、個々の事業主等の当該ファンドからの収益受入金から、当該ファンド全体における収益分配原資のうち個々の事業主等のインカム部分を控除したものを「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする。 具体的には、ファンド毎に下記の算式で得られる額の合計とする。</p> $\frac{\text{当該ファンドからの収益受入金} - \text{当該ファンド全体の利息} \cdot \text{配当等} \times \text{個々の事業主等のユニット保有口数}}{\text{当該ファンドのユニット総口数}}$ <p>d. その他の投資資産種類（指定単・第二特約等合同運用以外の資産） 実現収益のうち、売買・償還損益分を区分してキャピタルゲインとする。区分不可能な場合は合理的な方法により按分した額をキャピタルゲインとする</p> <p>④評価方法の決定と変更 積立金の額の評価方法は事業主等においてあらかじめ定め、規則第48条第2項に該当する事由以外は継続して適用する。 評価方法の変更については、資産の構成要素（例えば安全資産のウェイト）に変動が生じることによって、それまでの評価方法による評価額との連続性が失われたり、また資産の構成要素と評価方式と</p>	<p>(*)「④評価方法の変更」参照</p> <p>・左記算式中の「利息・配当等」は、各運用機関で定める方法による。</p> <p>・左記算式中の「利息・配当等」は、各運用機関で定める方法による。</p> <p>・区分不可能な場合の例示 利息・配当等、明確にインカムゲインと認識できる収益以外はキャピタルゲインと見なす。</p> <p>評価方法とは次のものをいう。 ①評価の方式（時価方式、数理的評価方式） ②平滑化期間</p>
--	--

第4節 財政検証

<p>の整合性が保たれなくなった場合、あるいは評価方法の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合、運用環境の著しい変化があった場合等に変更を認めようとするものである。以下規則第48条第2項各号に定めるガイドラインを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第48条第2項第1号に定める場合で、積立金または責任準備金の額が著しく増加または減少する場合は、30%以上変動したときのことをいう。 ・規則第48条第2項第2号に定める運用の基本方針を大幅に見直した場合は、次のような場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・シェア変更等により、ストック部分の資産構成要素、あるいは今後の資金流入分に対する運用方針に大幅な変更が及ぶ場合 ・自家運用の届出が行われた場合 ・規則第48条第2項第3号に定める評価の方法を変更する合理的な理由がある場合は、次のような場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・資産構成を大幅に変更する場合 ・評価方法の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合あるいは運用環境の著しい変化があった場合等 <p>(4) 給付区分特例を実施している場合</p> <p>①資産を一括運用している場合の運用収益等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産を一括運用している場合における当該事業年度の運用収益又は運用損失、運用報酬等及び業務委託費等は、規約で定める合理的方法により給付区分ごとに配分する。 (合理的な配分方法の例示) ・「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額」の比で配分する。 ・「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額」に当該事業年度の給付 	<p>③許容乖離率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30%の判定は、当該財政再計算の基準日で行う。 積立金の場合は、時価ベースで30%以上変動したときをいう。 ・給付区分特例を実施している場合は、制度全体での変動ではかること。 ・原則として、評価の方式の変更後の最初の財政検証時における数理的評価額は、時価そのものとする。 ただし、年金財政の健全性の確保について将来対応できると判断した上で、「時価そのもの」から「過去に遡って平滑化していたと見なした数理的評価額」に変更する場合には、この限りではない。 ・上記ただし書きの方法により評価の方式を変更する場合は、変更時点から遡る期間は、平滑化期間またはH10年4月までの期間のいずれか短い方を上限とし、変更時点における評価額は、遡った時点における「時価そのもの」から順次平滑化していったと見なした額とする。 <p>またこの場合、過去に実施済の財政検証の資産額を修正するものではなく、当該変更は評価の方式変更後の財政検証についてのみ影響が及ぶものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算時に剰余が生じた給付区分においては「給付区分別途積立金」を計上すること。 ・それぞれの勘定科目ごとに合理
--	---

第4節 財政検証

<p>区分ごとの期中収支差の額を加えた額」の比で配分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に当該事業年度の給付区分ごとの期中収支元本平残の額を加えた額」の比で配分する ・「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務」の比で配分する。 ・「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除して得た額」の比で配分する。 ・当該科目の給付区分ごとの実績に基づいて経理する。 <p>②積立金の額の評価を数理的評価方式としている場合の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分ごとに資産評価調整加算（控除）額を算定する場合の積立金の額の評価の方法は、制度全体で同一のものとする。 ・資産を区分運用している場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算（控除）額を算定し、制度全体の資産評価調整加算（控除）額はその合算額とすること。 ・資産を一括運用している場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算（控除）額を算定し、制度全体の資産評価調整加算（控除）額はその合算額とする取扱いのほかに、制度全体で算定した資産評価調整加算（控除）額を各給付区分に配分する取扱いも可。 <p>(5) 資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特徴と選択にあたっての留意点</p> <p>①評価の方式について</p> <p>以下のように分類されるが、資産の実質的価値を年金財政に反映させるといふ観点からいえば、時価が原則となる。</p> <p>a. 時価 (特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価額は時価そのものであるため、わかりやすい。(簡明さを選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式) <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価が短期間で急激に変動した場合は、財政運営にダイレクトに影響を与える。 <p>b. 数理的評価による方式 (特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価を平滑化したため、時価の傾向を反映するとともに、時価の短期的な変動を吸収する性質がある。(平滑化を選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式) <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価との多少なりの乖離が伴うこと、及びその乖離が財政運営へ与える影響について、常に留意しておく必要がある。(例えば、時価では継続基準抵触による財政再計算に該当しないが、数理的評価額を適用したことで該当するケースもあること等。) <p>c. 数理的評価額と時価のいずれか小さい額とする方法 (特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政的には、健全性を重視した財政運営となる。 <p>②数理的評価の方式について</p> <p>以下のとおり分類されるが、決して方式の選択を一般論で縛ろうとするものではない。したがって、事業主等の個別性を加味した選択が結果的に下記の内容に合致していないこともありうる。</p>	<p>的な配分方法を定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理的評価の方式、平滑化期間、許容乖離率は、各給付区分とも同一のものとする。 ・制度全体で算定した資産評価調整加算（控除）額を各給付区分に配分するときは、合理的な方法により配分すること。
--	--

第4節 財政検証

<p>a. 時価移動平均方式 (特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インカムを基準収益とするため（あるいは基準収益を0とするため）、ベースとなる部分（基準収益）が安定しており、評価額も他の方式と比べ安定している。（評価額の滑らかさを選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式） <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の構成要素によって、インカム水準が異なってくるため、インカムによる収益が時価ベース収益を下回る（上回る）状態が続くと、この評価額は時価を下触れ（上触れ）した水準で推移する。（基準収益を0とした場合も同様） <p>b. 収益差平滑化方式 (特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に時価ベース収益に基づいて基準収益を決定するため、長期的にみると評価額は時価に連動する。ただし、平滑化期間が長いと連動するタイミングがずれることに留意すること。（時価水準になるべく連動することを選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式） <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この評価方式の導入当初は、基準収益率（時価ベース利回りの平均値）を算定する平均期間が短いため、時価の短期的な変動の影響を受けやすい。 <p>c. 評価損益平滑化方式 (特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簿価ベース収益を基準収益とするため、簿価基準と比較的近い水準で推移する。（簿価基準になるべく連動することを選択のポイントとしたい事業主等への推奨方式） <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こるため、実現配当政策への配慮が必要となる場合がある。 <p>6. 承継事業所償却積立金</p> <p>承継事業所償却積立金は、実施事業所の増加に伴い基金等が受換する資産額が、増加時における当該事業所の数理債務の額とリスク対応掛金収入現価の合計額を上回る場合に、当該事業所の積立金として積み立てる勘定科目である。</p> <p>なお、当初の承継事業所償却積立金は、実施事業所の増加に伴う財政計算の基準日において算定した額とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受換する資産額がある場合に限り、承継事業所償却積立金を積み立てることができる。 ・実際に承継した日（実施事業所が増加した日）を基準として算定することは不可。 ・実施事業所の増加に伴い基金等が受換する資産額については、以下の取扱いも可。 ・計算基準日から承継日までの掛金収入（例：特別掛金）を考慮して見込む。 ・承継前制度における予定利率による資産額の利息収入を考慮して見込む。 ・増加時における当該事業所の数理債務の額が負となる場合には、受換する資産額を当初の承継事業所償却積立金とすること。
--	--

第4節 財政検証

(1) 承継事業所償却積立金の評価額

承継事業所償却積立金の評価額は、上記基準日以降、規約に定めた方法により付利し、とりくずした額を控除した額により評価すること。

(算式例)

当該事業年度末の評価額

$$= \text{前事業年度末の評価額} \times (1 + \text{規約に定めた利率}) - \text{規約に定めた付利方法} - \text{とりくずした額}$$

規約に定めた利率（付利利率）は、次のいずれかの利率とする。

- ・運用利回りの実績（負の場合も可能）
- ・0以上予定利率以下で規約で定める利率

(2) とりくずす方法

・財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金又は当該実施事業所の特別掛金の額のいずれか小さい額を当該実施事業所の特別掛金額から控除することにより、当該控除した額を承継事業所償却積立金からとりくずすこと。

・財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する実施事業所がリスク対応掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金又は当該実施事業所のリスク対応掛金額のいずれか小さい額を当該実施事業所のリスク対応掛金額から控除することにより、当該控除した額を承継事業所償却積立金からとりくずすこと。ただし、当該実施事業所が特別掛金及びリスク対応掛金のいずれも拠出することとなるときは、「承継事業所償却積立金又は」を「承継事業所償却積立金から当該実施事業所の特別掛金額を控除した額又は」と読み替えること。

(3) 留意事項

- ・付利利率、付利の方法の設定は、事業主等が主体的に決定し、規約に定めること。
- ・使用する付利利率、付利の方法をある時点で一斉に変更することは可（編入時期によって取扱いを変えることは不可）。
- ・付利利率を「運用利回りの実績」とする場合、その定義は合理的な範囲で規約に定めること。
- ・具体的な付利の方法も合理的な方法で規約に定めること。

・当該事業年度末において初めて承継事業所償却積立金を計上する場合には、「前事業年度末の評価額」を「実施事業所の増加に伴う財政計算の基準日における額」と読み替える。

・不足金に充当するためにとりくずすことは不可。あくまでも特別掛金又はリスク対応掛金の拠出に替えてとりくずすものであること。

・給付区分特例を実施している場合は、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金又はリスク対応掛金を拠出することとなるときにとりくずすこと。この場合、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を管理するため、他の給付区分に配分できない。

・給付区分特例を実施していない場合は、当該実施事業所が特別掛金又はリスク対応掛金を拠出することとなるときは、（給付区分に関係なく）とりくずす必要がある。

第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）

<p>1. 継続基準の財政検証</p> <p>(1) 規則第53条第1項に定める責任準備金の算定方法</p> <p>責任準備金 = 給付現価 - 掛金収入現価 - 追加拠出可能額現価</p> <p>ただし、給付現価 = 通常予測給付現価 + 財政悪化リスク相当額</p> <p>掛金収入現価 = リスク分担型企業年金掛金収入現価</p> <p>追加拠出可能額現価 = Min (Max (財政悪化リスク相当額 - リスク充足額 , 0) , 財政悪化リスク相当額)</p> <p>リスク充足額 = Max (積立金 + リスク分担型企業年金掛金収入現価 - 通常予測給付現価 , 0)</p> <p>上記算式中の「リスク分担型企業年金掛金収入現価」は規約上掛金にて算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任準備金や通常予測給付現価等の計算に用いる調整率は、当該決算の結果を反映させた後の調整率を用いること。 ・リスク分担型企業年金は、掛金を見直さないことを前提としているため、基礎率変更により数理上掛金の変動した場合等、将来加入者について収支相等しなくなることに留意すること。 <p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(1) 最低保全給付</p> <p>リスク分担型企業年金の最低保全給付の算定において、規則第54条各号に定める「老齢給付金の額」及び「脱退一時金の額」は、調整率を考慮した額とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算に用いる調整率は、各年度に適用される調整率を用いる。 <p>(2) 最低積立基準額（法第60条第3項）</p> <p>最低積立基準額の算定において、規則第55条第3項における「除して得た率」は、(制度全体の積立金) / (制度全体の「算定されることとなる法第60条第3項の現価」の総額) となること。また、各個人の最低積立基準額は、各個人ごとの「算定されることとなる法第60条第3項の現価」に、「除して得た率」を乗じたものとなること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低積立基準額の算定に使用する積立金は、時価により評価した額とする。（規則第63条第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政方式によらず、通常予測給付現価の算定対象に将来加入者を含むことを基本とする。 ・リスク分担型企業年金掛金収入現価（リスク分担型企業年金掛金額の収入現価） ・財政方式によらず、リスク分担型企業年金掛金収入現価の算定対象に将来加入者を含むことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・非継続基準は結果的に1.00となるが、最低積立基準額の計算は必要。
--	---

第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）

3. 積立上限額

- ・リスク分担型企業年金は積立上限額の計算を要しない。

4. データ基準日

- ・リスク分担型企業年金に固有の事項なし。

5. 積立金の評価

- ・リスク分担型企業年金に固有の事項なし。

6. 承継事業所償却積立金

- ・リスク分担型企業年金に承継事業所償却積立金は設定できない。

7. 調整率

(1) 規則第25条の2第1項第2号に定める調整率の改定

- ・毎事業年度の決算を行うときに、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める基準を満たすように改定するものとする。

以下、

給付財源＝積立金＋リスク分担型企業年金掛金収入現価とする。

① 給付財源＞調整前給付現価相当額＋財政悪化リスク相当額の場合

給付財源＝財政悪化リスク相当額＋通常予測給付現価となるように調整率を改定する。

② 給付財源＜調整前給付現価相当額の場合

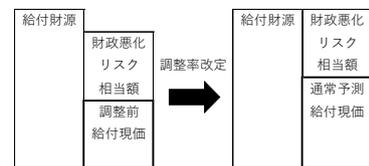
給付財源＝通常予測給付現価となるように調整率を改定する。

③ 上記①、②以外の場合

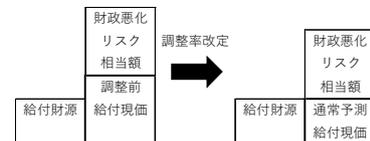
調整率は1とする。

・調整率は財政バランスが保たれるよう十分な桁数で設定するものであることに留意する必要がある。

①のイメージ



②のイメージ



③のイメージ



第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）

(2) 規則第25条の2第1項第3号に定める調整率の改定時期

- 調整率の改定は、当該事業年度の翌事業年度又は翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度又は翌々事業年度以降5事業年度については、調整率を段階的に引き上げまたは引き下げることができる。

- 調整率の適用を1年後とした場合には、当該1年後までの1年間に適用される調整率を用いて当該1年後までの1年間に発生する給付額を見込んだ上で、全体として財政均衡するように当該1年後以降の調整率を算定すること。
- 調整率を複数年度にわたり段階的に引き上げまたは引き下げている場合で、翌年度以降の調整率が変化したときは、前年度に算定した将来の段階的な調整率の一部は適用せず、新たに設定された調整率を適用するよう算定すること。
- 調整率を段階的に引き上げる（引き下げる）場合において、引上げ（引下げ）後の最終的な調整率は、調整率を一定とした場合に算定される値ではなく、経過的な調整率を加味したうえで財政バランスが保たれるように設定すること。
- 翌事業年度又は翌々事業年度（実際の給付額に適用される事業年度の調整率について、規約に定めるところにより、それ以降の事業年度の調整率よりも小数点以下の桁数を少なく端数処理することも考えられる。この場合、当該端数処理後の調整率を考慮に入れた上でそれ以降の事業年度の調整率を算定する必要があることに留意する。

- 調整率の段階的な引き上げ・引き下げ幅が毎年一定である等の合理的な引き上げ・引き下げであることに留意する。

（段階的な引き上げ・引き下げの例示）

- 調整率を毎年度1割ずつ引き（上げ；下げ）、5事業年度目以降は一定となるものとする。

例：現行調整率 1.0

初回引上げ日 H31.4.1

引上げ幅 1割

H31.4.1 1.1

R2.4.1 1.2

R3.4.1 1.3

R4.4.1 1.4

R5.4.1 1.5

（R5.4.1 が引上げ可能な最終日）

- 調整率を毎年度1割ずつ乗数的に引き（上げ；下げ）、5事業年度目以降は一定となるものとする。

例：現行調整率 1.0

初回引上げ日 H31.4.1

引上げ幅 1割

H31.4.1 1.1

R2.4.1 1.21

R3.4.1 1.331

R4.4.1 1.4641

R5.4.1 1.61051

（R5.4.1 が引上げ可能な最終日）

- 改定時期が規約に明確に規定されていれば年度途中で改定することも可能。

（調整率の端数処理の例示）

- 実際の給付額に適用される事業年度の調整率については、1.00を上回る場合は小数点第3位以下切捨て、1.00以下の場合は小数点第3位以下切上げとし、それ以降の事業年度の調整率は十分な桁数とする等。

- 実際の給付額に適用される事業

第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）

	年度(翌事業年度又は翌々事業年度)の調整率のみ規約に定め、それ以降の事業年度の調整率は規約に定めない(調整率の端数処理も行わない)ことも可能。
--	---

<p>【経過措置】</p> <p>○平成29年12月31日以前を計算基準日として行う財政計算について、旧基準で行うことができる。(なお、平成30年1月1日以後を計算基準日として行う財政計算については、必ず新基準で行うこと。)</p> <p>1. 財政計算を行う場合</p> <p>規則第49条、第50条、第57条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金を算定する。</p> <p>また、実施する該当事由に係わらず、財政計算毎に、適切な算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。(ただし、簡易な基準を使用している場合は、財政悪化リスク相当額を零とする。)</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>(1)規則第50条第4号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」とは以下のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示 ①加入者の資格又は給付設計の変更を行う場合であって、当該変更による年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 ②権利義務の移転承継を行う場合において、年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する該当事由によっては、リスク対応掛金の算定は任意となることに留意する。 ・財政計算の計算基準日において、リスク算定告示第2条第2項第1号に該当する場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。 <p>〔補足〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準算定方法を用いている場合において、リスク算定告示第2条第2項第1号に該当しても、それを理由として、直ちに特別算定方法を用いた財政計算を行う必要はない。ただし、該当時点が、他の事由による財政計算の計算基準日の場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付設計の変更(法第4条第5号に掲げる事項の変更を指す。ただし、附則に権利義務承継等の場合における過去の給付の取扱いを規定する場合は該当範囲に含めない。以下、本項において同様。)によって端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は、給付水準に一定程度の変動が生じると考えられることから、「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」には該当しないものとして取り扱う必要がある。 <p>なお、端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれるかどうかの判定においては、給付設計の変更に関係する基礎率等以外は、変更前後で統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>なお、財政再計算に用いる基礎率については、前回の財政計算において定めた基礎率のうち、継続し</p>
---	---

<p>(2) 規則第50条第4号イの加入者数の大幅変動に該当した場合の扱いは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政検証日において、直近の財政計算の計算基準日から概ね20%の乖離が生じた場合は財政再計算を実施する。 ただし、財政の健全性が確保できる場合においては掛金率の洗い替え、基礎率の洗い替えを行わなくても良い。 (例示) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎率を見直すことにより、掛金率が低下する場合 ・ 次回財政再計算まで別途積立金が留保できる場合 ・ 掛金率の上昇が僅かであり、次回財政再計算で掛金の手当てが可能である場合など ・ 事業主等から20%以上の大量脱退の情報が得られた場合等、年金財政の健全性の観点からより早期に基礎率の洗い替えが必要と判断される場合等は、財政検証を待たずに財政再計算を実施する。 ・ 簡易な基準を使用している場合や加入者数が少ない場合は、財政への影響を考慮した上で、加入者数の大幅変動による財政再計算を実施しないことも可。 <p>(3) 規則第50条第4号ハにおける令第49条第2号に基づく財政再計算は権利義務を移転承継することを規約に定めたときに行うこととされており、規約に定めた後に実際の移受換が行われる場合に財政再計算を行うものではないことに留意すること。</p> <p>(4) 規則第50条第4号ホに基づく財政再計算は例えば、次のような場合に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 繰越不足金の解消を目的として実施する財政再計算 ・ 給付支払いのための積立金が不足することにより、規則第64条の掛金を拋出した場合に実施する財政再計算 ・ 特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として別途積立金の取り崩し(別途積立金として積み増すことが可能である額の充当を含む)を行う財政再計算 ・ 資産の評価方法の変更により実施する財政再計算 ・ 予定利率を変更することを目的として実施する財政再計算 ・ リスク対応掛金を、新たに設定することを目的として実施する財政再計算 ・ 従来の事情が当てはまらなくなるような場合に、リスク対応掛金を変更することを目的として実施する財政再計算 	<p>て用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることが出来る。(予定利率、予定死亡率及び給付設計の変更に関する基礎率を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付設計の変更等(給付設計の変更(法第4条第5号に掲げる事項の変更を指す。)以外の給付水準の変化を伴う変更を含む)により端数処理前他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれる場合は「年金財政への影響が軽微と判断できる場合」には該当しないものとして取り扱う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政検証において、データ基準日を計算基準日としていない場合は、加入者数の大幅変動の判定は、計算基準日で行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該財政再計算において、繰越不足金がある場合には、繰越不足金を全額解消することが必要であることに留意する。 <p>(特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として実施する財政再計算の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途積立金を取り崩す場合 ・ 別途積立金として積み増すことが可能である額を充当する場合
---	---

第5節 財政計算

<p>・法第58条第1項は、少なくとも5年ごとに、必ず財政再計算の結果に基づく掛金を適用しなければならないと規定しているのであって、任意の時期に、任意の理由により、法第58条第1項の規定に基づき財政再計算を実施することは、法令上、何ら妨げられていないことに留意する。</p> <p>・加入者数の大幅変動に該当し、事業年度の末日を計算基準日とした場合の掛金適用日は、規則第49条第4号により、事業年度の末日から最長1年6ヵ月後の日を設定できるが、年金財政の健全性の観点から、適用日を早期に設定することが望ましい場合もあることに留意する。</p> <p>3. 財政計算用の積立金の額</p> <p>・特別掛金の算定に用いる積立金の額は計算基準日における（数理上資産額－別途積立金－承継事業所償却積立金）とする。ただし、別途積立金は決算処理後の額とし、事業主等の判断でとりこずした額を控除した後の額とする。</p> <p>・リスク対応掛金の算定に用いる積立金の額は、別途積立金の額の全部または一部を留保して算定することができない。</p> <p>・計算基準日が事業年度末日でない場合の扱い 数理上資産額を過大評価することがないように留意し、以下の方式により推計した額を数理上資産額とすることができる。</p> <p>① 直前の財政検証における数理上資産額にその翌日から当該計算基準日までの間の期中収支差と運用収益を加えた額</p>	<p>・数理上資産額は、第4節－5－(2)数理的評価方式参照。</p> <p>・財政再計算前の別途積立金を前提として算定した過去勤務債務の額が零を下回る場合であっても、別途積立金は任意に取り崩した上で特別掛金を算定することが可能。</p> <p>・特別掛金の算定に用いる積立金の額に係る取扱いと異なる点に留意すること。</p> <p>①の運用収益として $(前事業年度末数理上資産額 + 0.5 \times 期中収支差) \times 期中利回り \times (前事業年度末からの日数 / 365)$ を用いることができる。 [例示] 期中利回りとして、以下の利回り等を使用することができる。 a. 前事業年度時価ベース利回り b. 予算で使用した時価ベース利回り（基金型の場合） c. 予定利率 d. 0% ただし、使用する利回りが予定利率を超える場合には、直近の四半期の利回り等を参考に年金財政の健全性に十分留意すること。</p> <p>・承継事業所償却積立金を有する基金は、承継事業所償却積立金の評価に用いる期中の付利利率・付利方法について、規約に定めた評価方法を使用する方法のほか、上記（例示）の運用収益にかかる期中利回りとの関係や年金財政に与える影響に留意したうえで、合理的に見込む方法とすることができる。</p>
--	--

第5節 財政計算

<p>② 計算基準日における残高証明ベースの固定資産時価に前事業年度末の流動資産を加え、流動負債、支払備金を控除し、資産評価調整額を加減した額。</p> <p>③ 計算基準日における加入者、給与をベースに変更前制度（合併、分割を含む）により算定した「通常予測給付現価－標準掛金収入現価－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価」に、前事業年度末のリスク充足額（当該額が零を下回った場合に零としている場合には、零にする前の負値とする。）を加えた額。</p> <p>[留意事項] 資産評価調整加算（控除）額は、直近の財政検証において使用した額を使用する。 ただし、許容乖離率を超過する場合は、超過額を取り崩した額とする他、前年度の財政検証時と財政計算時における数理上資産額と資産評価調整加算（控除）額の比率が同一として定める等、合理的に算定する。</p>	
---	--

第5節 財政計算（リスク分担型企業年金）

<p>4. 財政計算における調整率</p> <p>(1) 規則第25条の2第1項第1号に定める調整率</p> <ul style="list-style-type: none">・リスク分担型企業年金を開始するとき又はリスク分担型企業年金において給付設計を変更するとき（掛金の額に係る規約の変更を行う場合に限る）における調整率は1とする。 <p>(2) 規則第25条の2第1項第2号に定める調整率の改定</p> <ul style="list-style-type: none">・第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）-7-（1）に準じる。 <p>(3) 規則第25条の2第1項第3号に定める調整率の改定時期</p> <ul style="list-style-type: none">・第4節 財政検証（リスク分担型企業年金）-7-（2）に準じる。 <p>(4) 規則第25条の2第2項に定める減少実施事業所に係る調整率</p> <ul style="list-style-type: none">・実施事業所が減少する場合で、当該リスク分担型企業年金の積立割合（＝給付財源／調整前給付現価相当額）、調整率又は超過比率（＝（給付財源－（調整前給付現価相当額＋財政悪化リスク相当額/2））／調整前給付現価相当額）の減少が見込まれるときには、積立割合、調整率又は超過比率が減少しないよう、当該減少実施事業所の加入者に係る調整率を別に算定することができる。	<ul style="list-style-type: none">・調整率は財政バランスが保たれるよう十分な桁数で設定するものであることに留意する必要がある。
--	--

1. 加入者の存在しない確定給付企業年金の取扱い

加入者の存在しない確定給付企業年金においても、積立金が数理債務（＝通常予測給付現価）を下回った額を過去勤務債務として通常どおり特別掛金として償却する。（標準掛金は存在しない）

財政計算における財政悪化リスク相当額の算定、継続基準、非継続基準の財政検証も通常どおり行う。

・簡易な基準においては、財政悪化リスク相当額は零となるため、リスク対応掛金の拠出は行わない。

2. 規則第64条に基づき追加拠出する掛金

- ・規約に定めるところにより、給付支払のための積立金が不足することが判明の都度、給付金額に不足する金額を拠出する。

3. 給付区分特例を実施する場合の取扱い

実施事業所共通の給付区分に加えて一部の実施事業所による上乗せの給付区分を設ける場合にあつては、当該給付区分ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分管理すること（給付区分特例を実施すること）ができる。

(1) 新たに給付区分特例を実施する場合

以下の場合に、新たに給付区分特例を実施することができる。

- ・規約型企業年金を統合する場合又は基金を合併する場合
- ・共通の給付区分のみの制度において、一部の実施事業所を対象として新しい給付区分を設けたとき、その他資産を給付区分ごとに区分して管理することが必要と事業主等が判断した場合

・給付区分特例は、原則廃止できない。
（廃止となる場合）
全部の実施事業所に共通の給付区分のみとなった場合
（廃止できる場合）
共通の給付区分以外の給付区分について受給権者のみとなる場合

(2) 新たに給付区分特例を実施する場合の給付区分ごとの資産

新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、以下のいずれかの比率で按分する方法により算定した額とする。

資産の配分方法	按分比の基準日
「数理債務－特別掛金 収入現価－リスク対応 掛金収入現価－特例掛 金収入現価」の比によ り按分	・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日
最低積立基準額の比に より按分	同上

・新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務の額に充てるものとして基金等が資産を受換する場合は、当該受換資産を当該給付区分の資産として区分することができる。
・資産の配分方法は、確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号）第4－3に基づく。

(3) 留意事項

- ・共通の給付区分以外の上乗せの給付区分は、一部の実施事業所のみが対象であること。
- ・決算時に剰余が生じた給付区分においては「給付区分別途積立金」を計上する必要があるが、給付区分別途積立金は、当該給付区分に不足が生じたために当該不足金に充当する場合のほか、財政計算を行うときに当該給付区分の資産額に繰り入れる場合にとりくずすこと。
- ・給付区分ごとに不足、剰余がある場合の財政計算においては、不足は解消する必要がある。（剰余については、給付区分別途積立金として留保すること、もしくは当該給付区分の掛金引下げに充てることのいずれも可能。）

・他の給付区分の資産額に繰り入れることはできない。

<p>4. 承継事業所償却積立金を設ける場合の取扱い</p> <p>事業主等の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができる。なお、承継事業所償却積立金を設けた制度は、該当する実施事業所が増加した場合には、当該実施事業所について承継事業所償却積立金を積み立てる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所が増加する場合のほか、確定給付企業年金の実施、規約型企業年金の統合、基金合併、権利義務の承継（移転を行う事業主の全部が、承継を行う事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合も同様の取扱いができる。 ・給付区分特例を実施している場合は、受換した資産額を前記3(2)の方法に準じて各給付区分に配分した上で、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。 ・承継事業所償却積立金を設けた場合は、廃止することは不可。 <p>5. 分割時に移換する積立金の額（法第75条、法第77条、規則第87条の2）</p> <p>以下のいずれかの方法により算定する。</p> <p>(1) 継続基準による方法 分割時積立金の額を、数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価、数理債務、通常予測給付現価のいずれかの債務（以下、本項において「数理債務等」という）の比率で按分する方法</p> <p>(2) 非継続基準による方法 分割時積立金の額を、最低積立基準額の比率で按分する方法</p> <p>(3) 受給者及び受給待期者（以下、本項において「受給権者」という）に係る資産を先取りする方法 次の①又は②のいずれかによるものとする。</p> <p>①ーア 分割時積立金の額＞受給権者の数理債務等の場合 分割時積立金の額から受給権者の数理債務等に相当する額を先取りした後、残余を加入者の数理債務等の比率で按分する方法</p> <p>①ーイ 分割時積立金の額≤受給権者の数理債務等の場合 分割時積立金の額を受給権者の数理債務等の比率で按分する方法</p> <p>②ーア 分割時積立金の額＞受給権者の最低積立基準額の場合 分割時積立金の額から受給権者の最低積立基準額に相当する額を先取りした後、残余を加入者の最低積立基準額の比率で按分する方法</p> <p>②ーイ 分割時積立金の額≤受給権者の最低積立基準額の場合 分割時積立金の額を受給権者の最低積立基準額の比率で按分する方法</p> <p>分割時積立金の額の評価基準日は、分割日の前日とする。</p>	<p>第4節 財政検証 「6. 承継事業所償却積立金」を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継事業所償却積立金を設けるか否かは制度全体として判断するものであり、設定の有無を実施事業所ごとに選択することは不可。 ・吸収合併の場合は、吸収される側のみ承継事業所償却積立金を設けることができる。 ・新設合併、規約型企業年金の統合の場合は、両者に設けることができる。 ・既存実施事業所が新たに給付区分を設ける場合も承継事業所償却積立金を設定可。 ・給付区分特例を実施している場合、上乘せ給付区分のみで承継事業所償却積立金を設けることは可。 <p>・受給権者と加入者は同じ按分方法を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①は、分割時積立金の額が数理債務等の額を下回る場合に限る。 ・②は、分割時積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に限る。
--	--

<p>数理債務等の額及び最低積立基準額の評価基準日は、次に定めるいずれかの日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割日の前日 ・分割後の掛金を算定するための財政計算の計算基準日 ・上記財政計算の前の財政計算の計算基準日 ・分割日が属する事業年度の前事業年度の末日 <p>《承継事業所償却積立金を設けている場合又は給付区分特例を実施している場合の取扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継事業所償却積立金を設けている場合は、分割時積立金の額から承継事業所償却積立金の額を控除した額を分割時積立金の額として、移換する積立金の額を算定する。この場合において、移転実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を移換する積立金の額に加算すること。 ・給付区分特例を実施している場合は、それぞれの額を給付区分ごとに算定し、移換する積立金の額は給付区分ごとの合計額とする。 <p>移換する額の算出方法の定めにあたっては、それぞれの確定給付企業年金の財政運営に与える影響に十分配慮すること。</p> <p>6. 規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金額は、次のいずれかとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①財政計算で使用する予定利率に基づく特別掛金収入現価のうちの減少事業所にかかわる額 ②減少日における以下の掛金を①に加算した額 <ul style="list-style-type: none"> ・Max(0, 責任準備金の額－積立金の額)のうちの減少事業所にかかわる額 ・Max(0, 数理上資産額－純資産額)のうち減少事業所にかかわる額 ・再計算により増加する掛金(上記を要因とするものを除く)のうち減少事業所が拠出すべき額 ③減少日のMax(0, 最低積立基準額－積立金の額)のうちの減少事業所にかかわる額 ④①と③のいずれか大きい方の額 ⑤②と③のいずれか大きい方の額 ・上記に加え、減少日における以下の掛金の拠出も可 規則第88条の2第3項の掛金 事務費掛金のうち減少事業所が負担すべき掛金 ・ただし、最低積立基準額、責任準備金の額、積立金の額(数理上資産額、純資産額)については、前事業年度末の財政決算数値に基づき、合理的な補整を行って算出することも可。 <p>《承継事業所償却積立金を設けている場合又は給付区分特例を実施している場合の取扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減少実施事業所が承継事業所償却積立金を有している場合は、減少日における積立金の額から当該承継事業所償却積立金の額を控除した額を減少日における積立金の額として算定し、減少実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額(当該額が零を下回る場合は零とする。)を掛金の額とする。 ・給付区分特例を実施している場合は、それぞれの額を給付区分ごとに算定し、掛金の額は給付区分ごとの合計額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承継事業所償却積立金を設けており、かつ給付区分特例を実施している場合は、左記取扱いの両方を併せて行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・減少事業所にかかわる額は、減少事業所の給与総額の全体の事業所に給与総額に占める割合に基づく等、合理的に設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・承継事業所償却積立金を設けており、かつ給付区分特例を実施している場合は、左記取扱いの両方を併せて行う。
--	---

第6節 その他の事項

<p>7. 権利義務の移転承継（法第79条、令第49条、規則第50条、規則第94条）</p> <p>(1) 財政再計算の基準 第5節 財政計算参照。</p> <p>(2) 移受換額の算出方法</p> <p>① 実施事業所単位で権利義務を移転承継する場合 「5. 分割時に移換する積立金の額」に準じる。</p> <p>② 実施事業所の一部（令第49条に定める場合）について権利義務を移転承継する場合</p> <p>①の方法に加え、積立金を要支給額（※）の比率で按分する等その他合理的方法 [合理的方法の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移受換額を数理債務そのものとする方法 ・移受換額を最低積立基準額そのものとする方法 ・移受換額を要支給額（※）そのものとする等その他合理的方法 ・上記の組み合わせとする方法 <p>(3) 移受換の時期</p> <p>権利義務の移転承継の移受換は発生の都度行うことになるが、令第49条第2号の場合で規約に権利義務の移転承継を定めた後に実際に一部加入者の移転承継が行われた場合の移受換の時期は年1回決まった時期に実施する方法、または移転承継の発生の都度速やかに実施する方法によるものとする。</p> <p>移受換額の算出方法及び時期の定めにあたっては、移転（承継）確定給付企業年金の財政運営に与える影響に十分配慮すること。</p> <p>8. 終了時の掛金の一括拋出（法第87条、規則第98条の2）</p> <p>掛金の一括拋出額は、終了日のMax（0，最低積立基準額－積立金の額）とする。</p> <p>≪承継事業所償却積立金を設けている場合又は給付区分特例を実施している場合の取扱い≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継事業所償却積立金を設けている場合は、終了日における積立金の額から承継事業所積立金の額を控除して算定し、算定された掛金の額から各実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額を、各実施事業所が拋出する掛金の額とする。ただし、算定された額が零を下回る実施事業所がある場合には、当該下回る額を他の実施事業所の掛金の額に基づき配分することにより、他の実施事業所に係る掛金の額から当該額を控除すること。 ・給付区分特例を実施している場合は、それぞれの額を給付区分ごとに算定し、各実施事業所が拋出する掛金の額は給付区分ごとの合計額とする。ただし、算定された額が零を下回る実施事業所がある場合には、当該下回る額を他の実施事業所の掛金の額に基づき配分することにより、他の実施事業所に係る掛金の額から当該額を控除すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「分割」を「権利義務移転」と読み替える。 ※年金の受給資格を有する場合は、年金現価あるいは選択一時金額いずれも可。 ・大規模な権利義務の移転承継の場合における移受換は、発生の都度速やかに実施することが望ましい。 ・承継事業所償却積立金を設けており、かつ給付区分特例を実施している場合は、左記取扱いの両方を併せて行う。
---	--

第6節 その他の事項

<p>9. 法第81条に定める基金から規約型企業年金への移行に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金から規約型企業年金に移行した場合、移行時の財政計算及び移行後初回の財政決算では以下の取扱いに留意すること。 <p>〔財政計算〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第81条に基づき基金から規約型企業年金に移行する場合は、原則として財政計算を行う。ただし、次の例のように当該移行による財政運営への影響が無いと判断できる場合は、安定的な財政運営の観点から、財政計算を行わず、移行直前に使用している掛金を移行後も引き続き使用する取扱いを可とする。 (例) 加入者の資格および給付の設計を一切変更しない場合 <p>なお、移行時の財政計算の有無に係わらず、移行前の基金が次に掲げる財政再計算等に該当しており、かつ移行時の掛金に当該財政再計算等が反映されていない場合は、移行後に当該財政再計算等を行い掛金に反映すること。</p> <p>①法第58条又は法第62条に基づく財政再計算 ②法第63条に基づく掛金の追加拠出</p> <p>〔財政決算〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約型企業年金へ移行する場合の事業年度は、原則として移行時から1年であるが、事業年度を移行前と同じにして、移行後初回の財政決算までの決算期間を、移行後の期間（規約型企業年金での期間）である6月以上1年6月以内とすることができることに留意すること。 移行前に確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条に定める積立比率回復計画を実施していた場合（実施することとなっていた場合を含む）は、移行後の財政決算においても、計画変更の必要性がある場合を除き、移行前の積立比率回復計画を継続実施すること。 <p>10. 年金経理から業務経理への繰入れ（規則第111条）</p> <p>年金経理から業務経理への繰入れにおける積立金の額は、責任準備金の額との比較においては数理上資産額、最低積立基準額との比較においては純資産額で行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第80条に定める規約型企業年金から基金への移行の場合も同様な取扱いとする。 移行直前に使用している掛金を移行後も引き続き使用する場合は、当該掛金の適用期間が移行前の期間も含めて5年以内となるように法第58条第1項に定める「少なくとも5年ごとに行う掛金の再計算」を行うこと。 移行後に当該財政再計算等の結果に基づく掛金の額の算定を行う場合は、仮に移行をしなかったとした場合の所定の期日までに行うこと。 事業年度を移行前と同じにする場合の例示 (例示1) H19.3.31：基金の財政決算日 H19.7.1：基金から規約型へ移行初回の事業年度はH19.7.1～ H20.3.31の9月となる (例示2) H19.3.31：基金の財政決算日 H19.11.1：基金から規約型へ移行初回の事業年度はH19.11.1～ H21.3.31の1年5月となる 事業年度を変更する場合は、移行前の積立比率回復計画の前提条件である「事業年度の末日」が変更となるので、計画変更の必要性があることに留意すること。 <p>基金型のみ適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付区分特例を実施している場合においても制度全体で判定する。
---	--

<p>11. 法第82条の2第1項に定める企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という））への移行</p> <p>本項で使用する「基準日」は、認可申請時の計算基準日または確定拠出年金法施行令第22条第2項第1号に定める規約が変更される日（規約変更日）とする。</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>①令第54条の2第4号に定める移換相当額</p> <p>加入者のうち移換加入者となるべき者全員について、基準日において以下の要件を満たすこと。</p> <p style="margin-left: 40px;">・ 移換相当額 = 変更前の最低積立基準額 － 変更後の最低積立基準額</p> <p>②積立金のうち当該移換に係る額</p> <p>積立金のうち当該移換に係る額の算定方法は、「5. 分割時に移換する積立金の額」に準じる。</p> <p>なお、移換加入者が実施事業所の一部（令第49条に定める場合）の場合は、「7. 権利義務の移転承継（2）②」に準じる。</p> <p>③規則第5条第4号における「給付の額の減少に伴い減少する掛金に相当する額」</p> <p>標準的な計算方法の一例は次のとおりである。</p> <p>給付減額の対象となる者の給付水準変更前後の標準掛金総額の差を計算する。</p> <p>ただし、標準掛金総額の基礎となる標準掛金率の算出にあたっては、財政方式、計算基礎率は以下とする。</p> <p>・ 財政方式</p> <p style="margin-left: 20px;">原則、企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。なお、変更前の標準掛金率は認可申請時の計算の基準日で算定し直す。</p> <p>・ 計算基礎率</p> <p style="margin-left: 20px;">企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。</p> <p>④加入者および加入者であった者が負担した掛金を原資とする部分（確定拠出年金法施行令第22条第1項第1号に定める額）</p> <p>・ 企業型年金規約の承認基準(*)（別紙1）承認要件等12. キ. 審査要領中「厚生年金基金又は確定給付企業年金の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分」のうち、確定給付企業年金の加入者等が負担した掛金を原資とする部分の例示①は以下のように取り扱うことが考えられる。</p>	<p>・ 本項は規則第5条第4号による給付水準の引下げを行う場合の取扱いであって、確定給付企業年金が終了した場合はこの限りでないことに留意すること。</p> <p>・ 「分割」を「移換」と読み替える。</p> <p>・ 「権利義務の移転承継」を「移換」と読み替える。</p> <p>・ 企業型年金への移行に伴う変更計算で使用する財政方式以外を使用することが明らかに合理性がある場合は原則以外の処理も考えられる。</p>
---	---

第6節 その他の事項

<p>(*)通知「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」(平成13年9月27日 企発第18号 平成14年3月29日改正)</p> <p>(a)「加入者等が負担した掛金に基づく給付が明確となっている場合」とは、例えば以下の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金部分が元利合計もしくは元利合計に相当する額になっている等、給付設計において加入者負担掛金の終価に相当する額が合理的に区分できる場合 ・加入者が掛金を負担する場合としない場合における給付の差額を支給する給付区分が存在したと仮定した場合に、当該給付区分が加入者の負担する掛金のみで賄われると見なされる場合 <p>(b)「当該部分に相当する額から当該部分の過去勤務債務の償却のために事業主が負担した額を控除した額」とは、例えば以下の額をいう。</p> <p>実加入者期間により算定した、加入者負担掛金の元利合計に相当する額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金規約の承認基準(別紙1)承認要件等12.キ.審査要領に記載の例示①、②以外にも「加入者等が負担した掛金等を原資とする部分」の計算方法を定めることは可能であるが、「資産のうち、加入者等の負担に基づいて行われる給付であって、基準日(規約変更日(解散又は終了にあつてはその日))までに発生しているとみなすことが合理的である給付に相当する部分」であることを踏まえて合理的に定めることが必要であると考えられる。 <p>12. 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っている確定給付企業年金制度に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っている場合は、以下に定める日において令第23条第2項の基準(以下「新基準(障害)」という。)を満たしているかを検証すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算の計算基準日 ・事業年度末日 ・検証を行った結果、新基準(障害)を満たしていない場合には、下表に定める所定の期日までに新基準(障害)を満たすよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・「加入者等が負担した掛金等を原資とする部分」を「加入者負担掛金元本累計」とすることは、通常、合理的な方法とはいえないと考えられる。ただし、加入者等の拠出により賄われている部分の給付額が加入者負担掛金元本累計を下回る際に規約でこれを保証することとしている場合等は、「加入者等が負担した掛金等を原資とする部分」を「加入者負担掛金元本累計」であるとみなして取り扱うことは妨げられないものと考えられる。 ・設立時に期間通算して過去勤務債務を事業主が負担した場合は、実加入者期間で元利合計を算定することにより、事業主負担控除後となる。 <p>(簡便計算の例示)</p> <p>ア. 標準モデルで加入者期間別テーブルを作成し、各人に適用する。</p> <p>イ. 元本累計に、加入者期間対応の年金終価率を加入者期間で除した率を乗ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行っている確定給付企業年金制度の場合も同様な取扱いとする。 ・新基準(障害)の判定に用いる給付現価の算定にあたっては、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っている給付区分について、加入者、待期者及び受給者を含めた全体(将来加入員分を除く)で算定すること
--	--

第6節 その他の事項

に給付設計の変更に係る規約変更等を行うこと。

検証日	所定の期日
財政再計算の計算基準日（事業年度末日の場合を除く）	当該財政再計算の計算基準日の後1年以内の日
事業年度末日（財政再計算の計算基準日が同日の場合も含む）	当該事業年度末日の後1年6ヵ月以内の日

1 3. 解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合の留意事項

- ・解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する場合、規約で定めるところにより、残余財産を交付する者を定めることができる。
- ・個人ごとに残余財産の一部を持ち込み、残りを一時金として受け取ることも可能。

1 4. 終了した確定給付企業年金の残余財産の分配（令第57条）

- ・規則第54条第2項に定める給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除する場合の最低積立基準額の例

控除すべき最低積立基準額の未認識額は〔給付改善時の最低積立基準額の差額 × {5 - (給付改善時から基準日までの年数)} / 5〕の合計に加入者の最低積立基準額（控除前）を乗じた額に全体の最低積立基準額（控除前）を除いた額とする。

各加入者の控除すべき最低積立基準額の未認識額に相当する給付の現価は、各加入者に対して按分したものとなる。

（合理的な按分方法の例示）

基準日時点で各加入者の最低積立基準額（控除前）の比で割り振ることとする。

- ・残余財産の額から最低積立基準額を控除した額の分配の方法

加入者等に係る責任準備金の額又は最低積立基準額等を勘案して、公平かつ合理的に行われるものであり、例えば、数理債務の額から特別掛金収入現価を控除した額又は最低積立基準額の比で按分する方法のほか、以下の方法が考えられる。

- ・老齢給付金の受給中又は受給待期中の障害、脱退一時金の繰下げ期間中の障害により障害給付金が支給される場合には、当該障害給付金の給付現価は、老齢給付金の給付現価とは区分して算定し、障害給付金の給付現価に含めること

平成25年法律第63号附則第35条、平成26年政令第74号第40条参照

最低積立基準額は各規約に基づいて計算されるものであり、左記に示すのは一般的な例である。

ただし、給付改善時の非継続基準の予定利率と基準日時点の予定利率の関係により必要に応じて調整(※)を行うこと。

(※) 給付改善時の最低積立基準額の差額に $\{(1+i)/(1+j)\}^{20}$ を乗ずる等(但し、i=給付改善時の非継続基準の予定利率、j=基準日時点の非継続基準の予定利率)

第6節 その他の事項

<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者について、要支給額の比で按分する方法 ・加入者のうち、要支給額が最低積立基準額を上回る者について、「要支給額－最低積立基準額」の比で按分する方法 <p>15. 給付減額の取扱い（通知「確定給付企業年金制度について」第1の2）</p> <p>〔給付減額の該当性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付減額の該当性は、個人単位で確認する必要があることに留意する。 <p>〔最低積立基準額を少なくとも5年程度は保証する経過措置を設けた場合の取扱い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る通常予測給付現価が減少する場合、当該経過措置を設けても給付減額として取り扱わないものとはならないことに留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該経過措置は加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し可能となる措置であることから、受給権者等（加入者である受給権者も含まれる。）の給付設計の変更により全部又は一部の受給権者等に係る最低積立基準額が減少する場合、当該経過措置を設けても給付減額として取り扱わないものとはならないことに留意する。 <p>〔給付の名目額の増加を理由にあらかじめ労働組合の同意を得て給付減額として取り扱わない措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常予測給付現価が減少する加入者の全部又は一部の者について、給付の名目額（基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価をいう。）が増加しない場合、当該措置は不可となることに留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記は、加入者の分配額について、できるだけ要支給額を確保することを目的とした方法である。受給権者がいる場合には、受給権者との公平性も考慮し、加入者のみに分配し受給権者には分配しない等がないよう留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付の額が減額される者が一部である場合には、規則第6条のとおりに、給付の額が減額されることとなる者を対象として給付減額に係る同意等の取得が必要であるため、給付減額の該当性は個人単位で確認する必要があることとなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・通常予測給付現価が減少する加入者又は受給権者等が含まれる場合、該当者以外の加入者又は受給権者等のうち最低積立基準額が減少する者について、当該経過措置を設けても給付減額として取り扱わないものとはならないことに留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者等（加入者である受給権者も含まれる。）の給付設計の変更が含まれる場合、該当者以外の加入者又は受給権者等のうち最低積立基準額が減少する者についても、当該経過措置を設けても給付減額として取り扱わないものとはならないことに留意する。 （実施事業所単位ではなく制度単位で給付減額として取り扱わないものとはならないことに注意する。） <ul style="list-style-type: none"> ・通常予測給付現価が減少する加入者のうち給付の名目額が増加しない者が含まれる場合、当該制度変更においてその他の加入者に対し左記の措置を行うことは
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・当該措置は給付設計の変更理由により限定される取扱いではないことに留意する。 ・給付設計の変更により一部の年齢や勤続年数で給付額が減少する場合でも、基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価を計算したうえで当該現価が増加すれば「給付の名目額」が増加するものとして取り扱うことが可能。 ・当該措置は加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更の際に可能となる措置であることから、受給権者等（加入者である受給権者も含まれる。）の給付設計の変更により全部又は一部の受給権者等に係る通常予測給付現価又は最低積立基準額が減少する場合、当該措置は不可となることに留意する。 ・通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合がない実施事業所については、当該措置は不可となることに留意する。 	<p>不可となる。（実施事業所単位ではなく制度単位で不可となることに注意する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の名目額が減少する場合だけでなく維持される場合についても左記の措置が不可となるのは、前提として、給付減額の判定基準は受給権保護の観点から慎重に取り扱うべきものであり、増額することなく単純に支給時期を後ろ倒しすることは該当者にとって運用の機会損失につながることを考慮したためとされている。 ・左記の措置の適用にあたり、通常予測給付現価が減少しない加入者について給付の名目額が増加している必要はない。 <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳から65歳に定年延長し、変更後の給付額が65歳では変更前を上回り60～64歳では変更前を下回る場合、退職年齢により変更前の給付額を下回ることがあり得るが、基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価が増加すれば「給付の名目額」が増加するものとして取り扱うことが可能。 ・受給権者等（加入者である受給権者も含まれる。）の給付設計の変更が含まれる場合、該当者以外の加入者又は受給権者等のうち給付の名目額が増加する者についても、左記の措置を行うことは不可となる。（実施事業所単位ではなく制度単位で不可となることに注意する。） ・労使間の交渉ができる体制として労働組合があることが要件とされたもの。（令和6年12月27日公表の社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理） ・通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合がある実施事業所のうち、あらかじめ当該労働組合の同意を得た実施事業所のみ左記の措置を適用し、その他の給付減額に該当する実施事業所については、給付減額に該当するものとし
--	--

第6節 その他の事項（リスク分担型企業年金）

<p>2. 規則第64条に基づき追加拠出する掛金</p> <ul style="list-style-type: none">当該掛金の拠出に伴い掛金収入現価が変わらないようにリスク分担型企業年金掛金額を変更することを規約に定めている場合、実際に当該掛金を拠出するときは、変更後のリスク分担型企業年金掛金額を具体的に規約に定める。 <p>5. 分割時に移換する積立金の額（法第75条、法第77条、規則第87条の2）</p> <p>リスク分担型企業年金については、通常の算定方法(1)から(3)に加え、以下の方法により算定することができる。</p> <p>(4) 積立割合、調整率又は超過比率（以下「積立割合等」という）が減少しないように定める方法 通常の算定方法による分割時積立金の額に、積立割合等が減少しないように一定率を乗じる方法</p> <p>8. 終了時の掛金の一括拠出（法第87条、規則第98条の2）</p> <p>リスク分担型企業年金については、基準日における最低積立基準額が積立金の額と一致することとなるため、掛金の一括拠出はできない。</p>	<ul style="list-style-type: none">分割による積立割合等の減少が見込まれない場合は、通常の算定方法を用いる。分割後の制度の積立割合等の計算に用いる計算基礎率については、両制度の積立割合等が減少しないように分割後の両制度の計算基礎率を同一のものとする方法のほか、分割後の各制度の人員特性の違いを踏まえた上で各制度ごとに計算基礎率を定める方法が考えられるが、適正な年金数理の範囲内で合理的な設定とすることに留意する。分割と同時に給付設計の変更を行う場合には、分割前の給付設計を維持したまま分割のみを行ったと仮定した制度において積立割合等が減少しないように分割時積立金の額を算定することに留意する。積立割合等の減少の有無の判定を行う基準日及び左記の一定率の計算基準日は、分割の規約変更に係る財政計算の基準日とする方法のほか、規則第87条の2第1項第1号にある分割日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日または分割日が属する事業年度の前事業年度の末日とすることが考えられる。
---	---

第6節 その他の事項（リスク分担型企業年金）

14. リスク分担型企業年金である給付区分とリスク分担型企業年金でない給付区分を設ける場合の取扱い

給付区分ごとに経理し、資産を給付区分ごとに区分管理する。

(1) リスク分担型企業年金でない給付区分をリスク分担型企業年金である給付区分に移行する場合の給付区分ごとの資産
「3. 給付区分特例を実施する場合の取扱い」に準じる。

(2) リスク分担型企業年金である給付区分をリスク分担型企業年金でない給付区分に移行する場合の給付区分ごとの資産
新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、以下のいずれかの比率で按分する方法により算定した額とする。

資産の配分方法	按分比の基準日
「通常予測給付現価－リスク分担型企業年金掛金収入現価」の比により按分	・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日
最低積立基準額の比により按分	同上

・給付区分特例と異なり、共通の給付区分を設ける必要はない。
(リスク分担型企業年金ではない場合の第6節「3. 給付区分特例を実施する場合の取扱い」参照)

・資産の配分方法は、確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成20年9月11日年発第0911001号）第6－2に基づく。

・リスク分担型企業年金では按分の基準日と積立金の評価日が同じ場合は最低積立基準額＝積立金となる。

第7節 年金数理人の確認

<p>1. 確認すべき書類</p> <p>①給付の設計の基礎を示した書類 ②掛金の計算の基礎を示した書類 ③財政再計算報告書</p> <p>④決算に関する報告書のうち、年金数理に関する確認が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表（年金経理の負債に関する事項に限る） ・損益計算書（年金経理の負債の変動に関する事項に限る） ・「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類」 <p>⑤終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書 ⑥令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類</p> <p>2. 所見について</p> <p>前記書類について確認を行った場合には、必要に応じて所見を付すことができる。ただし、その様式は問わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主等から入手したデータ（積立金の額、加入者データ等）について疑問がある場合には、原則として事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。データの信頼性に相当の疑問がある場合には、報告書にその旨を記載する。 ・「承認認可基準通知 様式C1年金数理に関する確認」の記載例：左記書類のうち「数理関係項目」について適切である旨を確認。 ・簡易な基準の場合、当分の間、年金数理人の確認は不要。 （所属法人名に年金数理業務の業務委託先の名称を記載する。） ・左記所見には、財政悪化リスク相当額を特別算定方法で算定している場合における「特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適當である旨」の所見も含まれる。（「補足事項 財政悪化リスク相当額」も参照すること。）
---	--

第7節 年金数理人の確認（リスク分担型企業年金）

○確認すべき書類に付する所見について
予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべき旨の所見を付すことができる。

第8節 簡易な基準

<p>1. 財政方式 簡易な基準を使用する場合においては、年金財政の健全性が損なわれるおそれのある財政方式を選択しないよう留意する必要がある。</p> <p>[年金財政の健全性が損なわれるおそれのある財政方式の例] 開放基金方式</p> <p>2. 掛金 (1) 人数要件(500人未満)は各財政計算の計算基準日で判定し、超過した場合は簡易な基準でない通常の掛金計算を行うこと。</p> <p>(2) 簡易な基準において「年金現価<選択一時金現価」となる場合は、年金財政の健全性に配慮して、選択一時金現価を使用する。</p> <p>(3) 中途脱退時の給付(脱退一時金)の水準が概ね数理債務の範囲内である場合は、簡易な基準を用いることができる。 加入から脱退までのかなりの期間にわたって「中途脱退時の給付>数理債務」となっている場合は、簡易な基準以外を用いることが適当である。</p> <p>(4) 掛金の算定方式は、第3節の2(1)を参照。</p> <p>(5) 簡易な基準における財政悪化リスク相当額は零となることから、リスク対応掛金を拠出することはできない。</p> <p>3. 最低保全給付・最低積立基準額 規則第54、65条に定める他、以下のとおり計算できるものとする。</p> <p>(1) 次の方法で最低保全給付・最低積立基準額を計算できるものとする。</p> <p>① 規則第54条第1項第1号を適用する場合 最低保全給付=最終年齢時給付額×(入社から計算基準日までの</p>	<p>簡易な基準においてはこの節の他、第1～7節に記載している簡易な基準以外にも共通した内容も踏まえることに留意すること。</p> <p>「第2節 財政方式」を参照のこと</p> <p>簡易な基準では一部の基礎率(予定利率・死亡率)しか用いていないため、定常状態を見込む開放基金方式は馴染まない</p> <p>簡易な基準では令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行うことはできない。</p> <p>簡易な基準では規則第25条第4号の規定に基づく給付の調整を行う(リスク分担型企業年金を実施する)ことはできない。</p> <p>「第3節 掛金」を参照のこと 規則第52条に対応。なお、受託保証型確定給付企業年金は、人数要件(500人未満)が適用されないことに留意する。</p> <p>例示: 「予定利率>年金換算利率」の場合</p> <p>予定利率のみで定年給付額を標準掛金と収支相等するように決めると、数理債務=過去法責任準備金となる。</p> <p>例示: 「加入時～脱退時までの給付額が一定」という場合は、簡易な基準を用いることは適当ではない。</p> <p>「第4節 財政検証-2.(1)(2)」を参照のこと。</p> <p>「標準資格喪失年齢を最終年齢とし、加入者期間にかかる分として定</p>
--	---

第8節 簡易な基準

<p>期間／入社から最終年齢までの期間)とし、最低積立基準額は「第4章 財政検証」2(2)に基づき計算する。</p> <p>②同第2号を適用する場合 最低保全給付は規則に基づき計算したもの(但し老齢給付金の場合は掛金の算定に用いた予定利率による現価相当額)とし、最低積立基準額＝最低保全給付×現価率とする。 ここに、現価率＝1／(1＋非継続基準の財政検証用の利率)^{最終年齢－平均年齢} or 1</p> <p>(2) 設立時あるいは適年からの移行時に計算した最低積立基準額と数理債務との比率を固定し、以降の決算時に使用する。この比率は財政計算時に見直す。</p> <p>4. 積立上限額 規則第62、66条に定める他、以下のとおり計算できるものとする。</p> <p>(1) 簡易な基準の場合には、次に定める「積立上限額(簡易判定用)」を用いて判定することも可とする。なお、この方法によって積立上限額に抵触した場合には、第4章 財政検証－3.(1)に定める正規の積立上限額を用いて再度判定を行うことも可とする。 積立上限額(簡易判定用) ＝Max{数理債務×{(1＋j)/(1＋j')}^{X_ω－X}， 最低積立基準額}×1.5 ここに、数理債務はjを用いて計算したものであり、各記号は以下を示す。 j : 掛金の算定に用いた予定利率 j' : 下限利率 X_ω:最終年齢 X : 平均年齢</p> <p>(2) 設立時あるいは適年からの移行時に計算した積立上限額と数理債務との比率を固定し、以降の決算時に使用する。この比率は財政計算時に見直す。</p>	<p>めた率」を期間比とするものである。 ・最終年齢の例示: 定年年齢、打切支給年齢、年金支給開始年齢</p> <p>比率を用いず毎回計算することも可である。</p> <p>「第4節 財政検証－3.(1)」を参照のこと</p> <p>比率を用いず毎回計算することも可である。</p>
--	---

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>○財政悪化リスク相当額の算定方法（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金）</p> <p>1. 標準算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準算定方法での財政悪化リスク相当額は次の通りに算定する。 <p style="padding-left: 20px;">リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額</p> $= \sum_{6 \text{ 資産}} \text{各リスク係数対象資産残高} \times \text{各リスク係数}$ <p style="padding-left: 20px;">財政悪化リスク相当額 = リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額 × Min（リスク係数対象資産の合計額＋その他の資産の額， 通常予測給付額の現価） ／リスク係数対象資産の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度末日以外を計算基準日とした財政計算を行う場合で、資産構成割合の特定が難しいケースにおいては、合理的な推計として、直近の財政決算時の資産構成割合を計算基準日の資産額に乗じてリスク係数対象資産額に区分することも可とする。 <p>2. 特別算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政計算の計算基準日において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上であるならば、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。 特別算定方法のうち、リスク算定告示第3条第1項各号に定める方法（以下、「承認不要な特別算定方法」）により財政悪化リスク相当額を算定する場合は、厚生労働大臣の承認は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準算定方法は、リスク算定告示第2条第1項に規定する算定方法を指す。 資産は規約型企業年金の事業主又は企業年金基金（以下、「事業主等」という。）が法令等に基づき区分する。 事業報告書の資産区分を、事業主等が法令等に基づき区分したものとみなすことは可能（特別算定方法において資産を区分する場合も同じ）。 リスク係数およびリスク係数対象資産とは、リスク算定告示別表に定められているリスク係数および6資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、一般勘定、短期資産）を指す。 「各リスク係数対象資産残高」、「その他の資産の額」及び「リスク係数対象資産の合計額」は、計算基準日における額とする その他の資産とは、リスク係数対象資産以外の資産を指す。 給付区分特例を実施している場合であって、区分別に資産運用している場合には給付区分ごとに区分された資産額により財政悪化リスク相当額を計算することに留意する。ただし、一括運用している場合には制度全体で算定した財政悪化リスク相当額を資産額の比により按分する等の方法により合理的に計算し、それぞれの給付区分に配分することが考えられる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<ul style="list-style-type: none"> ・標準算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となったとしても、すぐに財政計算を行い特別算定方法へ切り替える必要はない。その場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。 ・政策的資産構成割合を変更し、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となることが見込まれる場合、その段階で財政計算を行わないのであれば、特別算定方法へ切り替える必要はない。その場合、次回の財政計算まで同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。 ・財政悪化リスク相当額を、通常予測給付現価相当額から標準掛金収入現価（過去勤務債務の額がある場合は、特別掛金収入現価を含むことができる）と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額とするもの。 ・特別算定方法は、価格変動リスク（資産の価格変動により積立金の額が低下する危険）を考慮するものであり、かつ、負債変動リスク（基礎率と実績が乖離することに伴い負債が変動する危険）を考慮するように努めていること。 ・あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類（承認不要な特別算定方法の場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書）において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載しておくことで、リスク算定告示第5条の規定に基づく特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類の提出なく、当該期間経過後は標準算定方法に変更することができる。 <p>3. 特別算定方法の内容又は特別算定方法を継続使用することの不適当性の判断について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適当であると年金数理人が判断する場合、年金数理に関する書類に不適当である旨の所見を付す。 ・個別審査による承認の取り扱いとされていることから、リスク算定告示第3条第4項各号に定める要件を満たしているかどうかという基準だけではなく、個別の状況も考慮した上で専門家である年金数理人としての判断が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別算定方法を使用する期間を限る場合の例として、統合や合併、権利義務承継等による財政計算において、計算基準日以後に増減する積立金の額を勘案して財政悪化リスク相当額を算定する場合などが考えられる。 ・一方、例えば、期待収益率が将来にわたって低下するリスクがあることを考慮して予定利率低下リスクを織り込む場合等、当該特別算定方法の使用期間を限定することが妥当ではないと考えられる場合があることに留意が必要。 ・リスク算定告示第6条（年金数理人の所見を踏まえた措置）に定められる「特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適当である旨の所見」を付すか否かの判断 ・財政検証については、決算報告書の提出期限（事業年度終了後4月以内）に留意すること。 ・承認不要な特別算定方法も特別

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適当性の判断は、財政計算時だけでなく財政検証時にも行う。 ・ 財政計算・財政検証ともに、現在の特別算定方法が不適当である旨の所見を年金数理人が付した場合には、事業主等は法令に則って方法を見直す必要がある。年金数理人には修正された方法を用いて計算した書類に記名することが求められる。 ・ 特別算定方法の見直しの条件・タイミング等に関しては、例えば、予め特別算定方法の一部として厚生労働大臣宛の承認申請の内容に含めて承認を得ておき、当該条件の該当有無により、不適当か否かを判断することが考えられる。この場合、実務上の支障が生じないよう、不適当であると判断する基準を設定することに留意する。特に、財政検証時の判断基準については、決算報告書の提出期限を考慮して設定すること。 ・ 財政検証時に現在の特別算定方法を今後見直す必要があると年金数理人が判断した場合、現時点では適正な年金数理に基づいているものであるが、今後見直しを行うべきとの所見を付すことも考えられる。 4. 承認不要な特別算定方法について ・ リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金の事業主等がリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる、以下の算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合には、特別算定方法の承認は不要となる。 (1) 価格変動リスクを計算基準日時点の積立金の資産構成割合で 	<ul style="list-style-type: none"> 算定方法であることからリスク算定告示第3条第4項の要件を満たす必要がある。 ・ 厚生労働大臣の承認を得た方法（承認不要な特別算定方法の場合は、リスク算定告示第3条第1項各号に定める方法のうち、財政悪化リスク相当額の算定に使用した方法）に則って運営されていること、および、その前提条件に変化がないことを確認した場合には、年金数理人は不適当ではないと判断できる。 ・ 財政検証時の不適当性の判断に当たっては、必要に応じて基準日時点の資産構成等の情報を入手すること。 ・ 例えば、「5. 特別算定方法の例示ーア. 価格変動リスク」の〔例示①〕〔例示②〕〔例示③〕のような標準算定方法に準じる方法において、リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分又はリスク係数を定めた資産を除いた「その他の資産」の割合が20%以上になる場合でも、一定の許容範囲内ならば、現時点では適正な年金数理に基づいていると判断することも可。 ・ 承認不要な特別算定方法においても、リスク算定告示第3条第4項の要件を満たす必要があることに留意する。 ・ (1)～(3)を組み合わせた方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合も、特別算定方法の承認は不要。 ・ 政策的資産構成割合の見直しを

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>はなく、政策的資産構成割合に基づき、標準算定方法に準じて算定する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> この算定方法に用いる政策的資産構成割合は、基本的には財政悪化リスク相当額を算定する時点で有効な政策的資産構成割合とすること。 <p>(2) 運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が生じる場合に、価格変動リスクをその積立金の増減を勘案して標準算定方法または(1)に準じて算定する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 積立金の増減を伴う財政計算において、積立金の増減を見込まずに標準算定方法または(1)の方法に基づき算定された財政悪化リスク相当額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当額を算定することができる。 <p>(例) 実施事業所が増加する場合</p> <p>実施事業所が増加する場合、当該増加に係る財政計算の計算基準日における、増加する実施事業所の財政悪化リスク相当額は次のように算定することができる。</p> $\begin{aligned} & \text{増加する実施事業所の財政悪化リスク相当額} \\ & = \text{実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額} \\ & \quad \times \text{実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額} \\ & \quad / \text{実施事業所が増加する前の資産額} \end{aligned}$ <ul style="list-style-type: none"> (1)との組み合わせにより、統合、基金合併等の財政計算において、各制度の資産合計(もしくは「受換を反映する前の資産+受換金」)に政策的資産構成割合を乗じる方法も可能。同様に、分割等の財政計算において、「移換を反映する前の資産-移換金」に政策的資産構成割合を乗じる方法も可能。 統合、基金合併等の財政計算において、変更前の各制度の計算基準日時点の資産別残高を単純合計したものを新制度の資産別残高とみなして財政悪化リスク相当額を算定することができる。 運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が生じる場合とは、以下の場合とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①規約型企業年金を統合する場合 ②規約型企業年金を分割する場合 ③企業年金基金を合併する場合 ④企業年金基金を分割する場合 ⑤実施事業所が増加又は減少する場合 ⑥実施事業所に係る権利義務を移転又は承継する場合 ⑦存続厚生年金基金の設立事業所に係る権利義務を承継する場合 ⑧規約型企業年金(企業年金基金)から企業年金基金(規約型企業年金)へ移行し、加入者等に係る権利義務を移転又は承継する場合 ⑨脱退一時金相当額を移換する又は移換を受ける場合 	<p>予定している場合にあっては、確定給付企業年金の事情を踏まえ、見直し後の政策的資産構成割合を用いることも可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策的資産構成割合のその他の資産が2割以上である場合には、特別算定方法の承認が必要。 積立金の増減を勘案した後の積立金のその他の資産が積立金に占める割合が2割以上である場合には、特別算定方法の承認が必要。 <p>・実施事業所が増加する場合で、規則第50条に該当しない場合も、適当な基準日を設定することにより、増加する実施事業所の財政悪化リスク相当額を算定し、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができる。</p> <p>・左記に該当する場合であっても、積立金の増減額が僅少である場合等であれば、積立金の増減を見込まずに標準算定方法により財政悪化リスク相当額を算定することも考えられる。</p>

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>⑩積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換する場合</p> <p>⑪脱退一時金相当額を企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会へ移換する場合</p> <p>⑫積立金の一部を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移換する場合</p> <p>⑬企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会から個人別管理資産の移換を受ける場合又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し若しくは移換を受ける場合</p> <p>⑭中途脱退者に係る脱退一時金相当額を企業年金連合会又は存続連合会へ移換する場合</p> <p>⑮存続厚生年金基金から残余財産の移換を受ける場合</p> <p>(3) 負債変動リスクを予定利率が1%（下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅）低下した場合の数理債務（過去勤務債務がある場合は、数理債務から特別掛金収入現価を控除することができる）の増加額として算定し、価格変動リスクに当該増加額を加算する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金収入現価の増加額においては、予定利率低下後の標準掛金を用いることが考えられるが、合理的な理由がある場合には、標準掛金の変動を考慮せず算定することも考えられる。 ・各現価の算定において、将来加入者については、財政方式や標準掛金の変動の考慮の有無等、負債変動リスクの算定方法を考慮した上で、合理的な取り扱い（算定の対象とする、または対象としない等）とすること。 <p>5. 特別算定方法の例示</p> <p>(1) 価格変動リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格変動リスクの特別算定方法の例示として、標準算定方法に準じる方法や TVaR による方法を挙げるが、例示以外でもリスクシナリオを設定する方法等が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動リスクは、上記（1）、（2）の方法又は標準算定方法とすること ・予定利率の低下幅を1%（下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅）以外とする場合には、特別算定方法の承認が必要。 <p>・例示に基づく方法であっても妥当とならない場合があることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政悪化リスク相当額を算定するために必要となる、保有資産のリスク／リターン等の前提条件は、事業主等が主体的に決定することに留意すること。 ・給付区分特例を実施している場合であって、区分別に資産運用している場合には給付区分ごとに区分された資産額により財政悪化リスク相当額を計算することに留意する。ただし、一括運用している場合には制度全体で算定した財政悪化リスク相当額を資産額の比により按分する等の方法により合理的に計算し、それぞれの給付区分に配分することが考えられる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>〔例示①〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産の全部または一部のリスク／リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 <p>〔例示②〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産の全部または一部のリスク／リターン特性が、リスク係数対象資産の組み合わせと同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 <p>〔例示③〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ（商品）等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の割合が20%未満である場合、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該細分化された資産の係数の定め方として、代表的な市場インデックスやベンチマークから事業主等が定める方法が考えられる。この場合、当該細分化された資産のリスク／リターン特性との類似性を考慮する必要がある。 ・当該細分化された資産の係数の定め方として、複数の代表的な市場インデックスやベンチマークから算出された結果を組み合わせる方法も考えられる。 ・運用機関が推計している各資産のリスク／期待リターンを使用することも考えられる。 ・リスク／リターンは経年的に変動するため、代表的な市場インデッ 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産として区分したファンド等のリスク／リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。 ・財政決算や財政計算においては、その他の資産の全部または一部のリスク／リターン特性が、承認を受けた時点から大幅に変化していないかどうかを確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産として区分したファンド等がリスク係数対象資産の組み合わせであると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産のみなし構成比により按分し、按分された資産をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。 ・財政決算や財政計算においては、その他の資産の全部または一部のリスク／リターン特性が、承認を受けた時点から大幅に変化していないかどうかを確認すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他の資産の細分化は、事業報告書の「その他資産の内訳」を使用する方法が考えられる。 ・事業報告書の「その他資産の内訳」を使用してその他資産の細分化をする場合には、保有するファンド等のリスク／リターン特性を考慮しているものと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・代表的な市場インデックスやベンチマークとして、次のようなものが検討でき、細分化された資産に適切なものを使用する。 (ヘッジファンドの例示) Credit Suisse/Tremont Hedge Fund Research Hennesse Eurekahedge (不動産の例示) 東証REIT指数 NCREIF index

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>クスやベンチマーク、運用機関が推計している各資産のリスク／期待リターンへの動向に留意し、定期的に係数を再算定することが望ましい。</p> <p>〔例示④〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準算定方法の資産区分ごとに、政策的資産構成割合の策定時に想定しているリスクに基づいて係数を定め、各資産に係数を乗じたものを単純に合算して財政悪化リスク相当額を算定する方法。 その他の資産の係数は、政策的資産構成割合の策定時に想定しているその他の資産に係るリスクから算定する方法が考えられる。また、その他の資産以外の資産の係数は、標準算定方法と同じリスク係数を使用することが考えられる。 その他の資産の係数を定める際には、その他の資産の内訳（〔例示③〕の分類など）ごとにリスクを想定して算定することが望ましい。例えば、その他の資産の内訳ごとのリスク係数を定める際には、〔例示③〕に基づいて、その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ（商品）等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の係数を政策的資産構成割合の策定時に想定しているその他の資産に係るリスクと同じものとして算定することが考えられる。ただし、政策的資産構成割合のその他の資産の内訳にかかわらず、その他の資産全体に対してリスクを想定することができる場合は、その他の資産全体で一つの係数を算定することも否定されない。 将来行う予定の政策的資産構成割合の変更を織り込んで、変更後の政策的資産構成割合の策定時に想定するリスクに基づいて各資産の係数を算定することも可能。 財政悪化リスク相当額の算定は、計算基準日時点の保有資産残高に現在または将来予定している政策的資産構成割合の各資産の構成割合を乗じることで、各資産のみなし資産残高を算定し、当該残高に各資産の係数を乗じる方法が考えられる。 <p>〔例示⑤〕</p>	<p>MSCI US REIT Index S&P グローバル REIT 指数</p> <p>（プライベート・エクイティの例示） Thomson Reuters Private Equity Buyout Index S&P Listed Private Equity Index</p> <p>（コモディティ（商品）の例示） S&P GSCI Commodity Index Thomson Reuters/CoreCommodity CRB Index</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産の係数は、代表的な市場インデックスやベンチマークの一つから算出する方法や、複数の算出結果から算定する方法（例：複数の算出結果の平均とする）等が考えられる。 政策的資産構成割合は、代議員会や運用委員会での十分な議論や労使合意により策定されているため、当該政策的資産構成割合の策定時に想定したリスクを使用することは妥当であると考えられる。 政策的資産構成割合の策定が財政計算より前である場合、政策的資産構成割合の策定時点で想定しているリスク／リターンが財政計算時点でのリスク／リターンと乖離している可能性があるため、当該財政計算において算定方法の妥当性の判断を行う等の留意が必要。 例示④の方法により財政計算を実施した後からその次の財政再計算を実施するまでの間において、政策的資産構成割合と実際の資産構成割合が大きく乖離する場合、想定しているリスク／リターンも乖離している可能性があるため、その次の財政再計算に算定方法の継続使用の妥当性の判断を行う等の留意が必要。 リスク算定告示第3条第1項第1号イに基づき財政悪化リスク相当額を算定する場合は、承認不要な特別算定方法となる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>とされているが、負債変動リスクを算定しないことも否定されない。</p> <p>a. 予定利率 将来的に期待収益率が低下することが想定される場合</p> <p>b. 予定死亡率 終身年金を採用している場合など、予定死亡率の改善が債務に与える影響が大きい場合</p> <p>c. 予定脱退率 脱退事由・時期により給付に差を設けており、予定脱退率の変動または実績脱退により発生する差損が大きい場合</p> <p>d. 予定昇給率 最終給与比例制度等、予定昇給率の変動または実績昇給により発生する差損が大きい場合</p> <p>e. 新規加入者の見込み 新規加入年齢等の見込みと実績の差により差損が発生する場合</p> <p>f. 指標の予測 使用している指標の変動が大きく、見込みの変動または実績値により発生する差損が大きい場合</p> <p>g. 一時金選択率 一時金選択の見込みの変動または実際の年金・一時金選択により発生する差損が大きい場合</p> <p>h. 障害発生率 障害発生率の変動または実際の障害発生により発生する差損が大きい場合</p> <p>・「基礎率が変動することによる数理債務の変動を見込む方法」、「数理債務及び積立金の単年度の変動の実績と予定の乖離を見込む方法」、またはその両方を見込む方法等が考えられる。</p> <p>・数理債務の算定に織り込むべきものは数理債務の算定に織り込むこと。</p> <p>・既に数理債務に織り込んだ将来の見込みと重複しないよう留意すること。</p> <p>・複数の基礎率について個別に計算したものを単純に足し上げた額を負債変動リスクとすると、過大となるおそれがあることに留意すること。</p> <p>・掛金収入現価の増加額は、標準掛金の変動を考慮して算定することが考えられるが、リスク分担型と同様に、標準掛金の変動を考慮せず算定することも考えられる。</p> <p>・リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金については、数理債務算定上使用している基礎率からの変動を考慮することにより財政悪化リスク相当額を算定することが考えられる。 (財政悪化リスク相当額算定時の通常予測給付額は、数理債務算定上の基礎率を元に算定することが考えられる。)</p>	<p>・両方を見込む場合には、単年度実績の変動と基礎率の変動との重複に充分留意する。</p> <p>・特に、死亡率の将来の改善や、過去実績の明らかな増加・減少傾向を考慮して負債変動リスクを算定しようとする場合に留意すること。</p>

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>・負債変動リスクの対象とする基礎率以外の基礎率については、数理債務の計算における見込みと同一のものを使用すること。</p> <p>・負債変動リスクを考える際に確率分布を考える際には正規分布を仮定することが一般的と思われるが、テールが厚いケース等、正規分布を使用することが必ずしも適切ではないケースも考えられる。この場合の取扱いとして確立された方法は無いと考えられるが、例えば、極値統計の考え方を適用することを否定するものではない。 但し、実際に適用する際には、データ数が十分か、モデルのあてはまりは十分か等に充分注意する必要があると考えられる。</p> <p><負債変動リスク算出における特別算定方法の例示></p> <p>・負債変動リスクをどのように考慮するか具体的な方法については、様々なものが考えられるため、ここでは、いくつかの例を示すのみとする。</p> <p>I. 基礎率が変動することによる数理債務の変動を見込む方法の例示 (財政再計算時に発生する差損を見込む方法)</p> <p>・以下に示した2つの考え方によるものについて、同時に計上することも可能だが、重複に十分注意する。</p> <p>【基本的な考え方】 (考え方1：ア、ウで例示) 財政再計算時に設定する基礎率が、20年に1回の頻度で発生すると予想される程度変動したと仮定した場合に、基礎率変動前後の数理債務の変動額を負債変動リスクとして考えるもの。 20年に1回の頻度で発生すると予想される変動は、将来の見通しに基づき合理的に推計することや、過去の実績から TVaR(95%)を用いて計算する(*)ことが考えられる。</p> <p>(*) ここでは、「TVaR(95%)を用いて計算する」を以下の意味で使用している。</p> <p>20年に1回の頻度で発生すると予想される変動を考える対象となる基礎率または数理債務を値として持つ確率変数とその分布を推定し、以下のように変動後を作成する。</p> <p>確率変数の分布関数 $F(x)$ に対し $TVaR^+(\alpha)$、$TVaR^-(\alpha)$ を</p> $TVaR^+(\alpha) = \frac{1}{1-\alpha} \int_{\alpha}^1 \min\{x F(x) \geq t\} dt$	<p>・極値統計の考え方の適用としては、例えば、何らかの閾値を設け、閾値を超える超過プロットを作成し、それが一般パレート分布に従うと仮定するといった方法が考えられる。</p> <p>・予定利率変動を見込む場合には、数理債務だけでなく特別掛金収入現価の変動も見込むことができる。</p> <p>・基礎率以外の変動は考慮していないため、計算基準日における人員構成等の影響により、算出した額が過大になっていないか必要に応じて検討することが望ましい。</p> <p>・複数の基礎率に関する負債変動リスクを単純に合計し、各種基礎率変動の相関は考慮しないことも考えられるが、過大となるおそれがあることに留意すること。</p> <p>・左記算式のとおり、TVaRの算定にあたり、「過去の実績において、過去の実績の平均値からどれだけばらつきがあったか」だけでなく、「過去の実績の平均値と基準日時点数値とのずれ」も含めている。</p>

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p style="text-align: center;"> $TVaR^-(\alpha) = \frac{1}{1-\alpha} \int_0^{1-\alpha} \min\{x F(x) \geq t\} dt$ </p> <p>で表されるリスク尺度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確率変数を基礎率とする場合（アの例示で使用） 数理債務の増加額が最大となる基礎率を作成する必要があることに留意し、以下のように変動後を作成する。 ① 数理債務が基礎率に対し単調増加であるもしくはほぼそうした傾向にあると判断される場合 $TVaR^+(95\%)$ を変動後とする。 ② 数理債務が基礎率に対し単調減少であるもしくはほぼそうした傾向にあると判断される場合 $TVaR^-(95\%)$ を変動後とする。 ③①、②以外の場合 上記①、②のどちらに近いかを判断し、より近い方を採用することが考えられる。例えば、10%や20%刻みでサンプルを取って数理債務を算定し判断することや、増加と減少のそれぞれ95%点の基礎率で数理債務を算定し、どちらが大きいかを見て判断すること等が考えられる。 一方、増加と減少が同傾向もしくは有意に片方とは出来ない等の場合には、20年に1回の頻度で発生すると予想される変動が両側5%で起こると考え、$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用することが考えられる。但し、一般に、95%点を使用する場合と比べて97.5%点が過大になっていないかどうか留意する。 ・ 確率変数を数理債務とする場合（ウの例示で使用） $TVaR^+(95\%)$ を変動後とする。 <p>（考え方2：イで例示） 過去の掛金計算に用いた基礎率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合には、掛金計算に用いた基礎率から今後の一定期間の増加・減少を見込んだ基礎率と掛金計算に用いた基礎率による数理債務の変動額を負債変動リスクと考えるもの。</p>	<p>後者について含めない方が良いと判断される場合には、そうした扱いを行うことも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定脱退率、予定昇給率については、全年齢の平均予定脱退率、最低年齢から最高年齢までの予定昇給の平均（最低年齢から最高年齢までの昇給率（頭打ち年齢等考慮可）の平均）に関し変動後を作成し、計算基準日の基礎率に割掛け、一定値の加減等を行うことで変動後の基礎率を作成する方法が考えられる。前者については5点移動法等により求めた基礎率に基づき計算する場合には、各歳の率の間に相関があることに留意する。 ・ 例えば、基礎率増加時の数理債務の増加額と基礎率減少時の数理債務の増加額が同様と考えられる場合、数理債務の上位5%の変動への寄与は、基礎率の増加と減少それぞれによって同様にもたらされると考えられることから、基礎率増加2.5%、基礎率減少2.5%を元にした、$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用することが考えられる。 ・ $TVaR^-(97.5\%)$ と $TVaR^+(97.5\%)$ の数値を使用する方法として、例えば、$TVaR^-(97.5\%) \sim TVaR^+(97.5\%)$ の範囲から適当な数のサンプルを抽出し、その中で最大となるものを採用する方法が考えられる。 ・ 正規分布を仮定する場合、$TVaR^+(95\%)$は平均+標準偏差×2.06、$TVaR^-(95\%)$は平均-標準偏差×2.06、$TVaR^+(97.5\%)$は平均+標準偏差×2.34、$TVaR^-(97.5\%)$は平均-標準偏差×2.34となる。 ・ 今後の一定期間とは、例えば次回再計算までの期間や変動のリスクがあると考えられるそれ以上の期間（2年間等）を取ることが考えられる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>【実際に見込む方法】</p> <p>ア. 変動後の基礎率を作成し、基礎率変動前後の数理債務の変動を見込む方法</p> <p>a. 予定利率</p> <p>i. 予定利率の例えば1.0%低下に伴う数理債務の増加額を負債変動リスクとする方法。1.0%低下した場合の予定利率が計算基準日時点の下限予定利率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。</p> <p>ii. 積立金の期待収益率の分布そのものの移動幅を合理的に推計し、これを予定利率の低下幅として数理債務の増加額を算定し、これを負債変動リスクとする方法。</p> <p>b. 予定死亡率</p> <p>・予定死亡率については、公的な統計等を参考に、20年に1回の頻度で発生すると考えられる死亡率改善に伴う数理債務の増</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率変動を見込む場合には、数理債務だけでなく特別掛金収入現価の変動も見込むことができる。 ・ 市場や経済環境の将来の見通しに基づき、積立金の運用収益の長期の予測の変動を推計する必要があることに留意すること。 ・ 1.0%低下した場合の予定利率が零未満となる場合は、零以上の率（0.0%、0.01%、0.1%など）を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。 ・ 一般に蓋然性が高いと想定される予想（経済の専門家等の予想）に基づき算定することが考えられる。 ・ 過去の各年度の期待収益率の実績を元に、将来の期待収益率の分布を算定する方法も考えられるが、過去の実績をそのまま使用することが妥当かどうか、また、単年度実績を中長期の期待収益率として使用してよいか等につき十分留意した上で算定することが望まれる。 ・ 当該「予定利率の低下幅」が20年に1回の頻度で発生するものと見做せるかどうか、十分検討した上で適用することが望まれる。 ・ 将来の期待収益率の低下を織り込んだ予定利率を設定し、当該予定利率にて数理債務を算定する場合、負債変動リスクの算定は、当該数理債務からの20年に1回の頻度の期待収益率の乖離を捉えることになると考えられる。 ・ リスク算定告示第3条第1項第2号に基づき財政悪化リスク相当額を算定する場合は、承認不要な特別算定方法となる。 ・ 予定利率の低下幅を1.0%（1.0%低下後の予定利率が下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅）以外とする場合は、合理的な理由が必要となる。 ・ 死亡率改善前の数理債務算定にあたっては、基準死亡率に一定率を乗じた死亡率を用いることが

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>加額を負債変動リスクとして計上する方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的な統計等を参考に、今後の死亡率改善を予測し、当該死亡率改善を数理債務に織り込むことが考えられるが、その場合、財政悪化リスク相当額の算定は、当該数理債務からの 20 年に 1 回の頻度の死亡率改善に伴う乖離を捉えることになると考えられる。 <p>c. 予定脱退率</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日前の実績等に基づき、変動後の予定脱退率を TVaR(95%) を用いて計算し、変動後の予定脱退率に変更した場合の数理債務の増加額とする方法。 <ul style="list-style-type: none"> 脱退率の平均値の分布については、実績等に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。この場合、実績等については、過去に適用した脱退率（もしくは過去 3 年間毎の実績を用いて過去に適用した脱退率と同じ方法で作成した脱退率）を用いることや補正前の脱退実績（3 年平均）を使用することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないこともあることに留意する。 	<p>原則となるが、死亡率改善後の数理債務算定は、必ずしもそうではないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、以下のような取扱いも考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> 数理債務の算定では将来の死亡率改善を織り込まない。 財政悪化リスク相当額として、公的機関の公表データを元にした改善後の死亡率を使用し、算定した数理債務との差額を計上する。 予定脱退率の年度ごとの実績にばらつきがある場合に適切であると考えられる。 予定脱退率を一般化加法モデル (Generalized Additive Model :GAM) により作成する場合には、各年齢において TVaR(95%) にあたる脱退率を、例えば GAM から算出することが考えられる。 過去の実績から基礎率と同様の算定方法で作成したものを使用する場合には、使用する年度の重なりに注意が必要。 過去に適用した予定脱退率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。特に、イにより予定脱退率に関する負債変動リスクを計上する場合、重複に注意する。 左記記載は、あくまでも脱退率の平均値に対するものであり、数理債務の増加額が 20 年に 1 回の頻度で発生すると予想される最大額となるような予定脱退率の形状を考える必要がある。例えば、計算基準日に適用されている予定脱退率の形状は変えず、平均値が合うように脱退率全体に割掛けを行うことや一定値の加減等を行うこと（負にならないように調整要）等が考えられる。 予定脱退率の形状を変えることを検討する場合には、その形状を特徴づける部分について過去実績等から合理的に補正すること等が考えられる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<ul style="list-style-type: none"> ・脱退率の平均値の分布については、(過去 m 年間の脱退者数) ÷ (過去 m 年間の加入者数) = \hat{p} (過去 m 年間の実績から算出した実績脱退率) をもとに、2 項分布 $B(n, \hat{p})$ を仮定することが考えられる。ただし、\hat{p} 計算時に異常年度は除外する。$n\hat{p} \geq 5$ かつ $n(1 - \hat{p}) \geq 5$ を満たす場合には、脱退者数に関する 2 項分布は正規分布 $N(n\hat{p}, n\hat{p}(1 - \hat{p}))$ で近似できることを用いることも考えられる。 <p>d. 予定昇給率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日前の実績等に基づき、変動後の予定昇給率を TVaR (95%) を用いて計算し、変動後の予定昇給率に変更した場合の数理債務の増加額とする方法。 <ul style="list-style-type: none"> ・予定昇給率の平均値 (最低年齢から最高年齢までの昇給率 (頭打ち年齢等考慮可) の平均) の分布については、実績等に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。この場合、実績等については、過去に適用した昇給率や、たとえば過去の各年度の財政決算基準日の給与を使用し過去算定した昇給率と同様の算定方法で作成したものを用いることが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないこともあることに留意する。 <p>e. 新規加入者の見込み (人数 (給与)、年齢)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全年齢平均の予定脱退率について変動後を作成する場合、$n =$ (計算基準日の加入者数 \times m) とすることが考えられる。ただし、全年齢に対し一律の \hat{p} を仮定することとなるため、年齢ごとに脱退の傾向が異なる場合適切な結果が得られない可能性があることに留意する。 ・また、年度ごとに \hat{p} が変わらないことも仮定しているため、n (計算基準日時点の加入者数等) が大きい場合に、$\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となる事象が生じる。全加入者が一律の \hat{p} に従う傾向があり、また、年度ごとに \hat{p} が変わらない傾向がある場合は $\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となるが、問題ないと考えられる。一方、そうした前提に該当しない場合は、こうした近似が適切かどうか検証した上で使用することが考えられる。 ・予定昇給率の年度ごとの実績にばらつきがある場合に適切であると考えられる。 ・過去に適用した予定昇給率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。特に、イにより予定昇給率に関する負債変動リスクを計上する場合、重複に注意する。 ・左記記載は、あくまでも昇給率の平均値に対するものであり、数理債務の増加額が 20 年に 1 回の頻度で発生すると予想される最大額となるような予定昇給率の形状を考える必要がある。例えば、計算基準日に適用されている予定昇給率の形状は変えず、平均値が合うように昇給率の傾きを変えること等が考えられる。 ・予定昇給率の形状を変えることを検討する場合には、その形状を特徴づける部分について過去実績等から合理的に補正すること等が考えられる。 ・実績に基づき新規加入者の見込

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算基準日前の実績等に基づき、変動後の新規加入者の見込みを TVaR (95%) を用いて計算し、変動後の新規加入者の見込みに変更した場合の数理債務の増加額とする方法。 ・ 新規加入者の見込みの分布については、実績等に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。この場合、実績等については、過去に適用した新規加入者の見込み（もしくは過去3年間毎の新規加入者の見込みの平均など過去算定し新規加入者の見込みと同様の算定方法で作成したもの）を用いることや各年度の新規加入者の実績そのものを使用することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないこともあることに留意する。 f. 指標の予測 市場や経済環境の将来の見通しに基づき、指標の変動を予測し、変動した指標に基づき指標の予測を行った場合の数理債務相当額の増加額とする方法。 g. 一時金選択率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算基準日前の実績等に基づき、変動後の一時金選択率を TVaR (95%) を用いて計算し、変動後の一時金選択率に変更した場合の数理債務の増加額とする方法。 ・ 一時金選択率の分布については、実績等に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。この場合、実績等については、過去に適用した一時金選択率（もしくは過去3年間毎の一時金選択率の平均など過去算定した一時金選択率と同様の算定方法で作成したもの）を用いることや各年度の一時金選択率そのものを使用することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。 ・ 一時金選択率の分布については、(過去 m 年間の一時金選択者数) ÷ (過去 m 年間の年金資格者数) = \hat{p} (過去 m 年間の実績から算出した実績一時金選択率) をもとに、2 項分布 $B(n, \hat{p})$ を仮定することが考えられる。 $n\hat{p} \geq 5$ かつ $n(1 - \hat{p}) \geq 5$ を満たす場合には、一時金選択者数に関する 2 項分布は正規分布 $N(n\hat{p}, n\hat{p}(1 - \hat{p}))$ で近似できることを用いることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ みを定めている場合であって、年度ごとの実績にばらつきがある場合に適切であると考えられる。 ・ 過去に適用した新規加入者の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 ・ 一般に蓋然性が高いと想定される予想（例えば、複数の新聞やシンクタンク等の予想）に基づき算定することが考えられる。 ・ 実績に基づき一時金選択率を定めている場合であって、年度ごとの実績にばらつきがある場合に適切であると考えられる。 ・ 過去に適用した一時金選択率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 ・ 一時金選択率を過去 m 年の実績値より算定している場合には、$n =$ (計算基準日の年金資格者数 × m) とすることも考えられる。 ・ 全年金資格者に対し一律の \hat{p} を仮定することとなるため、年齢ごとに傾向が異なる場合等、適切な結果が得られない可能性があることに留意する。 ・ また、年度ごとに \hat{p} が変わらないことも仮定しているため、n (計算基準日時点の年金資格者数等) が大きい場合に、$\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となる事象が生じる。全年金

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>イ. 今後一定期間の増加・減少を見込むことにより変動後の基礎率を作成し、基礎率変動前後の数理債務の変動を見込む方法</p> <p>b. 予定死亡率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動後の死亡率として、公的な統計等を参考に、今後の一定期間における予定死亡率の改善を予測し、予定死亡率が改善した場合の数理債務の増加額を財政悪化リスク相当額に計上する方法も考えられる。 ・また、基準死亡率に公的機関の公表データ等を活用した変化率(改善率)を反映し、計算基準日から一定期間後に想定される年齢別の死亡率を改善後の死亡率として負債変動リスクを算定することも考えられる。 <p>c. 予定脱退率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日前の実績の傾向に基づき、今後の一定期間の予定脱退率の増加または減少を見込み、増加または減少した予定脱退率による数理債務が増加する場合当該額とする方法。 <p>d. 予定昇給率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日前の実績の傾向に基づき、今後の一定期間の予定昇給率の増加または減少を見込み、増加または減少した予定昇給率による数理債務が増加する場合当該額とする方法。 	<p>資格者が一律の \hat{p} に従う傾向があり、また、年度ごとに \hat{p} が変わらない傾向がある場合は $\hat{p}(1-\hat{p})/n$ が僅少となるが問題ないと考えられる。一方、そうした前提に該当しない場合は、こうした近似が適切かどうか検証した上で使用することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の一定期間とは、例えば次回再計算までの期間や変動のリスクがあると考えられるそれ以上の期間(20年間等)を取ることが考えられる。 ・死亡率改善前の数理債務の算定にあたっては、基準死亡率に一定率を乗じた死亡率を用いることが原則となるが、死亡率改善後の数理債務の算定は、必ずしもそうではないと考えられる。 ・過去に適用した予定脱退率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合に適切であると考えられる。 ・予定脱退率に対し数理債務が単調増加または単調減少の傾向がない場合、今後の一定期間の見込みの範囲内で数理債務が、例えば10%や20%刻みでサンプルを取った上で最大となる予定脱退率に基づき計算する方法も考えられる。 ・過去に適用した予定昇給率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合に適切であると考えられる。 ・予定昇給率に対し数理債務が単調増加または単調減少の傾向がない場合、今後の一定期間の見込みの範囲内で数理債務が、例えば10%や20%刻みでサンプルを取った上で最大となる予定昇給率に基づき計算する方法も考えられる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>e. 新規加入者の見込み（人数（給与）、年齢）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算基準日前の実績の傾向に基づき、今後の一定期間の新規加入者の見込みの変動（人数（給与）・年齢の増減）を見込み、変動した新規加入者の見込みによる数理債務が増加する場合当該額とする方法。 <p>f. 指標の予測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場や経済環境の将来の見通しに基づき、今後の一定期間における指標の変動を予測し、変動した指標に基づき指標の予測を行った場合の数理債務が増加する場合当該額とする方法。 <p>g. 一時金選択率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算基準日前の実績の傾向に基づき、今後の一定期間の一時金選択率の増加または減少を見込み、増加または減少した一時金選択率による数理債務が増加する場合当該額とする方法。 <p>ウ. 20年に1回の頻度で発生すると予想される数理債務の変動を見込む方法</p> <p>数理債務について、20年に1回の頻度で発生すると予測される最大額をTVaR(95%)を用いて計算し、その変動額を見込む方法。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数理債務の分布については、過去に適用した基礎率を用いて、数理債務を計算し、標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。制度発足後の期間が短い場合や、制度変更を行った場合で、適用した基礎率の数が少ない場合には、過去の実績に基づいて基礎率を算定し、標本数を増やす等の対応を行うことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に適用した新規加入者の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合に適切であると考えられる。 ・ 新規加入者の見込みに対し定常状態の数理債務が単調増加または単調減少の傾向がない場合、今後の一定期間の見込みの範囲内で数理債務が、例えば10%や20%刻みでサンプルを取った上で最大となる新規加入者の見込みに基づき計算する方法も考えられる。 ・ 過去に適用した一時金選択率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合に適切であると考えられる。 ・ 一時金選択率に対し数理債務が単調増加または単調減少でない場合、今後20年の見込みの範囲内で数理債務が例えば10%や20%刻みでサンプルを取った上で最大となる一時金選択率に基づき計算する方法も考えられる。 ・ 予定利率変動を見込む場合には、数理債務だけでなく特別掛金収入現価の変動も見込むことができる。 ・ ア. およびイ. を反映することが適切な理由に該当する基礎率のみについて計算することも考えられる。 ・ ア. の方法と同時に計上することは不適切。 ・ 左記考え方では、20年に1回の頻度で発生すると予想される人員および資産の変動を考慮しているが、基礎率変動は考慮していない。考慮する場合には、重複が起

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>II. 数理債務及び積立金の単年度の変動の実績と予定の乖離を見込む方法の例示 (財政決算時に発生する差損を見込む方法)</p> <p>【基本的な考え方】 各種基礎率にかかる実績値について 20 年に 1 回の頻度で発生する実績値 (以下、20 年に 1 回の実績値) の予想を行い、20 年に 1 回の実績値により推移した場合に発生する差損－現行基礎率通り推移した場合に発生する差損益を財政悪化リスク相当額に計上する方法。</p> <p>具体的には、 ((20 年に 1 回の実績値により推移した場合の 1 年後の人員に対して現行基礎率で算定した数理債務) － (20 年に 1 回の実績値により推移した場合の給付・掛金を考慮した 1 年後の資産)) ※ － ((現行基礎率通り推移した場合の 1 年後の人員に対して現行基礎率で算定した数理債務) － (現行基礎率通り推移した場合の給付・掛金を考慮した 1 年後の資産)) を財政悪化リスク相当額に計上する方法。</p> <p>※財政悪化リスク相当額の対象とする基礎率以外については、基礎率に基づき推移するとしたもの。</p> <p>20 年に 1 回の実績値は、TVaR(95%)を用いて計算する (*) ことが考えられる。 なお、脱退率や新規加入者の見込み等、過去 3 年間等の平均を基礎率としている場合、当該基礎率自体に対して「TVaR(95%)を用いて計算する」のではなく、当該基礎率の元となった単年度の実績値そのものに対して「TVaR(95%)を用いて計算する」ことが考えられる。</p> <p>(*) ここでは、「TVaR(95%)を用いて計算する」を以下の意味で使用している。</p> <p>20 年に 1 回の実績値を考える各基礎率に係る実績値を値として持つ確率変数とその分布を推定し、以下のように変動後を作成する。 確率変数の分布関数 $F(x)$ に対し $TVaR^+(\alpha)$、$TVaR^-(\alpha)$ を</p> $TVaR^+(\alpha) = \frac{1}{1-\alpha} \int_{\alpha}^1 \min\{x F(x) \geq t\} dt$ $TVaR^-(\alpha) = \frac{1}{1-\alpha} \int_0^{1-\alpha} \min\{x F(x) \geq t\} dt$ <p>で表されるリスク尺度とする。</p> <p>上記※が最大となる実績値を作成する必要があることに留意し、以下のように 20 年に 1 回の実績値を作成する。</p> <p>①※が実績値に対し単調増加である場合もしくはほぼそうした傾向にあると判断される場合 $TVaR^+(95\%)$を 20 年に 1 回の実績値とする。</p>	<p>きていないか十分留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度に発生する利差損については価格変動リスクにより考慮していることに留意すること。 ・現行基礎率通り推移した場合の算定部分については、適切に判断の上、実際に計算を行わず、例えば、計算基準日の (数理債務－資産) を 1 年間付利したものとすることも考えられる。 ・実績脱退、実績昇給については、全年齢の平均脱退、最低年齢から最高年齢までの昇給の平均 (最低年齢から最高年齢までの昇給率 (頭打ち年齢等考慮可) の平均) に関し 20 年に 1 回の実績値を作成し、計算基準日の基礎率に割掛け、一定値の加減等を行うことで各歳の実績値を作成する方法が考えられる。 新規加入者については、各歳または一定の年齢幅毎に 20 年に 1 回の実績値を作成する方法が考えられる。 ・左記算式のとおり、TVaR の算定にあたり、「過去の実績において、過去の実績の平均値からどれだけばらつきがあったか」だけでなく、「過去の実績の平均値と基準日時点数値とのずれ」も含めている。 後者について含めない方が良いと判断される場合には、そうした扱いを行うことも考えられる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>②※が実績値に対し単調減少である場合もしくはほぼそうした傾向にあると判断される場合 $TVaR^-(95\%)$を20年に1回の実績値とする。</p> <p>③①、②以外の場合 上記①、②のどちらに近いかを判断し、より近い方を採用することが考えられる。例えば、10%や20%刻みでサンプルを取って不足見込み額を算定し判断することや、増加と減少のそれぞれ95%点の基礎率で不足見込み額を算定し、どちらが大きいかを見て判断すること等が考えられる。一方、増加と減少が同傾向もしくは有意に片方とは出来ない等の場合には、20年に1回の実績値が両側5%で起こると考え、$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用することが考えられる。但し、一般に、95%点を使用する場合と比べて97.5%点が過大になっていないかどうか留意する。</p> <p>【財政悪化リスク相当額の対象とする基礎率（予定利率、予定死亡率、指標の予測以外）に対応する単年度差損の見込み方】</p> <p>c. 予定脱退率 ・実績値の見込みの分布については、過去の各年度ごとの脱退実績に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、実績値増加時の※の増加額と実績値減少時の※の増加額が同様と考えられる場合、※の上位5%の変動への寄与は、実績値の増加と減少それぞれによって同様にもたらされると考えられることから、実績値増加2.5%、実績値減少2.5%を元にした、$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用することが考えられる。 ・$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用する方法として、例えば、$TVaR^-(97.5\%) \sim TVaR^+(97.5\%)$の範囲から適当な数のサンプルを抽出し、その中で最大となるものを採用する方法が考えられる。 ・正規分布を仮定する場合、$TVaR^+(95\%)$は平均+標準偏差×2.06、$TVaR^-(95\%)$は平均-標準偏差×2.06、$TVaR^+(97.5\%)$は平均+標準偏差×2.34、$TVaR^-(97.5\%)$は平均-標準偏差×2.34となる。 ・予定脱退率として見込んでいない事由による脱退についても、考慮することも考えられる。 ・脱退実績の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 ・左記記載は、あくまでも脱退実績の見込みの年齢分布の平均値に対するものであり、脱退実績の見込みと基礎率どおりとの差による不足が20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額となるような脱退実績の見込みの年齢分布の形状を考える必要がある。例えば、計算基準日に適用

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>・実績値の見込みの分布については、(過去 m 年間の脱退者数) ÷ (過去 m 年間の加入者数) = \hat{p} (過去 m 年間の実績から算出した実績脱退率) をもとに、2 項分布 $B(n, \hat{p})$ を仮定することが考えられる。$n\hat{p} \geq 5$ かつ $n(1 - \hat{p}) \geq 5$ を満たす場合、脱退者数に関する 2 項分布は正規分布 $N(n\hat{p}, n\hat{p}(1 - \hat{p}))$ で近似できることを用いることも考えられる。</p> <p>d. 予定昇給率</p> <p>・実績値の見込みの分布については、過去の各年度ごとの昇給実績に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。</p>	<p>されている予定脱退率の形状は変えず、平均値が合うように予定脱退率全体に割掛けを行うことや一定値の加減等を行うこと(負にならないように調整要)等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退実績の見込みの年齢分布と現行予定脱退率の形状を異にすることを検討する場合には、その形状を特徴づける部分について過去実績等から合理的に補正すること等が考えられる。 ・脱退実績の見込みの全年齢平均について変動後を作成する場合、$n = (\text{計算基準日の加入者数} \times 3)$ とすることが考えられる。 ただし、全年齢に対し一律の \hat{p} を仮定することとなるため、年齢ごとに脱退の傾向が異なる場合適切な結果が得られない可能性があることに留意する。 ・また、年度ごとに \hat{p} が変わらないことも仮定しているため、n (計算基準日時点の加入者数等) が大きい場合に、$\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となる事象が生じる。全加入者が一律の \hat{p} に従う傾向があり、また、年度ごとに \hat{p} が変わらない傾向がある場合は $\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となるが問題ないと考えられる。一方、そうした前提に該当しない場合は、こうした近似が適切かどうか検証した上で使用することが考えられる。 ・昇給実績の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 ・左記記載は、あくまでも昇給実績の見込みの平均値に対するものであり、昇給実績の見込みと基礎率どおりとの差による不足が 20 年に 1 回の頻度で発生すると予想される最大額となるような昇給実績の見込みの形状を考える必要がある。例えば、計算基準日に適用されている予定昇給率の形状は変えず、平均値が合うように昇給率の傾きを変えること等が考えられる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金	
<p>e. 新規加入者の見込み（人数（給与）、年齢）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績値の見込みの分布については、過去の各年度ごとの新規加入実績に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。 <p>g. 一時金選択率</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績値の見込みの分布については、過去の各年度毎の一時金選択の実績に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。 実績値の見込みの分布については、(過去 m 年間の一時金選択者数) ÷ (過去 m 年間の年金資格者数 n) = \hat{p} (過去 m 年間の実績から算出した実績一時金選択率) をもとに、2 項分布 $B(n, \hat{p})$ を仮定することが考えられる。$n\hat{p} \geq 5$ かつ $n(1 - \hat{p}) \geq 5$ を満たす場合、一時金選択者数に関する 2 項分布は正規分布 $N(n\hat{p}, n\hat{p}(1 - \hat{p}))$ で近似できることを用いることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 昇給実績の見込みの年齢分布と現行予定昇給率の形状を異にすることを検討する場合には、その形状を特徴づける部分について過去実績等から合理的に補正すること等が考えられる。 新規加入者の実績の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 一時金選択率の実績の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 一時金選択率の実績の見込みの算定にあたり、$n = (\text{計算基準日の年金資格者数} \times 3)$ とすることも考えられる。 全年金資格者に対し一律の \hat{p} を仮定することとなるため、年齢ごとに傾向が異なる場合等、適切な結果が得られない可能性があることに留意する。 また、年度ごとに \hat{p} が変わらないことも仮定しているため、n (計算基準日時点の年金資格者数等) が大きい場合に、$\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となる事象が生じる。全年金資格者が一律の \hat{p} に従う傾向があり、また、年度ごとに \hat{p} が変わらない傾向がある場合は $\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となるが問題ないと考えられる。一方、そうした前提に該当しない場合は、こうした近似が適切かどうか検証した上で使用することが考えられる。

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金

6. 財政悪化リスク相当額の算定方法を変更する場合の申請手続き

- ・財政悪化リスク相当額の算定方法を変更する場合の申請手続きは、下表のとおりとなる。

		変更後		
		標準	特別(承認不要)	特別(承認要)
変更前	標準	—	承認不要	承認
	特別(承認不要)	中止の届出	承認不要 (中止の)届出不要	承認
	特別(承認要)	中止の届出	承認不要 (中止の)届出不要	承認

- ・あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類（承認不要な特別算定方法の場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書）において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載しておくことで、リスク算定告示第5条の規定に基づく特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類の提出なく、当該期間経過後は標準算定方法に変更することができる。

- ・承認が必要な特別算定方法を採用している場合であって、新たに承認不要な特別算定方法に分類される要素を追加（削減）する場合には、変更の承認が必要。

- ・特別算定方法を使用する期間を限る場合の例として、統合や合併、権利義務承継等による財政計算において、計算基準日以後に増減する積立金の額を勘案して財政悪化リスク相当額を算定する場合などが考えられる。

- ・一方、例えば、期待収益率が将来にわたって低下するリスクがあることを考慮して予定利率低下リスクを織り込む場合等、当該特別算定方法の使用期間を限定することが妥当ではないと考えられる場合があることに留意が必要。

リスク分担型企業年金	
<p>政計算を実施することも可能。財政計算を行わない場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。</p> <p>2. 定常状態の積立金の額の予想額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定常状態における積立金の額の予想額を算定する方法の例示として、以下を挙げるが、給付制度内容や加入者の特性等に応じて、例示以外の方法を採用することも考えられる。 ・定常状態における積立金の額の予想額を算定する場合の基礎率および新規（将来）加入者の見込みは、原則として掛金計算で使用する基礎率および新規（将来）加入者の見込みと同一とすること。 <p>[例示①]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「定常状態における積立金の額の予想額」を「定常状態の通常予測給付額の現価－定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」とする方法。 ・「定常状態の通常予測給付額の現価」とは、調整後給付額を前提として基礎率に基づき将来にわたって通常予測給付額の現価を算定した場合において、当該金額が変化しない状態に至るときの当該変化しない額。 ・「定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」とは、基礎率に基づき将来にわたってリスク分担型企業年金掛金額現価を算定した場合において、当該金額が変化しない状態に至るときの当該変化しない額。 ・給付原資である通常予測給付額の現価－リスク分担型企業年金掛金額現価を上回る積立金については、財政悪化リスク相当額の対象としない考え方。 	<p>産構成割合を見直した場合など)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応後リスク充足額が0でない場合、基礎率どおり推移すると、積立金の額は定常状態に達することなく発散することも予想される。 ・定常状態における積立金の額の予想額を算定することにより、財政悪化リスク相当額やリスク対応掛金を設定することとなるが、これらの設定により定常状態における積立金の額の予想額が変化することも予想される。 ・例示の方法を採用する場合でも、給付制度内容や加入者の特性等により、妥当な方法とならない場合があることに留意。 ・リスク分担型企業年金は、基本的には掛金を見直さないことを前提としているため、基礎率変更により数理上掛金変動した場合等、将来加入者について収支相等しなくなることがあることに留意。 ・例示②、例示③と比較して、例示①を採用したリスク分担型企業年金は、財政悪化リスク相当額が小さく評価される可能性があることに留意が必要。 ・対応後リスク充足額が0でない場合、基礎率通りに推移すると、

リスク分担型企業年金	
<p>・計算基準日の調整率が恒久的に継続するものと仮定した計算基準日の人員等に基づく調整率を基に算定する（次回の財政再計算以降の調整率の引き上げを考慮すると発散する可能性があるため）。また、将来的に調整率が1になる見込みがある等の場合には、調整前給付を基に算定することも考えられる。</p> <p>・計算基準日の調整率は、計算基準日の人員等に基づき、以下の方法で算定することが考えられる。</p> <p>通常予測給付額の現価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・調整前給付額を財政再計算後の基礎率で算定したものの標準掛金および特別掛金収入現価（相当） ・・・財政再計算後の基礎率および規約上掛金で算定したもののリスク対応掛金収入現価（相当） ・・・財政再計算後の基礎率および財政計算前の規約上掛金で算定したものの <p>財政悪化リスク相当額（財政再計算前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・財政再計算前の財政悪化リスク相当額 <p>対応後リスク充足額</p> <p>=Max（積立金+標準掛金収入現価（相当）+特別掛金収入現価（相当）+リスク対応掛金収入現価（相当）-通常予測給付額の現価, 0）</p> <p>(1) 対応後リスク充足額>財政悪化リスク相当額（財政再計算前）のとき</p> <p>計算基準日の調整率=（積立金+標準掛金収入現価（相当）+特別掛金収入現価（相当）+リスク対応掛金収入現価（相当）-財政悪化リスク相当額（財政再計算前））/通常予測給付額の現価</p> <p>(2) 財政悪化リスク相当額（財政再計算前）≥対応後リスク充足額>0のとき</p> <p>計算基準日の調整率=1</p> <p>(3) 対応後リスク充足額=0のとき</p> <p>計算基準日の調整率=（積立金+標準掛金収入現価（相当）+特別掛金収入現価（相当）+リスク対応掛金収入現価（相当））/通常予測給付額の現価</p> <p>・「定常状態の通常予測給付額の現価-定常状態のリスク分担型企業年金掛金現価」の算定例として、次が考えられる。</p> <p>(1)定常人口における単年度のキャッシュフローから算定する例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定常人口の状態を算定し、当該状態における単年度の掛金額と給付額から極限方程式を解くことで「定常状態の通常予測給付 	<p>いずれ給付の増額調整が行われ「定常状態の通常予測給付額の現価」が増加することとなり、その結果、財政悪化リスク相当額も増加すると考えられる。次回の財政再計算以降に算定する財政悪化リスク相当額の増加を考慮していない点で、例示②、例示③と比較して小さく評価される可能性があることに留意が必要。</p> <p>・将来的に調整率が1になる見込みがある場合として、減額調整が行われている制度において将来掛金の追加拠出を行う可能性がある場合などが考えられる。</p> <p>・例示の方法による計算の手法として、例えば定常状態に至るまでシミュレーションを行うことで求める手法が考えられる。</p> <p>・定常人口の状態は、計算基準日時点の人員構成から人員推移のシ</p>

リスク分担型企業年金	
<p>額の現価－定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」の額を求める考え方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定常人口に達した以降、最終的には、特別掛金（相当）の償却やリスク対応掛金（相当）の拠出は完了し、標準掛金（相当）のみが残存している状況を想定し、単年度の掛金額は標準掛金（相当）のみとして算定することが考えられる。 ・定常人口に達した以降、最終的には、調整率が1.0に収束する状況を想定し、単年度の給付額は調整前給付額として算定することが考えられる。 <p>(2)年齢及び加入者期間別の1人あたり（給与1円あたり）の通常予測給付額の現価及びリスク分担型企業年金掛金額現価を算定する例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢及び加入者期間別の1人あたり（給与1円あたり）の理論的な通常予測給付額の現価及びリスク分担型企業年金掛金額現価を算定し、定常人口の状態の人員（および給与）に乗じることで、「定常状態の通常予測給付額の現価－定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」の額を求める考え方。 <ul style="list-style-type: none"> ・定常人口の状態を算定する場合における新規加入者の見込みについては、以下のような方法が考えられる。 <p>(1)定常状態における人数・給与の規模が計算基準日時点のそれらと一致するように新規（将来）加入者数・新規（将来）加入者給与を定める方法</p> <p>(2)定常状態における人数・給与の規模が事業主等の想定するそれらと一致するように新規（将来）加入者数・新規（将来）加入者給与を定める方法</p> <p>(3)事業主等の想定する新規採用計画等に基づき新規（将来）加入者数・新規（将来）加入者給与を定める方法</p> <p>これらの方法は計算基準日で一意に決めるものでもなく、定常状態の見込方に応じて、将来の各時期で使い分ける（組み合わせる）ことも考えられる。</p>	<p>ミュレーションを行う方法や定常状態における加入者数及び受給権者数を決め、残存基数表を基に作成する方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定常人口の状態は、計算基準日時点の人員構成から人員推移のシミュレーションを行う方法や定常状態における加入者数及び受給権者数を決め、残存基数表を基に作成する方法が考えられる。 ・将来の制度の規模に与える影響が大きいため、事業主等の個別の事情を勘案し、妥当な方法とすることが望ましい。 ・「計算基準日時点の成熟度が低い（定常状態にいたるまでの期間が長い）」場合は、(3)の方法が合理的と考えられる（(1)は定常状態における人数・給与の規模によってはリスクを過小に評価する可能性があると考えられ、(2)は事業主等で定常状態を合理的に想定することは困難あると考えられるため）。 ・「計算基準日時点の成熟度が高い（定常状態にいたるまでの期間が短い）」場合は、(1)(2)(3)のいずれの方法も合理的と考えられる。 ・例えば、計算基準日時点の加入者が全員受給権を得るまでの各時点では(3)を用い、その後の時点は(1)を使う（「計算基準日」は将来の時点でおきかえる）などが考えられる。

リスク分担型企業年金	
<p>〔例示②〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「定常状態における積立金の額の予想額」を、「定常状態の通常予測給付額の現価－定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価＋計算基準日における超過財源」とする方法。 ・給付原資である通常予測給付額の現価－リスク分担型企業年金掛金額現価を上回る積立金のうち、計算基準日における超過財源に限り、財政悪化リスク相当額の対象とする考え方。 <p>・「定常状態の通常予測給付額の現価－定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」は、例示①と同様の方法により算定する。</p> <p>・計算基準日での調整率が恒久的に継続するものと仮定した計算基準日の人員等に基づく調整率を基に算定する（次回の財政再計算以降の調整率の引き上げを考慮すると発散する可能性があるため）。また、将来的に調整率が1になる見込みがある等の場合には、調整前給付を基に算定することも考えられる。</p> <p>・計算基準日の調整率および計算基準日における超過財源は、計算基準日の人員等に基づき、以下の方法で算定することが考えられる。</p> <p>通常予測給付額の現価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・調整前給付額を財政再計算後の基礎率で算定したもの 標準掛金および特別掛金収入現価（相当） ・・・財政再計算後の基礎率および規約上掛金で算定したもの リスク対応掛金収入現価（相当） ・・・財政再計算後の基礎率および財政再計算前の規約上掛金 で算定したもの <p>財政悪化リスク相当額（財政再計算前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・財政再計算前の財政悪化リスク相当額 <p>対応後リスク充足額</p> <p>=Max（積立金＋標準掛金収入現価（相当）＋特別掛金収入現価（相当）＋リスク対応掛金収入現価（相当）－通常予測給付額の現価， 0）</p> <p>(1) 対応後リスク充足額＞財政悪化リスク相当額（財政再計算前）のとき</p> <p>計算基準日の調整率＝（積立金＋標準掛金収入現価（相当）＋特別掛金収入現価（相当）＋リスク対応掛金収入現価（相当）－財政悪化リスク相当額（財政再計算前））／通常予測給付額の現価</p> <p>計算基準日における超過財源＝財政悪化リスク相当額（財政再計算前）</p> <p>(2) 財政悪化リスク相当額（財政再計算前）≥対応後リスク充足額＞0のとき</p> <p>計算基準日の調整率＝1</p> <p>計算基準日における超過財源＝対応後リスク充足額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超過財源とは、調整後給付額による通常予測給付額の現価を給付財源が超過する額を表す。（ただし、給付財源＝積立金＋リスク分担型企業年金掛金収入現価） ・基礎率通りに推移すると対応後リスク充足額が増加すると考えられることから、次回の財政再計算以降、〔例示①〕以上に財政悪化リスク相当額が増加する可能性があることに留意。 ・将来的に調整率が1になる見込みがある場合として、減額調整が行われている制度において将来掛金の追加拠出を行う可能性がある場合などが考えられる。

リスク分担型企業年金	
<p>(3) 対応後リスク充足額=0 のとき 計算基準日の調整率 = (積立金 + 標準掛金収入現価 (相当) + 特別掛金収入現価 (相当) + リスク対応掛金収入現価 (相当)) / 通常予測給付額の現価</p> <p>計算基準日における超過財源 = 0</p> <p>[例示③]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「定常状態における積立金の額の予想額」を、「計算基準日における超過財源を0とするような給付調整を恒久的に行うことを仮定した定常状態の通常予測給付額の現価 - 定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」とする方法。 調整後給付額による通常予測給付額の現価に対する剰余と考えられる計算基準日における超過財源は、将来の増額調整の原資 (の一部) となると考えられることから、計算基準日において超過財源がある場合は、計算基準日における超過財源を用いて増額調整されたと仮定し、財政悪化リスク相当額の対象とする考え方。 「計算基準日における超過財源を0とするような給付調整を恒久的に行うことを仮定した定常状態の通常予測給付額の現価 - 定常状態のリスク分担型企業年金掛金額現価」の算定に用いる調整率 (以下、算定用調整率) は、以下の方法で算定することが考えられる。 通常予測給付額の現価 <ul style="list-style-type: none"> ・・・調整前給付額を財政再計算後の基礎率で算定したものの標準掛金および特別掛金収入現価 (相当) ・・・財政再計算後の基礎率および規約上掛金で算定したもののリスク対応掛金収入現価 (相当) ・・・財政再計算後の基礎率および財政再計算前の規約上掛金で算定したもの 算定用調整率 = (積立金 + 標準掛金収入現価 (相当) + 特別掛金収入現価 (相当) + リスク対応掛金収入現価 (相当)) / 通常予測給付額の現価 <p>3. 特別算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政計算の計算基準日において、その他の資産のリスク算定用資産構成割合が10%以上であるならば、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。 標準算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、その他の資産のリスク算定用資産構成割合が10%以上となったとしても、すぐに財政計算を行い特別算定方法へ切り替える必 	<ul style="list-style-type: none"> 超過財源とは、調整後給付額による通常予測給付額の現価を給付財源が超過する額を表す。(ただし、給付財源 = 積立金 + リスク分担型企業年金掛金収入現価) 基礎率通りに推移すると対応後リスク充足額が増加すると考えられることから、次回の財政再計算以降、「恒久的な増額調整の仮定」が追加されることとなり、[例示①]以上に財政悪化リスク相当額が増加する可能性があることに留意。 算定用調整率は定常状態の積立金の額の予想額を算定するためのみに用いるものであり、実際の給付調整で使用できるものではないことに留意。 その他の資産のリスク算定用資産構成割合とは、リスク算定用資産構成割合において6資産以外の資産の構成割合を指す。 リスク分担型企業年金では、財政悪化リスク相当額が調整率に影響するため、財政計算を行う事由

リスク分担型企業年金	
<p>要はないが、調整率への影響を勘案し、特別算定方法へ切り替えのみの財政計算を実施することも可能。財政計算を行わない場合、次の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策的資産構成割合を変更し、その他の資産のリスク算定用資産構成割合が10%以上となることが見込まれる場合、その段階で財政計算を行わないのであれば、特別算定方法へ切り替える必要はないが、調整率への影響を勘案し、特別算定方法へ切り替えのみの財政計算を実施することも可能。財政計算を行わない場合、次の財政計算まで同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。 財政悪化リスク相当額を、調整前給付現価相当額からリスク分担型企業年金掛金額現価と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額とするもの。 特別算定方法は、価格変動リスク（資産の価格変動により積立金の額が低下する危険）を考慮するものであり、かつ、負債変動リスク（基礎率と実績が乖離することに伴い負債が変動する危険）を考慮するように努めていること。ただし、負債変動リスクのうち、予定利率に関するリスクは考慮すること。 あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載しておくことで、リスク算定告示第5条の規定に基づく特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類の提出なく、当該期間経過後は標準算定方法に変更することができる。 <p>4. 特別算定方法の内容又は特別算定方法を継続使用することの不当性の判断について</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不当であると年金数理人が判断する場合、年金数理に関する書類に不当である旨の所見を付す。 個別審査による承認の取り扱いとされていることから、リスク算定告示第3条第4項各号に定める要件を満たしているかどうかという基準だけではなく、個別の状況も考慮した上で専門家である年金数理人としての判断が求められる。 不当性の判断は、財政計算時だけではなく財政検証時にも行う。 	<p>を具体的に規約に定めておくことが望ましい（例えば、政策的資産構成割合を見直した場合など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別算定方法を使用する期間を限る場合の例として、統合や合併、権利義務承継等による財政計算において、計算基準日以後に増減する積立金の額を勘案して財政悪化リスク相当額を算定する場合などが考えられる。 リスク算定告示第6条（年金数理人の所見を踏まえた措置）に定められる「特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不当である旨の所見」を付すか否かの判断 特別算定方法の見直しにより財政悪化リスク相当額が変化する場合、調整率の変更に伴い受給権者等への給付が見直される場合がある。そのため、特別算定方法を見直す基準についても、予め特別算定方法の一部として定めておく（厚生労働大臣宛の承認申請の内容に含め、承認を得ておく）ことが強く推奨される。 財政検証については、決算報告書の提出期限（事業年度終了後4月以内）に留意すること。 厚生労働大臣の承認を得た方法に則って運営されていること、および、その前提条件に変化がない

リスク分担型企業年金	
<p>(1)財政検証での判断基準</p> <p>財政検証での判断基準は、例えば次に該当する場合は不適当である可能性が高いと考えられるため、十分な検証が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(前年度給付財源－前年度通常予測給付現価)－(当年度給付財源－当年度通常予測給付現価)が財政悪化リスク相当額を大幅に上回る場合。これは、単年度で財政悪化リスク相当額を大幅に上回る損失が発生しており、特別算定方法の承認を受けた時点から予測を超える状況変化が生じたものと考えられる。 ・リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、事業主等がリスク算定用資産構成割合を特別算定方法の承認を受けた時点から大幅に変更した場合。 ・リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、計算基準日での実際の資産の資産構成割合がリスク算定用資産構成割合と大幅に乖離している場合。 ・特別算定方法の承認を受けた時点から予測を超える運用状況となった場合、あるいは運用環境の著しい変化があった場合。 ・定常状態における積立金を前提として財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、定常状態における積立金が特別算定方法の承認を受けた時点から大幅に乖離することが見込まれる場合。 <p>(2)財政計算での判断基準</p> <p>財政計算での判断基準は、例えば次に該当する場合は不適当である可能性が高いと考えられるため、十分な検証が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、財政計算作業時に事業主等がリスク算定用資産構成割合を特別算定方法の承認を受けた時点から大幅に変更する予定であることが判明している場合。 ・リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、計算基準日での実際の資産の資産構成割合がリスク算定用資産構成割合と大幅に乖離している場合。 ・特別算定方法の承認を受けた時点から予測を超える運用状況となった場合、あるいは運用環境の著しい変化があった場合。 ・合併又は分割等により、特別算定方法の承認を受けた時点から予測を超える各種基礎率の大幅な変動が見込まれる場合。 	<p>ことを確認した場合には、年金数理人は不適当ではないと判断できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証時の不適当性の判断に当たっては、必要に応じて基準日時点の資産構成等の情報を入手すること。 ・以下、(1)(2)の判断基準における「大幅」「著しい」水準については、具体的な閾値を予め労使で定めておくことが望ましい。 ・当年度に直前の財政計算を反映している場合、前年度の数値は直前の財政計算を反映後の数値とする。

リスク分担型企業年金	
<p>5. 特別算定方法の例示</p> <p>(1) 価格変動リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の価格変動リスクの例示(例示①～⑤)を、みなしリスク係数対象資産をリスク係数対象資産とみなし、また、定常状態の積立金の額の予想額×その他の資産のリスク算定用資産構成割合をその他の資産とみなして、採用する方法が考えられる。 <p>(2) 負債変動リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種基礎率について、以下のような場合には、負債変動リスクを考慮することが望ましい。ただし、予定利率に関するリスクは考慮すること(後述の例示では、以下の基礎率の項番で記載している)。 <ul style="list-style-type: none"> a. 予定利率 リスク分担型企業年金においては、すべての場合 b. 予定死亡率 終身年金を採用している場合など、予定死亡率の改善が債務に与える影響が大きい場合 c. 予定脱退率 脱退事由・時期により給付に差を設けており、予定脱退率の変動または実績脱退により発生する差損が大きい場合 d. 予定昇給率 最終給与比例制度等、予定昇給率の変動または実績昇給により発生する差損が大きい場合 e. 新規加入者の見込み 新規加入年齢により差損が発生する場合や、リスク分担型企業年金掛金決定時からの基礎率の変動等により、新規加入者による差損が発生する場合 f. 指標の予測 使用している指標の変動が大きく、見込みの変動または実績値により発生する差損が大きい場合 g. 一時金選択率 一時金選択の見込みの変動または実際の年金・一時金選択により発生する差損が大きい場合 h. 障害発生率 障害発生率の変動または実際の障害発生により発生する差損が大きい場合 ・基礎率が変動することによる調整前給付現価相当額及びリスク分担型企業年金掛金額現価の変動を見込む方法、調整前給付現価相当額、リスク分担型企業年金掛金額現価及び積立金の単年度の変動の実績と予定の乖離を見込む方法、またはその両方を見込む方法等が考えられる。 ・責任準備金の算定に織り込むべきものは責任準備金の算定に織り 	<ul style="list-style-type: none"> ・例示に基づく方法であっても妥当とならない場合があることに留意する。 ・単年度に発生する利差損については価格変動リスクにより考慮していることに留意すること。 ・リスク分担型企業年金における財政悪化リスク相当額及び基礎率と実績の乖離により発生する差損益により、給付の増額・減額調整を行うこととなることに留意すること。 ・基礎率の変動による債務の変動や、実績による差損益が大きい場合には、リスク分担型企業年金として適切な給付設計となっているか再度検討することが望ましい。 ・両方を見込む場合には、単年度実績の変動と基礎率の変動との重複に充分留意する。 ・特に、死亡率の将来の改善や、過

リスク分担型企業年金	
<p>込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に責任準備金算定に織り込んだ将来の見込みと重複しないよう留意すること。 複数の基礎率について個別に計算したものを単純に足し上げた額を負債変動リスクとすると、過大となるおそれがあることに留意すること。 リスク分担型企業年金掛金額現価の増加額は、規約上掛金率を用いて算定すること。 負債変動リスク算出における調整前給付現価相当額及びリスク分担型企業年金掛金額現価においては、新規（将来）加入者も給付調整の対象となることから、新規（将来）加入者を見込むことを基本とする。 負債変動リスクの対象とする基礎率以外の基礎率については、責任準備金の計算における見込みと同一のものを使用すること。 負債変動リスクを考える際に確率分布を考える際には正規分布を仮定することが一般的と思われるが、テールが厚いケース等、正規分布を使用することが必ずしも適切ではないケースも考えられる。この場合の取扱いとして確立された方法は無いと考えられるが、例えば、極値統計の考え方を適用することを否定するものではない。 但し、実際に適用する際には、データ数が十分か、モデルのあてはまりは十分か等に充分注意する必要があると考えられる。 <p><負債変動リスク算出における特別算定方法の例示></p> <ul style="list-style-type: none"> 負債変動リスクをどのように考慮するか具体的な方法については、様々なものが考えられるため、ここでは、いくつかの例を示すのみとする。 <p>I. 基礎率が変動することによる調整前給付現価相当額及びリスク分担型企業年金掛金額現価の変動を見込む方法の例示 (財政再計算時に発生する差損を見込む方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下に示した2つの考え方によるものについて、同時に計上することも可能だが、重複に十分注意する。 <p>【基本的な考え方】 (考え方1：ア、ウで例示) 財政再計算時に設定する基礎率が、20年に1回の頻度で発生すると予想される程度変動したと仮定した場合に、基礎率変動前後の定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の変動額を負債変動リスクと考えるもの。 20年に1回の頻度で発生すると予想される変動は、将来の見通し</p>	<p>去実績の明らかな増加・減少傾向を考慮して負債変動リスクを算定しようとする場合に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再計算毎にリスク分担型企業年金掛金を洗い替えることとしている場合など、リスク分担型企業年金掛金の変動が見込まれる場合には規約上掛金率の変動を考慮すること。 極値統計の考え方の適用としては、例えば、何らかの閾値を設け、閾値を超える超過プロットを作成し、それが一般パレート分布に従うと仮定するといった方法が考えられる。 <p>・なお、十分に制度が成熟していると考えられる場合には、計算基準日時点の額とすることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の基礎率に関する負債変動リスクを計上する場合、各基礎率変動の相関を考慮する必要があるか検討すること。

リスク分担型企業年金	
<p>に基づき合理的に推計することや、過去の実績から TVaR (95%) を用いて計算する (*) ことが考えられる。</p> <p>(*) ここでは、「TVaR (95%) を用いて計算する」を以下の意味で使用している。</p> <p>20 年に 1 回の頻度で発生すると予想される変動を考える対象となる基礎率または定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）を値として持つ確率変数とその分布を推定し、以下のように変動後を作成する。</p> <p>確率変数の分布関数 $F(x)$ に対し $TVaR^+(\alpha)$、$TVaR^-(\alpha)$ を</p> $TVaR^+(\alpha) = \frac{1}{1-\alpha} \int_{\alpha}^1 \min\{x F(x) \geq t\} dt$ $TVaR^-(\alpha) = \frac{1}{1-\alpha} \int_0^{1-\alpha} \min\{x F(x) \geq t\} dt$ <p>で表されるリスク尺度とする。</p> <p>・ 確率変数を基礎率とする場合（アの例示で使用） 定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の増加額が最大となる基礎率を作成する必要</p>	<p>・ 基礎率変動に一定の傾向がある場合に、考え方 1 で当該傾向を全て反映させることは必ずしも出来ないため、考え方 2 も同時に計上することは考えられる。但し、考え方 1 は過去の実績を元としているため、例えば過去の傾向と将来の傾向が同様の場合、考え方 1 と考え方 2 を同時に計上することは過大になると考えられる。</p> <p>・ (考え方 1, 2 共通) 『定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の増加額』については、定常状態で、20 年に 1 回の基礎率変動等が起きることを考えており、計算基準日時点もしくは定常状態までの間で当該変動が起きることを前提にしているわけではない。こうした場合を考慮することが適切と考えられる場合には、適切に考慮すること。</p> <p>・ なお、定常状態で当該変動が生じた直後の状態はもはや定常状態ではないが、『定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の増加額』を算定することにより（当該変動後の）定常状態に至るまでの負債変動額の一部を考慮していることにもなる。</p> <p>・ 左記算式のとおり、TVaR の算定にあたり、「過去の実績において、過去の実績の平均値からどれだけばらつきがあったか」だけでなく、「過去の実績の平均値と基準日時点数値とのずれ」も含めている。後者について含めない方が良く判断される場合には、そうした扱いを行うことも考えられる。</p> <p>・ 予定脱退率、予定昇給率については、全年齢の平均予定脱退率、最低年齢から最高年齢までの予定昇</p>

リスク分担型企業年金	
<p>があることに留意し、以下のように変動後を作成する。</p> <p>① 定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）が基礎率に対し単調増加であるもしくはほぼそうした傾向にあると判断される場合 $TVaR^+(95\%)$ を変動後とする。</p> <p>② 定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）が基礎率に対し単調減少であるもしくはほぼそうした傾向にあると判断される場合 $TVaR^-(95\%)$ を変動後とする。</p> <p>③①、②以外の場合 上記①、②のどちらに近いかを判断し、より近い方を採用することが考えられる。例えば、10%や20%刻みでサンプルを取って定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）を算定し判断することや、増加と減少のそれぞれ95%点の基礎率で定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）を算定し、どちらが大きいかを見て判断すること等が考えられる。 一方、増加と減少が同傾向もしくは有意に片方とは出来ない等の場合には、20年に1回の頻度で発生すると予想される変動が両側5%で起こると考え、$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用することが考えられる。但し、一般に、95%点を使用する場合と比べて97.5%点が過大になっていないかどうか留意する。</p> <p>・確率変数を（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）とする場合（ウの例示で使用） $TVaR^+(95\%)$ を変動後とする。</p> <p>（考え方2：イで例示） 過去の掛金計算に用いた基礎率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合には、掛金計算に用いた基礎率から今後の一定期間の増加・減少を見込んだ基礎率と掛金計算に用いた基礎率による（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の変動額を負債変動リスクと考えるもの。</p> <p>【実際に見込む方法】 ア. 変動後の基礎率を作成し、基礎率変動前後の（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の変動を見込む方法</p>	<p>給の平均（最低年齢から最高年齢までの昇給率（頭打ち年齢等考慮可）の平均）に関し変動後を作成し、計算基準日の基礎率に割掛け、一定値の加減等を行うことで変動後の基礎率を作成する方法が考えられる。前者については5点移動法等により求めた基礎率に基づき計算する場合には、各歳の率の間に相関があることに留意する。</p> <p>・例えば、基礎率増加時の（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）（*）の増加額と基礎率減少時の（*）の増加額が同様と考えられる場合、（*）の上位5%の変動への寄与は、基礎率の増加と減少それぞれによって同様にもたらされると考えられることから、基礎率増加2.5%、基礎率減少2.5%を元にした、$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用することが考えられる。</p> <p>・$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用する方法として、例えば、$TVaR^-(97.5\%)$～$TVaR^+(97.5\%)$の範囲から適当な数のサンプルを抽出し、その中で最大となるものを採用する方法が考えられる。</p> <p>・正規分布を仮定する場合、$TVaR^+(95\%)$は平均＋標準偏差×2.06、$TVaR^-(95\%)$は平均－標準偏差×2.06、$TVaR^+(97.5\%)$は平均＋標準偏差×2.34、$TVaR^-(97.5\%)$は平均－標準偏差×2.34となる。</p> <p>・今後の一定期間とは、定常状態に至るまでの期間の中の一定期間とする。</p>

リスク分担型企業年金	
<p>a. 予定利率</p> <p>i. 標準算定方法と同一の方法。</p> <p>ii. 積立金の期待収益率の分布そのものの移動幅を合理的に推計し、これを予定利率の低下幅として標準算定方法を適用する方法。</p> <p>b. 予定死亡率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定死亡率については、公的な統計等を参考に、20年に1回の頻度で発生すると考えられる死亡率改善に伴う「定常状態における(調整前給付現価相当額ーリスク分担型企業年金掛金額現価)」(*)の増加額を、負債変動リスクとして計上する方法が考えられる。 ・ 公的な統計等を参考に、今後の死亡率改善を予測し、当該死亡率改善を(*)に織り込むことが考えられるが、その場合、負債変動リスクの算定は、上記債務からの20年に1回の頻度の死亡率改善に伴う乖離を捉えることになると考えられる。 <p>c. 予定脱退率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算基準日前の実績等に基づき、変動後の予定脱退率をTVaR(95%)を用いて計算し、変動後の予定脱退率に変更した場合の定常状態における(調整前給付現価相当額ーリスク分担型企業年金掛金額現価)の増加額とする方法。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場や経済環境の将来の見通しに基づき、積立金の運用収益の長期の予測の変動を推計する必要があることに留意すること。 ・ 一般に蓋然性が高いと想定される予想(経済の専門家等の予想)に基づき算定することが考えられる。 ・ 過去の各年度の期待収益率の実績を元に、将来の期待収益率の分布を算定する方法も考えられるが、過去の実績をそのまま使用することが妥当かどうか、また、単年度実績を中長期の期待収益率として使用してよいか等につき十分留意した上で算定することが望まれる。 ・ 当該「予定利率の低下幅」が20年に1回の頻度で発生するものと見做せるかどうか、十分検討した上で適用することが望まれる。 ・ 将来の期待収益率の低下を織り込んだ予定利率を設定し、当該予定利率にて責任準備金を算定する場合、負債変動リスクの算定は、当該責任準備金からの20年に1回の頻度の期待収益率の乖離を捉えることになると考えられる。 ・ 予定利率の低下幅を1.0%(1.0%低下後の予定利率が下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅)以外とする場合は、合理的な理由が必要となる。 ・ 死亡率改善前の(*)の算定にあたっては、基準死亡率に一定率を乗じた死亡率を用いることが原則となるが、死亡率改善後の(*)の算定は、必ずしもそうではないと考えられる。 ・ 予定脱退率の年度ごとの実績にばらつきがある場合に適切であると考えられる。 ・ 予定脱退率を一般化加法モデル(Generalized Additive Model

リスク分担型企業年金	
<ul style="list-style-type: none"> 脱退率の平均値の分布については、実績等に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。この場合、実績等については、過去に適用した脱退率（もしくは過去3年間毎の実績を用いて過去に適用した脱退率と同じ方法で作成した脱退率）を用いることや補正前の脱退実績（3年平均）を使用することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないこともあることに留意する。 脱退率の平均値の分布については、$(\text{過去 } m \text{ 年間の脱退者数}) \div (\text{過去 } m \text{ 年間の加入者数}) = \hat{p}$（過去 m 年間の実績から算出した実績脱退率）をもとに、2項分布 $B(n, \hat{p})$ を仮定することが考えられる。ただし、\hat{p} 計算時に異常年度は除外する。$n\hat{p} \geq 5$ かつ $n(1-\hat{p}) \geq 5$ を満たす場合には、脱退者数に関する2項分布は正規分布 $N(n\hat{p}, n\hat{p}(1-\hat{p}))$ で近似できることを用いることも考えられる。 	<p>:GAM) により作成する場合には、各年齢において TVaR(95%) にあたる脱退率を、例えば GAM から算出することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績から基礎率と同様の算定方法で作成したものを使用する場合には、使用する年度の重なり方に注意が必要。 過去に適用した予定脱退率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。特に、イにより予定脱退率に関する負債変動リスクを計上する場合、重複に注意する。 左記記載は、あくまでも脱退率の平均値に対するものであり、定常状態における（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の増加額が20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額となるような予定脱退率の形状を考える必要がある。例えば、計算基準日に適用されている予定脱退率の形状は変えず、平均値が合うように脱退率全体に割掛けを行うことや一定値の加減等を行うこと（負にならないように調整要）等が考えられる。 予定脱退率の形状を変えることを検討する場合には、その形状を特徴づける部分について過去実績等から合理的に補正すること等が考えられる。 全年齢平均の予定脱退率について変動後を作成する場合、$n = (\text{定常状態の加入者数} \times m)$ とすることが考えられる。ただし、全年齢に対し一律の \hat{p} を仮定することとなるため、年齢ごとに脱退の傾向が異なる場合適切な結果が得られない可能性があることに留意する。 また、年度ごとに \hat{p} が変わらないことも仮定しているため、n（計算基準日時点の加入者数等）が大きい場合に、$\hat{p}(1-\hat{p})/n$ が僅少となる事象が生じる。全加入者が一律の \hat{p} に従う傾向があり、また、年度ごとに \hat{p} が変わらない

リスク分担型企業年金	
<p>d. 予定昇給率</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日前の実績等に基づき、変動後の予定昇給率をTVaR(95%)を用いて計算し、変動後の予定昇給率に変更した場合の定常状態における (調整前給付現価相当額ーリスク分担型企業年金掛金額現価)の増加額とする方法。 予定昇給率の平均値(最低年齢から最高年齢までの昇給率(頭打ち年齢等考慮可)の平均)の分布については、実績等に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。この場合、実績等については、過去に適用した昇給率や、たとえば過去の各年度の財政決算基準日の給与を使用し過去算定した昇給率と同様の算定方法で作成したものを用いることが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないこともあることに留意する。 <p>e. 新規加入者の見込み(人数(給与)、年齢)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日前の実績等に基づき、変動後の新規加入者の見込みをTVaR(95%)を用いて計算し、変動後の新規加入者の見込みに変更した場合の定常状態における (調整前給付現価相当額ーリスク分担型企業年金掛金額現価)の増加額とする方法。 新規加入者の見込みの分布については、実績等に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。この場合、実績等については、過去に適用した新規加入者の見込み(もしくは過去3年間毎の新規加入者の見込みの平均など過去算定し新規加入者の見込みと同様の算定方法で作成したもの)を用いることや各年度の新規加入者の実績そのものを使用することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないこともあることに留意する。 <p>f. 指標の予測</p>	<p>傾向がある場合は $\hat{p}(1-\hat{p})/n$ が僅少となるが、問題ないと考えられる。一方、そうした前提に該当しない場合は、こうした近似が適切かどうか検証した上で使用することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定昇給率の年度ごとの実績にばらつきがある場合に適切であると考えられる。 過去に適用した予定昇給率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。特に、イにより予定昇給率に関する負債変動リスクを計上する場合、重複に注意する。 左記記載は、あくまでも昇給率の平均値に対するものであり、定常状態における(調整前給付現価相当額ーリスク分担型企業年金掛金額現価)の増加額が20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額となるような予定昇給率の形状を考える必要がある。例えば、計算基準日に適用されている予定昇給率の形状は変えず、平均値が合うように昇給率の傾きを変えること等が考えられる。 予定昇給率の形状を変えることを検討する場合には、その形状を特徴づける部分について過去実績等から合理的に補正すること等が考えられる。 実績に基づき新規加入者の見込みを定めている場合であって、年度ごとの実績にばらつきがある場合に適切であると考えられる。 過去に適用した新規加入者の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。特に、イにより新規加入者の見込みに関する負債変動リスクを計上する場合、重複に注意する。 一般に蓋然性が高いと想定され

リスク分担型企業年金	
<p>・市場や経済環境の将来の見通しに基づき、指標の変動を予測し、変動した指標に基づき指標の予測を行った場合の定常状態における調整前給付現価相当額の増加額とする方法。</p> <p>g. 一時金選択率</p> <p>・計算基準日前の実績等に基づき、変動後の一時金選択率をTVaR(95%)を用いて計算し、変動後の一時金選択率に変更した場合の定常状態における調整前給付現価相当額の増加額とする方法。</p> <p>・一時金選択率の分布については、実績等に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。この場合、実績等については、過去に適用した一時金選択率（もしくは過去3年間毎の一時金選択率の平均など過去算定した一時金選択率と同様の算定方法で作成したもの）を用いることや各年度の一時金選択率そのものを使用することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。</p> <p>・一時金選択率の分布については、(過去 m 年間の一時金選択者数) ÷ (過去 m 年間の年金資格者数) = \hat{p} (過去 m 年間の実績から算出した実績一時金選択率) をもとに、2 項分布 $B(n, \hat{p})$ を仮定することが考えられる。 $n\hat{p} \geq 5$ かつ $n(1 - \hat{p}) \geq 5$ を満たす場合には、一時金選択者数に関する 2 項分布は正規分布 $N(n\hat{p}, n\hat{p}(1 - \hat{p}))$ で近似できることを用いることも考えられる。</p> <p>イ. 今後一定期間の増加・減少を見込むことにより変動後の基礎率を作成し、基礎率変動前後の(調整前給付現価相当額ーリスク</p>	<p>る予想(例えば、複数の新聞やシンクタンク等の予想)に基づき算定することが考えられる。</p> <p>・実績に基づき一時金選択率を定めている場合であって、年度ごとの実績にばらつきがある場合に適切であると考えられる。</p> <p>・過去に適用した一時金選択率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。特に、イにより一時金選択率に関する負債変動リスクを計上する場合、重複に注意する。</p> <p>・一時金選択率を過去 m 年の実績値より算定している場合には、$n = (\text{定常状態における年金資格者数} \times m)$ とすることが考えられる。</p> <p>・全年金資格者に対し一律の \hat{p} を仮定することとなるため、年齢ごとに傾向が異なる場合等、適切な結果が得られない可能性があることに留意する。</p> <p>・また、年度ごとに \hat{p} が変わらないことも仮定しているため、n (計算基準日時点の年金資格者数等) が大きい場合に、$\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となる事象が生じる。全年金資格者が一律の \hat{p} に従う傾向があり、また、年度ごとに \hat{p} が変わらない傾向がある場合は $\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となるが問題ないと考えられる。一方、そうした前提に該当しない場合は、こうした近似が適切かどうか検証した上で使用することが考えられる。</p> <p>・今後の一定期間とは、定常状態に至るまでの期間以内の一定期間と</p>

リスク分担型企業年金	
<p>分担型企業年金掛金額現価) (*) の変動を見込む方法</p> <p>b. 予定死亡率</p> <ul style="list-style-type: none"> 変動後の死亡率として、公的な統計等を参考に、今後の一定期間における予定死亡率の改善を予測し、予定死亡率が改善した場合の(*)の増加額を財政悪化リスク相当額に計上する方法も考えられる。 また、基準死亡率に公的機関の公表データ等を活用した変化率(改善率)を反映し、計算基準日から一定期間後に想定される年齢別の死亡率を改善後の死亡率として負債変動リスクを算定することも考えられる。 <p>c. 予定脱退率</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日前の実績の傾向に基づき、今後の一定期間の予定脱退率の増加または減少を見込み、増加または減少した予定脱退率による定常状態における (調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価)が増加する場合当該額とする方法。 <p>d. 予定昇給率</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日前の実績の傾向に基づき、今後の一定期間の予定昇給率の増加または減少を見込み、増加または減少した予定昇給率による定常状態における (調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価)が増加する場合当該額とする方法。 <p>e. 新規加入者の見込み(人数(給与)、年齢)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日前の実績の傾向に基づき、今後の一定期間の新規加入者の見込みの変動(人数(給与)・年齢の増減)を見込み、変動した新規加入者の見込みによる定常状態における (調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価)が増加する場合当該額とする方法。 	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡率改善前の(*)の算定にあたっては、基準死亡率に一定率を乗じた死亡率を用いることが原則となるが、死亡率改善後の(*)の算定は、必ずしもそうではないと考えられる。 過去に適用した予定脱退率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合に適切であると考えられる。 予定脱退率に対し定常状態の(調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価)が単調増加または単調減少の傾向がない場合、今後の一定期間の見込みの範囲内で定常状態の(調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価)が、例えば10%や20%刻みでサンプルを取った上で最大となる予定脱退率に基づき計算する方法も考えられる。 過去に適用した予定昇給率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合に適切であると考えられる。 予定昇給率に対し定常状態の(調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価)が単調増加または単調減少の傾向がない場合、今後の一定期間の見込みの範囲内で定常状態の(調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価)が、例えば10%や20%刻みでサンプルを取った上で最大となる予定昇給率に基づき計算する方法も考えられる。 過去に適用した新規加入者の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合に適切であると考えられる。 新規加入者の見込みに対し定常

リスク分担型企業年金	
<p>f. 指標の予測</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場や経済環境の将来の見通しに基づき、今後の一定期間における指標の変動を予測し、変動した指標に基づき指標の予測を行った場合の定常状態における調整前給付現価相当額が増加する場合当該額とする方法。 <p>g. 一時金選択率</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日前の実績の傾向に基づき、今後の一定期間の一時金選択率の増加または減少を見込み、増加または減少した一時金選択率による定常状態における調整前給付現価相当額が増加する場合当該額とする方法。 <p>ウ. 20年に1回の頻度で発生すると予想される（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の変動を見込む方法</p> <p>定常状態の（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）について、20年に1回の頻度で発生すると予測される最大額をTVaR(95%)を用いて計算し、その変動額を見込む方法。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定常状態の（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）の分布については、過去に適用した基礎率を用いて、計算基準日の基礎率により作成した定常状態について（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）を計算し、標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。制度発足後の期間が短い場合や、制度変更を行った場合で、適用した基礎率の数が少ない場合には、過去の実績に基づいて基礎率を算定し、標本数を増やす等の対応を行うこと。 <p>II. 調整前給付現価相当額、リスク分担型企業年金掛金額現価及び積立金の単年度の変動の実績と予定の乖離を見込む方法の例示</p>	<p>状態の（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）が単調増加または単調減少の傾向がない場合、今後の一定期間の見込みの範囲内で定常状態の（調整前給付現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）が、例えば10%や20%刻みでサンプルを取った上で最大となる新規加入者の見込みに基づき計算する方法も考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に適用した一時金選択率について明らかに増加・減少の傾向がみられる場合に適切であると考えられる。 一時金選択率に対し定常状態の調整前給付現価相当額が単調増加または単調減少でない場合、今後20年の見込みの範囲内で定常状態の調整前給付現価相当額が例えば10%や20%刻みでサンプルを取った上で最大となる一時金選択率に基づき計算する方法も考えられる。 ア. およびイ. を反映することが適切な理由に該当する基礎率のみについて計算することも考えられる。 ア. の方法と同時に計上することは不適切。 十分に制度が成熟していると考えられる場合には計算基準日時

リスク分担型企業年金	
<p>(財政決算時に発生する差損を見込む方法)</p> <p>【基本的な考え方】 各種基礎率にかかる実績値について 20 年に 1 回の頻度で発生する実績値（以下、20 年に 1 回の実績値）の予想を行い、20 年に 1 回の実績値により推移した場合に発生する差損－現行基礎率通り推移した場合に発生する差損益を財政悪化リスク相当額に計上する方法。</p> <p>具体的には、定常状態における （20 年に 1 回の実績値により推移した場合の 1 年後の人員に対して現行基礎率で算定した通常予測給付額の現価－リスク分担型企業年金掛金額現価）－（20 年に 1 回の実績値により推移した場合の給付・掛金を考慮した 1 年後の資産） ※ －（現行基礎率通り推移した場合の 1 年後の人員に対して現行基礎率で算定した（通常予測給付額の現価相当額－リスク分担型企業年金掛金額現価）－（現行基礎率通り推移した場合の給付・掛金を考慮した 1 年後の資産）） を財政悪化リスク相当額に計上する方法。</p> <p>※財政悪化リスク相当額の対象とする基礎率以外については、基礎率に基づき推移するとしたもの。</p> <p>20 年に 1 回の実績値は、TVaR(95%)を用いて計算する（*）ことが考えられる。 なお、脱退率や新規加入者の見込み等、過去 3 年間等の平均を基礎率としている場合、当該基礎率自体に対して「TVaR(95%)を用いて計算する」のではなく、当該基礎率の元となった単年度の実績値そのものに対して「TVaR(95%)を用いて計算する」ことが考えられる。</p> <p>（*）ここでは、「TVaR(95%)を用いて計算する」を以下の意味で使用している。</p> <p>20 年に 1 回の実績値を考える各基礎率に係る実績値を値として持つ確率変数とその分布を推定し、以下のように変動後を作成する。</p> <p>確率変数の分布関数 $F(x)$ に対し $TVaR^+(\alpha)$、$TVaR^-(\alpha)$ を</p> $TVaR^+(\alpha) = \frac{1}{1-\alpha} \int_{\alpha}^1 \min\{x F(x) \geq t\} dt$ $TVaR^-(\alpha) = \frac{1}{1-\alpha} \int_0^{1-\alpha} \min\{x F(x) \geq t\} dt$ <p>で表されるリスク尺度とする。</p> <p>上記※が最大となる実績値を作成する必要があることに留意し、以下のように 20 年に 1 回の実績値を作成する。</p>	<p>点の額とすることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常予測給付額の現価及び給付については、定常状態の積立金と同様の調整率により計算することが考えられる。 ・定常状態における『（通常予測給付額の現価－リスク分担型企業年金掛金額現価）』の変動については、定常状態において、20 年に 1 回の実績値の変動等が起きることを考えており、計算基準日時点もしくは定常状態までの間で当該変動が起きることを前提にしているわけではない。こうした場合を考慮することが適切と考えられる場合には、適切に考慮すること。 ・なお、定常状態で当該変動が生じた直後の状態はもはや定常状態ではないが、定常状態における『（通常予測給付額の現価－リスク分担型企業年金掛金額現価）』の予定との差を算定することにより（当該変動後の）定常状態に至るまでの負債変動額の一部を考慮していることにもなる。 ・実績脱退、実績昇給については、全年齢の平均脱退、最低年齢から最高年齢までの昇給の平均（最低年齢から最高年齢までの昇給率（頭打ち年齢等考慮可）の平均）に関し 20 年に 1 回の実績値を作成し、計算基準日の基礎率に割掛け、一定値の加減等を行うことで各歳の実績値を作成する方法が考えられる。新規加入者については、各歳または一定の年齢幅毎に 20 年に 1 回の実績値を作成する方法が考えられる。 ・左記算式のとおり、TVaR の算定に

リスク分担型企業年金	
<p>① ※が実績値に対し単調増加である場合もしくはほぼそうした傾向にあると判断される場合 $TVaR^+(95\%)$を20年に1回の実績値とする。</p> <p>②※が実績値に対し単調減少である場合もしくはほぼそうした傾向にあると判断される場合 $TVaR^-(95\%)$を20年に1回の実績値とする。</p> <p>③①、②以外の場合 上記①、②のどちらに近いかを判断し、より近い方を採用することが考えられる。例えば、10%や20%刻みでサンプルを取って定常状態における（調整前給付現価相当額ーリスク分担型企業年金掛金額現価）を算定し判断することや、増加と減少のそれぞれ95%点の基礎率で定常状態における（調整前給付現価相当額ーリスク分担型企業年金掛金額現価）を算定し判断すること等が考えられる。 一方、増加と減少が同傾向もしくは有意に片方とは出来ない等の場合には、20年に1回の実績値が両側5%で起こると考え、$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用することが考えられる。但し、一般に、95%点を使用する場合と比べて97.5%点が過大になっていないかどうか留意する。</p> <p>【財政悪化リスク相当額の対象とする基礎率（予定利率、予定死亡率、指標の予測以外）に対応する単年度差損の見込み方】</p> <p>c. 予定脱退率 ・実績値の分布については、過去の各年度ごとの脱退実績に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。</p>	<p>あたり、「過去の実績において、過去の実績の平均値からどれだけばらつきがあったか」だけでなく、「過去の実績の平均値と基準日時点数値とのずれ」も含めている。後者について含めない方が良いと判断される場合には、そうした扱いを行うことも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、実績値増加時の※の増加額と実績値減少時の※の増加額が同様と考えられる場合、※の上位5%の変動への寄与は、実績値の増加と減少それぞれによって同様にもたらされると考えられることから、実績値増加2.5%、実績値減少2.5%を元にした、$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用することが考えられる。 ・$TVaR^-(97.5\%)$と$TVaR^+(97.5\%)$の数値を使用する方法として、例えば、$TVaR^-(97.5\%)$ ～ $TVaR^+(97.5\%)$の範囲から適当な数のサンプルを抽出し、その中で最大となるものを採用する方法が考えられる。 ・正規分布を仮定する場合、$TVaR^+(95\%)$は平均＋標準偏差×2.06、$TVaR^-(95\%)$は平均－標準偏差×2.06、$TVaR^+(97.5\%)$は平均＋標準偏差×2.34、$TVaR^-(97.5\%)$は平均－標準偏差×2.34となる。 <p>・予定脱退率として見込んでいない事由による脱退についても、考慮することも考えられる。</p> <p>・脱退実績の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。</p> <p>・左記記載は、あくまでも脱退実績の見込みの年齢分布の平均値に対するものであり、定常状態にお</p>

リスク分担型企業年金	
<p>・実績値の分布については、(過去 m 年間の脱退者数) ÷ (過去 m 年間の加入者数) = \hat{p} (過去 m 年間の実績から算出した実績脱退率) をもとに、2 項分布 $B(n, \hat{p})$ を仮定することが考えられる。$n\hat{p} \geq 5$ かつ $n(1 - \hat{p}) \geq 5$ を満たす場合、脱退者数に関する 2 項分布は正規分布 $N(n\hat{p}, n\hat{p}(1 - \hat{p}))$ で近似できることを用いることも考えられる。</p> <p>d. 予定昇給率</p> <p>・実績値の分布については、過去の各年度ごとの昇給実績に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。</p>	<p>ける脱退実績の見込みと基礎率どおりとの差による不足が 20 年に 1 回の頻度で発生すると予想される最大額となるような脱退実績の見込みの形状を考える必要がある。例えば、計算基準日に適用されている予定脱退率の形状は変えず、平均値が合うように脱退率全体に割掛けを行うことや一定値の加減等を行うこと(負にならないように調整要)等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退実績の見込みの年齢分布と現行予定脱退率の形状を異にすることを検討する場合には、その形状を特徴づける部分について過去実績等から合理的に補正すること等が考えられる。 ・脱退実績の見込みの全年齢平均について変動後を作成する場合、$n = (\text{計算基準日の加入者数} \times 3)$ とすることが考えられる。ただし、全年齢に対し一律の \hat{p} を仮定することとなるため、年齢ごとに脱退の傾向が異なる場合適切な結果が得られない可能性があることに留意する。 ・また、年度ごとに \hat{p} が変わらないことも仮定しているため、n(計算基準日時点の加入者数等) が大きい場合に、$\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となる事象が生じる。全加入者が一律の \hat{p} に従う傾向があり、また、年度ごとに \hat{p} が変わらない傾向がある場合は $\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となるが問題ないと考えられる。一方、そうした前提に該当しない場合は、こうした近似が適切かどうか検証した上で使用することが考えられる。 ・昇給実績の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 ・左記記載は、あくまでも昇給実績の見込みの平均値に対するものであり、定常状態における昇給実績の見込みと基礎率どおりとの差が 20 年に 1 回の頻度で発生すると予想される最大額となる

リスク分担型企業年金	
<p>e. 新規加入者の見込み（人数（給与）、年齢）</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績値の見込みの分布については、過去の各年度ごとの新規加入実績に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。 <p>g. 一時金選択率</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績値の見込みの分布については、過去の各年度毎の一時金選択の実績に基づき作成した標本平均及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。ただし、標本が少ない場合、正規分布を仮定すると適切な結果が得られないことに留意する。 実績値の見込みの分布については、(過去 m 年間の一時金選択者数) ÷ (過去 m 年間の年金資格者数 n) = \hat{p} (過去 m 年間の実績から算出した実績一時金選択率) をもとに、2 項分布 $B(n, \hat{p})$ を仮定することが考えられる。$n\hat{p} \geq 5$ かつ $n(1 - \hat{p}) \geq 5$ を満たす場合、一時金選択者数に関する 2 項分布は正規分布 $N(n\hat{p}, n\hat{p}(1 - \hat{p}))$ で近似できることを用いることも考えられる。 	<p>ような予定昇給率の形状を考える必要がある。例えば、計算基準日に適用されている予定昇給率の形状は変えず、平均値が合うように昇給率の傾きを変えること等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給実績の見込みの年齢分布と現行予定昇給率の形状を異にすることを検討する場合には、その形状を特徴づける部分について過去実績等から合理的に補正すること等が考えられる。 新規加入者の実績の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 一時金選択率の実績の見込みについて明らかに増加・減少の傾向がみられる場合、実績を補正することも考えられる。 一時金選択率の実績の見込みの算定にあたり、$n = (\text{計算基準日の年金資格者数} \times 3)$ とすることも考えられる。 全年金資格者に対し一律の \hat{p} を仮定することとなるため、年齢ごとに傾向が異なる場合等、適切な結果が得られない可能性があることに留意する。 また、年度ごとに \hat{p} が変わらないことも仮定しているため、n (計算基準日時点の年金資格者数等) が大きい場合に、$\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となる事象が生じる。全年金資格者が一律の \hat{p} に従う傾向があり、また、年度ごとに \hat{p} が変わらない傾向がある場合は $\hat{p}(1 - \hat{p})/n$ が僅少となるが問題ないと考えられる。一方、そうした前提に該当しない場合は、こうした近似が適切かどうか検証した上で使用することが考えられる。

リスク分担型企業年金	
<p>6. 実施事業所の増加する場合等の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所が増加する場合、当該増加に係る財政計算の計算基準日における、増加する実施事業所の財政悪化リスク相当額は次のように算定することができる。 <p style="margin-left: 40px;">増加する実施事業所の財政悪化リスク相当額 =実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額 ×実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額 /実施事業所が増加する前の資産額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所が増加する場合で、規則第50条に該当しない場合も、適当な基準日を設定することにより、上記と同様の方法で増加する実施事業所の財政悪化リスク相当額を算定し、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金（相当）を算定することができる。 ・法第3条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、法第74条の規定により規約型企業年金が統合する場合、法第76条により基金が合併する場合又は法第79条、第80条、第81条、改正前確定給付企業年金法第111条及び第112条の規定により権利義務の承継を行う場合（権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部又は厚生年金基金の設立事業所の事業主の全部が、権利義務の承継を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係るリスク対応掛金（相当）に限る。）について、実施事業所が増加する場合と同様の取り扱いができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負債変動リスクを算定している場合は、資産額だけではなく、責任準備金等を勘案することも可。

付録1：確定給付企業年金に関する様式マニュアル

本マニュアルは、法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であつて厚生労働省令で定めるもの」を作成する場合に、参考となる記載方法を説明する資料である。

目次

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)	158
第2項 様式(「簡易な基準」)	190

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>C1 年金数理に関する確認</p> <p>C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類(表紙)</p> <p>C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類</p>	<p>【経過措置】 ○平成29年12月31日以前を計算基準日として行う財政計算について、旧基準で行った場合、様式C3及び様式C4は、改正前の様式を使用することができる。</p> <p>○平成30年3月31日以前を事業年度末日として行う財政決算について、新基準での財政計算を行った場合を除き、様式C7は、改正前の様式を使用することができる。</p> <p>規約型企業年金の規約の承認、基金型企業年金の設立認可の場合は、それぞれ「規約番号」、「基金番号」は記入不要。</p> <p>1. 書類の作成 承認認可基準通知別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 脚注の「○は申請の内容が当該書類に係る場合」は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認、認可、届出 給付設計内容を変更する場合 <p>1. 減額の場合は7の備考欄に、変更前後の通常予測給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。 再評価に用いる指標の見込みとして直近5年間の実績値の平均値を用いる必要があるが、直近5年間の実績値の平均値が零を下回る場合には零とすること。</p>	<p>「簡易な基準」の様式は第2項参照</p> <p>・規約変更日前の期間に係る給付の額を増額する場合であって、当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合、給付水準の引き上げを他制度掛金相当額に反映させずに行うなどの確定拠出年金の拠出可能枠の恣意的な操作を防止する観点から、申請手続きを要することに留意すること(2024年12月1日以降を変更日とする規約変更から適用)。なお、合併等による実施事業所の増加に伴い、過去勤務期間を加入者期間へ通算する場合は、申請に該当しないとされている。</p> <p>・給付減額に該当することが明らかでない場合は、その旨を7の備考欄に記載することにより数値の記入を省略することもできる。</p> <p>・減額とならない場合、給付減額とならないことが分かるように、その根拠を7の備考欄に記入する。</p> <p>・給付の名目額が増加するため減額として取り扱わない場合、変更前後の「基礎率のうち予定利率を零とする通常予測給付現価」を併せて記入する。ただし、給付の名目額が明らかに増加する変更(例えば、定年延長により旧定年以降の給付額については旧定年時点の給付額に利息を付利する等)で</p>
--	---	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<p>2. 規約の統合・分割等(※)によって、実施事業所の全部又は一部の加入者の権利義務を他の規約に移転させ、当該移転先の規約において実施事業所として新たに加わる場合において、当該加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、その旨を7の備考欄に記入すること。</p> <p>(※) 上記の統合・分割等とは、具体的には以下の場合が該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法第74条に基づく規約の統合 ② 法第75条に基づく規約の分割 ③ 法第76条に基づく基金の合併 ④ 法第77条に基づく基金の分割 ⑤ 法第79条に基づく権利義務の移転 ⑥ 法第80条に基づく規約型から基金への移行 ⑦ 法第81条に基づく基金から規約型への移行 <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金法第74条の規定の基づき規約型企業年金の統合を行うもので、当該統合に伴い加入者等に係る給付の支給に関する権利義務が移転される実施事業所の加入者に対しては、移転前後で同一の給付設計を適用する。 <p>3. 各項目の記入例</p> <p>4-給付の額の算定方法 (再評価の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第29条第2号-具体的な指標 期間: 毎年、○年毎 指標: 直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値 ・「再評価の指標」が規則第29条第4号又は第5号に該当する場合は、組み合わせ又は上下限の元となった「号」のチェックボックスを全てチェックする。 <p>5-給付の額の改定 額の改定の方法 改定期間: 毎年、○年経過毎 改定方法: 定率△%、加算を行う方法 加算方法: 前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 (額の改定の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再評価の指標) に準じて記入する。 <p>6-給付の支給要件 受給資格: 加入者期間○年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容: 開始年齢○歳、保証期間△年、支給期間□年</p>	<p>ある場合は、その旨を備考欄に記載することにより数値の記入を省略することもできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金の拠出限度額に係る経過措置適用終了要件の判断に必要とされる項目として記入をするもの。左記の場合は、経過措置の適用終了要件である「確定給付企業年金の開始」として扱わずに経過措置適用の継続ができる。なお、当該加入者に対して適用する給付設計(法第4条第5号に掲げる事項を指す。ただし、附則に権利義務承継等の場合における過去の給付の取扱いを規定する場合は該当範囲に含めない。以下、本項において同様。)が移転前後で同一ではないが、移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合には、様式C3-イ又は様式C4-イ備考欄にその旨を記入すること。 ・2024年12月1日以降を適用日とする様式から記入をすること。 ・左記は上記①の場合の記入例である。②～⑦の場合も左記に準じる。 <p>(有価証券指標の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東証株価指数 ・Russell/Nomura Prime インデックス
--	--	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<p>一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(○%、△%、…)</p> <p>7-規約の変更に伴う給付の額の減額 通常予測給付現価が減少する者と最低積立基準額が減少する者で対象者が異なる場合であっても、(1)に該当する場合は(1)のみにチェックする。</p> <p>備考欄には、どのように判定したかを記載する。</p> <p>[財政再計算を伴わない軽微な制度変更を行った場合の例示]</p> <p>(例示1:給付額算定期間から控除する休職期間の変更) ・施行日前までに開始した休職の取扱いについて変更後の内容を適用するものではなく、また、休職の発生率を見込んでいないことから、通常予測給付現価又は最低積立基準額が減少する者は発生せず、給付の額の減額には該当しない。</p> <p>(例示2:定年年齢に変更がない定年退職日の変更) ・年金給付が確定年金かつ再評価率が予定利率以上であり、標準資格喪失年齢及び支給開始年齢に変更はないことから、通常予測給付現価又は最低積立基準額が減少する者は発生しないため、給付の額の減額には該当しない。</p> <p>(例示3:繰下げ規定の追加) ・繰下げの発生率を見込んでいないことから、通常予測給付現価又は最低積立基準額が減少する者は発生しないため、給付の額の減額には該当しない。</p> <p>(例示4:給与体系の変更) ・給与が減少する者はおらず、また、給与体系変更の影響が軽微であることから予定昇給率の見直しを行う必要がないため、通常予測給付現価又は最低積立基準額が減少する者は発生せず、給付の額の減額には該当しない。</p> <p>[財政再計算を伴う制度変更を行った場合の例示]</p> <p>(例示5:加入者の将来分の給付を廃止) ・加入者の将来期間に対する給付を廃止するものであり、当該加入者の通常予測給付現価が減少し、給付の額の減額に該当する。</p> <p>(例示6:積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換) ・加入者の給付の額を減額することにより当該加入者の企業型年</p>	<p>以下の例のように、年金財政の影響が軽微であることを理由に計算基礎率を変えず財政再計算を行わないことをもって、給付減額に該当しないと無条件に判断できるわけではないことに注意する。</p> <p>(例) 一時金選択率100%で掛金計算を行っている場合で、年金換算利率を引き下げる場合</p> <p>例示2は、給付設計等の前提が以下のとおりである場合の例示である。(給付設計等の前提によっては給付の額の減額の判定が異なる場合があることに留意する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年退職日を「60歳の誕生日前日の属する月の末日」から「60歳の誕生日前日の属する事業年度の末日」に変更 ・キャッシュバランスプランであって、減額判定上の再評価率が予定利率以上 ・年金給付が確定年金 ・最低保全給付の算定方法が1号方法
--	---	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>C2-エ</p> <p>給付の設計の基礎を示した書類(企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項)</p>	<p>金の個人別管理資産に充てるため、当該加入者の通常予測給付現価及び最低積立基準額が減少し、給付の額の減額に該当する。</p> <p>1. 書類の作成 法第82条の2第1項の規定に基づき、給付の額の減額を行って、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成・提出する。</p> <p>2. 資産の移換に係る積立状況 (1) 純資産額のうち移換に係る額 規則第87条の2第1項に基づき算定し、記入する。</p> <p>3. 純資産額のうち移換に係る額の計算方法 規則第87条の2第1項に基づいて算定した方法を具体的に示す。</p> <p>4. 金額の表示 円単位で記入する。</p> <p>5. 特記事項 ある場合は各様式の下方に欄を設けて記入する。</p>	
<p>様式C3-ア</p> <p>掛金の計算の基礎を示した書類(表紙)</p>	<p>1. 書類の作成 承認認可基準通知別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。</p>	
<p>様式C3-イ</p> <p>総括表(掛金の計算の基礎を示した書類)</p>	<p>1. 区分 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。</p> <p>2. 数理上掛金</p> <p>a. 標準掛金 ・過去勤務債務の額が負となったため標準掛金に負の掛金を加えた場合、負の掛金を加えた後の標準掛金(数理上掛金)を本欄に、負の掛金を加える前の掛金を備考欄に記載(負の掛金を加える前の掛金を本欄に、負の掛金を加えた後の掛金を備考欄に記載することも可)することとし、負の掛金を加えた旨を備考欄に記載する。</p> <p>b. 特別掛金 ・弾力償却を実施する場合、下限掛金率(額)を記入する。</p>	<p>様式の脚注1の再掲</p> <p>・標準掛金率は給付区分ごとに記入する。</p> <p>・給付区分が多い場合は、便宜的に一つの給付区分に必要項目を記入し、給付区分ごとに異なる項目(標準掛金等)のみ別紙とすることは可。</p> <p>この場合、給付区分の名称及び対応する項目並びに算定根拠を記載する(様式C3-ウ、C4-ウにおいて同じ)。</p> <p>抛出方法が月払以外の場合は、備考欄に抛出方法を記入する。</p> <p>・特例掛金についても、本欄に記入</p>

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所により特別掛金が異なる場合、固定額で償却する方式、定率償却または段階引上げ償却を実施する等で本欄に記入することが困難な場合は、本欄は※等を記入して、その内容を備考欄や別表等に記入する。 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、原則として予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額との合算値を記載(困難な場合は、本欄は※等を記載)して、その内容を備考欄や別表等に記載する。 <p>c. 予定償却完了日(特別掛金、特例掛金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定償却完了日は、予定償却開始日に予定償却期間を加えた日を記入する。 ・弾力償却を実施する場合、下限掛金率(額)に対応する償却年数による予定償却完了日を記入する。 ・定率償却を実施する場合、一括償却を規約に定めている場合は、一括償却による予定償却完了日を記入する。一括償却を規約に定めていない場合は、本欄は※等を記載して、備考欄に、仮に一括償却することとした場合の予定償却完了日を記入する。(なお、リスク対応掛金の拠出が無い場合は、特別掛金及び特例掛金の予定償却完了日は空白可とする。) ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、その予定償却期間と予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る予定償却期間とを比べ長い方を記載することを原則とするが、困難な場合は、本欄は※等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。 <p>d. リスク対応掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力拠出を実施する場合、下限掛金率(額)を記入する。 ・事業所によりリスク対応掛金が異なる場合、固定額で拠出する方式、定率拠出または段階引上げ拠出を実施する等で本欄に記入することが困難な場合は、本欄は※等を記入して、その内容を備考欄や別表等に記入する。 ・規則第46条の2第2項第3号に基づきリスク対応掛金を追加設定する場合は、本欄は※等を記入して、その内容を備考欄や別表等に記入する。 <p>e. 予定拠出完了日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定拠出完了日は、予定拠出開始日に予定拠出期間を加えた日を記入する。 ・弾力拠出を実施する場合、下限掛金率(額)に対応する拠出年数による予定拠出完了日を記入する。 ・定率拠出を実施する場合、一括拠出を規約に定めている場合は、一括拠出による予定拠出完了日を記入する。一括拠出を規約に定めていない場合は、本欄は※等を記載して、備考欄に、仮に一括拠出することとした場合の予定拠出完了日を記入する。 ・規則第46条の2第2項第3号に基づきリスク対応掛金を追加設定する場合は、本欄は※等を記入して、その内容を備考欄や別表等に記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。 <p>f. 特例掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例掛金は、規則第47条の規定に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特 	<p>することが困難な場合は同様とする。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定償却開始日が平成30年4月1日、予定償却期間が10年の場合の予定償却完了日 → 平成40年4月1日 ・特例掛金の予定償却完了日は、次回財政再計算による新掛金適用予定日であることに留意する。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定拠出開始日が平成30年4月1日、予定拠出期間が15年の場合の予定拠出完了日 → 平成45年4月1日 <p>様式の脚注4の再掲 ・同日は不可。</p> <p>様式の脚注2の再掲</p>
--	--	--

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<p>例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。</p> <p>g. 数理上掛金率の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率法の場合 実数で、小数点以下4桁以上かつ規約上掛金率の小数点以下桁数以上を満たす小数点以下桁数の値とする。表示数値は表示桁数のさらに下1桁目を四捨五入して算出し、表示単位は実数、百分率、千分率のいずれも可とする。 ・定額法、固定額で償却する方式の場合 円未満を四捨五入した値 ・定率償却の場合 百分率で小数点以下第2位を四捨五入した償却割合 <p>h. 様式の「区分」欄への追加表示 掛金率を明確にするため「区分」欄に以下の単位表示を追加して記入する。また、本欄に単位表示を追加記入することが困難な場合は、「掛金率」欄若しくは備考欄に記入することも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率法の場合 百分率、千分率表示の場合のみ、それぞれ「(%)」、「(‰)」 ・定額法、固定額で償却する方式の場合 「(円)」 <p>3. 規約上掛金</p> <p>規約に定める掛金率(額)を記入する。本欄に記入することが困難な場合の記入方法は、数理上掛金に準ずる。 掛金率を明確にするため数理上掛金に準じて単位表示を追加記入する。</p> <p>4. 数理債務 様式C3-ウの2の数理債務(⑩)を記入する。</p> <p>5. 特別掛金収入現価 様式C3-ウの2の特別掛金収入現価(⑫)を記入する。</p> <p>6. リスク対応掛金収入現価 様式C3-ウの2のリスク対応掛金収入現価(⑬)を記入する。</p> <p>7. 特例掛金収入現価 様式C3-ウの2の次回の財政再計算時の積立不足の見込額・合計((a)～(c)) (⑭)を記入する。</p> <p>8. 数理債務、特別掛金収入現価、リスク対応掛金収入現価、特例掛金収入現価、数理上資産額の表示</p> <p>掛金率(額)の計算に使用した額について、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p> <p>9. 備考 備考欄には、次のような事項を記入する。</p> <p>財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算出掛金が0.03127648…で、規約上掛金率を0.031や0.0313とする場合の数理上掛金率の表示は、表示単位に百分率を採用すると3.13%、3.128%、3.1276%等が可能である。 <p>(追加表示の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百分率：標準掛金(%) ・千分率：標準掛金(‰) ・実数：標準掛金 ・定額法：特別掛金(円) <p>左記の数理債務には規則第44条(次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額)分が含まれることに留意する。</p> <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入</p>
--	--	--

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

- ・固定額で償却する方式(特別掛金)
「年間予定償却額 定額 ○○○円」

- ・弾力償却(特別掛金)
「規約上掛金○○～××‰(○○～××年)」

- ・定率償却(特別掛金)
「償却割合 定率 ○○%」

- ・リスク対応掛金を追加設定する場合

	数理上 リスク対応 掛金	規約上 リスク対応 掛金	予定拠出 完了日
既設定のリスク対応掛金	○○.○○%	○○%	○○年 ○○月○○日
追加設定のリスク対応掛金	□□.□□%	□□%	□□年 □□月□□日

- ・中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を記載する。

- ・特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載する。

- ・企業型年金の拠出限度額に係る経過措置に関する事項としては、例えば以下の事項があり、(例)のように記入することが考えられる。

- ・規約の統合・分割等(様式C2-イ参照)によって、実施事業所の全部又は一部の加入者の権利義務を他の規約に移転させ、当該移転先の規約において実施事業所として新たに加わる場合において、当該加入者に対して適用する給付設計が移転前後で同一ではない場合に、当該給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否及び当該給付設計の変更が軽微な変更の範囲である等の理由により、財政計算が不要と判断した場合には、財政計算を行わない理由を併せて記入する。

・リスク対応掛金の場合、左記に準じて記入する。「特別掛金」を「リスク対応掛金」、「償却」を「拠出」に読み替える。)以下の弾力償却、定率償却も同様に読み替える。

「(最短期)～(最長期)」の様式で記入する。

様式の脚注3の再掲

・左記の解約手当金相当額及び通常予測給付現価については、それぞれの額について施行日における見込み額を合理的に推計したうえで、計算基準日におけるそれぞれの額を記載することが考えられる。

様式の脚注6の再掲

・給付設計の変更とは、法第4条第5号に掲げる事項の変更を指す。ただし、附則に権利義務承継等の場合における過去の給付の取扱いを規定する場合は該当範囲に含まれない。

・左記の「軽微な変更の範囲」とは、具体的には、移転先規約に従前の給付設計を維持したまま移転させた上で(ステップ1)、移転後に実際に適用される給付設計に変更した(ステップ2)と仮定した場合において、ステップ2の給付設計変更に係る財政再計算の要否判断(積立状況や次回の財政再計算の時期などを考慮せずに、給付乗率など給付の算定方法に係る変更の影響や、昇給率などの計算基礎率への影響のみに基づいて仮想的に

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C3-U 掛金計算基礎 (掛金の計算の 基礎を示した書 類)</p> <p>様式C3-Uの1 基礎率等</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金法第74条の規定に基づく規約型企業年金の統合を行うが、当該統合により加入者の権利義務を移転させる実施事業所の加入者に対して適用する給付設計は、移転前と比べて軽微な変更の範囲と判断できることから、当該変更による財政再計算は不要である。 <p>1. 記入箇所 財政計算に用いた計算基礎以外は記入する必要はないものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。</p> <p>2. 区分 様式C3-Iに準じて記入する。</p> <p>3. 基準死亡率に乗じた率 実数で小数点以下第4位を四捨五入した値を記入する。</p> <p>4. 計算上の平均脱退率 基数表から $1 / e_x$ (予定脱退率、予定死亡率及び最終年齢をもとに算定した予定新規加入者の平均加入期間の逆数) を求め、百分率で小数点以下第2位を四捨五入した値を記入する。</p> <p>5. 昇給指数</p> <p>a. 平均上昇率 最大の昇給指数を最小の昇給指数で除した値について、最小の昇給指数の年齢(複数ある場合は最大年齢)から最大の昇給指数の年齢(複数ある場合は最小年齢)に至るまでの年数のべき乗根を取り、当該数値から1を減じて、百分率で小数点以下第2位を四捨五入した値を記入する。</p> <p>b. ベア率 平均上昇率以上のベースアップ部分を記入する。</p> <p>6. 計算上の新規加入者</p> <p>a. 加入者数、加入年齢、給与額 新規加入者数、予定加入年齢、予定加入時給与をそれぞれ記入する。</p> <p>b. 平均加入期間 基数表から e_x (予定脱退率、予定死亡率及び最終年齢をもとに算定した予定新規加入者の平均加入期間) を求め、小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。</p>	<p>判断するもの) を行い、「不要」と判断される場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記は規約型企業年金の統合の場合の記入例である。他の規約の統合・分割等の場合も左記に準じる。 <p>様式の脚注1の再掲 ※印のある項目は必ず記入することに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの給付区分において、性別、職種、事業所別等に応じて異なる基礎率を設定している場合は、記入欄に複数行で記入する、あるいは備考欄に注記する等の方法により、使用している複数の基礎率を明示する。 <p>e_x は新規加入者の予定加入年齢 x 歳における平均加入期間とし、用いる基数表は掛金率算定に使用したものとする。(以下同じ)</p> <p>ベースアップを含めない</p> <p>左記以外の表示を行った場合は、備考欄に注記する。</p> <p>昇給指数にベースアップを見込む場合の予定加入時給与は、ベースアップがないものとして計算した給与を記入する。</p>
--	--	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<p>7. 計算基準日における加入者</p> <p>平均年齢については小数点以下第2位を四捨五入した値を、平均給与額については円未満を四捨五入した値を記入する。</p> <p>8. 積立金の額の評価方法</p> <p>採用した積立金の額の評価方法を記入する。数理的評価方式を採用した場合には、平滑化期間も記入する。</p> <p>9. その他の基礎率</p> <p>掛金計算に使用した基礎率で様式に記入されていないものがある場合は、適宜追加して記入する。</p> <p>(その他の基礎率の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付の額の再評価等に用いる指標の予測 ・ 一時金選択率 ・ 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額算定に関する基礎率(*) ・ 障害発生率 ・ 連生年金の年金現価 <p>10. 備考</p> <p>備考欄には、基礎率等に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退率 企業の設立後3年未満のため、既実施の同業種、同規模の確定給付企業年金の脱退率を使用した。 ・ 昇給指数 昇給指数算出の基となる粗平均給与のデータ数が〇個しか得られなかったため、当該企業のモデル賃金テーブルを使用した。 ・ 新規加入者数 企業の長期採用計画に基づいて、新規加入者数を見込んだ。 ・ 障害発生率 障害発生率については、国の年金制度で使用の発生率を使用した。 ・ 「備考」欄に規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。 	<p>(評価方法の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価方式 ・ 収益差平滑化方式 ・ 時価と時価移動平均方式のいずれか低い方等 <p>欄を追加して記入することが困難な場合には、備考欄や別紙に記入する。</p> <p>(*)の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の運用利回りの予測 ・ 加入者数の一時的変動の具体的内容とその見込み方 ・ 給与の額その他これに類するものの一時的変動の具体的内容とその見込み方 <p>様式の脚注2の再掲 (例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積立金の運用収益の長期の予測「〇%」
--	--	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C3-ウの2 掛金率算定表</p>	<p>1. 区分 様式C3-イに準じて記入する。</p> <p>2. 将来加入者 掛金計算に将来加入者を見込んでいる場合のみ、将来加入者の給付現価及び給与現価を記入する。</p> <p>3. 現在加入者(将来分)、現在加入者(過去分) 現在加入者について将来分と過去分を区分して計算している場合のみ、当該金額を記入する。 現在加入者について将来分と過去分を区分して計算していない場合は、総額を将来分の欄に記入し、過去分の欄はblankとする。</p> <p>4. 財政悪化リスク相当額 標準算定方法の場合は、様式C3-ウの3の補正後合計(⑩)を記入し、特別算定方法の場合は、様式C3-ウの3に記載の当該値を記入する。</p> <p>5. 標準掛金率(数理上)の表示及び単位の追加表示 数理上の標準掛金率を以下に従い記入する。 ・定率法の場合 実数で、小数点以下4桁以上かつ規約上掛金率の小数点以下桁数以上を満たす小数点以下桁数の値とする。表示数値は表示桁数のさらに下1桁目を四捨五入して算出し、表示単位は実数、百分率、千分率のいずれも可とする。 ・定額法の場合 円未満を四捨五入した値 掛金率の単位表示を様式C3-イに準じて掛金名を表示している欄に追加記入する。また、本欄に追加記入することが困難な場合は、掛金率欄若しくは備考欄に記入することも可とする。</p> <p>6. 標準掛金率(規約上) 規約に定める標準掛金率を記入する。 掛金率の単位表示を標準掛金率(数理上)に準じて追加記入する。</p> <p>7. 未償却過去勤務債務残高、特別掛金収入現価 特別掛金収入現価は規約上の特別掛金に基づく額を記入する。</p> <p>8. リスク対応掛金収入現価 規約上のリスク対応掛金に基づく額を記入する。</p>	<p>(将来加入者を見込んでいる財政方式) ・開放基金方式</p> <p>拠出方法が月払以外の場合は、備考欄に拠出方法を記入する。 (特別掛金、特例掛金についても同じ。) 左記以外の取り扱いとする場合は、備考欄にその取り扱いを記入する。</p> <p>(追加表示の例示) ・標準掛金率(数理上)(%)</p> <p>端数処理の関係から、未償却過去勤務債務残高と異なる場合があることに留意する。</p> <p>剰余金の全額を別途積立金として積み増さない場合、未償却過去勤務債務残高は負値となることに留意する。</p>
----------------------------	--	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

9. 特別掛金(規約上)、特例掛金(規約上)

規約に定める特別掛金、特例掛金について、償却方法、率(額)、予定償却期間等を記入する。なお、定率償却を実施する場合には、一括償却を規約に定めている場合は、一括償却による予定償却期間を記入する。一括償却を規約に定めていない場合は、予定償却期間欄は※等を記載して、備考欄に、仮に一括償却することとした場合の予定償却期間を記入する。(ただし、定率償却で、リスク対応掛金の拠出が無い場合は、特別掛金及び特例掛金の予定償却期間は空白可とする。)

掛金率の単位表示を標準掛金率(数理上)に準じて追加記入する。

左記の特例掛金は、規則第47条(次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却)の特例掛金であることに留意する。

(例示)

- ・ 固定額で償却する方式
「年間予定償却額 定額 ○○○円」
- ・ 弾力償却 「弾力償却 最長期 ○○%」
- ・ 定率償却 「償却割合 定率 ○○%」
- ・ 段階引上げ償却
本欄は空白とし、備考欄に以下を記載。
「規約上の掛金 ○年○月から ○○%
○年○月から ○○%
○年○月から ○○%
段階引上げの最大の引上げ幅 ○○%
一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金収入現価 ○○千円
段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 ○○千円」
- ・ 加入者数又は給与の変動を見込んで特別掛金を算定した場合
「○年度から○年間に渡り、総給与が1年あたり○%ずつ減少し、その後は一定となるものとして特別掛金率(額)を算定している。」
- ・ 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合

	規約上 特別掛金	予定償却 期間
予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○%	○○年○○月
上記以外の特別掛金	□□%	□□年□□月

10. リスク対応掛金(規約上)

規約に定めるリスク対応掛金について、拠出方法、率(額)、予定拠出期間等を記入する。なお、定率拠出を実施する場合には、一括拠出を規約に定めている場合は、一括拠出による予定拠出期間を記入する。一括拠出を規約に定めていない場合は、予定拠出期間欄は※等を記載して、備考欄に、仮に一括拠出することとした場合の予定拠出期間を記入する。

掛金率の単位表示を標準掛金率(数理上)に準じて追加記入する。

(例示)

- ・ 固定額で拠出する方式
「年間予定拠出額 定額 ○○○円」

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<ul style="list-style-type: none"> ・弾力抛出 「弾力抛出 最長期 ○○%」 ・定率抛出 「抛出割合 定率 ○○%」 ・段階引上げ抛出 本欄は空白とし、備考欄に以下を記載。 「規約上の掛金 ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% 段階引上げの最大の引上げ幅 ○○% 一括引上げの場合の数理上掛金によるリスク対応掛金収入現価 ○○千円 段階引上げ掛金によるリスク対応掛金収入現価 ○○千円」 ・リスク対応掛金を追加設定する場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">規約上リスク 対応掛金</th> <th style="width: 30%;">予定抛出 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既設定の リスク対応掛金</td> <td>○○%</td> <td>○○年○○月</td> </tr> <tr> <td>追加設定の リスク対応掛金</td> <td>□□%</td> <td>□□年□□月</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 1. 金額の表示(標準、特別、リスク対応、特例の各掛金以外) 千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p> <p>1 2. 備考</p> <p>備考欄には、確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定に用いた数値及び算定した額を記入する。その他、掛金率算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他制度掛金相当額 <p>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第3条に基づき他制度掛金相当額を算定した場合 他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価並びに算定した額を記入する。</p> <p>【加入年齢方式の場合】 「標準的な加入者に係る通常予測給付現価：○○円 標準的な加入者に係る人数現価：○○円 他制度掛金相当額：○○円」</p> <p>【開放基金方式の場合】 「現在加入者に係る将来分の通常予測給付現価と将来加入者に係る通常予測給付現価を合算した額：○○円 現在加入者及び将来加入者に係る人数現価：○○円 他制度掛金相当額：○○円」</p> <p>【閉鎖型総合保険料方式の場合】 「現在加入者に係る将来分の通常予測給付現価：○○円 現在加入者に係る人数現価：○○円 他制度掛金相当額：○○円」</p> <p>確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第4条に基づき他制度掛金相当額を算定した場合 他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定した額を記入する。 「計算基準日における財政計算の結果に基づく</p>		規約上リスク 対応掛金	予定抛出 期間	既設定の リスク対応掛金	○○%	○○年○○月	追加設定の リスク対応掛金	□□%	□□年□□月	<p>弾力抛出又は定率抛出において、規約変更を行い事業年度ごとの掛金を新たに規定する場合は、特別掛金の場合と異なり、届出ではなく申請手続きを要することに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる基礎率等を設定している加入者の集団で、1つの標準掛金を設定している場合、同一の基礎率等を設定している集団ごとで他制度掛金相当額を算定し、標準掛金算定時と同様の比率またはそれに準じた合理的な比率で加重平均することで全体の他制度掛金相当額とすることが考えられる。 ・積立金が積立上限額を超え、掛金の控除をしている場合は、当該控除がないものとして他制度掛金相当額を算定することとされている。(確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第6条より) ・掛金の一部を負担している加入者の他制度掛金相当額は、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないような合理的な方法により算定することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号14より) ・標準掛金設定時に負の掛金を採
	規約上リスク 対応掛金	予定抛出 期間									
既設定の リスク対応掛金	○○%	○○年○○月									
追加設定の リスク対応掛金	□□%	□□年□□月									

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C 3-ウの3</p> <p>財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(標準算定方法))</p>	<p>標準掛金の総額：〇〇円 計算基準日における加入者数：〇〇人 他制度掛金相当額：〇〇円」</p> <p>なお、数理上標準掛金率×平均給与によって他制度掛金相当額を算定した場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、計算基準日における平均給与：〇〇円、他制度掛金相当額：〇〇円」を、定額制度の場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、他制度掛金相当額：〇〇円」を記入する等他制度掛金相当額の算定根拠がわかるような記載とすることが望ましいと考えられる。</p> <p>1. 区分</p> <p>様式C 3-イに準じて記入する。</p> <p>2. 通常予測給付現価</p> <p>様式C 3-ウの2の通常予測給付現価(②)を記入する。</p> <p>3. 各リスク対象資産及びその他資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産額は、事業主等が法令等に基づき区分した額を記入する。 ・複数の資産区分に分散して運用する年金投資基金信託(総合口)を採用している場合、当該ファンドの全額を「その他の資産」に計上するのではなく、実際に計算基準日時点で保有している資産区分別の額を、資産区分別に記入する。 ・企業年金連合会の共同運用事業に加入している場合、当該ファンドの全額を「その他の資産」に計上するのではなく、実際に計算基準日時点で保有している資産区分別の額を、資産区分別に記入する。 <p>4. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p> <p>5. 備考</p> <p>備考欄には、財政悪化リスク相当額算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>6. その他</p> <p>⑨ / (②+⑨) が20%以上となる場合は、特別算定方法を用い</p>	<p>用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準的な加入者」に係る現価は次の①～③が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ①標準的な加入者1人当たりの現価 ②標準的な加入者の、基準日直後に加入してくる加入者全員の現価 ③標準的な加入者の、将来加入してくる加入者全員の現価 ・複数の区分がある場合は、表形式等で記載することも考えられる。 ・他制度掛金相当額は月額換算後の金額を記載することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号5より) <p>様式の脚注の再掲</p>
--	--	--

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C 3-ウの3</p> <p>財政悪化リスク相当額の算定方法の概要及び財政悪化リスク相当額算定表(特別算定方法)</p>	<p>ること。</p> <p>当該様式は自由様式であるが、以下を留意すること。</p> <p>1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別算定方法の承認申請時の「財政悪化リスク相当額の算定方法の概要」を添付することでも差し支えないこと。 ・リスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その算定方法の概要を示すこと。 <p>2. 財政悪化リスク相当額算定表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政悪化リスク相当額の計算過程が分かるものであること。 ・承認不要の特別算定方法の場合、以下の例示のように標準算定方法の財政悪化リスク相当額算定表の様式に準じて作成することができる。 <p>(例示1) リスク算定告示第3条第1項第1号イの方法を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C 3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(標準算定方法))の様式を準用し、備考に計算基準日における積立金の額およびリスク算定用資産構成割合を記載する方法が考えられる。 ・様式C 3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(標準算定方法))の様式を準用し、定常状態における積立金をMin(計算基準日における積立金の額、通常予測給付額の現価)とし、予定利率低下リスクは0またはブランクとする方法が考えられる。 <p>(例示2) リスク算定告示第3条第1項第1号ロの方法を用いる場合</p> <p>① リスク算定告示第2条第1項第1号に準じて合理的に算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C 3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(標準算定方法))の様式を準 	<p>様式の脚注1の再掲 (承認が必要な特別算定方法の場合)</p> <p>様式の脚注1の再掲 (承認不要の特別算定方法の場合)</p> <p>様式の脚注2の再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準算定方法の財政悪化リスク相当額算定表の様式下段には備考欄が設けられているが、備考欄は補足情報を記載するものであるため、計算の本質に係る部分は備考ではないことが分かるように記載する。 ・備考に、リスク算定告示第3条第1項第1号イの方法であることを記載する。 ・備考に、リスク算定告示第3条第1項第1号ロの方法であることを記載する。 ・積立金の増減を反映した後の、その他の資産が積立金に占める割合が2割以上の場合、承認が必要な特別算定方法となることに注意する。 ・「計算基準日における積立金の額」、「増加(減少)することとなる積立金の額」が、それぞれ分かるように記載する。
---	--	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<p>用し、備考に計算基準日における積立金に増加(減少)することとなる積立金を加算(減算)した額を記載する方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金の増減を見込まずに算定された財政悪化リスク相当額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当額を算定する場合は、積立金の増減を見込まずに算定された財政悪化リスク相当額を様式上段に記載し、様式下段に比率を乗じて算定した財政悪化リスク相当額を記載する方法やリスク対象資産の欄に増減前後の積立金の比率を乗じた額を記載する方法、補正後合計以外は積立金の増減を見込まずに記入し、「補正後合計」に積立金比率を乗じた財政悪化リスク相当額を記入したうえで、備考にその旨を記載する方法等が考えられる。 ・統合、基金合併等において、変更前の各制度の資産別残高を単純合計したものを新制度の資産別残高とみなして財政悪化リスク相当額を算定する場合は、リスク対象資産およびその他資産の欄に各制度の計算基準日時点の合計額を記入し、備考にその旨を記載する方法が考えられる。 <p>② リスク算定告示第3条第1項第1号イに準じて合理的に算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示1に準じて、様式C3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(標準算定方法))の様式を準用し、記載する方法が考えられる。ただし、「計算基準日における積立金の額」を「計算基準日における積立金に増加(減少)することとなる積立金を加算(減算)した額」に読み替える。 ・積立金の増減を見込まずに算定された財政悪化リスク相当額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当額を算定する場合は、積立金の増減を見込まずに算定された財政悪化リスク相当額を様式上段に記載し、様式下段に比率を乗じて算定した財政悪化リスク相当額を記載する方法やリスク対象資産の欄に増減前後の積立金の比率を乗じた額を記載する方法、補正後合計以外は積立金の増減を見込まずに記入し、「補正後合計」に積立金比率を乗じた財政悪化リスク相当額を記入したうえで、備考にその旨を記載する方法等が考えられる。 <p>(例示3) リスク算定告示第3条第1項第2号の方法を用いる場合</p> <p>① 価格変動リスクとして、リスク算定告示第2条第1項第1号の規定により算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(標準算定方法))の様式を準用し、予定利率低下リスクの欄および財政悪化リスク相当額(価格変動リスクと予定利率低下リスクの合計)の欄を追加する方法や様式下段に予定利率低下リスクおよび財政悪化リスク相当額(価格変動リスクと予定利率低下リスクの合計)を記載する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「計算基準日における積立金の額」、「増加(減少)することとなる積立金の額」が、それぞれ分かるように記載する。 ・備考に、リスク算定告示第3条第1項第2号の方法であることを記載する。
--	--	--

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C 4ーア</p> <p>財政再計算報告書(表紙)</p>	<p>方法が考えられる。</p> <p>② 価格変動リスクとして、リスク算定告示第3条第1項第1号イまたはロの規定により算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示1、例示2及び例示3①に準じて記載する方法が考えられる。ただし、予定利率低下リスクの欄には、予定利率低下リスクの額を記載すること。予定利率低下リスクの欄が無い場合は、予定利率低下リスクの欄を追加、または様式下段に予定利率低下リスクを記載すること。 <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク算定告示第3条第1項の特別算定方法の承認若しくはリスク算定告示第4条第1項の特別算定方法の変更承認の申請を併行して行っている場合であって審査中のとき又はリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その旨を明らかにすること。 ・承認不要な特別算定方法の場合で当該特別算定方法を使用する期間を限る場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する当様式に特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載すること。 <p>1. 書類の作成</p> <p>法第58条及び第62条(法第58条の詳細を規定した規則第50条、法第62条の詳細を規定した規則第57条及び承認認可基準通知別紙3申請書類一覧を含む。)に定める財政再計算を行う場合に作成する。</p> <p>承認認可基準通知別紙3申請書類一覧の脚注の「○は申請の内容が当該書類に関係する場合」は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認、認可、届出 法第58条第1項及び規則第50条第4号イ、ロ、ニ又はホに該当して財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合。このうち、規則第7条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合にあつては届出となり、それ以外の場合にあつては承認・認可となる。 ・他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継 移転承継に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 ・存続厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 <p>[注]</p> <p>規則第58条の方法にて規則第59条(積立不足に伴う掛金の拠出方法)により掛金を変更する場合は、様式C 7ーウを提出し、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条の方法にて規則第59条(積立不足に伴う掛金の拠出方法)により掛金を変更する場合は、様式C 4ーウ'を提出する。また、規則第61条(掛金の控除の方法)により掛金を変更する場合は、様式C 7ーエを提出する。</p> <p>また、規約に規定した規則第59条の特例掛金又は規則第61条による控除後掛金を、財政再計算による(控除前)掛金の変更に連動して変更する場合も、様式C 7ーウ、様式C 4ーウ'又は様式C</p>	<p>様式の脚注3の再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認が必要な特別算定方法において、当該特別算定方法を使用する期間を限る場合は特別算定承認申請書(様式A 1 1、B 1 1)、または特別算定方法変更承認申請書(様式A 1 2、B 1 2)に記載すること。 <p>法第58、62条、規則第50、57条、</p> <p>承認認可基準通知別紙3申請書類一覧の注8参照</p>
------------------------------------	--	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C 4-イ</p> <p>総括表(財政再計算報告書)</p>	<p>7-エを財政再計算報告書に添付して提出する必要があることに留意する。</p> <p>2. 書類の提出時期</p> <p>財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更に関する以下の区分に応じて、それぞれに定める提出時期となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認又は認可申請を伴う場合 当該申請書に添付して提出する。 ・規約変更の届出を伴う場合 当該届書に添付して提出する。 ・規約変更を行う必要がない場合 計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の事業及び決算に関する報告書に添付して提出する。 <p>様式C 3-イに同じ。</p> <p>ただし、() がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・() 内には財政再計算前のものを記入し、() 外には財政再計算後のものを記入する。 ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 <p>2024年12月1日までを適用日として、直近の財政計算の結果に基づいて他制度掛金相当額を算定し規約に規定する場合は、以下の通り記入することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括表を斜線とした上で、備考欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価並びに算定した額を記入する。 ・当該直近の財政計算時の様式C 4-イの数値を記入した上で、備考欄に他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価並びに算定した額を記入する。 ・様式C4に代えて「再計算を行わない理由を示した書類」に上記の必要事項を記載する <ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算と併せて給付設計の変更に係る規約変更を行う場合は、当該給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否および、財政再計算が不要と判断した場合には「財政再計算を行わない理由」を併せて、備考欄に記入すること。 <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付設計(確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項)の変更により、確定給付企業年金法第58条第2項の規定に基づく財政再計算を行う。 ・財政再計算と同時に給付設計(確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項)の変更に係る規約変更を行うが、当該給付設計の変更のみでは年金財政への影響は軽微であり財政 	<p>規則第51条参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第4条の方法による場合は、他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価に代えて、標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値等、他制度掛金相当額の算定根拠がわかるものを記載する。 ・2024年12月1日以降を適用日とする様式から記入をすること。 ・様式の脚注9参照。企業型年金の拠出限度額に係る経過措置適用終了の判断に必要とされる項目として記入をするもの。 ・給付設計の変更による財政再計算に該当する場合の記入例 ・給付設計の変更による財政再計算に該当しない場合の記入例
-------------------------------------	---	--

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<p>再計算は行わないと判断できることから、給付設計の変更による財政再計算には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施事業所が複数存在する確定給付企業年金において、一部の実施事業所で給付設計の変更がある場合には、給付設計の変更がある実施事業所が属する給付区分ごとに、上記と同様に財政再計算の要否を判断し、当該実施事業所ごとに経過措置適用終了の判断結果を備考欄に記入する。 	<p>企業型年金における拠出限度額に係る経過措置の適用は企業型年金の実施事業所単位であり、実施事業所ごとの経過措置適用終了の判断に必要とされる項目として記入をするもの。</p>
<p>様式C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)</p>	<p>様式C3-ウに同じ。 ただし、()がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ()内には財政再計算前のものを記入し、()外には財政再計算後のものを記入する。 財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 	
<p>様式C4-ウ 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類 (非継続基準)</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で、当分の間の各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。 <p>2. 積立比率の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> 推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。 積立比率 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。 推計の前提 推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。特に、数理上資産額を使用した場合はその旨を記載する。 	<p>様式の脚注の再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> 翌事業年度から開始する回復計画を作成する場合で特例掛金の拠出を必要とする場合は、「実際の特例掛金拠出期間となる翌々事業年度以降の拠出だけでは翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内では積立比率が1.0を下回る」などの財政運営上の留意点を記載する。
<p>財政再計算を行わない理由を示した書類</p>	<p>1. 書類の作成 規則第50条第4号に掲げる場合であって、同号の規定に基づく財政再計算が不要と判断され財政再計算を行わない場合に作成する。</p> <p>2. 記載例 掛金への影響が軽微であり、かつ、端数処理前の他制度掛金相当額が千円以上変動する可能性が見込まれないことから、財政再計算を行わない。</p>	<p>「第5節 財政計算-1. [留意事項]」を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 掛金への影響が軽微である理由として以下が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ①給付額算定期間から控除する休職期間の変更の場合 休職の対象者が相対的に少ないため ②定年年齢に変更がない定年退職日の変更の場合 定年年齢に変更がないため

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C 5ーア</p> <p>終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書(表紙)</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>終了の承認申請、解散の認可申請、財産目録等の承認申請(基金型企業年金から規約型企業年金への移行承認後の手続きを含む。)の場合に作成する。</p> <p>2. 計算基準日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終了の承認、解散の認可の場合 申請前1ヵ月以内の日 ・財産目録等の承認の場合 終了日 	<p>③繰下げ規定の追加 従来の給付と繰下げを選択した場合の給付が等価であるため</p> <p>④給与体系の変更 給与の変動幅が小さいため</p> <p>・掛金への影響の他、基礎率や数理債務の変動を踏まえた記載も考えられる。 また、上記の①及び③の場合、掛金または端数処理前の他制度掛金相当額への影響が軽微であることを理由に、休職及び繰下げの発生率を見込まないことを記載することも考えられる。</p> <p>承認認可基準通知5の(1)の③、承認認可基準通知5の(3)の①参照</p> <p>規則第97、98条参照</p> <p>承認認可基準通知5の(1)の③参照</p>
<p>様式C 5ーイ</p> <p>終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類</p>	<p>1. 明細書</p> <p>明細書は加入者・加入者以外毎、給付区分毎に別ページとし、その分類区分を明細書枠外上の()内に記入すること。 加入者以外については、さらに年金受給者、待期者、その他の受給者毎に別ページとすることも可とする。</p>	<p>様式の脚注1参照</p> <p>(分類区分の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(加入者) ・(加入者以外) ・(第1加算、加入者) ・(第2加算、待期者) <p>記入にあたっては、様式の脚注2～8も参照のこと。</p>
<p>様式C 7ーア</p> <p>決算に関する報告書(表紙)</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算に関する報告書として「貸借対照表」及び「損益計算書」並びに「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類」を決算時に作成する。 <p>2. 書類の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度終了後4月以内に提出する。 	<p>・事業年度終了日の翌日付で終了の承認(解散の認可)を得た場合においても提出する。</p>

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C7-イ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類 (共通事項)</p>	<p>3. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドランスに再掲している以外の様式の脚注にも留意する。 <p>1. 金額の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。 	
<p>様式C7-イの1 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非継続基準が1.00以上又は非継続基準が0.90(事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.80、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.82、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.84、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.86、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.88)以上であり、過去3事業年度の財政検証のうち2事業年度以上が1.00(事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98)以上」の場合は、チェック欄にマークする。 ・非継続基準(①/⑤)は、事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90以上、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98以上である。 ・②≤MAX(数理債務, ⑤)×1.5の場合は、積立超過及び⑥の欄は記入不要。なお、ここで用いる数理債務は、様式C7-イの「5. 数理債務及び責任準備金」中の数理債務(⑩)から特例掛金収入現価(⑩)を控除した額とする。 <p>2. 金額以外の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価ベース利回り 百分率で小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。 ・継続基準、非継続基準 小数点以下第3位を切り捨てた値を記入する。 ・積立超過 小数点以下第3位を切り上げた値を記入する。 	<p>様式の脚注2の再掲</p>
<p>様式C7-イの2 財政再計算の要否</p>	<p>1. 比率の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小数点以下第3位を切り捨てた値を記入する。 	

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C 7-イの4 資産評価調整額</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価方法が時価の場合は、「4. 資産評価調整額(評価方法が時価方式の場合)」のチェック欄にマークする。 評価方法が時価以外の場合は、「4. 資産評価調整額(評価方法が時価方式以外の場合)」を作成する。 <p>以下の2～4は、「4. 資産評価調整額(評価方法が時価方式以外の場合)」を作成する場合に適用する。</p> <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 各評価方法毎に必要な項目のみ記入することも可とする。 数理的評価方式導入後または数理的評価方式変更後から記入する。なお、過去に遡って数理的評価方式を導入(あるいは変更)していたとして、当期から数理的評価方式を導入(あるいは変更)する場合は、遡った時点以降について記入する。 他の企業年金制度等からの移行による場合であって、確定給付企業年金制度発足前の期間を含めて平滑化期間とする場合、その期間の数値も記入する。 給付区分ごとに資産評価調整加算(控除)額を算定した場合は、給付区分ごとに記入する。 <p>3. 金額以外の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 利率、時価ベース利回り 百分率で小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。 <p>4. 数理的評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価移動平均方式の場合でキャピタルゲイン以外を零とする取扱いとしている場合は、その旨を数理的評価の方法欄の末尾に記入する。 	<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 記入数値は、選択した評価方法を用いて計算される額とする。ただし、「⑩固定資産の財政運営上の資産額」は実際に財政決算で使用した額を記入する。 遡及して変更した年度が表中になくなるまでの間、評価方式を変更した旨の注記を行う。 (注記例) 「平成○年度において、平成□年度初に遡及して評価方式を○方式から□方式に変更した。」
<p>様式C 7-イの5 数理債務及び責任準備金</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C 3-ウの2に準じて記入する。 <p>2. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記入する。 <p>3. 財政悪化リスク相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の財政計算時の額を記入する。 <p>4. 特例掛金収入現価</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第47条(次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却)の特例掛金を用いて算定する。 <p>5. 数理上資産額</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C 7-イの3の数理上資産額(⑧)を記入する。 <p>6. うち、別途積立金として留保する額</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度剰余金の処分、前年度不足金の処理、期中の別途積立金の 	<p>様式の脚注1の再掲</p> <p>当年度剰余金の処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額であ</p>

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<p>積増し及び取崩しを行った後の別途積立金の額を記入する。</p> <p>7. 責任準備金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例掛金収入現価 (⑩) を控除した額を記入する。 	<p>ることに留意すること。</p>
<p>様式C 7-イの6 許容繰越不足金</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定めた方法に応じて必要な項目のみ記入する。 	
<p>様式C 7-イの7 最低積立基準額</p>	<p>1. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C 7-イの5に準じて記入する。 <p>2. 待期者その他加入者であった者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び年金受給者以外の者の最低積立基準額を記入する。 	
<p>様式C 7-イの8 積立上限額</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理上資産額 \leq MAX (数理債務, 最低積立基準額) \times 1.5の場合、該当するチェック欄にマークする。その際は、表中の数値は記入不要。なお、ここで用いる数理債務は、様式C 7-イの「5. 数理債務及び責任準備金」中の数理債務 (⑰) から特例掛金収入現価 (⑩) を控除した額とする。 ・法第55条第3項に定めるところにより算定した掛金の額が零の場合は、積立上限額の計算は行わず、該当するチェック欄にマークする。 ・記入が必要な場合は、様式C 7-イの5に準じて記入する。 <p>2. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C 7-イの5に準じて記入する。 <p>3. 標準掛金率 (規約上) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の規約上の標準掛金率を記入する。 	<p>「法第55条第3項に定めるところにより算定した掛金の額が零」とは、例えば、以下のような場合が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者がおらず、かつ今後新規に加入者が発生しない制度のため、掛金が零である場合 <p>いわゆる「下限利率」を用いて計算し直した標準掛金率ではない。</p>
<p>様式C 7-ウ 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類 (非継続基準)</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C 7-イの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。 <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌事業年度に規則第59条に定める掛金 (前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)、令第54条の4に定める掛金、並びに、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額 (①) に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における積立金の増加見込額 (④) には、当該掛金の拠出額を織り込まない額を記入する。 ・翌事業年度における積立金の増加見込額 (④) は、翌事業年度における掛金見込額、給付見込額、及び、運用収益見込額を合理的に計算して算定することができる。 ・翌々事業年度に掛金を拠出する場合において、⑥が負値になる場合は零を記載すること。 	<p>財政再計算に伴い⑦又は⑧に係る特例掛金 (⑨) が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注6の再掲</p>

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C7-ウ 積立比率回復計画の実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑦又は⑧に係る特例掛金(⑨)及びうち加入者負担分(⑩)は、規約上掛金を記入する。 決算に関する報告書の提出時までに⑦又は⑧の額が定められていない場合にあつては、⑦又は⑧に⑤の額を記入すること。このとき、⑨、⑩の記入は不要。 <p>1. 書類の作成 積立比率回復計画を実施中の場合に作成する。 様式C4-ウ'に準じて記載する。</p>	<p>掛金の規約変更申請の際に⑨、⑩を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。</p>
<p>様式C7-エ 財政検証(積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類(積立超過))</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-イの1において積立超過が、1.00を超える場合に作成する。 <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (D)控除後の掛金(掛金率又は掛金額)は、規約上掛金を記入する。 決算に関する報告書の提出時までに掛金の控除の方法が定められていない場合にあつては、①から③のみを記入する。 <p>3. 利息相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> 「利息相当額(④)」の欄には、③に対する控除の開始時期までの利息相当額(利率は、積立上限の算定に用いた予定利率)を記入する。 	<p>財政再計算に伴い(D)控除後の掛金(掛金率又は掛金額)が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注2の再掲</p> <p>掛金の控除に係る規約変更申請の際に、必要事項をすべて記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付区分特例を実施している場合でも、積立上限超過額は制度全体で算出するため、給付区分ごとの作成は不要。
<p>様式C7-ク 貸借対照表 (リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の場合)</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度全体としての剰余・不足は、給付区分ごとの数値を相殺した後の数値で計上すること。 <p>2. 責任準備金</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-イの5の責任準備金(⑭)の額を記入する。 <p>3. 財政悪化リスク相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-イの5の財政悪化リスク相当額(⑨)の額を記入する。 <p>4. リスク充足額</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-イの5の数理上資産額(⑳)・標準掛金収入現価(⑯)・特別掛金収入現価(⑱)・リスク対応掛金収入現価(⑲)・通常予測給付現価(②)の額を用いて、次の算式で算定した結果(円単位)を記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 給付区分特例を実施している場合でも、給付区分ごとの作成は不要。

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C13</p> <p>令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類</p>	<p>リスク充足額 $= \text{Max} (\textcircled{20} + (\textcircled{16} + \textcircled{18} + \textcircled{19}) - \textcircled{2} , 0)$</p> <p>5. 数理債務 ・様式C7-Iの5の数理債務(17)の額を記入する。</p> <p>6. 未償却過去勤務債務残高等 ・様式C7-Iの5の特例掛金収入現価(10)と特別掛金収入現価(18)の合計を記入する。</p> <p>1. 書類の作成 ・令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合(行わないこととする場合を含む。以下同じ。)、令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合(行わないこととする場合を含む。以下同じ。)で、かつ次の場合に作成する。 ・決算 ・財政計算</p> <p>・複数の給付区分を設けている場合で、一部の給付区分のみが上記に該当するときは、その旨を欄外に記載する。 (記載例) 「1-i) 障害給付金」の右側に次のように記載する。 (当該基準に基づく額の障害給付金の支給を行っている給付区分は、第1給付です。)</p> <p>2. 金額の表示 ・千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 給付現価 ・老齢給付金の給付現価 障害給付金の給付現価又は遺族給付金の給付現価を記載する場合に、当該記載する給付現価の算定対象となる障害給付金又は遺族給付金と同じ給付区分について算定した額を記載する。</p> <p>・障害給付金の給付現価 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合に、当該行おうとする給付区分又は行っている給付区分について算定した額を記載する。ただし、承認認可基準通知3-(4)-③に定める令第23条第2項の基準に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合(令第23条第2項の基準の検証と同時の場合を除く。)は、記載不要。</p> <p>・障害給付金 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合は、「当該基準で実施している」欄の「はい」に、行っていない場合(行おうとする場合を除く。)には「いいえ」に印を記載し、「はい」の場合にはそれ以降の欄を記載する。</p> <p>4. 基礎率等 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っておりかつ障害給付に係る発生確率を見直す場</p>	<p>左記以外の場合はブランクとする。</p> <p>遺族給付金の場合も同様とする。 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っていない場合(行おうとする場合を除く。)は、ブランクとする。</p> <p>遺族給付金の場合も同様とする。</p> <p>遺族給付に係る発生確率等の場合も同様とする。 左記以外の場合にはブランクとする。</p>
---	---	--

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	<p>合には発生確率等について記載し、行っておりかつ障害給付に係る発生確率を見直さない場合には発生確率等を変更していない旨を記載する。ただし、承認認可基準通知3-(4)-③に定める令第23条第2項の基準に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合(令第23条第2項の基準の検証と同時の場合を除く。)は、記載不要。</p> <p>5. 当該基準での給付の継続について 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っている場合に記載する。</p>	<p>遺族給付金の場合も同様とする。 左記以外の場合にはブランクとする。</p>
--	--	--

第1項 様式(「簡易な基準」を除く) (リスク分担型企業年金)

<p>C1 年金数理に関する確認</p> <p>C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類(表紙)</p> <p>C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類</p> <p>C2-エ 給付の設計の基礎を示した書類(企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項)</p> <p>様式C3-ア 掛金の計算の基礎を示した書類(表紙)</p> <p>様式C3-イ 総括表(掛金の計算の基礎を示した書類)</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p> <p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p> <p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p> <p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p> <p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p> <p>○リスク分担型企業年金における標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金及び数理債務の表示</p> <p>リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額(第2項に基づき変更した場合には変更後の額)を記載し、数理債務は記載しないこと。</p> <p>○備考</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合は、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。 	<p>様式の脚注6の再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率償却又は定率拠出の場合に、各期の掛金の代わりに償却割合又は拠出割合のみを記載することは不可。 ・定額償却又は定額拠出の場合でも、各期の掛金の記載は必要。
--	--	---

第1項 様式(「簡易な基準」を除く) (リスク分担型企業年金)

<p>様式C3-ウ</p> <p>掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類)</p> <p>様式C3-ウの1 基礎率等</p> <p>様式C3-ウの2 掛金率算定表</p> <p>様式C3-ウの3 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(標準算定方法))</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p> <p>○リスク分担型企業年金における通常予測給付現価の表示</p> <p>リスク分担型企業年金においては、調整前給付現価相当額を記載する。</p> <p>○リスク分担型企業年金における標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金、数理債務及び未償却過去勤務債務残高の表示</p> <p>リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額(第2項に基づき変更した場合には変更後の額)を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。</p> <p>○リスク分担型企業年金における他制度掛金相当額に関する備考への記入</p> <p>リスク分担型企業年金においては、確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第3条に基づき他制度掛金相当額を算定した場合、算定に用いた調整前給付現価相当額、人数現価および他制度掛金相当額を備考欄に記入する。</p> <p>また、確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第4条に基づき他制度掛金相当額を算定した場合は、算定に用いた規則第46条の3第1項に基づき計算される標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値ならびに他制度掛金相当額を備考欄に記入する。</p> <p>なお、規則第46条の3の第1項に基づき計算した標準掛金を変更しない財政再計算においては、標準掛金及び他制度掛金相当額に変更がない旨を記入する。</p> <p>1. 区分</p> <p>様式C3-イに準じて記入する。</p> <p>2. 資産の構成割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の構成割合は、政策的資産構成割合に基づき合理的に定めた資産の構成割合とすること。 <p>3. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p>	<p>様式の脚注1の再掲</p>
--	--	------------------

第1項 様式(「簡易な基準」を除く) (リスク分担型企業年金)

	<p>4. 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定常状態における積立金の算定方法について、具体的に記入すること。 ・財政悪化リスク相当額の算定に関する特記事項があれば記入する。 	
<p>様式C4-ア 財政再計算報告書(表紙)</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C4-イ 総括表(財政再計算報告書)</p>	<p>○備考 (備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。 	<p>様式の脚注8の再掲 調整率は、適用する年度に応じて記載する。</p>
<p>様式C4-ウ 掛金計算基礎(財政再計算報告書)</p>		
<p>様式C4-ウの1 基礎率等</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C4-ウの2 掛金率算定表</p>	<p>○備考 (備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金においては、[備考]欄に今後の調整率を記載すること。 	<p>様式の脚注5の再掲 調整率は、適用する年度に応じて記載する。</p>
<p>様式C4-ウの3 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(標準算定方法))</p>	<p>様式C3-ウの3に同じ。</p>	
<p>様式C4-ウ' 積立金の積立に必要な掛金の額を示した書類(非継続基準)</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	

第1項 様式(「簡易な基準」を除く) (リスク分担型企業年金)

<p>財政再計算を行わない理由を示した書類</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C5-ア 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書(表紙)</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C5-イ 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C7-ア 決算に関する報告書(表紙)</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C7-イ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類(共通事項)</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C7-イの1 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較</p>	<p>○作成時の留意事項 ・リスク分担型企業年金の場合は、積立超過及び⑥の欄は記入不要。</p>	<p>様式の脚注2の再掲</p>
<p>様式C7-イの2 財政再計算の要否</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	

第1項 様式(「簡易な基準」を除く) (リスク分担型企業年金)

<p>様式C7-イの4 資産評価調整額</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C7-イの5 数理債務及び責任準備金</p>	<p>○作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額(第2項に基づき変更した場合には変更後の額)を記載し、数理債務は記載しないこと。 ・リスク分担型企業年金においては、「備考」欄に今後の調整率を記載すること。 ・「備考」欄に記載する今後の調整率を使用して通常予測給付現価を算定すること。 ただし、規則第25条の2第1項第2号イに該当する場合には、「備考」欄に記載した端数処理後の調整率によらず、「通常予測給付現価」の合計欄に「給付財源から財政悪化リスク相当額を控除した額」を記載すること。また、規則第25条の2第1項第2号ロに該当する場合には、「通常予測給付現価」の合計欄に「給付財源」を記載すること。 	<p>様式の脚注3の再掲 調整率は、適用する年度に応じて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整率の適用を1年後とした場合や調整率を複数年度にわたり段階的に引き上げまたは引き下げの場合にあっては、通常予測給付現価の区分(将来加入者、現在加入者(将来分)、現在加入者(過去分)、年金受給者、待期者、その他の受給者)ごとに調整率が変動する影響を考慮して算定した額、または、各区分の調整前通常予測給付現価に調整後通常予測給付現価の合計額を調整前通常予測給付現価の合計額で除して得た率を一律に乗じた額を記載する。
<p>様式C7-イの6 許容繰越不足金</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C7-イの7 最低積立基準額</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>様式C7-イの8 積立上限額</p>	<p>○作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金は、記入しないこと。 	<p>様式の脚注2の再掲</p>
<p>様式C7-ウ 積立金の積立に必要な掛金の額を示した書類(非継続基準)</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	

第1項 様式(「簡易な基準」を除く) (リスク分担型企業年金)

<p>様式C7-ウ'</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>積立比率回復計画の実施状況</p>		
<p>様式C7-エ</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>財政検証(積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類(積立超過))</p>		
<p>様式C7-ク</p>	<p>1. 責任準備金 ・様式C7-イの5の責任準備金(㉔)の額を記入する。</p>	
<p>貸借対照表 (リスク分担型企業年金の場合)</p>	<p>2. 財政悪化リスク相当額 ・様式C7-イの5の財政悪化リスク相当額(㉑)の額を記入する。</p>	
<p></p>	<p>3. リスク充足額 ・様式C7-イの5の数理上資産額(㉒)・標準掛金収入現価(㉓)・特別掛金収入現価(㉔)・リスク対応掛金収入現価(㉕)・通常予測給付現価(㉖)の額を用いて、次の算式で算定した結果を記入する。</p>	
<p></p>	<p>リスク充足額 = Max (㉒ + (㉓ + ㉔ + ㉕) - ㉖, 0)</p>	
<p></p>	<p>4. 調整前通常予測給付現価 ・下記5.の調整前の額を記入する。</p>	
<p></p>	<p>5. 調整後通常予測給付現価 ・様式C7-イの5の通常予測給付現価(㉖)の額を記入する。</p>	
<p>様式C13</p>	<p>○リスク分担型企業年金に固有の事項なし。</p>	
<p>令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類</p>		

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>C1 年金数理に関する確認</p>	<p>規約型企業年金の規約の承認、基金型企業年金の設立認可の場合は、それぞれ「規約番号」、「基金番号」は記入不要。</p>	<p>簡易な基準以外の様式は第1項参照</p>
<p>C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類（表紙）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認認可基準通知別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 ・「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。 ・脚注の「○は申請の内容が当該書類に関係する場合」は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認、認可、届出 給付設計内容を変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約変更日前の期間に係る給付の額を増額する場合であって、当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合、給付水準の引き上げを他制度掛金相当額に反映させずに行うなどの確定拠出年金の拠出可能枠の恣意的な操作を防止する観点から、申請手続きを要することに留意すること（2024年12月1日以降を適用日とする規約変更から適用）。なお、合併等による実施事業所の増加に伴い、過去勤務期間を加入者期間へ通算する場合は、申請に該当しないとされている。
<p>C2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類</p>	<p>1. 減額の場合は6の備考欄に、変更前後の通常予測給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>2. 規約の統合・分割等（第1項 様式C2-イ参照）によって、実施事業所の全部又は一部の加入者の権利義務を他の規約に移転させ、当該移転先の規約において実施事業所として新たに加わる場合において、当該加入者に対して移転前後で同一の給付設計を適用する場合は、その旨を6の備考欄に記入すること。なお、記入例については第1項 様式C2-イに同じ。</p> <p>3. 各項目の記入例 3-給付の額の算定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減額判定の際に、数理債務を用いることも可とする。但し、将来期間分のみを減額するなど、給付現価は減少、数理債務は増加となる場合は、その旨追記すること。 ・減額とならない場合、給付減額とならないことが分かるように、その根拠を6の備考欄に記入する。 ・企業型年金の拠出限度額に係る経過措置適用終了の判断に必要とされる項目として記入をするもの。なお、当該加入者に対して適用する給付設計が移転前後で同一ではないが、移転前と比べて軽微な変更の範囲である場合には、様式C3-エ又は様式C4-エ備考欄にその旨を記入すること。 ・2024年12月1日以降を適用日とする様式から記入をすること。

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>C2-エ</p> <p>給付の設計の基礎を示した書類（企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項）</p> <p>様式C3-ア</p> <p>掛金の計算の基礎を示した書類（表紙）</p>	<p>（再評価の指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第29条第2号—具体的な指標 期間：毎年、〇年毎 指標：直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値 ・「再評価の指標」が規則第29条第4号又は第5号に該当する場合は、組み合わせ又は上下限の元となった「号」のチェックボックスを全てチェックする。 <p>4—給付の額の改定 額の改定の方法 改定期間：毎年、〇年経過毎 改定方法：定率△%、加算を行う方法 加算方法：前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 （額の改定の指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再評価の指標）に準じて記入する。 ・規則第29条第2号—具体的な指標 指標：契約者価額の計算に用いる予定利率 <p>5—給付の支給要件 受給資格：加入者期間〇年以上、加入者期間△年以上（但し□歳以上の場合は◇年以上） 年金の支給内容：開始年齢〇歳、保証期間△年、支給期間□年 一時金選択の可否：有り、無し 一時金選択時期：支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合：全部、一部（〇%、△%、…）</p> <p>6—規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額 第1項 様式C2-イを参照。</p> <p>1. 書類の作成 法第82条の2第1項の規定に基づき、給付の額の減額を行って、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成・提出する。</p> <p>2. 資産の移換に係る積立状況 （1）純資産額のうち移換に係る額 規則第87条の2第1項に基づき算定し、記入する。</p> <p>3. 純資産額のうち移換に係る額の計算方法 規則第87条の2第1項に基づいて算定した方法を具体的に示す。</p> <p>4. 金額の表示 円単位で記入する。</p> <p>5. 特記事項 ある場合は各様式の下方に欄を設けて記入する。</p> <p>1. 書類の作成 承認認可基準通知別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 また、「（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）」と記入する。</p>	<p>当該項目の記載は、受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の場合に限る。</p> <p>契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるものであること。</p>
---	---	---

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>様式C3-エ</p> <p>総括表（掛金の計算の基礎を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））</p>	<p>1. 区分 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記入すること。</p> <p>2. 数理上掛金</p> <p>a. 標準掛金 ・標準掛金を定額法で定めない場合、本欄はblankとする。</p> <p>b. 特別掛金 ・弾力償却を実施する場合、下限掛金率額を記入する。 ・事業所により特別掛金異なる場合、固定額で償却する方式、定率償却または段階引上げ償却を実施する等で本欄に記入することが困難な場合は、本欄は※等を記入して、その内容を備考欄や別表等に記入する。 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、原則として予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額との合算値を記載（困難な場合は、本欄は※等を記載）して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p> <p>c. 予定償却完了日 ・予定償却完了日は、予定償却開始日に予定償却期間を加えた日を記入する。 ・弾力償却を実施する場合、下限掛金額に対応する償却年数による予定償却完了日を記入する。 ・定率償却を実施する場合、本欄はblankとする。</p> <p>・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、その予定償却期間と予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る予定償却期間とを比べ長い方を記載することを原則とするが、困難な場合は、本欄は※等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p> <p>d. 数理上掛金率の表示 ・定額法、固定額で償却する方式の場合 円未満を四捨五入した値 ・定率償却の場合 百分率で小数点以下第2位を四捨五入した償却割合</p> <p>e. 様式の「区分」欄への追加表示 掛金率を明確にするため「区分」欄に以下の単位表示を追加して記入する。また、本欄に単位表示を追加記入することが困難な場合は、「掛金率」欄若しくは備考欄に記入することも可とする。 ・定額法、固定額で償却する方式の場合 「(円)」</p> <p>3. 規約上掛金 規約に定める掛金額を記入する。標準掛金が規約上に定額法で規定されていない場合及び本欄に記入することが困難な場合の記入方法は、数理上掛金に準ずる。 掛金率を明確にするため数理上掛金に準じて単位表示を追加記入する。</p> <p>4. 数理債務 様式C3-オの2の数理債務(③)を記入する。</p>	<p>拠出方法が月払以外の場合は、備考欄に拠出方法を記入する。（特別掛金についても同じ）</p> <p>（例示） ・予定償却開始日が平成15年4月1日、予定償却期間が15年の場合の予定償却完了日 → 平成30年4月1日</p> <p>（追加表示の例示） ・定額法：標準掛金(円) ・固定額で償却する方式： 特別掛金(円)</p>
---	--	--

第2項 様式（「簡易な基準」）

5. 特別掛金収入現価
様式C3-オの2の未償却過去勤務債務残高(⑦)を記入する。

6. 数理債務、特別掛金収入現価、数理上資産額の表示
掛金額の計算に使用した額について、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。

7. 備考
備考欄には、次のような事項を記入する。
財政再計算該当事由
給付設計等の変更内容
数理上の特記事項
財政運営に関し予め定めた事項
企業型年金の拠出限度額に係る経過措置に関する事項

(備考欄の記入例)

・事業所別特別掛金

事業所名	未償却過去勤務債務	数理上特別掛金	規約上特別掛金
〇〇	〇〇〇千円	●●●円	●●●円
□□	□□□千円	■ ■ ■ 円	■ ■ ■ 円

・固定額で償却する方式
「年間予定償却額 定額 〇〇〇円」

・弾力償却
「規約上掛金 定額 〇〇〇～×××円
(〇〇～××年)」

・定率償却
「償却割合 定率 〇〇%」

・段階引上げ償却
「規約上の掛金 〇年〇月から 〇〇%
〇年〇月から 〇〇%
〇年〇月から 〇〇%
段階引上げの最大の引上げ幅 〇〇%
一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金収入現価 〇〇千円
段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 〇〇千円」

・加入者数又は給与の変動を見込んで算定した場合
「〇年度から〇年間に渡り、総給与が1年あたり〇%ずつ減少し、その後は一定となるものとして特別掛金率(額)を算定している。」

備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。

他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。

・給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設ける場合は、その旨を記入する。

必要に応じて別紙とする。

「(最短期)～(最長期)」の様式で記入する。

第2項 様式（「簡易な基準」）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合 			
		数理上 特別掛金	規約上 特別掛金	予定償却 完了日
	予定利率引下げ による過去勤務 債務の額に係る 特別掛金	〇〇.〇〇%	〇〇%	〇〇年 〇〇月〇〇日
	上記以外の特別 掛金	□□.□□%	□□%	□□年 □□月□□日
<p>様式C3-オ</p> <p>掛金計算基礎 （掛金の計算の 基礎を示した書 類（簡易な基準 に基づく確定給 付企業年金））</p> <p>様式C3-オの1 基礎率等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金現価の見込み方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率を年金換算利率より高く設定した関係で「予定利率による年金現価<選択一時金現価」となったことから、財政の健全性に配慮して選択一時金現価を使用した。 ・ 中小企業退職金共済法第17条第1項又は第31条の4第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し又は移換を受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロ又は第69条の17第1号イの要件を満たすことが確認できるよう、引渡し又は移換を受ける解約手当金相当額及び引渡し又は移換に伴い増加する通常予測給付現価を記載する。 ・ 企業型年金の拠出限度額に係る経過措置に関する事項としては、第1項 様式C3-イを参照。 			
	1. 記入箇所	財政計算に用いた計算基礎以外は記入する必要はないものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。		
	2. 区分	様式C3-エに準じて記入する。		
	3. 計算基準日における加入者	平均年齢については小数点以下第2位を四捨五入した値を記入する。		
	4. 積立金の額の評価方法	採用した積立金の額の評価方法を記入する。数理的評価方式を採用した場合には、平滑化期間も記入する。		
5. その他の基礎率	「給付の額の再評価に用いる指標の予測」を使用している場合は、追加して記入する。			
	様式の脚注の再掲			
	様式の脚注の再掲 ※印のある項目は必ず記入することに留意する。			
	（評価方法の例示） ・ 時価方式 ・ 収益差平滑化方式 ・ 時価と時価移動平均方式のいずれか低い方 等			
	欄を追加して記入することが困難な場合には、備考欄や別紙に記入する。			
	予定利率、予定死亡率及び給付の額の再評価に用いる指標の予測以外の基礎率は使用できないことに留意する。			

第2項 様式（「簡易な基準」）

様式C3-オの2 掛金率算定表	<p>6. 備考 備考欄には、予定利率の設定の根拠を記入する。その他、基礎率等に関する特記事項があれば記入する。</p>	<p>簡易な基準における予定利率は、規則第43条の規定にかかわらず設定することから、積立金の運用収益の長期の予測に基づくことが必須ではないが、適正な年金数理に基づき設定する必要があり、その設定の理由を記入する。</p> <p>予定利率を前回同様とした場合でも、前回同様とは記入せず、前回その利率を設定した理由を記入する。</p>								
	<p>1. 区分 様式C3-エに準じて記入する。</p> <p>2. 給付現価、標準掛金収入現価、数理債務 給付現価及び標準掛金収入現価を計算せずに、数理債務を直接計算している場合は、給付現価及び標準掛金収入現価欄を空白とし、数理債務欄のみを記入する。</p> <p>3. 特別掛金（規約上） 規約に定める特別掛金について、償却方法、額、予定償却期間等を記入する。なお、定率償却を実施する場合には、予定償却期間は空白とする。 掛金率の単位表示を様式C3-エに準じて掛金名を表示している欄に追加記入する。また、本欄に追加記入することが困難な場合は、掛金率欄若しくは備考欄に記入することも可とする。</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定額で償却する方式 「年間予定償却額 定額 ○○○円」 ・弾力償却 「弾力償却 最長期 ○○○円」 ・定率償却 「償却割合 定率 ○○%」 <p>・段階引上げ償却 本欄は空白とし、備考欄に以下を記載。 「規約上の掛金 ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% 段階引上げの最大の引上げ幅 ○○% 一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金収入現価 ○○千円 段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 ○○千円」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者数又は給与の変動を見込んで算定した場合 「○年度から○年間に渡り、総給与が1年あたり○%ずつ減少し、その後は一定となるものとして特別掛金率（額）を算定している。」 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">規約上 特別掛金</th> <th style="width: 30%;">予定償却 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金</td> <td style="text-align: center;">○○%</td> <td style="text-align: center;">○○年○○月</td> </tr> <tr> <td>上記以外の特別掛金</td> <td style="text-align: center;">□□%</td> <td style="text-align: center;">□□年□□月</td> </tr> </tbody> </table>		規約上 特別掛金	予定償却 期間	予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○%	○○年○○月	上記以外の特別掛金	□□%	□□年□□月
	規約上 特別掛金	予定償却 期間								
予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○%	○○年○○月								
上記以外の特別掛金	□□%	□□年□□月								

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>様式C 4ーア 財政再計算報告書（表紙）</p>	<p>4. 金額の表示（特別掛金以外） 千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p> <p>5. 備考 備考欄には、確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定した額を記入する。その他、掛金率算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>（備考欄の記入例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 他制度掛金相当額 「計算基準日における財政計算の結果に基づく 標準掛金の総額：〇〇円 計算基準日における加入者数：〇〇人 他制度掛金相当額：〇〇円」 <p>なお、数理上標準掛金率×平均給与によって他制度掛金相当額を算定した場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、計算基準日における平均給与：〇〇円、他制度掛金相当額：〇〇円」を、定額制度の場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、他制度掛金相当額：〇〇円」を記入する等他制度掛金相当額の算定根拠がわかるような記載とすることが望ましいと考えられる。</p> <p>1. 書類の作成 法第58条及び第62条（法第58条の詳細を規定した規則第50条、法第62条の詳細を規定した規則第57条及び承認認可基準通知別紙3申請書類一覧を含む。）に定める財政再計算を行う場合に作成する。 また、「（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）」と記入する。</p> <p>承認認可基準通知別紙3申請書類一覧の脚注の「○は申請の内容が当該書類に関係する場合」は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約変更の承認、認可、届出 法第58条第1項及び規則第50条第4号イ、ロ、ニ又はホに該当して財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合。このうち、規則第7条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合にあっては届出となり、それ以外の場合にあっては承認・認可となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 積立金が積立上限額を超え、掛金の控除をしている場合は、当該控除がないものとして他制度掛金相当額を算定することとされている。（確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令第6条より） 掛金の一部を負担している加入者の他制度掛金相当額は、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないような合理的な方法により算定することとされている。（「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号14より） 標準掛金設定時に負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられる。 複数の区分がある場合は、表形式等で記載することも考えられる。 他制度掛金相当額は月額換算後の金額を記載することとされている。（「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号5より） <p>法第58、62条、規則第50、57条、</p>
---------------------------------	---	---

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>様式C 4-エ、オ</p> <p>総括表（財政再計算報告書（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））</p> <p>掛金計算基礎（財政再計算報告書（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継 移転承継に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 ・存続厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 <p>[注]</p> <p>規則第58条第1号の方法にて規則第59条（積立不足に伴う掛金の抛出手法）により掛金を変更する場合は、様式C 7-カを提出し、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条の方法にて規則第59条（積立不足に伴う掛金の抛出手法）により掛金を変更する場合は、様式C 4-カを提出する。また、規則第61条（掛金の控除の方法）により掛金を変更する場合は、様式C 7-キを提出する。</p> <p>また、規約に規定した規則第59条の特例掛金又は規則第61条による控除後掛金を、財政再計算による（控除前）掛金の変更に連動して変更する場合も、様式C 7-カ、様式C 4-カ又は様式C 7-キを財政再計算報告書に添付して提出する必要があることに留意する。</p> <p>2. 書類の提出時期</p> <p>財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更に関する以下の区分に応じて、それぞれに定める提出時期となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認又は認可申請を伴う場合 当該申請書に添付して提出する。 ・規約変更の届出を伴う場合 当該届書に添付して提出する。 ・規約変更を行う必要がない場合 計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の事業及び決算に関する報告書に添付して提出する。 <p>様式C 3-エ、オに同じ。 ただし、（ ）がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ ）内には財政再計算前のものを記入し、（ ）外には財政再計算後のものを記入する。 ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 ・財政再計算と併せて給付設計の変更（確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項）に係る規約変更を行う場合は、当該給付設計の変更のみを単独で行ったと仮定した場合の財政再計算の要否および、財政再計算が不要と判断した場合には「財政再計算を行わない理由」を併せて、備考欄に記入すること。（様式C 4-イに同じ） <p>なお、2024年12月1日までを適用日として他制度掛金相当額を規約に規定する等、財政再計算を伴わず他制度掛金相当額を規約に規定する場合、総括表を斜線とし、「備考」欄に他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額、加入者数等の基礎数値及び算定した他制度掛金相当額等を記載する（他制度掛金相当額の算定根拠が分かるような記載とする）ことが考えられる。また、様式C-4に代えて「再計算を行わない理由を示した書類」に上記の必要事項を記載することも考えられる。</p>	<p>承認認可基準通知別紙3申請書類一覧の注8参照</p> <p>規則第51条参照</p> <p>・様式の脚注2参照</p>
---	--	--

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>様式C 4ーカ</p> <p>積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p> <p>財政再計算を行わない理由を示した書類</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式C 7ーオの1のチェック事項に該当しない場合で、当分の間の各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。 <p>2. 積立比率の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> 推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。 積立比率 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。 推計の前提 推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。 特に、数理上資産額を使用した場合はその旨を記載する。 <p>第1項 財政再計算を行わない理由を示した書類を参照。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式の脚注の再掲
<p>様式C 5ーア</p> <p>終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書（表紙）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>終了の承認申請、解散の認可申請、財産目録等の承認申請（基金型企業年金から規約型企業年金への移行承認後の手続きを含む。）の場合に作成する。 また、「（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）」と記入する。</p> <p>2. 計算基準日</p> <ul style="list-style-type: none"> 終了の承認、解散の認可の場合 申請前1ヵ月以内の日 財産目録等の承認の場合 終了日 	<p>承認認可基準通知5の(1)の③、承認認可基準通知5の(3)の①参照</p> <p>規則第97、98条参照</p> <p>承認認可基準通知5の(1)の③参照</p>
<p>様式C 5ーイ</p> <p>終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類</p>	<p>1. 明細書</p> <p>明細書は加入者・加入者以外毎、給付区分毎に別ページとし、その分類区分を明細書枠外上の（ ）内に記入すること。 加入者以外については、さらに年金受給者、待期者、その他の受給者毎に別ページとすることも可とする。</p>	<p>様式の脚注1参照</p> <p>（分類区分の例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（加入者） ・（加入者以外） ・（第1加算、加入者） ・（第2加算、待期者） <p>記入にあたっては、様式の脚注2～8も参照のこと。</p>
<p>様式C 7ーア</p> <p>決算に関する報告書（表紙）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算に関する報告書として「貸借対照表」及び「損益計算書」並びに「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類」を決算時に作成する。 	

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>様式C7-オ</p> <p>積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金） （共通事項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> また、「（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）」と記入する。 <p>2. 書類の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度終了後4月以内に提出する。 <p>3. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 本ガイドダンスに再掲している以外の様式の脚注にも留意する。 <p>1. 金額の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度終了日の翌日付で終了の承認（解散の認可）を得た場合においても提出する。
<p>様式C7-オの1</p> <p>積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「非継続基準が1.00以上又は非継続基準が0.90（事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.80、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.82、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.84、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.86、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.88）以上であり、過去3事業年度の財政検証のうち2事業年度以上が1.00（事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98）以上」の場合は、チェック欄にマークする。 非継続基準（①/⑤）は、事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90以上、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98以上である。 ②≤MAX（数理債務、⑤）×1.5 の場合は、積立超過及び⑥の欄は記入不要。 <p>2. 金額以外の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価ベース利回り 百分率で小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。 継続基準、非継続基準 小数点以下第3位を切り捨てた値を記入する。 積立超過 小数点以下第3位を切り上げた値を記入する。 	<p>様式の脚注2の再掲</p>
<p>様式C7-オの2</p>	<p>1. 比率の表示</p>	

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>財政再計算の要否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小数点以下第3位を切り捨てた値を記入する。 	
<p>様式C 7-オの4 資産評価調整額</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価方法が時価の場合は、「4. 資産評価調整額（評価方法が時価方式の場合）」のチェック欄にマークする。 ・評価方法が時価以外の場合は、「4. 資産評価調整額（評価方法が時価方式以外の場合）」を作成する。 <p>以下の2～4は、「4. 資産評価調整額（評価方法が時価方式以外の場合）」を作成する場合に適用する。</p> <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各評価方法毎に必要な項目のみ記入することも可とする。 ・数理的評価方式導入後または数理的評価方式変更後から記入する。なお、過去に遡って数理的評価方式を導入（あるいは変更）していたとして、当期から数理的評価方式を導入（あるいは変更）する場合は、遡った時点以降について記入する。 ・他の企業年金制度等からの移行による場合であって、確定給付企業年金制度発足前の期間を含めて平滑化期間とする場合、その期間の数値も記入する。 ・給付区分ごとに資産評価調整加算（控除）額を算定した場合は、給付区分ごとに記入する。 <p>3. 金額以外の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率、時価ベース利回り 百分率で小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。 <p>4. 数理的評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価移動平均方式の場合でキャピタルゲイン以外を零とする取扱いとしている場合は、その旨を数理的評価の方法欄の末尾に記入する。 	<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入数値は、選択した評価方法を用いて計算される額とする。ただし、「⑩固定資産の財政運営上の資産額」は実際に財政決算で使用した額を記入する。 ・遡及して変更した年度が表中になくなるまでの間、評価方式を変更した旨の注記を行う。 （注記例） 「平成〇年度において、平成□年度初に遡及して評価方式を〇〇方式から□□方式に変更した。」
<p>様式C 7-オの5 数理債務及び責任準備金</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式C 3-ウの2に準じて記入する。 ・なお、給付現価、給与現価及び標準掛金収入現価を計算せずに、数理債務を直接計算している場合は、①から④をブランクとすることができる。 <p>2. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記入する。 	<p>様式の脚注の再掲</p>
<p>様式C 7-オの6 許容繰越不足金</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定めた方法に応じて必要な項目のみ記入する。 	
<p>様式C 7-オの7 最低積立基準額</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再計算など簡易な計算方法を用いない場合は、様式C 7-イの7の様式に記入する。 <p>2. 区分</p>	<p>様式の脚注の再掲 様式C 7-イの7は「簡易な基準」以外の様式</p>

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>様式C7-オの8 積立上限額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式C7-オの5に準じて記入する。 <p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数理上資産額 \leq MAX（数理債務、最低積立基準額）\times1.5の場合は、該当するチェック欄にマークする。その際は、表中の数値は記入不要。 ・ 法第55条第3項に定めるところにより算定した掛金の額が零の場合は、積立上限額の計算は行わず、該当するチェック欄にマークする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再計算など簡易な計算方法を用いない場合は、様式C7-イの8の様式に記入する。 ・ なお、様式C7-イの8の①から⑯全ての欄の数値を算出していないときは、当該欄はblankとすることができる。 <p>2. 区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式C7-オの5に準じて記入する。 	<p>「法第55条第3項に定めるところにより算定した掛金の額が零」とは、例えば、以下のような場合が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者がおらず、かつ今後新規に加入者が発生しない制度のため、掛金が零である場合 ・ 標準掛金に負の掛金（負の過去勤務債務の額を給与現価で除して算定したもの）を加えた結果、掛金率が零となる場合 <p>様式の脚注の再掲 様式C7-イの8は「簡易な基準」以外の様式（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付現価、給与現価及び標準掛金収入現価を計算せずに、数理債務を直接計算している場合は①から⑯をblankとすることができる。 ・ 給付現価の内訳及び給与現価を計算していない場合は、②から⑯をblankとすることができる。
<p>様式C7-カ 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。 <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌事業年度に規則第59条に定める掛金（前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの）、令第54条の4に定める掛金、並びに、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額（①）に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における積立金の増加見込額（④）には、当該掛金の拠出額を織り込まない額を記入する。 ・ 翌事業年度における積立金の増加見込額（④）は、翌事業年度における掛金見込額、給付見込額、及び、運用収益見込額を合理的に計算して算定することができる。 ・ 翌々事業年度に掛金を拠出する場合において、⑥が負値になる場合は零を記載すること。 ・ ⑦又は⑧に係る特例掛金（⑨）及びうち加入者負担分（⑩）は、規約上掛金を記入する。 ・ 決算に関する報告書の提出時まで⑦又は⑧の額が定められていない場合にあつては、⑦又は⑧に⑤の額を記入すること。このとき、⑨、⑩の記入は不要。 	<p>財政再計算に伴い⑦又は⑧に係る特例掛金（⑨）が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注6の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に⑨、⑩を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア（表紙）の添付は不要。</p>

第2項 様式（「簡易な基準」）

<p>様式C7-カ 積立比率回復計画の実施状況（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p>	<p>1. 書類の作成 積立比率回復計画を実施中の場合に作成する。 様式C4-カに準じて記載する。</p>	
<p>様式C7-キ 積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（積立超過）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p>	<p>1. 書類の作成 ・ 様式C7-オの1において積立超過が、1.00を超える場合に作成する。</p> <p>2. 作成時の留意事項 ・ (D) 控除後の掛金（掛金率又は掛金額）は、規約上掛金を記入する。 ・ 決算に関する報告書の提出時までには掛金の控除の方法が定められていない場合にあっては、①から③のみを記入する。</p> <p>3. 利子相当額 「利子相当額（④）」の欄には、③に対する控除の開始時期までの利息相当額（利率は、積立上限の算定に用いた予定利率）を記入する。</p>	<p>財政再計算に伴い(D)控除後の掛金（掛金率又は掛金額）が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注2の再掲</p> <p>掛金の控除に係る規約変更申請の際に、必要事項をすべて記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア（表紙）の添付は不要。</p> <p>・ 給付区分特例を実施している場合でも、積立上限超過額は制度全体で算出するため、給付区分ごとの作成は不要。</p>
<p>様式C7-ク 貸借対照表（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の場合）</p>	<p>1. 作成時の留意事項 ・ 制度全体としての剰余・不足は、給付区分ごとの数値を相殺した後の数値で計上すること。 ・ 簡易な基準においては、小分類の記入は不要。</p> <p>2. 責任準備金 ・ 様式C7-オの5の責任準備金（⑦）の額を記入する。</p> <p>3. 財政悪化リスク相当額、リスク充足額 ・ 「0」を記入する。</p> <p>4. 数理債務 ・ 様式C7-オの5の数理債務（⑤）の額を記入する。</p> <p>5. 未償却過去勤務債務残高等 ・ 様式C7-オの5の特別掛金収入現価（⑥）の額を記入する。</p>	<p>・ 給付区分特例を実施している場合でも、給付区分ごとの作成は不要。 ・ 承認認可基準通知別紙4勘定科目説明の記入上の注意参照</p>

<p>【付録】数値例</p>	<p>○平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法令等の改正後の財政決算、財政再計算に係る数値例について</p> <p>■数値例に係る補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条の2第1項第1号に定める「リスク対応額」の上限を「上限リスク対応額」という。 ・数値例は、次のⅠ～Ⅲの3パターンから構成されている。また、各パターンに対して、複数のケースを設定している。 <p>数値例Ⅰ 新基準へ移行する際の財政再計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース① 別途積立金を取り崩す場合 ケース② 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合 ケース③ 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合 <p>数値例Ⅱ 新基準移行後の財政決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース① リスク対応掛金を拠出しない場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例 ケース② リスク対応掛金を拠出する場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例 ケース③ リスク対応掛金を拠出しない場合で、不足金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例 <p>数値例Ⅲ 新基準移行後の財政再計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース① 別途積立金を取り崩す場合 ケース② 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合 ケース③ 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合 ケース④ 財政再計算に伴い数理債務が増加する場合 ケース⑤ 特別掛金の増加の回避や減少を目的とせずに別途積立金を取り崩す場合 ケース⑥ 別途積立金を留保し、特別掛金の増加の回避や減少を目的とせずに新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合 <p>■一般的な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応掛金額の算定に用いる積立金の額は、別途積立金の額の全部または一部を留保して算定することができない。 ・様式C 7-イの「5. 数理債務及び責任準備金」における「うち、別途積立金として留保する額」は、前年度剰余金の処分、前年度不足金の処理、期中の別途積立金の積増しおよび取崩しを行った後の別途積立金となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金の算定に用いる積立金の額に係る取扱いと異なる点に留意すること。 ・当年度剰余金の処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額であることに留意すること。
-----------------------	--	--

数値例 I -① 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
【別途積立金を取り崩す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ
(旧基準による財政決算)



財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を提出する場合



・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・財政再計算前の別途積立金(旧基準の別途積立金)を取り崩すことができる

■特別掛金の算定

① 積立金	400
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	0
④ 数理債務	400
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	0
⑥ 特別掛金収入現価	0

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	400
② 特別掛金収入現価	0
③ 数理債務	400
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	0
⑤ 財政悪化リスク相当額	300
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	300

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	400
② 別途積立金	0
③ 特別掛金収入現価	0
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	400
⑥ 財政悪化リスク相当額	300
⑦ 追加提出可能額現価(⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	400

数値例Ⅰ-② 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
 【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合】

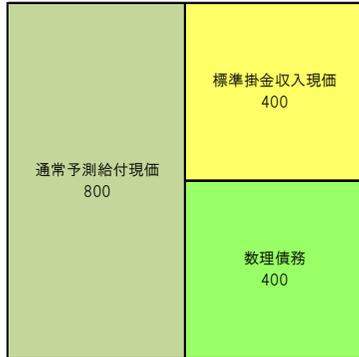
財政再計算前

財政再計算前のイメージ
 (旧基準による財政決算)



財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定



・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

ステップ2 特別掛金の算定

特別掛金算定時のイメージ



・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する
 ・財政再計算前の別途積立金(旧基準の別途積立金)を留保することができる

■特別掛金の算定

① 積立金	400
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	400
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 特別掛金収入現価	100

ステップ3 リスク対応掛金の算定

リスク対応掛金算定時のイメージ



・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する
 ・上限リスク対応額を算定する
 ・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する
 ・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	400
② 特別掛金収入現価	100
③ 数理債務	400
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	100
⑤ 財政悪化リスク相当額	300
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	200

参考 財政再計算後

財政再計算後のイメージ
 リスク対応額を100として
 リスク対応掛金を提出する場合



■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	400
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	100
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	400
⑥ 財政悪化リスク相当額	300
⑦ 追加提出可能額現価(⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	300

数値例Ⅰ-③ 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
 【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ
 (旧基準による財政決算)

特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 400	
	別途積立金 100

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
 リスク対応掛金を抛出する場合

通常予測給付現価 800	標準掛金収入現価 400
	数理債務 400

過去勤務債務の額 200	数理債務 400
積立金 400	
	別途積立金 200

上限リスク対応額 100	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	
積立金 400	数理債務 400

追加抛出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 200	数理債務 400
積立金 400	
	別途積立金 200

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合、負の額の全部又は一部を別途積立金積増金として処理することもできる

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	400
② 別途積立金	200
③ 特別掛金収入現価	200
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	400
⑥ 財政悪化リスク相当額	300
⑦ 追加抛出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	200

■特別掛金の算定

① 積立金	400
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	400
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額	200
⑦ 今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額(⑤-⑥)	-100
⑧ 負の過去勤務債務に係る別途積立金積増金(⑦×(-1))	100
⑨ (財政再計算後の)別途積立金(③+⑧)	200
⑩ 過去勤務債務の額(④-(①-⑨))	200
⑪ 特別掛金収入現価	200

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	400
② 特別掛金収入現価	200
③ 数理債務	400
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	200
⑤ 財政悪化リスク相当額	300
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	100

数値例Ⅱ-① 新基準移行後の財政決算の例示
【リスク対応掛金を拠出しない場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 400	数理債務 500

⇒

積立金：+300
数理債務：▲100

前年度の財政決算

特別掛金収入現価 100	財政悪化リスク相当額 300
積立金 700	数理債務 400
	別途積立金 100

⇒

積立金：▲200

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 400
	別途積立金 100

■責任準備金の算定

①	積立金	700
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	0
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	600

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	100

・差益(400)が発生したが、財政均衡状態を上回る部分(100)のみが、当年度剰余金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	400
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ウ)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	100
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	200
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	400

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	0
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	100

・差損(200)が発生しているが、財政均衡状態であるため、当年度不足金は計上されず、前年度の別途積立金が計上され続ける

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	200
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ウ)に記載するものである

数値例Ⅱ-② 新基準移行後の財政決算の例示
 【リスク対応掛金を拠出する場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出している場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 400	

⇒

積立金：+300
 数理債務：▲100

前年度の財政決算

リスク対応掛金収入現価 100	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 700	数理債務 400

⇒

積立金：▲200

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	数理債務 400
積立金 500	

■責任準備金の算定

①	積立金	700
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	100
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	0
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	500

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	200
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	200

・差益(400)が発生したが、財政均衡状態を上回る部分(200)のみが、当年度剰余金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	500
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	200
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	100
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	200
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	300

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	0
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	200

・差損(200)が発生したが、財政均衡状態であるため、当年度不足金は計上されず、前年度の別途積立金が計上され続ける

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	300
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

数値例Ⅱ-③ 新基準移行後の財政決算の例示
 【リスク対応掛金を拠出しない場合で、不足金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 400	数理債務 500

⇒

積立金：▲100

前年度の財政決算

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 300	数理債務 500
繰越不足金 100	

⇒

積立金：+200
数理債務：▲100

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 400

■責任準備金の算定

①	積立金	300
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	500
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	300
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	400

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	-100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	-100

・差損(100)が発生し、財政均衡状態を下回る部分(100)が、
当年度不足金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	0
---	-----------------	---

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ウ)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	100
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	100
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	500

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	0

・差益(300)が発生したが、財政均衡状態であるため、繰越不足金を解消
するのみで、別途積立金は計上されない

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	200
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ウ)に記載するものである

数値例Ⅲ-① 新基準移行後の財政再計算の例示
【別途積立金を取り崩す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 500	

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 400
数理債務 500	特別掛金収入現価 100

積立金 500	数理債務 500
------------	-------------

上限リスク対応額 200	財政悪化リスク相当額 200
積立金 500	数理債務 500

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 200
リスク対応掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 500	

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・財政再計算前の別途積立金を取崩すことができる

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	0
④ 数理債務	500
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	0
⑥ 特別掛金収入現価	0

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

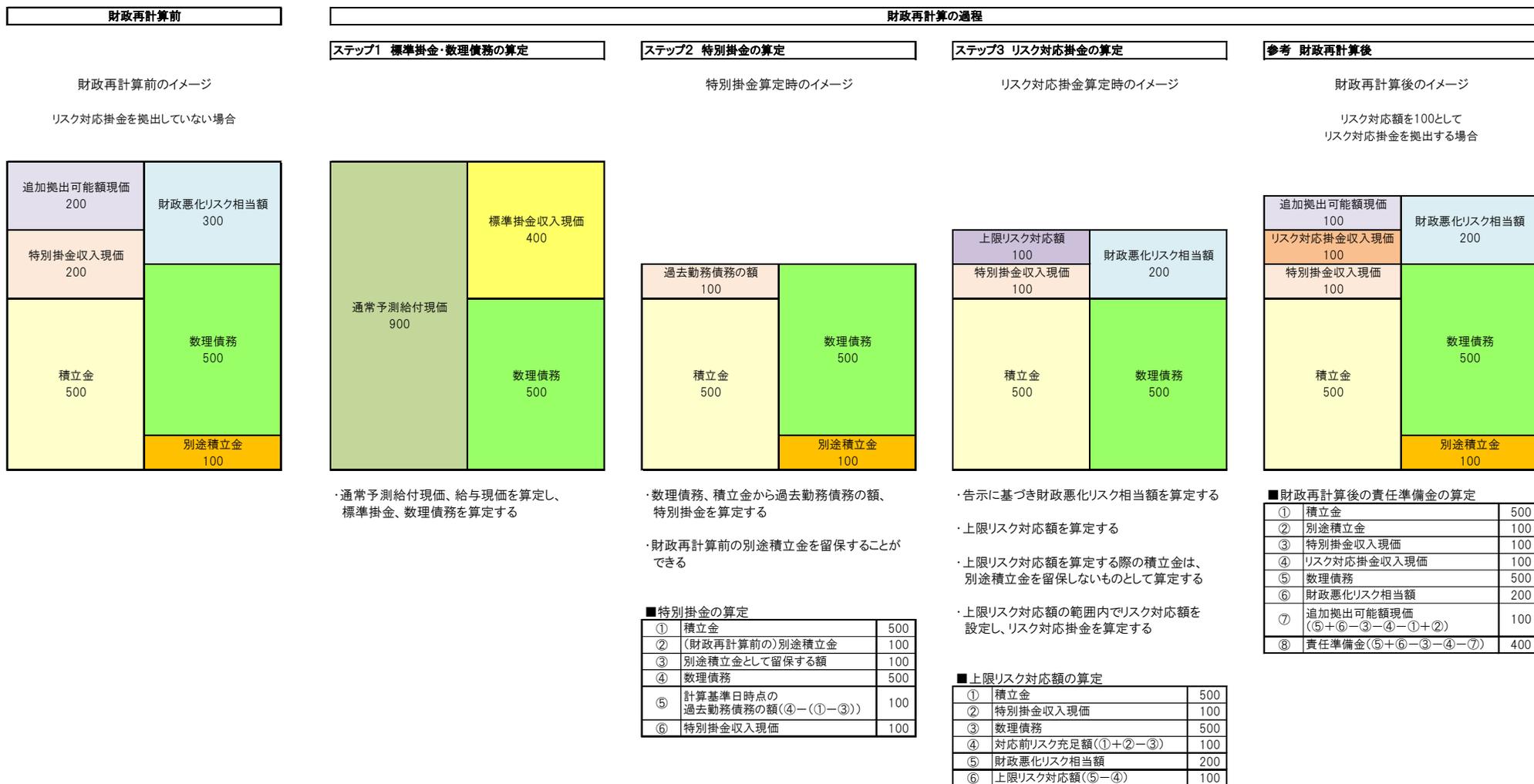
■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	0
③ 数理債務	500
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	0
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	200

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	500
② 別途積立金	0
③ 特別掛金収入現価	0
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	500
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価(⑤+⑥-③-④-①+②)	100
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	500

数値例Ⅲ-② 新基準移行後の財政再計算の例示
【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合】



数値例Ⅲ-③ 新基準移行後の財政再計算の例示
 【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合】

財政再計算前

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

財政再計算前のイメージ

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

上限リスク対応額が0であり
 リスク対応掛金を拠出することはできない



・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

・財政再計算前の別途積立金を留保することができる
 ・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合、負の額の全部又は一部を別途積立金積増金として処理することもできる

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

① 積立金	500
② 別途積立金	200
③ 特別掛金収入現価	200
④ リスク対応掛金収入現価	0
⑤ 数理債務	500
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	300

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	500
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額	200
⑦ 今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額(⑤-⑥)	-100
⑧ 負の過去勤務債務に係る別途積立金積増金(⑦×(-1))	100
⑨ (財政再計算後の)別途積立金(③+⑧)	200
⑩ 過去勤務債務の額(④-(①-⑨))	200
⑪ 特別掛金収入現価	200

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	200
③ 数理債務	500
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	200
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	0

数値例Ⅲ-④ 新基準移行後の財政再計算の例示
【財政再計算に伴い数理債務が増加する場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 500	

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 300
	数理債務 600
	別途積立金 100

過去勤務債務の額 200	数理債務 600
積立金 500	

上限リスク対応額 100	財政悪化リスク相当額 200
特別掛金収入現価 200	数理債務 600
積立金 500	

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 200
リスク対応掛金収入現価 100	数理債務 600
特別掛金収入現価 200	

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

・財政再計算前の別途積立金を留保することができる

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前)の別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	600
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	200
⑥ 特別掛金収入現価	200

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	200
③ 数理債務	600
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	100
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	100

※旧基準では、財政再計算前の状態(財政決算における当年度剰余金を処分した状態)で、別途積立が200となる。このため、特別掛金を算定する際の積立金を300(=積立金(500)-別途積立金(200))とし、過去勤務債務の額を300とすることができる。新基準においては、財政再計算前の状態で、別途積立金が100となるため、過去勤務債務の額を300とすることができない。

① 積立金	500
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	200
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	600
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価(⑤+⑥-③-④-①+②)	100
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	400

数値例Ⅲ-⑤ 新基準移行後の財政再計算の例示
【特別掛金の増加の回避や減少を目的とせずに別途積立金を取り崩す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金、特別掛金を提出していない場合



財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

上限リスク対応額が0であり
リスク対応掛金を提出することはできない



・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

・財政再計算前の別途積立金を任意で取り崩すことができる

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■特別掛金の算定

① 積立金	700
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	0
④ 数理債務	500
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	-200
⑥ 特別掛金収入現価(⑤)	0

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	700
② 特別掛金収入現価	0
③ 数理債務	500
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	200
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	0

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	700
② 別途積立金	0
③ 特別掛金収入現価	0
④ リスク対応掛金収入現価	0
⑤ 数理債務	500
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加提出可能額現価(⑤+⑥-③-④-①+②)	0
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	700

※リスク対応掛金を提出しない場合でも、責任準備金が旧基準の責任準備金とは一致しない(財政均衡の下限ではない)ことに留意する。

数値例Ⅲ-⑥ 新基準移行後の財政再計算の例示

【別途積立金を留保し、特別掛金の増加の回避や減少を目的とせず新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金、特別掛金を提出していない場合



財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

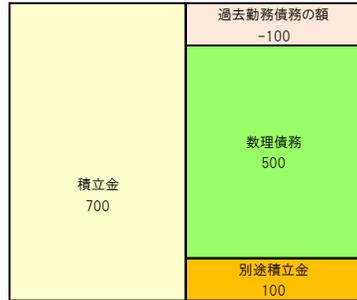
ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ



・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

上限リスク対応額が0であり、リスク対応掛金を提出することはできない

・新たに発生した負の過去勤務債務の額は別途積立金として積み増さないこともできる

- ・上限リスク対応額を算定する
- ・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する
- ・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■特別掛金の算定

① 積立金	700
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	500
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	-100
⑥ 特別掛金収入現価(⑤)	0

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	700
② 特別掛金収入現価	0
③ 数理債務	500
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	200
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	0

■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	700
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	0
④ リスク対応掛金収入現価	0
⑤ 数理債務	500
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価(⑤+⑥-③-④-①+②)	100
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	600

※リスク対応掛金を提出しない場合でも、責任準備金が旧基準の責任準備金とは一致しない(財政均衡の下限ではない)ことに留意する。